令和７年３月

定　例　会　会　議　録

亀　山　市　議　会

質　問　内　容　（通告要旨）

【３月６日】

代表質問

１　服部孝規（日本共産党）	３６～５１ページ

令和７年度施政及び予算編成方針について

１　「大規模施設整備事業の基本的な考え方」について

（１）１７年間に４つの大規模施設整備事業が重なったことについて

２　新庁舎建設について

（１）６年延期しても予定地、事業規模などの抜本的な見直しをしなければ問題は解決しないことについて

３　国民健康保険制度について

（１）国民健康保険の県統一化で保険税額はどうなるのかについて

４　老朽化が進んでいる保育園の建て替え計画がないことについて

（１）櫻井市長のマニフェスト「学校・幼保施設の計画的な改修」について

５　リニア亀山駅は今後のまちづくりの柱とすべきではないことについて

（１）名古屋以西の開業はいつになるのかについて

代表質問

２　森　美和子（公明党）	５１～６３ページ

市長の所信について

１　櫻井市政５期目の決意について

市長マニフェスト「緑の八策ｖｅｒ．２」について

１　二策　「子ども」の笑顔と心を育む！

（１）不登校児童生徒のサポート・選択肢の充実、県立夜間中学通学への財政支援について

２　四策　健やかで優しい「暮らし」を支える！

（１）周産期医療の抜本的な強化について

（２）市立医療センターの診療科増設への検討開始について

令和７年度施政及び予算編成方針について

１　財政構造改革骨太方針２０２４における１０％シーリングの成果について

２　新たな産業団地の確保に向けた動きについて

３　子どもの出生祝金の廃止について

代表質問

3　櫻木善仁（新和会）	６３～７７ページ

令和７年度施政及び予算編成方針について

１　令和７年度「行政経営の重点方針」について

（１）市長が「分度の年」と位置付けた考え方について

（２）「分度の年」と３つの重点方針を、どのようにつなげて取り組むのか

２　令和７年度予算編成方針について

（１）歳入確保に向けた具体的な取組について

３　快適さを支える生活基盤の向上について

（１）居住誘導区域内への転入者支援による子育て世帯等の定住促進と中心的市街地の活性化について

（２）人口減少が加速する地域への対応をどのように考えているか

（３）地域公共交通の充実について

４　子育てと子どもの成長を支える環境の充実について

（１）未来を担う子どもたちの環境整備と「生き抜く力」の育成について

５　農業の振興について

（１）地域計画の取組について

６　まちづくり観光の活性化について

（１）亀山版グリーンツーリズムについて

７　市民力・地域力の活性化について

（１）地域予算制度の充実について

令和７年度教育行政一般方針について

１　人口減少に伴う学校運営について

（１）小規模校（小学校）の将来を見据えた教育環境のあり方について

代表質問

4　櫻井清蔵（勇政）	７７～８９ページ

市長マニフェストについて

１　緑の八策ｖｅｒ．２について

（１）内容について

（２）令和７年度当初予算への反映について

新庁舎建設について

１　新庁舎の整備時期を６年先送りすることについて

２　総事業費９５億円の内訳について

３　建設用地のかさ上げについて

４　建設場所については、改めて市民の声を聴くべきと思うが、市長の見解を尋ねる

中学校全員喫食制給食実施事業について

１　建設を予定していた給食センターの概算事業費が、当初の８億７千万円から２４億２千万円に膨れ上がった理由について

２　庁舎の建設予定地を変更して事業費を削減することで、給食センターの建設が可能になるのではないか

亀山市文化大使について

１　市の文化大使を、私的な個人演説会に招くことについて

代表質問

５　草川卓也（結）	９０～１０５ページ

令和７年度施政及び予算編成方針について

１　大規模施設整備事業の基本的な考え方について

（１）学校施設等長寿命化について

（２）新庁舎整備について

２　他の公共施設等の整備方針について

（１）道路施設・農業施設の整備方針について

（２）上水道施設の整備方針について

３　多様な手法による財源の確保について

（１）公有財産の有効活用について

（２）住宅開発の促進について

市長マニフェストについて

１　新しい産業団地の確保、半導体・健康医療・商業など成長分野の企業立地の促進について

２　児童発達支援センターの設置支援について

質　疑　内　容　（通告要旨）

【3月７日】

１　服部孝規（日本共産党）　１０９～１１７ページ

議案第２１号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

１　なぜこれほど大幅な値上げをしなければならないのかについて

２　国保税を払う側に立った検討はされたのかについて

３　今後の国保税の値上げについて

議案第１３号　亀山市職員給与条例の一部改正について

１　地域手当の引き下げについて

議案第１２号　亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

１　本則を改正せずに附則による改正にした理由について

２　森　美和子（公明党）　１１７～１２５ページ

議案第２１号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

１　改正内容について

２　国民健康保険事業運営基金の活用について

３　保険税の引き上げは令和７年度だけなのか

議案第２８号　令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１０号）について

１　第２款　総務費、第１項　総務管理費、第１４目　行政情報化推進費、地域活性化起業人事業の減額補正について

（１）減額理由について

議案第３３号　令和７年度亀山市一般会計予算について

１　第７款　商工費、第１項　商工費、第３目　観光費、地域活性化起業人事業について

（１）事業の内容について

（２）進捗状況について

２　第３款　民生費、第２項　児童福祉費、第１目　児童福祉総務費、民間保育所補助費、病児保育事業費補助金について

（１）事業の内容について

３　第７款　商工費、第１項　商工費、第１目　商工総務費、地域生活交通再編事業、人材育成事業支援業務委託料について

（１）事業の内容について

４　第８款　土木費、第２項　道路橋梁費、第２目　道路維持修繕費、道路施設管理包括的民間委託導入検討事業について

（１）事業の内容について

３　深水隆司（新和会）　１２６～１３４ページ

議案第１１号　亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

１　改正内容について

（１）対象者の範囲について

（２）時間外勤務の制限について

（３）勤務環境の整備について

議案第１２号　亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

１　改正内容について

（１）施行期日までの取扱いについて

議案第１３号　亀山市職員給与条例の一部改正について

１　改正内容について

（１）地域手当について

（２）管理職員特別勤務手当について

議案第１８号　亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

１　改正内容について

（１）災害弔慰金等支給審査委員会について

（２）災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給対象者について

４　伊藤彦太郎（勇政）　１３４～１４０ページ

議案第３３号　令和７年度亀山市一般会計予算について

１　第４款　衛生費、第２項　清掃費、第１目　清掃総務費、次期ごみ処理施設整備基本構想策定事業について

２　「亀山市橋りょう長寿命化修繕計画」に関連する予算について

議案第３９号　令和７年度亀山市病院事業会計予算について

１　令和７年度の事業経営の見込みについて

５　草川卓也（結）　１４０～１５３ページ

議案第２７号　亀山市子どもの出生祝金条例の廃止について

１　廃止の理由と影響について

２　市民への周知と住民理解について

議案第３３号　令和７年度亀山市一般会計予算について

１　第２款　総務費、第１項　総務管理費、第２目　広報活動費、広報紙発行費、及び行政情報番組提供事業について

（１）広報紙発行回数の見直しとコンテンツの充実について

（２）番組更新回数の見直しとコンテンツの充実について

２　第４款　衛生費、第１項　保健衛生費、第１目　保健衛生総務費、一般事業について、及び第２款　総務費、第１項　総務管理費、第１目　一般管理費、市制施行２０周年記念事業について

（１）市制施行２０周年事業「夏期巡回ラジオ体操」の開催について

（２）ＮＨＫ公開番組「のど自慢」の開催について

３　第７款　商工費、第２項　開発費、第１目　開発費、一般事業について

（１）亀山インターチェンジ周辺における新たな産業団地の確保に向けた概略の図面作成や概算事業費の積算について

４　第８款　土木費、第２項　道路橋梁費、第２目　道路維持修繕費、道路維持修繕費について、及び第５目　交通安全施設費、施設整備費について

（１）道路維持・交通安全施設修繕のための工事請負費について

５　第１０款　教育費、第２項　小学校費及び第３項　中学校費、第１目　学校管理費、施設整備費について

（１）小・中学校修繕のための工事請負費について

質　疑　内　容　（通告要旨）

【3月１０日】

１　福沢美由紀（日本共産党）　１５７～１６７ページ

議案第１１号　亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

１　改正の内容について

２　改正による影響について

議案第１８号　亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

１　新たに設置される委員会について

議案第２２号　亀山市営住宅条例の一部改正について

１　改正内容について

２　改正による影響について

報告第１号　専決処分の報告について

１　物損事故の状況について

２　学校の樹木の管理について

２　新　秀隆（公明党）　１６８～１７５ページ

議案第１７号　亀山市運動施設等条例の一部改正について

１　空調設備の利用料金について

（１）市内施設の料金設定の状況について

（２）料金設定の考え方について

議案第２２号　亀山市営住宅条例の一部改正について

１　賃貸借契約の終了について

（１）終了に至る背景について

（２）５戸減による影響について

議案第２８号　令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１０号）について

１　第３款　民生費、第２項　児童福祉費、第２目　児童措置費、児童手当給付事業の減額補正について

（１）補正の内容について

２　第４款　衛生費、第１項　保健衛生費、第１目　保健衛生総務費、がん検診推進事業の減額補正について

（１）補正の内容について

３　第４款　衛生費、第１項　保健衛生費、第２目　予防費、予防衛生事業の減額補正について

（１）補正の内容について

３　櫻木善仁（新和会）　１７５～１８４ページ

議案第２８号　令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１０号）について

１　第２款　総務費、第１項　総務管理費について

（１）第１４目　行政情報化推進費、地域活性化起業人事業の減額補正について

ア　補正の内容について

（２）第１５目　諸費、防犯対策事業の減額補正について

ア　補正の内容について

２　第３款　民生費、第２項　児童福祉費について

（１）第１目　児童福祉総務費、放課後児童クラブ運営費の減額補正について

ア　補正の内容について

（２）第３目　保育所費、一般管理費の減額補正について

ア　補正の内容について

３　第４款　衛生費、第２項　清掃費、第２目　塵芥処理費、固化飛灰処理事業の減額補正について

（１）補正の内容について

４　第６款　農林水産業費、第１項　農林水産業費、第３目　農業振興費、サステナブル農業奨励事業の減額補正について

（１）補正の内容について

５　第７款　商工費、第１項　商工費、第２目　商工業振興費、地域ブランド推進事業の減額補正について

（１）補正の内容について

４　櫻井清蔵（勇政）　１８４～１９１ページ

議案第３３号　令和７年度亀山市一般会計予算について

１　「財政構造改革骨太方針２０２４」取組結果について

（１）聖域なき歳出削減による成果について

議案第１３号　亀山市職員給与条例の一部改正について

１　配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の額を引き上げることについて

２　地域手当の支給割合を引き下げることについて

議案第２７号　亀山市子どもの出生祝金条例の廃止について

１　条例を廃止する理由について

議案第１８号　亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

１　亀山市災害弔慰金等支給審査委員会について

（１）委員会を設置する理由について

（２）委員会の役割について

（３）委員の選任について

5　豊田恵理（会派に属さない議員）	１９１～１９５ページ

議案第１６号　亀山市手数料条例の一部改正について

１　背景と趣旨について

２　改正による影響について

議案第１８号　亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

１　背景と趣旨について

２　災害弔慰金等支給審査委員会について

議案第２２号　亀山市営住宅条例の一部改正について

１　背景と趣旨について

２　改正による影響について

質　問　内　容　（通告要旨）

【3月１１日】

１　福沢美由紀（日本共産党）　２００～２１２ページ

会計年度任用職員の処遇について

１　報酬単価の引き上げについて

２　期末手当について

３　その他処遇について

中学校給食について

１　給食センター整備計画が策定されていないことについて

保育士の配置について

１　国の配置基準との整合について

２　担任の正規職員化について

３　加配保育士について

２　新　秀隆（公明党）　２１３～２１９ページ

安心・安全なまちづくりについて

１　道路管理について

（１）現状について

（２）埼玉県八潮市の道路陥没事故による亀山市の対応について

（３）今後の取組について

学校給食について

１　給食費の無償化について

（１）県下の状況について

（２）市の考え方について

３　深水隆司（新和会）　２２０～２３２ページ

快適さを支える生活基盤の向上について

１　市道の整備について

（１）地元要望について

（２）令和７年度の道路関係予算について

（３）今後の道路整備方針について

２　上下水道の維持管理について

（１）下水道管の管理状況について

（２）水道管の耐震化について

市民力・地域力の活性化について

１　中間支援機能について

（１）中間支援機能を有した相談支援機関を市民協働センターへ設置する理由について

（２）中間支援機能に係る予算及び内容について

（３）市民協働センターへ設置することの影響について

（４）今後の展開について

大規模施設整備事業の基本的な考え方について

１　新庁舎整備について

（１）これまでの議論について

２　新ごみ処理施設整備について

（１）処理方式及び能力について

（２）設置場所について

（３）長寿命化計画との整合性について

３　学校施設等長寿命化について

（１）事業を進める上での組織体制について

４　新し尿処理施設整備について

（１）現在の処理内容について

（２）衛生公苑長寿命化計画書との整合性について

４　今岡翔平（勇政）　２３３～２４３ページ

市民協働センター「みらい」への中間支援機能を有した相談支援機関の設置について

１　亀山市社会福祉協議会との連携について

２　財政構造改革骨太方針２０２４の取組で削減された予算について

観光プロモーション推進事業について

１　亀山版グリーンツーリズムについて

２　教育旅行の誘致について

財政構造改革骨太方針２０２４について

１　取組の結果について

５　鈴木達夫（結）　２４３～２５６ページ

令和７年度教育行政一般方針について

１　児童生徒の特性や学習進度、学習の到達度等に応じて指導方法や教材、学習時間等を柔軟に設定することについて

２　休日における学校部活動の地域連携について

３　いじめや虐待、貧困等複雑化する課題について

都市マスタープラン策定事業について

１　リニア三重県駅の位置との関係について

第３次総合計画策定事業について

１　新庁舎整備事業との関係について

２　計画期間が８年であることについて

質　問　内　容　（通告要旨）

【3月１２日】

１　伊藤彦太郎（勇政）　２５８～２７０ページ

市内の医療空白地の問題について

１　関地区で唯一の医院が長期休診となっており、住民に不安が広がっているが、このことを市はどう考えるのかについて

放課後児童クラブの運営について

１　支援員の体制について

新庁舎建設について

１　整備手法について

２　髙島　真（会派に属さない議員）　２７１～２８０ページ

辺法寺地区の高速道路の防音壁について

１　現在の進捗状況について

２　今後のスケジュールについて

雪氷対策について

１　今年２月の大雪による交通事故の件数（通学中の小中学生の事故を含む）について

２　市道及び通学路の対策について

３　市民生活の対策について

４　国道等の予防的通行止めによる対策について

５　融雪剤の在庫について

新庁舎整備について

１　供用開始を当初の令和１２年から令和１８年に延期した明確な理由について

通学路について

１　歩車分離式信号機について

２　舗装について

３　豊田恵理（会派に属さない議員）　２８０～２９３ページ

次期ごみ処理施設について

１　施設の考え方について

２　市民への啓発について

地域公共交通の充実について

１　鉄道について

２　バスについて

３　乗合タクシーについて

４　地域公共交通の活用に向けた取組について

４　古田吉昭（会派に属さない議員）　２９３～３０３ページ

東町商店街の活性化について

１　現在の状況について

２　老朽化している施設について

３　東町ふれあい広場について

４　今後の活性化対策について

企業誘致について

１　現在の状況について

２　商業施設誘致の進捗状況について

３　新たな産業団地の確保について

４　今後の対策について

地域防犯カメラ設置支援事業について

１　現在の状況について

２　今後の対策について

リニア中央新幹線と在来線について

１　現在の状況について

２　今後のスケジュールについて

３　関西本線について

４　鉄道を活かしたまちづくりについて

令和７年２月２５日

亀山市議会定例会会議録（第１号）

●議事日程（第１号）

令和７年２月２５日（火）午前１０時　開会及び開議

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　会期の決定

第　３　諸報告

第　４　令和７年度施政及び予算編成方針の説明

第　５　令和７年度教育行政一般方針の説明

第　６　委員会提出議案第１号　亀山市議会委員会条例の一部改正について

第　７　議案第　９号　亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

第　８　議案第１０号　亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

第　９　議案第１１号　亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第　１０　議案第１２号　亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

第　１１　議案第１３号　亀山市職員給与条例の一部改正について

第　１２　議案第１４号　亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について

第　１３　議案第１５号　亀山市税条例の一部改正について

第　１４　議案第１６号　亀山市手数料条例の一部改正について

第　１５　議案第１７号　亀山市運動施設等条例の一部改正について

第　１６　議案第１８号　亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

第　１７　議案第１９号　亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第　１８　議案第２０号　亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第　１９　議案第２１号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

第　２０　議案第２２号　亀山市営住宅条例の一部改正について

第　２１　議案第２３号　亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

第　２２　議案第２４号　亀山市消防団条例の一部改正について

第　２３　議案第２５号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第　２４　議案第２６号　亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

第　２５　議案第２７号　亀山市子どもの出生祝金条例の廃止について

第　２６　議案第２８号　令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１０号）について

第　２７　議案第２９号　令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について

第　２８　議案第３０号　令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

第　２９　議案第３１号　令和６年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について
第　３０　議案第３２号　令和６年度亀山市下水道事業会計補正予算（第４号）について
第　３１　議案第３３号　令和７年度亀山市一般会計予算について
第　３２　議案第３４号　令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
第　３３　議案第３５号　令和７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
第　３４　議案第３６号　令和７年度亀山市水道事業会計予算について
第　３５　議案第３７号　令和７年度亀山市工業用水道事業会計予算について
第　３６　議案第３８号　令和７年度亀山市下水道事業会計予算について
第　３７　議案第３９号　令和７年度亀山市病院事業会計予算について
第　３８　議案第４０号　市道路線の認定について
第　３９　議案第４１号　市道路線の認定について
第　４０　報告第　１号　専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１７名）

１番	古田吉昭君	２番	櫻木善仁君
３番	深水隆司君	４番	草川卓也君
５番	中島雅代君	６番	森　英之君
７番	今岡翔平君	８番	髙島　真君
９番	新　秀隆君	１０番	豊田恵理君
１１番	福沢美由紀君	１２番	森　美和子君
１３番	鈴木達夫君	１４番	岡本公秀君
１５番	伊藤彦太郎君	１６番	服部孝規君
１８番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀渕輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼関支所長	北川明美君
健康福祉部長	林　秀臣君	子ども未来部長	高宮綾子君
産業環境部長	富田真左哉君	産業環境部参事	村田　博君

建設部長	高桐美智代君	上下水道部長	杉本良則君
危機管理監	木田博人君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	豊田達也君	消防部長	豊田賢治君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	谷川健次君
地域医療部長	小森達也君	教育長	中原博君
教育部長	亀山隆君	代表監査委員	上田寿男君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会事務局長	落合巧君

●事務局職員

議会事務局長	大泉明彦	書記	渡邉靖文
書記	山北康仁		

●会議の次第

（午前１０時００分　開会）

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから令和７年３月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第１号により取り進めます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８４条の規定により、議長におきまして、

２番　櫻木善仁　議員

１１番　福沢美由紀　議員

のご両名を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から３月２７日までの３１日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から３月２７日までの３１日間と決定いたしました。

次に日程第３、諸報告をします。

まず、小坂直親議員から、２月２０日付で議員の辞職願が提出され、地方自治法第１２６条ただし書の規定により、同日議長においてこれを許可いたしました。

次に、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第１２１条の規定に基づき、あらかじめ関係当

局の出席を求めておきましたところ、会議システムに保存してあります出席報告書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、市長から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第３５条第８項において準用する同条第６項の規定により、亀山市国民保護計画の変更について報告がありましたので、ご覧おきください。

次に、亀山市土地開発公社、社会福祉法人亀山市社会福祉協議会、公益財団法人亀山市地域社会振興会、公益社団法人亀山市シルバー人材センターから、令和７年度事業計画書及び収支予算書がそれぞれ提出されておりますので、ご覧おきください。

次に日程第４、令和７年度施政及び予算編成方針の説明を行います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和７年亀山市議会３月定例会の開会に当たり、市政運営に対する所信の一端を申し述べさせていただきます。

まずは、このたび市民の皆様の負託をいただき、引き続き市長の重責を担わせていただくこととなりました。身の引き締まる思いであり、この上は公の責務に最善を尽くす覚悟でございますので、議員並びに市民の皆様の深いご理解とご協力を心よりお願いを申し上げます。

現在、地方自治体を取り巻く環境は、国際情勢の不透明感の増大、人口減少・少子高齢社会の進展、超スマート社会への移行など、激動の流れの中にあります。

本市は、新市施行から２０年の節目を迎え、この先においてもオール亀山の英知と協働により、この変化の時代を乗り越えてまいります。

また、健やかで優しい暮らしを支える地域共生社会の構築をはじめ、若者の定住促進、母子保健・周産期医療の拡充を急ぐとともに、ＤＸによる対応にも万全を期してまいりたいと考えております。

一方、次なる４年は、四半世紀以上にわたり積み重ねてきたリニア中央新幹線三重県駅の展開が新たな段階へ移行するものと思われます。この千載一遇の好機を逃すことなく、次なる活力と未来へ向けた取組を進めてまいります。

私たちは今、これら内外の環境変化に適応し、しなやかなる地域社会の創造と明るい未来への基盤づくりを急がなければなりません。私は、「緑の健都かめやま」の進化を目指す政策展開と直面する財政構造の改革へ、いま一度、強い意志を持って臨んでまいります。

さて、我が国の経済は、不安定な国際情勢や物価高騰、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるものの、雇用や所得環境が改善する下で緩やかに回復してきております。

また、国においては、全国的な人口減少の進行により、地域経済の活力が低下することにより、経済・社会システムの持続可能性への不安を生み出し、さらなる人口減少につながることが危惧されており、こうした流れを反転させ、地域の活力を取り戻すため、新たな地方創生施策として地方創生２．０の積極的な展開を掲げております。

こうした国等の動向は、市民生活や本市の行財政運営にも影響がございますので、引き続き的確な情報把握等に努めてまいります。

一方、喫緊の課題でもございますエネルギー・食料品価格等の物価高騰対策につきましては、国

の重点支援地方創生臨時交付金を活用し、さきの第１回臨時会で可決いただきました経済支援対策事業等の関連予算の実行と併せ、新年度においても、市内の保育所、小・中学校等における給食費の保護者負担の軽減を図り、物価高騰の影響を受ける世帯等への迅速かつ円滑な支援に努めてまいります。

ところで、先般、令和７年度の行政経営の重点方針を定めたところであります。

新年度は、計画最終年度を迎える第２次亀山市総合計画の総仕上げを図りつつ、分度・推譲の実践による財政構造の改善に積極果敢に取り組むため、分度の年と位置づけました。その上で、重点方針として、第２次総合計画後期基本計画の必達と次期総合計画の策定、財政構造改革の集中展開、組織・機構の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進の３つの取組を掲げ、職員一人一人の英知を結集し、組織力を発揮させて取り組んでまいります。

こうした中、新年度の予算編成に当たりましては、後期基本計画実施計画の必達に向け、事業費を計上しつつも、財政構造改革骨太方針２０２４の取組を反映させたものといたしております。

中でも一般会計の歳出では、市道和賀白川線の整備をはじめ、防災情報伝達システムの整備、津市及び鈴鹿市との共同運用による新たな消防指令センターの整備、中学校全員喫食制給食の実施に向けた給食受入れ環境の整備等の投資的経費や義務的経費の伸びにより、一般会計予算額は過去最高規模となりましたが、財政構造改革の展開により、一般財源ベースでは前年度比２億６，４７９万７，０００円の減となっております。

一方、歳入では、コロナ禍前の水準までの市税の増収を見込むほか、補助事業費の増による国庫支出金や緊急防災事業債等の市債の増額により、財源調整のための財政調整基金繰入額は、前年度より４億２，０００万円減少いたしております。

これらを踏まえ令和７年度末の財政調整基金残高は、令和６年度末残高見込みの約１５億２，４００万円と同水準と見込んでおり、これまでの事業推進による財政調整基金の取崩し基調に対して歯止めをかけることができるものと考えております。

なお、各会計別の予算額は、一般会計予算が前年度比６．３％増となる２３６億２，０００万円といたしましたほか、国民健康保険事業特別会計は４４億６，０２０万円、後期高齢者医療事業特別会計は１３億２４０万円、水道事業会計は１７億６，５１０万円、工業用水道事業会計は８，６２０万円、下水道事業会計は３４億５，７５０万円、病院事業会計は２１億４，２１０万円で、一般会計、特別会計、企業会計を合わせまして、前年度比３．１％増の３６８億３，３５０万円の当初予算額といたしております。

それでは、市政の各部門にわたり、第２次亀山市総合計画の施策の大綱に沿ってご説明申し上げます。

まず「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、魅力的な都市空間の形成につきましては、次期総合計画との整合を図りつつ、次期亀山市都市マスタープランの策定及び亀山市立地適正化計画の改定に向けた取組を進め、コンパクト・プラス・ネットワークの都市形成を目指してまいります。

また、居住誘導区域内への転入者等を対象に住宅取得の支援を行うことにより、子育て世帯等の定住促進と中心的市街地の活性化につなげるほか、関町木崎地内において、計画的な地籍調査に取り組んでまいります。

次に、住環境の向上につきましては、住宅セーフティーネットの確保や木造住宅の耐震化や除去等の促進による安全な住環境の確保、さらには空き家情報バンク制度の活用等による空き家の有効活用等を促進してまいります。

次いで、上下水道の充実のうち、上水道事業につきましては、布気町地内での送配水管の改良等により計画的に基幹管路の耐震化を進めるとともに、水道施設専用通信のデジタル化を進めることにより監視体制の安定化を図ってまいります。あわせて、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現するため、亀山市水安全計画の策定に取り組むことで、安全でおいしい水の安定供給を図ってまいります。

一方、公共下水道事業につきましては、川崎町地内等において管渠布設工事等を進め、普及促進を図るとともに、みどり町地内において老朽化が進む管渠の改築を行い、施設の長寿命化を図ってまいります。

また、農業集落排水事業につきましては、引き続き上加太地区浄化センター等において施設の更新を行い、適切な施設の維持管理に努めてまいります。

一方、持続可能な下水道事業のため、経営状況について現状分析と将来予測を行うとともに、今後提出が予定される亀山市下水道使用料等検討委員会からの意見書を踏まえ、地方公営企業である下水道事業の適正な事業運営に向け、下水道使用料について検討を行ってまいります。

また、内水氾濫により浸水が想定される範囲等の情報をまとめた内水浸水想定区域図の作成に取り組み、近年多発しているゲリラ豪雨等による浸水被害の軽減に努めてまいります。

次に、道路の保全・整備につきましては、市内環状道路の形成に向け、市道和賀白川線において道路新設工事等を進めるとともに、交通量が増加傾向にある市道川合９号線の道路改良に向け用地買収を行うなど、道路整備を推進してまいります。

また、亀山市舗装維持管理計画に基づき、市道田村線等における舗装の老朽化対策や、聖橋の長寿命化に向けた修繕工事に取り組み、道路施設の安全性の確保を図ってまいります。

一方、国の補助金を活用し、効率的・効果的な道路施設の管理に向け民間事業者の持つ技術・ノウハウ等を活用した包括的民間委託の手法について調査・研究を行うことで、将来にわたる持続可能な維持管理体制の構築を図ってまいります。

次いで、地域公共交通の充実につきましては、次期地域公共交通計画の策定を見据えつつ、国の補助事業を活用しながら、路線維持基準を下回るバス路線を中心に、市民、交通事業者、行政の三位一体により、その改善策や輸送サービス内容等の検討を進め、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を図ってまいります。

また、ＪＲ関西本線、亀山－加茂間の利用促進につきましては、三重県をはじめ、沿線自治体、ＪＲ西日本で組織する関西本線活性化利用促進三重県会議等による広域的な連携の下で、今月実施いたしました都市と沿線地域、名古屋－伊賀上野間を結ぶ実証列車の運行に引き続き、観光需要等の創出を目指す取組等により利用促進を図り、当該路線の維持・確保につなげてまいります。

次に、防災・減災対策の強化につきましては、先月、政府の地震調査研究本部は今後３０年以内に南海トラフ地震が発生する確率を、これまでの７０％から８０％を８０％に更新いたしております。既に昭和東南海地震等の発生から約８０年が経過する中で、万一の巨大地震の発生に備え、国、三重県、自衛隊等の関係機関との連携を深めるとともに、各種団体等との災害時応援協定の拡充等

を図り、円滑な応急・復旧対策や物資の確保等につなげてまいります。

また、本年度から進めております防災情報伝達システムの整備につきましては、令和８年度のシステム運用開始に向け、引き続きデジタルスピーカーの設置工事や防災アプリの開発等を進めるとともに、市民への防災アプリの利用促進等を図り、防災情報伝達の重層化に取り組んでまいります。

一方、令和６年能登半島地震を通じて自助・共助の重要性を再認識することとなりましたので、防災出前講座の開催等によるさらなる防災意識の向上と知識の普及を図るとともに、地域まちづくり協議会における地区防災計画の策定支援等により、避難行動要支援者への支援体制づくりを進めてまいります。

次いで、消防力・地域安全の充実のうち、消防体制の充実強化につきましては、第３次亀山市消防力充実強化プランに基づき、複雑多様化する災害に的確に対応するため、消防施設・設備の充実や人材育成に取り組んでまいります。中でも、津市及び鈴鹿市との３市消防本部による消防指令業務の共同運用につきましては、新たな消防指令センターの整備を進めるとともに、３市合同の職員研修を実施するなど、令和８年４月の本格運用開始に向け万全を期してまいります。

また、老朽化した消防庁舎及び関分署の自家用発電設備の機能強化を図るため、それらの改修工事を実施し、災害対応体制の充実強化を図ってまいります。

さらに、救急体制の充実強化につきましては、高齢化の進展等による救急需要の増加や市民の救急業務に求めるニーズの多様化に的確に対応するため、三重大学医学部附属病院への救急救命士の派遣を通じて、地域の病院前救護の担い手として必要な知識・技術の習得と三次医療機関との連携関係を構築するほか、各種教育訓練への職員派遣により救急隊員の資質向上に努めてまいります。

一方、防犯対策の推進につきましては、市町に対する県補助金も活用しながら、引き続き自治会に対し防犯灯及び防犯カメラの設置費等の助成を行い、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

また、年々複雑化・巧妙化する詐欺事件等への対応につきましては、その変化のスピードに立ち後れることなく、亀山警察署や鈴鹿亀山消費生活センター等と連携をし、注意喚起等の情報発信を積極的に行い、消費者被害の防止に努めてまいります。

一方、交通安全対策の推進につきましては、引き続き亀山警察署、亀山地区交通安全協会等と連携しながら、交通事故死傷者数の減少に向け街頭啓発活動等に取り組み、交通事故のない社会を目指してまいります。

次に、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進と循環型社会の構築につきましては、全国で太陽光発電施設の設置に伴い、住民と事業者とのトラブル事案が増加する中で、地域との共生を図るため関係法令の改正等が行われております。こうした中、市といたしましても、関係法令の対象外となる小規模な太陽光発電施設等の適正な導入に向け、その手続方法等の検討を進めてまいります。

一方、廃棄物処理施設の適正管理につきましては、引き続き老朽化が進むごみ溶融処理施設及びし尿処理施設の大規模整備や溶融処理に必要な前処理施設の延命化により安全・安心で効率的な廃棄物処理につなげてまいります。

また、今後整備が必要となってまいります次期ごみ処理施設につきましては、施設整備基本構想の策定に向け取り組んでまいります。

ところで、昨年１０月から令和６年能登半島地震により被害を受けた家屋等の公費解体による災

害廃棄物の受入れ及び処理を行っているところであります。今後も災害廃棄物の増加が見込まれますことから、引き続き新年度も災害廃棄物を受け入れ、被災地の支援を行ってまいります。

次いで、自然との共生につきましては、農道等の地域資源の保全活動や耕作放棄地の発生防止とその解消等を進めていただく農家や営農組織等の取組を支援することで、農地、農村が持つ多面的機能の発揮を図ってまいります。

一方、森林の保全につきましては、森林環境創造事業、森林経営管理事業による森林整備を着実に進めることで、水源涵養、土砂流出防止、地球温暖化防止など、森林の持つ公益的機能の維持・発揮を図ってまいります。

また、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用し、市内全小・中学校において森林環境教育を実施していくことで、森林や木材が持つ魅力を発信し、木材に触れ合う機会を創出してまいります。

さらに、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会の活動を引き続き支援することで、源流域への愛着と誇りの醸成につなげ、森を育む人づくりに取り組んでまいります。

一方、多様な生態系の保全につきましては、亀山版ＯＥＣＭ認定制度、かめやま生物多様性共生区域認定制度による認定を進め、身近な地域の生物多様性保全に取り組んでいる市民や市民団体等の活動を評価し支援してまいりますほか、里山塾や里山イベント、出前講座を積極的に実施し、生物多様性の保全に係る認知度と環境意識の向上を図ってまいります。

次に、歴史文化を生かしたまちづくりの推進につきましては、関宿にぎわいづくり基金を活用した伝統的建造物の修理修景事業や関宿及び亀山宿における東海道の舗装の美装化等を計画的に進め、東海道を基軸とした歴史的風致の維持向上を図ってまいります。

また、国史跡の鈴鹿関跡につきましては、亀山市鈴鹿関跡学術調査専門委員会の助言と指導の下、引き続き地形測量調査等を実施しながら調査・研究成果を積み重ねてまいります。

一方、開館３０周年を迎える歴史博物館におきましては、改正博物館法の趣旨に基づき、より市民に開かれた博物館に向けて、博物館資料台帳やデジタルアーカイブの整備等に着手し、博物館におけるＤＸの推進に取り組んでまいります。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」についてご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進と地域医療の充実のうち、健康都市の推進につきましては、令和８年度以降のかめやま健康都市大学の発展期に向けて、先月開催いたしましたかめやま健康都市大学運営協議会でのご意見も踏まえながら、市の様々な健康づくりの取組とも連携した講座を実施し、引き続き市民のヘルスリテラシーの向上に努めてまいります。

また、地域主体の健康づくりに向け、地区担当保健師が中心となり、健都サポーターと共に地域に出向き、食や運動に関する教室を開催するなど、地域での実践的な健康づくり活動の拡大に取り組んでまいります。

一方アプリｄｅウェルネス推進事業につきましては、市制施行２０周年記念のウオーキングイベントを開催し、さらなるアプリ利用者の拡大に努めるとともに、多くの方が参加するイベント等でのアプリ利用の定着に向けた周知啓発を通じ、市民の主体的な健康活動の促進につなげてまいります。

また、市制施行２０周年記念事業の一つとして、国民に親しまれている「巡回ラジオ体操・みんなの体操会」を実施することで、誰もが気軽にできる運動であるラジオ体操を通じ、市民の皆さん

の健康増進につなげてまいります。

一方、がん検診推進事業として、引き続き各種がん検診をインターネット申込みが可能なあいあい等での集団検診と市内医療機関での個別検診の２つの方式で実施するとともに、健康づくりのてびき等において有効な情報の提供を行うなど、今後も受診機会の周知に努め、がんの早期発見・早期治療につなげてまいります。また、がん患者等が自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、引き続き医療ウイッグ等の補装具の購入費用等の支援を行ってまいります。

一方、地域医療の充実につきましては、三重大学地域医療学講座支援事業と滋賀医科大学スポーツ・運動器科学共同研究講座支援事業の実施により、引き続き地域医療の核となる市立医療センターの医師確保への支援を行うことで地域医療体制の充実を図り、市民の安全・安心につなげてまいります。

また、感染症対策の推進といたしましては、これまで費用助成により行っていた帯状疱疹ワクチン予防接種について、国において本年４月からの定期予防接種化の方針が示されたことから、関係機関等と協議・連携し、同月から定期予防接種を開始する見込みでございます。さらに、インフルエンザ等の任意予防接種への費用助成を引き続き実施する一方、帯状疱疹ワクチンの助成につきましては、定期接種対象者を除いた５０歳以上の方を対象に実施することで、予防接種の取組を通じた感染症の流行や重症化の予防に努めてまいります。

一方、新型インフルエンザ等の対策につきましては、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、昨年７月に国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画が改定され、現在、県においても行動計画の改定作業が進められていることから、こうした国・県の動向を踏まえ、亀山市新型インフルエンザ対策行動計画の改定に向け取り組んでまいります。

また、市立医療センターにつきましては、引き続き三重大学や滋賀医科大学等の関係機関と連携をし、医師をはじめとする医療従事者を確保することにより、入院及び外来の診療体制の充実を図り、安定的な医療提供と経営の健全化に努めてまいります。また、本市の地域包括ケアシステムの中核を担う病院として、地域の医療機関や多職種との連携強化を図るとともに、訪問診療や訪問看護等の在宅医療体制の充実にも努めてまいります。

一方、国民健康保険事業につきましては、被保険者数の減少に伴う保険税の減収や激変緩和措置の終了に伴う国民健康保険事業納付金の負担増により、現行の保険税率では新年度以降の大幅な財源不足が見込まれることから、亀山市国民健康保険運営協議会からの答申を踏まえ、県の標準保険税率に則した国民健康保険税率に改正を行い、国民健康保険事業の運営の健全化を図ってまいります。また、今後はさらなる収納率の向上、効果的な保健事業の実施、医療費の適正化に取り組み、被保険者が安心して医療を受けられるよう持続可能な事業運営に努めてまいります。

なお、国民健康保険税率を見直すため、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

次に、地域福祉力の向上につきましては、顕在化しているひきこもりの支援体制の強化に向け、現在、亀山市社会福祉協議会のＣＳＷと共同して、関係団体との協議や試行実施を重ねているひきこもりの人に対するオンライン居場所について、本年４月より本格運用を図ってまいります。また、オンライン居場所を社会とのつながりづくりに向けた新たな居場所として活用するとともに、オンライン相談の実施や多様な就労体験の機会を提供するなど、重層的支援体制のさらなる進化を図り、独りぼっちをつくらないまちづくりに取り組んでまいります。

ところで、近年、地震や豪雨等の自然災害が頻発する中、自然災害により死亡された方の遺族や障がいを受けた方に支給される災害弔慰金等の支給が想定されることから、災害による死亡等であるか不明確な案件について因果関係等を調査審議する亀山市災害弔慰金等支援審査委員会の設置等について規定するため、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるよう、関係団体や医療・介護の関係者との連携体制を強化するとともに、基幹型地域包括支援センターや地域包括支援センターとも一層の連携を図るなど、これまで構築してきた地域包括ケアシステムのさらなる深化に努めてまいります。

また、健都サポーターのうち、フレイル予防を市民に広める活動を行っていただける方をフレイルサポーターとして位置づけ、保健師と共に東京大学高齢社会総合研究機構が開発したフレイルチェック等を各地域で実施することで、高齢者のヘルスリテラシーの向上や地域が主体となったフレイル予防を促進してまいります。

なお、「誰ひとり取り残さないまち亀山」を目指し、福祉分野の施策を横断的かつ一体的に推進するため、令和８年度に終期を迎える亀山市地域福祉計画、亀山市高齢者福祉計画及び亀山市障がい者計画の３つの分野別計画を一体化する亀山市総合福祉計画（仮称）の策定に向けた準備を進めてまいります。

次に、障がい者の自立と社会参加の促進につきましては、障害者総合相談支援センター事業を通じて、亀山市地域自立支援協議会において議論を重ね、重複した障がいにも対応できるよう、身体・知的・精神の専門に特化した相談支援ではなく、３障がいを一元的に支援する相談支援へと体制の充実を図ってまいります。

次いで、文化芸術の推進につきましては、本年度実施のかめやま文化年２０２４の取組を一過性にとどめることなく、さらなる文化芸術の継承と創造につなげるため、事業の検証を行いつつ、地域の伝統芸能の映像記録・活用事業や文化会館のアウトリーチ事業等の取組を進めてまいります。

次に、スポーツの推進につきましては、生涯スポーツの推進のため、引き続き亀山市スポーツ推進委員と連携を図りながら、ニュースポーツ大会等の開催等を通じ、地域に根差したスポーツ活動の充実を図ってまいります。

なお、来月、東野公園体育館の空調設備等の設置工事が竣工いたしますので、空調設備を利用する場合の費用負担について、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」についてご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進・働く場の充実につきましては、本市に進出決定をいただいた企業に対し、産業振興奨励金の交付等を通じ継続した支援を行うとともに、新たな産業団地を確保するため、亀山インターチェンジ周辺における候補地や民間ノウハウを活用した事業手法等について検討を進め、早期実現につなげてまいります。

また、コストコホールセールジャパン株式会社による（仮称）亀山倉庫店の誘致につきましては、早期開業に向け、引き続き県や事業者等と調整を図ってまいります。

一方、市内企業の雇用の維持及び確保につきましては、亀山市雇用対策協議会等の関係機関と連携して進めるとともに、亀山高等学校と連携した取組により、市内企業の魅力の情報発信に努め、地域雇用の確保に向けた支援を行ってまいります。

次に、地域に根差した商工業の活性化につきましては、亀山商工会議所や市内商業団体と連携を図りながら、亀山まちゼミなど商業活性化に向けた取組を支援するとともに、事業者の経営安定化や時代の変化に沿った新分野・新技術への進出に向けた事業展開、円滑な事業承継を支援してまいります。また、亀山商工会議所と連携した創業セミナーの開催や空き店舗等活用支援事業補助金の活用により、市内での創業を支援し、にぎわいのある商業地域の形成を図ってまいります。

次いで、農林業の振興のうち、農業の振興につきましては、市内２０地区で今年度末に策定を予定しております地域計画に基づく農地の集約化等の実現に向けた取組を進めてまいります。また、中山間地域特有の課題に対応した施策等を整理し活性化につなげるため、中山間地域における農業活性化方針の策定に取り組んでまいります。

一方、獣害対策につきましては、亀山市鳥獣被害防止対策推進協議会と連携した施策やモンキーレンジャーズの活動により、個体数調整など猿の群れの特性に応じた被害対策に取り組んでまいります。現在、三重大学や三重県猟友会亀山支部と連携をし、捕獲したニホンザルやニホンジカにＧＰＳを装着し行動域の調査を行っておりますが、イノシシも同様に調査を進め、有害獣の人里への侵入経路を解析し、被害リスクマップの作成に取り組んでまいります。

また、林業の振興につきましては、林業施業の集約化、利用間伐等の支援を行うことで、林業生産活動を行う林業事業体の経営安定化を図るとともに、林業生産活動による適正な森林整備の促進につなげてまいります。

次に、まちづくり観光の活性化につきましては、「アートが生まれる街、亀山」の最終年度として、地域活性化起業人を中心に、亀山市観光協会やＤＭＯカメヤマモデルなど関係団体とも連携しながら、「歩」をテーマに市内への観光誘客を図り、本市の魅力に触れていただけるよう取り組んでまいります。

また、亀山版グリーンツーリズムとして、修学旅行や企業研修等の教育旅行の誘致をモニターツアーを実施しながら進めるとともに、本年４月から開催される大阪・関西万博において、三重県や亀山ブランド認定事業者等と連携した観光プロモーションを実施し、訪日外国人旅行者の誘客を図ってまいります。

次いで、広域的な交通拠点性の強化のうち、リニア中央新幹線三重県駅の誘致につきましては、現在、建設主体であるＪＲ東海において、先行開業区間、品川－名古屋間の建設工事が鋭意進められる中、名古屋－大阪間におきましても環境影響評価の取組が行われております。こうした動向を踏まえつつ、今後も三重県等関係団体との連携を強めるとともに、リニア亀山市民会議の取組を支援しながら、リニア中央新幹線の早期全線開業とリニア三重県駅誘致に向けた機運醸成に取り組んでまいります。

また、広域道路網の強化につきましては、関係市町等で組織する鈴鹿亀山道路建設促進期成同盟会等を通じ、一般国道３０６号鈴鹿亀山道路の早期完成や国道１号関バイパス及び一般国道３０６号川崎庄内バイパスの整備促進について、引き続き関係機関との調整や要望活動を展開してまいります。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」についてご説明申し上げます。

まず、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進につきましては、本年度策定を予定しております第３期亀山市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援の推進を図ってまいり

ます。

そうした中、就学前教育・保育施設の受入れ機能の強化に向け、子育て世帯の就労状況の変化や就学前教育・保育ニーズ等を踏まえた最適な施設再編に向け、亀山市就学前教育・保育施設の再編方針の改訂を進めるとともに、公立幼稚園の在り方についても検討を進めてまいります。

なお、近年、幼稚園ニーズの減少が顕著であることから、井田川幼稚園とみずほ台幼稚園につきましては、令和９年度の統合に向けた準備を進めているところでございます。

また、令和５年に施行されましたこども基本法に基づき、こどもまんなか社会の実現を目指すこども大綱を勘案し、本市におきましても、子ども・若者の視点に立ち、子ども施策を総合的により一層推進していくため、第３期亀山市子ども・子育て支援事業計画を包含する亀山市こども計画の策定に取り組んでまいります。

ところで、児童手当給付事業のうち、亀山市子どもの出生祝金につきましては、国において児童手当の拡充など、子ども・子育て施策の強化や若い世代の所得向上に向けた取組が進められていることから、市の限られた財源の配分を見直し、より質の高い効果的な子育て支援等の施策を推進していくため、本年４月１日までの出生をもって出生祝金を終了することとし、本議会に関係条例の廃止を提案いたしております。

また、本市の児童発達支援につきましては、亀山市こども家庭センターを中心に様々な施策を展開するとともに、児童発達支援体制に求められる中核機能の確保に努めてまいりました。これに加え、本年４月より民間の児童発達支援センターが市内に開設されることでより専門的な支援やその機会の確保が期待できるところでございます。

今後は、本市がこれまで進めてきた児童発達支援の取組や地域資源を土台として、行政と民間施設との連携による面的整備型児童発達支援体制により、支援を必要とする全ての子どもとその家族に切れ目なく、漏れなく支援が行き届くよう、機能の充実を図ってまいります。

一方、旧図書館への移転の方針を決定しております亀山児童センターにつきましては、国の指針において、子どもの居場所づくりとして様々なニーズや特性を持つ子ども・若者が、身近な地域において、おのおののライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができることが重要とされておりますことから、その実現に向けた検討を進めてまいります。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」についてご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進につきましては、引き続き地域まちづくり協議会の活性化に向けた重点的な支援や地域予算制度のさらなる充実に向けた検討を行い、地域のにぎわいにつなげてまいります。このほか、地域担当職員の配置や地域まちづくり推進アドバイザーの積極的な派遣等を行うことで、地域まちづくり計画に基づく地域が主体となった活動を促進してまいります。

次に、市民参画・交流活動の促進と協働の推進のうち、市民活動応援制度につきましては、市民活動応援券の活用を促進するとともに、亀山市市民活動応援制度審査検証委員会からの本制度の提言等を踏まえ、制度の充実に向けたさらなる検討や検証を重ねながら、市民活動の活性化につなげてまいります。

また、協働事業提案制度につきましては、制度を活用した協働事業を進めるとともに、市民へ制度内容のさらなる周知を行うなど、多様な主体との協働によるまちづくりを進めてまいります。

一方、市民協働センターにつきましては、来る４月１日から市民協働グループで行ってきた市民活動団体の支援や相談業務等の機能と、亀山市社会福祉協議会のボランティアセンターの機能を集約し、各種団体をつなぐコーディネート等の中間支援機能を有した相談支援機関を新たに設置・運用することで、施設の機能強化を図り、市民活動やボランティア活動のさらなる活性化や支援の充実につなげてまいります。

ところで、市制施行２０周年記念事業として、本年６月に全国放送番組として人気の高い公開番組「のど自慢」をＮＨＫと共催することにより、市制施行２０周年の機運醸成と市民交流の創出につなげてまいります。

次いで、移住・定住の促進につきましては、移住・交流促進アドバイザーと連携をし、首都圏等において開催される移住イベントやＳＮＳ等の活用により、本市での暮らしの魅力を発信し、移住促進を図ってまいりますほか、関宿地内の空き家を活用したワークショップの開催等により、関係人口の創出にもつなげてまいります。

次に、人権の尊重とダイバーシティー社会の推進のうち、人権を尊重し合えるまちづくりの推進につきましては、市民の人権意識の高揚を図るとともに、法務局等の関係機関と連携した相談支援体制の充実に取り組んでまいります。

また、ダイバーシティー社会の推進につきましては、外国人住民への日本語教室の開催や多言語による情報発信等を通じて多文化共生の実現を図るとともに、第４次亀山市男女共同参画基本計画の計画期間が令和８年度で終了いたしますことから、次期計画の策定に向け、これまでの取組成果や課題を把握するため、市民意識調査等を行ってまいります。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

まず、組織力の強化と働き方改革の推進につきましては、次期総合計画の推進に向け、組織の機能をより高め、各施策の目的達成につなげるため、組織・機構の検証と見直しを実施してまいります。

また、働き方改革の推進につきましては、新たに策定いたしました第５次亀山市特定事業主行動計画に基づき、職員の勤務環境の向上を図るため、年次有給休暇の取得促進の取組や特別休暇の制度拡充等を実施し、職員のワーク・ライフ・バランスを推進してまいります。

なお、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、仕事と育児・介護の両立を支援するため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等が図られたことから、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

次に、財産・情報の適正な管理・活用のうち、新庁舎の整備につきましては、引き続き庁舎建設基金の計画的な積立てを行い、財源確保に努めてまいります。

次いで、行政ＤＸの推進につきましては、行政サービスの利用者の利便性向上と行政の効率化を図るため、地方公共団体情報システム標準化の実現に向けた取組を引き続き円滑かつ安全に進めてまいります。

一方、新年度以降、マイナンバーカードの更新手続等がピークを迎えてまいりますことから、窓口入力支援システムの利用促進により窓口の混雑緩和を図りながら、引き続きマイナンバーカードの交付率向上に努めてまいります。

ところで、戸籍法等の改正に伴い、改正法の施行日である本年５月２６日から、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることとなるため、本市に本籍のある人への振り仮名の確認や戸籍への記載作業を迅速かつ適正に進めてまいります。

次に、持続性を保つ健全な財政運営につきましては、財政構造改革・集中改革期間の２年目として、次期総合計画の策定と併せ、事業の統廃合など抜本的な構造改革を進め、健全財政の確立を目指してまいります。

こうした中、今後控える新ごみ処理施設、新庁舎など４つの大規模施設の整備につきましては、財政構造改革の取組の一環として、将来にわたる財政的負担を可能な限り軽減する整備スケジュール等について検討を重ね、このほどその基本的な考え方を取りまとめたところであります。

その検討結果として、４つの大規模施設のうち、市民生活への影響が大きく、早期の整備により現有施設のランニングコスト等で２０億円を超える経費縮減が見込める新ごみ処理施設の整備を最優先することといたしております。

その上で、新庁舎の整備については、新ごみ処理施設の整備時期と調整を図り、開庁時期を現計画から６年程度延伸することにより、庁舎建設基金を総額３０億円以上積み立て、将来負担の軽減を図りながら進めてまいりたいと考えております。また、学校施設等の長寿命化については、老朽化の著しい施設から計画的に改修を実施していくほか、新し尿処理施設の整備を新ごみ処理施設・新庁舎の整備完了後に行ってまいりたいと考えております。

これらは長期的な見通しであり、今後、総合計画への反映など具体的な検討が必要となりますが、安定的な財政運営の下での取組展開を目指してまいります。

一方、行財政改革の取組として、持続可能な行財政運営を目指し、第３次行財政改革大綱の検証を踏まえた中で、新たに第４次行財政改革大綱及び前期実施計画の策定に取り組んでまいります。

また、多様な手法による安定した財源の確保を図るため、市営住宅等の跡地など今後の公的利用が見込めない公有財産については、民間ノウハウを活用した売却手法も検討しながら、積極的に売却や貸付けを進めてまいります。

このほか、市税におきましては公平・公正な課税に努めるとともに、共通納税システムの利用拡大やクレジット収納の継続により、デジタル化による利便性の向上に取り組んでまいります。

なお、現下の厳しい財政状況等を総合的に勘案し、市長の給与及び退職手当の額を引き続き減額するため、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

ところで、次期総合計画の策定につきましては、現在、庁内検討組織を通じ、第２次総合計画の総括等の取りまとめを鋭意進めているところであり、取りまとまり次第、議会へご報告申し上げたいと存じます。

また、これらを基に新年度は基本構想等の具体的な計画策定作業を進め、亀山市総合計画審議会への諮問等を経て、令和８年３月定例会における関係議案の提出を目指してまいります。

一方、本年は５年ごとに実施される国勢調査の実施年であります。国勢調査は、人口や世帯の実態を調査する国の最も重要な統計調査であり、その結果は国や地方公共団体の行政運営の基礎データなど様々な分野で幅広く活用されますことから、万全の体制を整えて調査の実施に取り組んでまいります。

また、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説

明申し上げます。

なお、昨年１１月１１日から本年２月１０日までにおける負担つきでない１００万円以上の寄附受納の状況は別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

結びに、私たちは今、不確実性・変動性の時代を生きております。令和７年度、誰もがより健やかで心豊かに生活できる活力ある持続可能な「緑の健都かめやま」の実現へ、全庁一丸となって進めてまいります。

市議会並びに市民の皆様の深いご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

市長の施政及び予算編成方針の説明は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１１時０２分　休憩）

（午前１１時１０分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第５、令和７年度教育行政一般方針の説明を行います。

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

令和７年亀山市議会３月定例会の開会に当たり、教育行政の方針についてご説明申し上げ、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢でありますが、文部科学省は、先月、新年度予算案を公表しました。

その中で、小学校において３５人学級の推進のための法改正が行われ、全学年での３５人学級のための予算が示されております。また、昨年１２月には、中央教育審議会に学習指導要領の改訂と教員養成の改革についての検討を諮問いたしました。

学習指導要領の改訂では、目標や内容をより分かりやすい構造にすること、多様な背景の子どもに対応した柔軟な教育課程を編成できるよう検討が始まることとなります。

次に、県の情勢につきましては、三重県教育ビジョンに基づいた取組の２年目として、子どもたちに育みたい力の育成に向けて、それぞれの基本施策が推進されます。新年度予算案においては、若手教員等の授業力向上のため、モデル校に授業力向上アドバイザーを派遣する事業が始まる予定となっております。また、不登校児童・生徒数やいじめの認知件数の増加を踏まえ、相談支援や心のケアを行うためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに係る配当時間の拡充、校内教育支援センターに対しての指導員の配置等の支援が行われることとなります。さらには、新年度４月には、県で唯一の夜間中学校であり、学びの多様化学校となる県立みえ四葉ヶ咲中学校が開校し、入学する生徒の個の状況に応じて学習できる環境が整うこととなります。

こうした国や県の動向・施策を見極めつつ、教育委員会といたしましては、亀山市教育大綱の基本理念等を念頭に置き、亀山市学校教育ビジョン及び亀山市生涯学習計画の目標実現に向けた具体的な実践を着実に推進してまいります。

それでは、教育行政の各部門にわたり、新年度の取組及び事業計画についてご説明申し上げます。

まず、学校教育関係として、子どもたちが達成感を味わい、できた、分かったという実感が得られる授業改善や学習習慣の確立に向けた取組を進めます。さらに、児童・生徒の特性や学習進度、学習の到達度等に応じて、指導方法や教材、学習時間等を柔軟に設定するなど、個別最適な学びにも対応してまいります。また、児童・生徒一人一人が自分の可能性を伸ばすことができるよう、自己肯定感を高める取組を推進してまいります。

加えて、学校での学習と自分の将来との関係に意義を見いだすことができるように、職場体験学習や地域で活躍する人との出会い学習、体験活動など、生きる力を育むふるさとキャリア教育の推進に尽力してまいります。

情報教育につきましては、１人１台端末の効果的な利活用を進めるとともに、情報セキュリティーや情報モラル、ネットマナーやプライバシー保護、情報発信の責任など、情報を活用する上で気をつけなければいけない知識・技能、情報リテラシーについても指導の充実を図ってまいります。また、市内の小規模校同士の合同授業、市内外の学校とのオンラインによる交流学習や複式学級における指導方法の実践研究等の取組をさらに進めてまいります。

次いで、特別支援教育の充実につきましては、個の学び支援事業において、一人一人の状況に応じた支援やケアが実施できるように人的な配置を行うとともに、個別の教育支援計画と個別の指導計画に基づき、子ども未来部と連携しつつ、障がいに応じたきめ細かな指導、支援を進めてまいります。また、地域の特別支援学校と連携した教職員研修や児童・生徒の相談等についても推進してまいります。

人権教育につきましては、教育活動全体を通じて総合的・系統的に進めるため、人権教育カリキュラムの活用や改善を進め、取組の充実を図ってまいります。加えて、子どもたちが自分らしく生きる、自分の人権を大切にし、同時に周りの人の人権も尊重できる気持ちを育む学習を引き続き進めてまいります。

次に、いじめ問題につきましては、亀山市いじめ防止基本方針の下、未然防止や早期発見・早期解決につながるよう、指導主事の派遣や教職員の対応力の向上を図ってまいります。さらには、いじめの迅速な認知や対応のため、県のいじめ対応情報管理システムを運用し、それぞれのいじめの態様に応じて子どもに寄り添った適切な対応につなげてまいります。

不登校児童・生徒への支援につきましては、児童生徒理解・教育支援シートを基にした一人一人の状況に応じた支援を進め、不登校児童・生徒の学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整え、誰一人取り残さない教育を進めてまいります。また、校内教育支援センターのより効果的な運営方法を研究し、学校内や小・中学校間における支援情報の共有を進めます。さらには、県立みえ四葉ヶ咲中学校との連携や支援、引き続きのＮＰＯ団体と連携した居場所の提供、不登校研修会や進路相談会等の開催を行い、不登校に関する対応の充実に努めてまいります。

一方、「児童・思春期におけるオンラインメンタルヘルスケアシステム（KOKOROBO-Junior）」の三重モデル版を活用し、中学生のメンタル不調の予防や、メンタル不調になったとしても早期に安心して回復できるような環境づくりにも取り組んでまいります。

次に、虐待や貧困等、複雑化する課題に対しましては、児童・生徒の健全育成や将来の社会的自立に向けた支援に関して、切れ目のない支援がより必要になってきています。その中で、教育だけでなく、健康福祉部との連携をこれまで以上に深めてまいります。

次に、教職員関係として、まず研修関係につきましては、令和７年度亀山市教育関係職員の研修方針を定め、管理職のマネジメント能力の向上、個々の教職員の指導力向上等を図るため、教育の今日的課題や教職員のニーズに合った研修講座の開催を進めてまいります。

また、部活動関係につきましては、国や県内外の自治体の動向、県のガイドラインを踏まえ、健康福祉部やスポーツ関係団体等と連携し、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への具体的な移行に向けた取組を引き続き行ってまいります。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

学校施設の長寿命化改修につきましては、その具現化に向け、学校施設等長寿命化計画を基に、それぞれの施設における具体的な整備内容等について整理を行ってまいります。また、特別教室等への空調設備設置をはじめとした学習環境や生活環境の向上についても、長寿命化改修と併せた整備を含め整理をしてまいります。

一方、学校施設の維持管理といたしましては、各施設の実情や緊急性等を踏まえて、必要に応じた工事・修繕を実施し、児童・生徒の教育環境の維持向上に努めてまいります。

次に、学校給食関係として、中学校全員喫食制給食実施事業につきましては、亀山中学校及び中部中学校の配膳室等整備工事を実施するなど、民間調理委託による中学校２校の給食受入れ環境の整備等を行い、令和８年度早期からの実施を目指し、諸準備を進めてまいります。

また、学校給食費につきまして、物価高騰が長期化する中、国の交付金を活用し、保護者の負担軽減を図っているところですが、新年度におきましても、引き続き国の重点支援地方創生臨時交付金を活用し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、第２期かめやま人キャンパスの最終年を迎える地域の学び推進事業につきましては、地域課題解決と活性化のための地域人材の育成に向けた実践的な学びの機会を提供するとともに、学びの成果を地域で生かせる機会を設けてまいります。

家庭教育の支援につきましては、就学前児童の保護者を対象とした家庭教育出前講座を開催し、子どもの基本的生活習慣の確立や自己肯定感の向上に努めてまいります。あわせて、子育て家庭に向けた応援メッセージである「かめやまお茶の間１０選（実践）」の取組を継続して進め、家庭・地域の教育力向上を図るための具体的な方向性を整理してまいります。

次いで、放課後子ども教室推進事業につきましては、地域と学校が相互に協働して学校を核とした地域づくりを目指す地域学校協働活動の視点に基づき、子どもたちに様々な体験を通じて地域交流ができる居場所づくりに努めてまいります。

最後に、市立図書館につきましては、亀山市子どもの読書活動推進計画に基づき、学校図書館との連携により、子どもの感性と生きる力を育む取組を進めてまいります。加えて、読書活動の推進による利用者数のさらなる増加を図るとともに、図書館の魅力発信についても拡充してまいります。

また、地域に根差した図書館資料の充実を図るため、各地域まちづくり協議会等から提供いただいた地域情報を整理・配架し、その活用を図ってまいります。

一方、令和１０年度には亀山の図書館１００周年を迎えることから、図書館の理念や社会情勢、地域・利用者のニーズを踏まえ、これからの図書館像を見据えた市民に親しまれる図書館を目指して、亀山市図書館サービス実施計画の改定を予定しているところでございます。

以上、令和７年度教育行政の方針についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

教育長の教育行政一般方針の説明は終わりました。

次に日程第６、委員会提出議案第１号を議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

深水隆司議会運営委員会委員長。

○３番（深水隆司君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第１号亀山市議会委員会条例の一部改正につきましては、議会運営委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

議会運営委員会の委員については、亀山市議会運営委員会内規第２条において、２人以上の議員が所属する会派の所属議員数に応じて定められた人数を選出することといたしています。

そこで、今般、会派構成の変更に伴い、内規に基づき選出する議会運営委員会の委員数に変更が生じたことから、所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、亀山市議会委員会条例第４条第２項に定める議会運営委員会の委員の定数を６人から５人に改めます。

なお、施行日は公布の日とします。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております委員会提出議案第１号につきましては、この後提案されます議案と切り離して先議することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

委員会提出議案第１号については、先議することに決定いたしました。

これより委員会提出議案第１号について質疑を行いますが、通告はありませんので、質疑を終結いたします。

なお、委員会提出議案第１号については、会議規則第３６条第２項の規定により、常任委員会への付託はしないことといたします。

次に、委員会提出議案第１号について討論を行いますが、通告はありませんので、討論を終結し、委員会提出議案第１号について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それでは、委員会提出議案第１号亀山市議会委員会条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第１号亀山市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

会議の途中ですが、午後１時まで休憩をいたします。

（午前１１時３０分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第７、議案第９号から日程第４０、報告第１号までの３４件を一括議題といたします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第９号亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例で引用している同法の条項を繰り下げる整理を行うことといたします。

なお、施行日は令和７年４月１日といたします。

次に、議案第１０号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございますが、令和６年人事院勧告に鑑みた国の一般職の任期付職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の任期付職員の勤勉手当の支給等について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、特定任期付職員に対する賞与の支給については、期末手当に加えて、特に顕著な業績を上げたと認められる場合には、特定任期付職員業績手当を支給できることとなっておりますが、国家公務員の特定任期付職員に準拠するため、この特定任期付職員業績手当を廃止し、人事評価の結果等に応じた勤勉手当を支給できるように改めるものでございます。

なお、施行日は令和７年４月１日といたします。

次に、議案第１１号亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、仕事と育児・介護の両立を支援するため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等が図られたことを踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第１条による亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございますが、育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を現行の３歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡充いたします。

また、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対し、仕事と介護の両立支援制度等の周知及び請求等の意向を確認するための面談等の措置を講じるとともに、職員に対する仕事と介護の両立支援制度等に係る研修の実施等、勤務環境の整備に関する措置を講ずることといたします。

次に、第２条による亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、同条例において引用する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定を整理いたします。

なお、施行日は令和７年４月１日とし、所要の経過措置を設けることといたします。

次に、議案第１２号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、令和３年４月１日から令和７年２月５日までの間に支給する市長の給料及び期末手当の額については、本条例に規定する給料の額からその額に１００分の５を乗じて得た額を減じた額としております。

また、同期間に支給する市長の退職手当の額については、本条例に基づき計算した額から、その額に１００分の２０を乗じて得た額を減じた額としております。

こうした中、現在の厳しい市の財政状況等を総合的に勘案し、令和７年４月１日から令和１１年２月５日までの間に支給する市長の給料、期末手当及び退職手当の額を引き続き減額するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず令和７年４月１日から令和１１年２月５日までの間に支給する市長の給料の額は、本条例に規定する給料の額からその額に１００分の５を乗じて得た額を減じた額といたします。

次に、令和７年４月１日から令和１１年２月５日までの間に支給する市長の期末手当の基礎となる給料の額は、本条例に規定する給料の額からその額に１００分の５を乗じて得た額を減じた額といたします。

次に、令和７年４月１日から令和１１年２月５日までの間に支給する市長の退職手当の額は、本条例の規定により計算した額からその額に１００分の２０を乗じて得た額を減じた額といたします。

なお、施行日は令和７年４月１日といたします。

また、附則において、亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例及び亀山市病院事業管理者の給与に関する条例を改正し、令和７年４月１日から令和１１年２月５日までの間に支給する亀山市教育委員会教育長及び病院事業管理者の期末手当及び退職手当については、副市長の例によるとする特例措置を設けることといたします。

次に、議案第１３号亀山市職員給与条例の一部改正についてでございますが、令和６年人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職に属する職員の給与を

改定するため、所要の改正を行うものでございます。

また、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず行政職給料表（一）の３級以上の給料月額の最低水準の引上げ等を行うこととといたします。また、５５歳を超える職員に加えて、行政職給料表（一）８級の職員の昇給の号給数についても、勤務成績に応じて規則で定める基準により決定することといたします。

次に、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の額を引き上げることといたします。ただし、令和７年度及び令和８年度の２年間でそれぞれ段階的に実施いたします。また、扶養手当の支給に関する規定の整理を行うことといたします。

次に、地域手当の支給割合を引き下げることといたします。ただし、令和７年度及び令和８年度の２年間で段階的に実施することといたします。

次に、平日深夜勤務に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大いたします。

次に、本条例中に規定されている「禁錮」の用語を「拘禁刑」に改めることといたします。

なお、施行日は令和７年４月１日といたします。ただし、禁錮の用語を拘禁刑に改める規定及びこの規定に係る経過措置の施行日は、同年６月１日といたします。また、所要の経過措置を設けることといたします。

次に、議案第１４号亀山市職員退職手当支給条例の一部改正についてでございますが、国家公務員退職手当法の一部が改正されましたことから、市の職員についても国家公務員に準じた取扱いとするため、所要の改正を行うものでございます。

また、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず、失業者の退職手当に係る規定について、就業促進手当の給付内容の見直しに伴う整理を行うことといたします。

次に、本条例に規定されている「禁錮」の用語を「拘禁刑」に改めることといたします。

次に、地域延長給付の延長に伴う規定の整理を行うことといたします。

なお、施行日は令和７年４月１日といたします。ただし、禁錮の用語を拘禁刑に改める規定及びこの規定に係る経過措置の施行日は、同年６月１日といたします。また、所要の経過措置を設けることといたします。

次に、議案第１５号亀山市税条例の一部改正についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

また、道路交通法の一部が改正され、運転免許証と個人番号カードの一体化が図られることから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず本条例で引用している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項を繰り下げる整理を行うことといたします。

次に、身体障がい者等に対する軽自動車税の種別割減免申請時においては、当該身体障がい者等の運転免許証の提示が義務づけられておりますが、運転免許証のほか個人番号カードに記録された運転免許の年月日、種類等の特定免許情報を証するに足りる資料の提示も可能といたします。また、申請者が減免申請書に記載すべき事項として、新たに免許情報記録の番号及び有効期限を加えることといたします。

なお、施行日は令和７年４月１日といたします。ただし、軽自動車税の種別割の減免申請時の提示資料等に係る改正規定の施行日は、公布の日といたします。

次に、議案第１６号亀山市手数料条例の一部改正についてでございますが、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律により、建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部が改正され、原則全ての新築住宅及び非住宅が建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず建築基準法に係る手数料につきまして、新たに小規模木造建築物に対する構造規定等の審査が必要となることから、建築確認申請手数料、中間検査申請手数料及び完了検査申請手数料の額を改めることといたします。

次に、建築物エネルギー消費性能基準への適合の審査を含む建築確認審査を行う場合に加算する手数料の額を定めることといたします。

次に、限定特定行政庁の事務として、仮使用認定、建築設備並びに大規模の修繕及び模様替えに係る審査が追加されますことから、これらに係る手数料の額を定めることといたします。

次に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料につきまして、住宅及び複合建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性判定等に係る手数料の額を定めることといたします。

次に、建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す表示認定制度が廃止されることに伴い、当該認定手数料を廃止いたします。

なお、施行日は令和７年４月１日といたします。

次に、議案第１７号亀山市運動施設等条例の一部改正についてでございますが、本年度において東野公園体育館空調設備工事が完了することに伴い、当該空調設備の利用料金の額の範囲を新たに定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、東野公園体育館の競技場において空調設備を使用したときは、当該競技場の利用料金に１時間につき２，８６０円の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を加算することといたします。

なお、施行日は令和７年４月１日といたします。

次に、議案第１８号亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございますが、令和６年能登半島地震、令和６年台風第１０号等の大規模な自然災害が頻発する中、罹災者に対する災害弔慰金等の適切かつ迅速な支給を行うためには、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく合議制の機関において、災害弔慰金等の支給に関する事項の調査審議を行う必要がありますことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議するため、亀山市災害弔慰金等支給審査委員会を置き、委員会の委員の定数、委嘱及び任命の基準並びに任期等を定めることといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

また、附則において、亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、委員会の委員の報酬及び旅費の額を定めることといたします。

次に、議案第１９号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準において、特定地域型保育事業者の特定教育・保育施設等との連携に係る規定及び連携施設に関する経過措置が一部改正されました。

このことから、同基準に従い条例で定めることとされている市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず特定地域型保育事業者が保育の内容に関する支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難なときは、連携施設以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とすることといたします。また、代替保育に係る連携協力について、特定地域型保育事業者が代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な場合において、市長が連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなおその確保が著しく困難であるときは、代替保育の提供に係る連携施設の確保を不要とすることといたします。

次に、連携施設に関する経過措置の期間を５年間延長し、１０年から１５年といたします。

次に、その他規定の整理を行うことといたします。

なお、施行日は令和７年４月１日といたします。

次に、議案第２０号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、家庭的保育事業者等の保育所等との連携に係る規定及び食事の提供の特例に関する規定並びに連携施設に関する経過措置が一部改正されました。

このことから、同基準に従い条例で定めることとされている市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず家庭的保育事業者等が保育の内容に関する支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難なときは、連携施設以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とすることといたします。また、代替保育に係る連携協力について、家庭的保育事業者等が代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な場合において、市長が連携協力を行う者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなおその確保が著しく困難であるときは、代替保育の提供に係る連携施設の確保を不要とすることといたします。

次に、食事の提供を連携施設等の搬入施設で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士による配慮」について、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」と改めることといたします。

次に、連携施設に関する経過措置の期間を５年間延長し、１０年から１５年といたします。

なお、施行日は令和７年４月１日といたします。

次に、議案第２１号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、国民健康保険に係る財政運営の都道府県単位化に伴う都道府県への国民健康保険事業費納付金の負担増に対し実施された激変緩和措置が令和５年度をもって廃止されました。

このことから、市では令和６年度以後の納付金に係る負担が大きくなる一方で、被保険者数の減少に伴う国民健康保険税の減収により、令和７年度以後、現行の税率では三重県に納付金を納付するための財源が不足することが見込まれております。また、令和６年３月に三重県が策定した県内

の国民健康保険制度の運営に関する指針である第２期三重県国民健康保険運営方針において、当該方針の対象期間である令和１１年度末までに一定の幅を設けた上での標準保険税率への統一を行うこととされました。

これらのことから、三重県の示す標準保険税率に則して国民健康保険税の税率を改正することにより国民健康保険財政の健全化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず、国民健康保険税の所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改めることといたします。

次に、所得により減額される被保険者均等割額及び世帯別平等割額の額を改めることといたします。

次に、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児である被保険者がある場合において減額する被保険者均等割額の額を改めることといたします。

なお、施行日は令和７年４月１日とし、令和７年度以後の国民健康保険税について適用することといたします。

次に、議案第２２号亀山市営住宅条例の一部改正についてでございますが、亀山市民間活用市営住宅事業により平成２７年４月１日から借り上げていた賃貸共同住宅５戸について、令和７年３月３１日をもって賃貸借契約が終了することから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、借上げによる市営住宅のうち野村団地住宅を削ることといたします。

なお、施行日は令和７年４月１日といたします。

次に、議案第２３号亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございますが、令和６年人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、本条例が参酌する亀山市職員給与条例の一部が改正されますことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず配偶者に係る扶養手当を廃止することといたします。

次に、平日深夜勤務に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大いたします。

なお、施行日は令和７年４月１日といたします。ただし、配偶者に係る扶養手当を廃止する改正規定の施行日は、令和８年４月１日といたします。

次に、議案第２４号亀山市消防団条例の一部改正についてでございますが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例中に規定されている「禁錮」の用語を「拘禁刑」に改めることといたします。

なお、施行日は令和７年６月１日といたします。

次に、議案第２５号亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額が改定されますことから、同政令で定める基準に従い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず消防作業従事者等に対する損害補償に係る補償基礎額の最低額を「９，１００円」から「９，７００円」に、最高額を「１万４，２００円」から「１万４，５００円」に引き上げることといたします。

次に、非常勤消防団員等に対する損害補償における扶養に係る補償基礎額の加算額を改めること

といたします。

次に、非常勤消防団員及び非常勤水防団員に対する損害補償に係る補償基礎額を引き上げることといたします。

なお、施行日は令和７年４月１日とし、所要の経過措置を設けることといたします。

次に、議案第２６号亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてでございますが、消防団員等公務災害補償等共済基金に関する法律施行令の一部が改正され、非常勤消防団員に対する退職報償金の勤務年数区分が追加されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

また、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず非常勤消防団員に対する退職報償金の勤務年数区分に「３５年以上」の区分を加えることといたします。

次に、本条例中に規定されている「禁錮」の用語を「拘禁刑」に改めることといたします。

なお、施行日は令和７年４月１日といたします。ただし、禁錮の用語を拘禁刑に改める規定の施行日は、同年６月１日といたします。また、所要の経過措置を設けることといたします。

次に、議案第２７号亀山市子どもの出生祝金条例の廃止についてでございますが、令和５年１２月に閣議決定されたこども未来戦略に基づき、児童手当の抜本的拡充をはじめ、妊婦のための給付金が支給される等、子ども・子育て施策の強化及び若い世代の所得向上に向けた取組が進められておりますことから、市の限られた財源の配分を見直し、より質の高い効果的な子育て支援等の施策を推進していくため、本条例を廃止するものでございます。

なお、施行日は令和７年４月２日とし、所要の経過措置を設けることといたします。

続きまして、議案第２８号令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１０号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ５億８，２８８万１，０００円を減額し、補正後の予算総額を２３２億６，９２４万円といたしております。

今回の補正につきましては、各費目にわたり決算見込額を調整の上、計上いたしましたことから、減額補正が多くなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

まず、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費につきましては、住民情報系システム事業について、令和６年度は地方公共団体情報システム標準化の作業を見送ることから減額し、民生費につきましては、住民税非課税世帯等重点支援給付金給付事業、定額減税調整給付事業及び児童手当給付事業において、対象者が見込みより少なかったことなどにより減額をいたしております。また、生活保護事業、一般管理費において、生活保護費国庫負担金の精算の結果、返還金が生じたため、過年度返還金を計上いたしております。

衛生費につきましては、予防衛生事業について、定期予防接種の接種者が見込みより少なかったことにより減額いたしております。

また、溶融処理施設管理費において、消耗品費等が見込みより減となったことなどから、減額いたしております。

農林水産業費につきましては、土地改良施設維持管理適正化事業において、入札不調により工事を中止したことから減額いたしております。

土木費につきましては、橋梁長寿命化修繕事業において、国の補助金交付額の確定に伴い、工事

請負費を減額するものでございます。

公債費につきましては、利子償還金において、地方債の借入額の確定に伴い減額いたしております。

諸支出金につきましては、リニア中央新幹線亀山駅整備基金積立事業、森林環境整備基金積立金などを増額いたしております。

続きまして、歳入の主な補正内容をご説明申し上げます。

市税につきましては、決算見込みにより各税目においてそれぞれ増額または減額するほか、国からの各交付金につきましても決算見込みにより計上いたしております。

地方交付税につきましては、普通交付税の追加交付を含めた交付額が確定したことにより減額いたしており、国庫支出金につきましては、重点支援地方創生臨時交付金について、住民税非課税世帯等重点支援給付金給付事業及び定額減税調整給付事業において、各事業費の決算見込みに合わせて減額いたしております。

県支出金につきましては、児童手当負担金について、児童手当給付事業の減額に合わせて減額いたしており、繰入金につきましては、財政調整基金繰入金について、今回の補正に係る財源調整により減額いたしております。

諸収入につきましては、ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金について、予防衛生事業の減額に合わせて減額いたしております。

続きまして、繰越明許費補正につきましては、和賀白川線整備事業など、年度内に完成が見込めない９事業について、繰越明許費の追加をいたしております。

次に、債務負担行為補正につきましては、統合型内部情報ネットワーク管理事業及び中学校全員喫食制給食業務委託料の２事業について、限度額の変更をいたしております。

次に、地方債補正につきましては、国土強靱化緊急対策事業及び減収補填に対する起債を追加するとともに、一般廃棄物処理施設整備事業など６事業について、事業費の確定などに伴い限度額を変更いたしております。

次に、議案第２９号令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ４７２万８，０００円を減額し、補正後の予算総額を４９億３２０万３，０００円といたしております。

主な補正内容は、歳出において徴収経費を減額し、併せて歳入において職員給与費等繰入金を減額いたしております。

次に、議案第３０号令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ４８５万３，０００円を増額し、補正後の予算総額を１３億２，３８８万１，０００円といたしております。

主な補正内容は、歳出において一般会計繰出金を増額し、併せて歳入において過年度後期高齢者医療広域連合負担金返還金を増額いたしております。

次に、議案第３１号令和６年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）についてでございますが、主な補正内容は、収益的支出において、動力費の施設電力料の減額により１，０００万円を減額し、補正後の予定額を１２億８，２４０万円としております。

また、資本的収入において工事負担金の確定により２，０００万円を減額し、補正後の予定額を

１億１，８００万円とし、資本的支出において建設改良費の工事請負費の確定により２，０００万円を減額し、補正後の予定額を５億４３０万円といたしております。

次に、議案第３２号令和６年度亀山市下水道事業会計補正予算（第４号）についてでございますが、主な補正内容は、収益的収入において、社会資本整備総合交付金の財源調整に伴い、国庫補助金を４４７万円増額し、一般会計補助金４４７万円につきましては、国庫補助金と同額を減額いたしております。

また、資本的収入において、社会資本整備総合交付金を５，９１７万円減額するなど、８，０６５万３，０００円を減額し、補正後の予定額を１２億４，２２２万９，０００円といたしております。

また、資本的支出において、工事請負費を７，０４０万円減額するなど、８，０６５万３，０００円を減額し、補正後の予定額を１６億２，９７７万円といたしております。

以上が今回提案いたしました一般会計、各特別会計及び各企業会計の補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第３３号令和７年度亀山市一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は２３６億２，０００万円で、前年度当初予算に比べて１４億１，０００万円、６．３％の増といたしておりますものの、一般財源ベースでは約２億６，４８０万円、１．６％の減といたしております。

初めに歳入でございますが、市税につきましては、個人市民税や法人市民税などの増収により、前年度比で８億６，２７０万円、８．９％増となる１０５億８，３７０万円を計上いたしました。

次に、国庫支出金につきましては、児童手当負担金の増などにより、前年度比で６億１，２９２万円、２０．２％増の３６億４，９０３万２，０００円を計上し、市債につきましては、臨時財政対策債が皆減となる一方、緊急防災事業債の増などにより、前年度比で７９．３％増の１２億９，３７０万円を計上いたしました。

これらにより、繰入金につきましては財政調整基金から前年度比４億２，０００万円減となる５億２，０００万円などの繰入れを行い、財源といたしております。

続きまして歳出でございますが、性質別に見ますと人件費では退職手当の減などにより前年度比１．７％の減、また扶助費では、児童手当の給付や障がい者自立支援などの増により１１．２％の増となり、義務的経費全体では３．７％の増となったところでございます。

また、投資的経費については、緊急防災・減災事業債を活用した防災情報伝達システム整備事業や社会資本整備総合交付金を活用した和賀白川線、川合９号線整備事業などにより９７．７％の増となっております。

また、その他の経費の物件費では、地方公共団体情報システム標準化への対応などにより３．４％の増となるほか、補助費等では、民間保育所等整備事業などの減により１．２％の減となっております。

次に、令和７年度に取り組む主な事業について、第２次総合計画の施策大綱別にご説明申し上げます。

まず、「快適さを支える生活基盤の向上」では、都市レジリエンス向上の取組として、令和８年

度からのシステム運用開始に向け、防災情報伝達システムの整備のため、総務費に工事請負費など２億４，８００万円を計上するほか、広域的な災害対応や初動体制の強化等を図るため、津・鈴鹿・亀山３市消防指令業務共同運用事業として、消防費に負担金４億２，９７７万７，０００円を計上いたしております。

次に、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」では、健康都市政策の一層の推進を図るため、健康都市大学創設・運営事業として、衛生費に講師謝金など２３０万円を計上いたしました。

次に、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」では、地域資源を生かした商工業・観光の活性化を図るため、亀山ブランド推進事業として商工費に２３９万９，０００円を計上するほか、教育旅行の誘致に向けたモニターツアーなどを実施し、観光プロモーションに取り組む観光プロモーション推進事業に４４８万円を計上いたしました。

次に、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」では、妊娠初期から乳幼児期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援事業として、民生費に１億１，１０６万６，０００円を計上し、また、学びの環境の充実と多様な学びへの支援の取組として、中学校全員喫食制給食の実施に向け、中学校２校の給食受入れ環境を整備するため、教育費に２億３，２２０万１，０００円を計上するとともに、学校給食費等につきまして、物価高騰が長期化する中、令和５年度及び令和６年度に引き続き、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用し、保護者負担の軽減を図ってまいります。

次に、「市民力・地域力の活性化」では、地域まちづくり協議会に対する財政支援として、総務費に３，０６６万３，０００円を計上するほか、市民協働センター「みらい」に市民活動・ボランティア活動の中間支援機能を有する相談支援機関を新たに設置いたします。

次に、「行政経営」では、マイナンバーカードの更新手続を円滑に行うとともに、さらなる普及促進に努めるため、総務費に２，９５２万２，０００円を計上いたしました。

以上が一般会計の概要でございます。

次に、議案第３４号令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は４４億６，０２０万円で、前年度比７．７％の減といたしております。

歳入では、国民健康保険税８億１，４９０万円や県支出金、保険給付費等交付金３２億２，００１万５，０００円などを計上するほか、一般会計繰入金３億２，２９３万７，０００円及び国民健康保険事業運営基金から６，９２９万６，０００円を繰り入れ、財源といたしました。

また、歳出では、保険給付費において、被保険者数の減などにより、前年度から４億２，６３４万４，０００円減の３１億６，３７７万６，０００円を計上いたしました。

次に、議案第３５号令和７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は１３億２４０万円で、前年度比４．２％の増といたしております。

歳入では、後期高齢者医療保険料６億２，４４８万９，０００円、一般会計からの繰入金６億７，５９７万８，０００円などを計上し、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金１２億８，４１１万２，０００円などを計上いたしました。

次に、議案第３６号令和７年度亀山市水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は１７億６，５１０万円で、前年度比２．８％の減といたしております。

収益的収入では、給水収益において１２億４００万円を計上するなど、水道事業収益を１４億９６０万円とし、収益的支出では、北中勢水道に係る受水費２億９，５３０万円を計上するほか、人

件費、減価償却費などを計上し、水道事業費用を１２億５，５９０万円といたしております。

資本的収入につきましては、市道の舗装復旧工事や配水管移設工事に係る工事負担金などを計上し、合計で１億２，１５０万円といたしております。

また、資本的支出につきましては、水道施設耐震化整備工事や水道施設専用通信デジタル化工事などの工事請負費３億２２５万６，０００円や企業債償還金９，０１６万８，０００円などを計上し、合計で５億９２０万円といたしております。

次に、議案第３７号令和７年度亀山市工業用水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は８，６２０万円で、前年度比１．５％の増といたしております。

収益的収入につきましては、給水収益７，７４３万９，０００円などを計上し、工業用水道事業収益を８，５３０万円としており、収益的支出につきましては、動力費などを計上し、工業用水道事業費用を５，８８０万円といたしております。

また、資本的支出につきましては、企業債償還金２，７４０万円を計上いたしました。

次に、議案第３８号令和７年度亀山市下水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は３４億５，７５０万円で、前年度比２．９％の増といたしております。

収益的収入につきましては、下水道使用料６億１，７８０万円などを計上するなど、下水道事業収益を１６億３，７４０万円といたしております。

収益的支出につきましては、処理場の動力費３，０３０万円や下水道施設の維持管理包括的民間委託などの委託料１億６，４６０万円のほか、流域下水道維持管理負担金２億８，１００万円を計上し、下水道事業費用を１６億３，７４０万円といたしております。

また、資本的収入につきましては、企業債７億８，５８０万円や国庫補助金３億２，０００万円などを計上し、合計で１４億６，７１０万円といたしており、資本的支出につきましては、下水管渠布設などの工事請負費６億３，０５０万円や企業債償還金６億８，９００万円などを計上し、合計で１８億２，０１０万円といたしております。

次に、議案第３９号令和７年度亀山市病院事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は２１億４，２１０万円で、前年度比１．２％の減といたしております。

収益的収入につきましては、医業収益で入院収益８億９，５７０万円、外来収益５億３，９００万円などを計上し、医業外収益などを合計した病院事業収益を１７億７，２３０万円といたしており、収益的支出につきましては、給与費、薬品費などの材料費、減価償却費のほか、病院管理運営に係る経費などを計上し、病院事業費用を１９億４，３９０万円といたしております。

また、資本的収入につきましては、医療機器購入等に係る企業債４，９６０万円などを計上し、合計で１億１，０４９万４，０００円といたしており、資本的支出につきましては、小荷物専用昇降機の更新などに係る工事請負費１，９００万９，０００円や内視鏡システムなど医療機器購入等に係る器械備品費５，０６４万７，０００円など、合計で１億９，８２０万円といたしております。

以上、簡単ではございますが、一般会計、各特別会計及び各企業会計の令和７年度当初予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第４０号及び議案第４１号の市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である能褒野５２号線及び能褒野５３号線の市道路線の認定につきまして、道路法第８条第２項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、報告第１号専決処分の報告についてでございますが、亀山市立中部中学校敷地内において発生した物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、令和７年２月１７日に地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

以上、本議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に令和６年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

それでは、議案第２８号令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１０号）について補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の歳出から説明欄をご覧いただきながら、主な内容をご説明申し上げますが、最終の補正でございますので、事業費の確定や決算見込みによる減額補正が多くなっておりますので、ご理解賜りたく存じます。

最初に、歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。

３１ページをご覧ください。

下段の第２款総務費、住民情報系システム事業３，３７５万３，０００円の減額につきましては、地方公共団体情報システム標準化の作業を令和６年度は見送ることから減額いたしております。

次に、３９ページをご覧ください。

下段の第３款民生費、住民税非課税世帯等重点支援給付金給付事業５，５４６万２，０００円の減額につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯に１世帯当たり１０万円の給付金を支給する等の交付金について、決算見込みにより減額いたしております。

次に、４１ページをご覧ください。

上段の定額減税調整給付事業５，４１１万２，０００円の減額につきましては、定額減税において控除不足額が生じる場合に給付される交付金について、決算見込みにより減額いたしております。

次に、４７ページをご覧ください。

中段の児童手当給付事業６，５００万円の減額につきましては、支払い対象児童数が見込みを下回ったことから減額いたしております。

その下の一般管理費２，０４２万５，０００円の減額につきましては、保育所における会計年度任用職員の配置が見込みを下回ったこと等から減額いたしております。

次に、５１ページをご覧ください。

上段の一般管理費１，３０４万８，０００円につきましては、令和５年度生活保護費国庫負担金の精算により過年度精算返還金を計上いたしております。

次に、５３ページをご覧ください。

上段の第４款衛生費、一般事業１，９６８万７，０００円につきましては、令和５年度出産・子育

て応援交付金等の精算により、過年度国庫支出金返還金等を計上いたしております。

その下のがん検診推進事業１，７０７万２，０００円の減額につきましては、胃がん検診等の受診者数が見込みを下回ったことから減額いたしております。

次に、５５ページをご覧ください。

中段の予防衛生事業６，１５６万４，０００円の減額につきましては、定期予防接種の接種者数が見込みを下回ったこと等から減額いたしております。

次に、５７ページをご覧ください。

下段の第２項清掃費、施設管理費２，３００万円の減額につきましては、消耗品費について、コークスの契約単価の下落等により減額いたしております。

次に、６３ページをご覧ください。

下段の第６款農林水産業費、土地改良施設維持管理適正化事業１，１００万円の減額につきましては、工事価格の高騰により不調となった工事について、令和７年度に実施を見送るため減額いたしております。

次に、７１ページをご覧ください。

中段の第８款土木費、橋梁長寿命化修繕事業１，８２０万円の減額につきましては、国の補助金交付額の確定に伴い、工事請負費を減額いたしております。

次に、９３ページをご覧ください。

中段の第１１款公債費、利子償還金２，２００万円の減額につきましては、地方債の借入額の確定に伴い減額いたしております。

次に、９５ページをご覧ください。

中段の第１２款諸支出金、リニア中央新幹線亀山駅整備基金積立事業につきましては、ふるさと納税による積立てとして１，０５５万４，０００円を増額いたしております。

次に、９９ページをご覧ください。

下段の森林環境整備基金積立金１，９０８万１，０００円につきましては、森林経営管理事業の事業進捗により積立てを行い、翌年度の事業執行に充当するものでございます。

続きまして、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

戻りまして、１１ページをご覧ください。

上段の第１款市税、法人税割の５，０００万円につきましては、決算見込みにより増額いたしております。

その下の第１１款地方交付税の３億１，３４３万２，０００円の減額につきましては、普通交付税の額が確定したことにより減額いたしております。

次に、１３ページをご覧ください。

下段の第１５款国庫支出金、重点支援地方創生臨時交付金の１億９５７万４，０００円につきましては、住民税非課税世帯等重点支援給付金給付事業及び定額減税調整給付事業において、各事業費の決算見込みに合わせて減額いたしております。

次に、１５ページをご覧ください。

中段の第１６款県支出金、児童手当負担金の３，４７６万２，０００円の減額につきましては、児童手当給付事業の減額に伴い減額いたしております。

次に、１９ページをご覧ください。

下段の第１９款繰入金、財政調整基金繰入金の２億9，７６５万3，０００円の減額につきましては、今回の補正予算の財源調整により減額いたしております。

次に、２１ページをご覧ください。

下段の第２１款諸収入、ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金の3，９２７万5，０００円の減額につきましては、予防衛生事業の減額に伴い減額いたしております。

次に、２３ページをご覧ください。

中段の第２２款市債、減収補てん債の２億4，５１０万円につきましては、普通交付税の減額分を補填するため計上いたしました。

続きまして、議案第２９号令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の１１５ページをご覧ください。

歳出の中段、第１款総務費、徴収経費２０１万4，０００円の減額につきましては、決算見込みにより減額いたしております。

続きまして歳入でございますが、戻りまして１１３ページをご覧ください。

下段の第５款繰入金、職員給与費等繰入金２０９万8，０００円の減額につきましては、徴収経費の減に伴い減額いたしております。

続きまして、議案第３０号令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の１２７ページをご覧ください。

歳出の中段、第３款諸支出金、一般会計繰出金の５３５万3，０００円につきましては、令和５年度一般管理事務費負担金の精算に伴い返還金が生じたことにより増額し、歳入において、１２５ページの第４款諸収入、過年度後期高齢者医療広域連合負担金返還金５３５万3，０００円の増額を計上いたしております。

続きまして、議案第３１号令和６年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の１３１ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、施設電力料金の決算見込みにより動力費を1，０００万円減額いたしております。

１３２ページの資本的収入につきましては、配水管移設工事負担金の確定により、工事負担金2，０００万円を減額し、資本的支出において、工事請負費2，０００万円を減額いたしております。

続きまして、議案第３２号令和６年度亀山市下水道事業会計補正予算（第４号）について補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の１４３ページをご覧ください。

上段の収益的収入につきましては、今回の補正に伴い、一般会計補助金４４７万円を減額し、社会資本整備総合交付金の補正に伴い、国庫補助金を４４７万円増額いたしております。

次に、１４４ページをご覧ください。

資本的支出につきましては、管渠整備費の工事請負費7，０４０万円を減額し、処理場整備費の

工事請負費を６７９万３，０００円減額いたしております。

戻りまして、資本的収入につきましては、資本的支出の工事請負費の減額により、企業債２，１６０万円を減額し、国庫補助金５，９１７万円の減額をいたしております。

以上、本年度各会計補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

副市長の補足説明は終わりました。

これにて上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。

次にお諮りします。

明日２６日から３月５日までの８日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

明日２６日から３月５日までの８日間は、休会することに決定しました。

次の会議は３月６日午前１０時から開き、令和７年度施政及び予算編成方針等に対する代表質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後　２時０３分　散会）

令 和 7 年 3 月 6 日

亀 山 市 議 会 定 例 会 会 議 録 （第 2 号）

●議事日程（第２号）

令和７年３月６日（木）午前１０時　開議

第　　１　諸報告

第　　２　令和７年度施政及び予算編成方針等に対する代表質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１７名）

１番	古田吉昭君	２番	櫻木善仁君
３番	深水隆司君	４番	草川卓也君
５番	中島雅代君	６番	森　英之君
７番	今岡翔平君	８番	髙島　真君
９番	新　秀隆君	１０番	豊田恵理君
１１番	福沢美由紀君	１２番	森　美和子君
１３番	鈴木達夫君	１４番	岡本公秀君
１５番	伊藤彦太郎君	１６番	服部孝規君
１８番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀渕輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼関支所長	北川明美君
健康福祉部長	林　秀臣君	子ども未来部長	高宮綾子君
産業環境部長	富田真左哉君	産業環境部参事	村田　博君
建設部長	高桐美智代君	上下水道部長	杉本良則君
危機管理監	木田博人君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	豊田達也君	消防部長	豊田賢治君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	谷川健次君
地域医療部長	小森達也君	教育長	中原　博君
教育部長	亀山　隆君	代表監査委員	上田寿男君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会事務局長	落合　巧君

●事務局職員

議会事務局長	大泉明彦	書記	渡邉靖文
書記	新山さおり	書記	西口幸伸
書記	山北康仁		

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第２号により取り進めます。

日程第１、諸報告をします。

監査委員から例月出納検査結果報告書２件が提出され、会議システムに保存してありますので、ご覧おきください。

次に、日程第２、令和７年度施政及び予算編成方針等に対する代表質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

１６番　服部孝規議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

おはようございます。

日本共産党を代表して、令和７年度施政及び予算編成方針について質問いたします。

まず、大規模施設整備事業の基本的な考え方についてであります。

２月に大規模施設整備事業の基本的な考え方が示されました。この大規模施設とは、ごみ処理施設、新庁舎、学校施設、し尿処理施設の４つで、この考え方では市民生活に影響の大きいことや、早期に整備を行うことで経費削減が見込まれるごみ処理施設を最も優先する事業としております。

まず、この表を見てください。

これは２０１１年３月に策定をされました亀山市総合環境センター溶融施設長寿命化計画であります。これによりますと、一番右の矢印ですけれども、溶融炉の耐用年数は通常２０年ということで、２０年たった時点で新施設を稼働させる場合の例が書かれております。これで行くと２０２０年から新施設となるんですけれどもそれをせずに、その隣です、稼働から２１年目以降で延命化措置を講ずることによって２０２９年度まで稼働させることができるということで、それ以降新施設を造りますというのが２０１１年の計画の策定内容であります。

これを見ると、１４年も前の計画で、延命化措置を講じても２０２９年度までには稼働を終えるとはっきり書いてあるわけです。もしこの頃からきちんと新施設について検討しておれば今回のような、４つも重なったというようなことを言わなくても済むんではないかというふうに思うわけです。

もう一つ、学校施設ですね。これも議会で何遍も取り上げてきました。特に亀中の体育館が古

いとか、小学校は次は亀山東小学校だということをずうっと言ってきました。結局教育委員会は長寿命化計画を策定せんと分からんというような話をされた。

結局長寿命化計画を策定してどうなったかって、優先すべきは亀中、中部中、亀山東小、当たり前じゃないですか、こんなのは耐用年数を見れば分かるんですよ。結局、長寿命化計画を策定してからというのは建て替えを先延ばししたということにしかすぎなかったんですね。もっと早くできたんですよね。

それから庁舎、これについてはもう市長自身が、就任された１６年前に凍結をされた。だから、それ以降いつでも凍結を解除して庁舎の建設にかかれたわけですやん。

だから、決してこれはたまたま重なったんではなくして、やっぱりこれは市長自身が計画性がない、そういう事業をやるという決断力がない、そういうことが招いたというふうに私は思うんですが、その点について認識をお聞きしたい。

○議長（岡本公秀君）

１６番　服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今服部議員のほうから、過去のごみ処理関係のことをご紹介いただきましたが、今回大規模施設整備事業のスケジュールということで整理をさせていただいたところでございますが、ご紹介いただきました４つ、新ごみ処理施設、新庁舎整備、学校施設長寿命化、それと新し尿処理施設につきましては、先ほどもご紹介ありましたが、それはその時々に財政状況を見ながら判断して、特にごみ処理施設につきましては延命化を図ってできるだけ使用していくというふうな考え方の下で今日に至っておると思うんですが、そういった中で、今後控えます４つの大規模整備の全体スケジュールにつきましては十数年間の間に期間が集中いたしますので、それに係る経費や市債の償還も重なっていきますので全体の施設の耐用年数や老朽化の程度を考慮し、シミュレーションを行って、今回この基本的な考え方をお示しさせていただいたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

いや、計画性のなさが招いたんと違うかと、この４つを重ねたのがということを聞いておるんやに。ちっとも答えになっていないやん。私は市長の認識を聞いておるの、計画性がなかったんと違うのと聞いておるわけや、それに対して何で部長が答えるわけ。

市長、もう一遍答えてくださいよ、計画性がない、このことについて、長々とは要りません。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

亀山市行政が様々なハード・ソフトそれぞれの事業を展開していく、これの総合的な判断をしていくということと、当然、これはもう申し上げるまでもありませんが、本市の行政計画は非常に、中長期の総合計画に始まり個別計画や……。

（「そんなんええわ、計画性がない」の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

計画性がないとおっしゃられるので、全くその逆でありまして、中長期の計画に基づいて各年々あるいは数年の経済状況、税収の状況、あるいは市民ニーズのプライオリティー、こういうものを総合的に判断して対応してきたものでございます。

また、公共施設につきましては既に平成２９年３月に公共施設の総合管理計画を今後６０年間にわたりますシミュレーションを議員並びに市民の皆様にお示しをさせていただいた中で、今日適切にその対応をしてきたものでございます。そこは議員もご存じのとおりというふうに思いますが、計画性がないというご指摘は全く当たらないというふうに考えるものであります。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

いや、計画性があるんなら、計画的にこの４つを重ねたということになりますよ、それで大変なことになったと言うておるのが今のあなたですよ、計画的に４つを重ねたんですからね。

私、１６年間振り返ってみて一体いつの時期ならこの４つの大きな事業を１つでも２つもできたのかと考えたんですよ。

これは駅前の再開発ですよ、問題は。２０１７年から２０２２年まで６年間、８２億を費やしています。この駅前再開発がなかったら、この時期に１つでも２つでもやっていたらこんなことにならなかっただろうと思うんですよ。やっぱりこの駅前再開発自体が、目的としていたにぎわいの創出もできていません、事業としても私はこれは失敗だと思うんですよ、それが６年間あったがためにこの４つの事業がこういう形で重なってしまった、そういうふうに考えるんですが、政策判断の誤りではなかったのか、駅前再開発を優先したということについて見解をお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

駅前の再開発につきましては今８０億とおっしゃられましたけれど、ご存じのように。

（「総事業費」の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

総事業費は８０億弱であります。しかし実際、市の負担は実質的な今後も含めて二十数億と。

（「そんなことは言うてない」の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

議員、ここで議論をされるに当たっては、やっぱり正確な情報を公の。

（「８２億は正確やで」の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

いや、それはそうですが、今おっしゃられる指摘について。

（「余分なことを言わんでおいてくれ」の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

いや、今の政策判断が間違っておるかどうかというご指摘でしょう。

駅前再開発につきましては、これは総合計画に位置づけ、そして全体のこの事業手法につきましても、本市としては将来にわたって最善の事業として展開をさせていただいたというふうに思っているものであります。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

私は、やっぱりこの時期に本当に１つでも２つでも、４つの課題のうちの１つでも２つもやっていれば私はできたと思うんですよ。駅前再開発をもっと先に延ばせばよかったんですよね、やるんなら。だからこのことがこんな４つも重ねてしまった大きな、１６年間の間の私はミスだというふうに思っております。

もう一つ聞きたかったんですけれども、起債をして本当にいいのかという話なんですよね。ごみ処理施設で５０億、それから新庁舎が５１億、学校施設２６億、し尿処理施設１６億、合わせて１４３億円もの借金で事業をやるんですよね、このことについて聞きたかったんですけど、これは予算決算委員会でやります。１つだけ言っておきたいのは、給食センターの議論をしたときに給食センターって２４億ぐらいで１０億程度の起債やったんですよ。ところが、１０億の起債が将来世代に負担が重くのしかかるからやめますと言ったんですよ。何ですかこれ、じゃあ、１４３億もの借金でやるんですよ、これは同じ亀山市の答弁ですか、方針ですか、私は違うと思う。この点はまた予算決算委員会でやります。

じゃあ、次に新庁舎建設の問題に移ります。

この問題は１２月議会でもやりました。特にハザードマップでこの地域は最大３メートルの浸水が想定されている、さらに私が指摘したのはバックウオーター現象が想定されていない、このハザードマップにはね。つまり、バックウオーター現象というのは鈴鹿川の水位が上昇したら支流の竜川の水がせき止められて、鈴鹿川に合流できずに結局竜川の水が戻ってくる、だから竜川の水位が上がるというバックウオーター現象が起こって、さらに、浸水想定のいわゆる３メートルというのは大きくなるんではないかということも話をしました。やっぱり、建設予定地としては適切ではないということですね。

それから、もう一つの問題は、ほとんどここの地域というのは市の土地がありませんので結局買うわけですよね。ところが、これは本当に市内でも最も地価の高い地域なんですよ、すると用地取得に高い経費がかかる、建物がありますので移転の経費がかかる、さらに付け加えると浸水想定区域なので土地のかさ上げ、土壌改良、浸水対策、液状化対策、こういうものを全部やらなんのですよ、大変なお金がかかるんですよ。

それで、もう不思議で仕方がないのは、この間ずうっと市は財政が厳しい、それはそうですよ、財調がもう１５億しかありませんから、というようなことを言うのであれば、いかにこれは新庁舎を安くするか、このことを考えるべきなんですよ。ところが、これになると９５億、土地の値段は高いわそれから浸水対策はせんならんわというそんなところをわざわざ予定地にしますか。全く財政問題とはリンクしていないんですよ、不思議ですよ。

私が言いたいのは、６年間延長する、延期するということになりましたので思い切って、こんな建設予定地ではなく、水害の心配がなくて用地取得費が要らない新たな建設予定地にすべきという

ふうに思いますが見解をお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず、今回新庁舎の整備時期につきましては、新庁舎整備基本計画等でお示しをしておりました整備スケジュールから、先ほどご案内ありましたように６年程度延伸することといたしました。

ただ、場所につきましては、これまでにもご答弁申し上げておりますが、行政の中枢機能を担う新庁舎の整備につきましては持続的に発展し続けられる本市のまちづくりを次世代へつなぐ大きな取組の一つでございまして、向こう１００年先といった長期的スパンを見据えた上での計画が必要と考えております。

そのようなことから、新庁舎の建設場所や分散する行政機能の集約を前提とした庁舎等の規模を含めまして、場所につきましては経済性のみの視点だけではなく、本市の将来をしっかり見据えた上で都市マスタープランなどに位置づける目指すべき都市づくりを踏まえ、慎重に判断し、亀山駅周辺を決定したものでございますので、時期の延伸に伴いその方針が変わるものではございません。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

それは経済的に、財政的に余裕がある人の答弁でしょうが。

四苦八苦しておるんですよ、今亀山市財政がね。この７年度の予算も１０％削ったわけでしょう、要求から、それぐらいのことをしておって、なぜ経済性だけで判断できやんと言うんですか、一番重要な問題やないですか経済性というのは、９５億をいかに小さくするか、このことですよね。

もう本当にずれていますよ、それは。だから小さくする意味でも場所を変える、浸水想定区域でないようなところ、それから市有地を使えるようなところ、そういうところに変えれば、おのずと下がるわけですよ、９５億は。

考えられませんか、土地を買う、移転補償、それから浸水対策は２０億、３０億かかりますよ、これだけで。その分だけ下がりますよ、これ単純に考えても、９５億が７５億になり６５億になるんですよ。

違いますか、経済性って大きいですやん。違いますか、私の言うておることは。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほども申し上げましたように、庁舎の建設場所につきましては経済性のみの視点だけではなくということで選定をしたものでございまして、建設コスト等につきましては今回の整備期間を６年程度延長することにより庁舎建設基金を、これまで目標は１５億、計画では２０億としておりましたが、それを総額３０億円以上積み立てることが可能と考えております。また、今後整備手法や建設場所を決定し、整備計画をより具現化していく段階におきましても一定その面積とかコンパクト化等も検討するとともに、特定財源の確保によりできる限り財政負担の低減を図ってまいりたいと思っておりますし、また、整備手法によりましてはさらに建設コストが低減できるというふうなこ

とで、あらゆる面から建設コストについては検討していくべきというふうには考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

経済性だけでやるんじゃないって、あなた方は給食センターを建てるときに何と言いましたか。

まず経済性だけを問題にしたんですよ、費用がかかり過ぎるってね。その亀山市が庁舎になったら、経済性だけで見ていません、９５億かかってもいいんです。矛盾やないですかこれ、市長自身が造りたいものには金をかける、造りたくないものは建てない、もうそれの表れやないですか、ひどい話ですよ、これは。

もう一つ、この金額が大きくなる理由として、私ら議員団でいろいろと提案をさせてもらいました。一つは行政機能の集約という問題です。要するに１か所に集めるというのやね。やっぱり、今の財政状況とか今後の公共施設の更新というのを考えたら事業費を抑えるというのが一番大事なことだと思う。だから、そういう意味でいくと総合保健福祉センターなどの現有の施設を活用する、それで分散型にするというようなことにすれば必要最小限の新庁舎で済むやないですか、そういうことをやっぱりやるべきだと思う。

それからもう一つ、事業費９５億で、先ほども言いましたけど基金を３１億増やすということやね。だからこれで起債は５１億ですかね。だから起債と基金で多くを占めるわけですけど、これは非常に財政的に大きいですね、負担が、そういうことも考える必要がある。

だから、そういう意味では集約型ではなく分散型にする、それからもちろん予定地も見直すということが本来、今の財政状況を踏まえて判断すべき問題ではないですか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

庁舎を分散すべきではないのかということでございますが、現在分散しております行政機能、庁舎、支所とか先ほどご紹介いただきました、あいあいがそうでございますが、これにつきましては、新庁舎整備基本計画におきまして新庁舎に集約することを基本といたしております。

コスト面に関しましては、庁舎を分散することにより当面の整備費用を抑制した場合であっても複数の庁舎を維持していくことにより維持管理に係る経費や将来の更新費用が、これはいずれ必要となりますことから、結果的には経費は増大することになると考えております。こうしたことから、庁舎につきましては将来世代への負担軽減も考慮し、新庁舎への集約を基本と考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

あのね、もう少し現状を踏まえた答弁をしてくださいよ。今財政がないんですよ、大変なんですよ、それから４つ重なるんですよ、こういうことをしておきながら、ここに予算を減らすような提案をしたりしても結局今のままの９５億で行くというんですよ、おかしいでしょう、財政のない、

そして４つも重ねてしまった亀山市がそんなことを言えるんですか。

それで、この問題はもう最後になりますけど、庁舎が駅周辺というふうに発表されてから本当に市民の方から私はたくさん意見いただいています。さきの市長選挙のときでもたくさんいただいた意見ですよ。市長自身が当選直後のインタビューで、しっかりと全体の意見を聞きながら行政として市民に関わっていきたいとか、それから、次期の総合計画策定に関して皆さんの声を具現化できるよう取り組むと言ってみえるんですよ。だから、まさにこれがそうなんですよね。ぜひ今町なかにある意見、本当にここでいいのかどうか、９５億をかけていいのかどうか、こういうことをしっかり、やっぱり市民の意見を聞くものをつくっていただきたい。

この点については櫻井議員がやられますので、私はこの程度にとどめておきたいと思います。

では、次に移ります。

次に、国民健康保険制度についてであります。

まず、この表を見ていただきたいと思います。

今議会に国保税の大幅な値上げ議案が出されております。詳しくはあしたまた議案質疑でやりますけれども、この表は国保加入世帯のモデルケース、４０歳代の夫婦と子ども２人、４人世帯、世帯所得３００万円の場合の国保税の現在の額と７年度、来年度値上げされた場合の比較であります。

最初に断っておきたいんですけど、国保税というのは世帯の所得、人数、年齢などによってそれぞれ額が違うんです。だから、これは一つの例であって、もっとこれよりも高くなる人、それから安くなる人がおるにはおります。一つのモデルの例として取り上げさせていただきました。

この議案が可決されると、もし、年間９万５，１００円の負担増になるんですよ、９万５，１００円ですから１０万ですよね。所得３００万の世帯で、年間で５７万７，０００円も国保税を負担する、大変な負担ですよ、考えてみてくださいよ、所得の２割ですよ、所得の２割は国保税、こんなことができますか。

ただでさえ、今は物価高、物価高騰ですよ。実質賃金も内閣府の調査で行くと過去３０年間も日本は横ばいですよね。そんな中で来年度、このモデルケースでいったら１０万近く負担増を捻出しなきゃならない、こんなことを本当にやったら生活が壊れますよ。

こういう背景には、やはり２０１８年度からの国保の都道府県単位化があるということですね。三重県は５年度の末に国保運営に関する指針、第２期国民健康保険運営方針を策定した、そして県内の保険税率の統一を見据えて５年後の令和１１年度末には標準保険税率への統一を行うんですね、だから今よりもっと高いんですよね。そのために、今は第１弾として今回値上げをする、こういうことなんですよね。

そこでお聞きしたい、県主導の標準保険税率への統一で亀山市の保険税額はどうなりますか、お聞きしたい。

○議長（岡本公秀君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

三重県が示しております統一に向けまして、令和１１年度にこの標準保険税率に統一をしていくという流れの中で、現在三重県のほうが試算をしております本市の標準保険税率、これは１１年度を目標にということでございますけれども、それにつきましては、所得割率で１４．５８％、均等

割額で６万４，３４４円、平等割額で４万３８１円となりまして、本市の被保険者世帯のおよそ１２％を占めます世帯所得３００万円の世帯でおきますと、先ほど議員からお示しのご夫婦と子どもさんがお二人の４人世帯のモデルケースで試算いたしますと、年間の保険税額は６４万７，３０７円となり、現行税率との比較をいたしますと１６万５，４０７円、３４．３２％の引上げと試算をされるところでございます。

なお、この令和１１年度の標準保険税率につきましては、あくまで現時点での想定での率となりますので、既に確定をした税率ではなく今後変動することも予想されるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

本当に大変なことですよね。

もう一つ表を出してください、これが今部長が答弁された内容です。

４０歳代、子ども２人、４人世帯、３００万所得ですね。これが令和１１年度末に標準保険税率へ統一されると、何と年間で１６万５，０００円負担増なんですよ、１年でですよ、今よりも年間で１６万５，０００円負担増になる。７年度で約１０万増えますけれども、さらにそれに６万５，０００円も増えるということですよね。だから現在と比べれば１６万５，０００円も負担増になる。

もうこれは払えませんよ、この額ではね。こうなってくると結局もう払えなくなって滞納する、滞納すると保険証が取り上げられていく、保険証がないと医療機関にかかれない、かかるとなれば１０割負担やと、もうこれは命すら守れない、どこが健康都市なんですかこれの。

市の値上げの趣旨を読みますと、保険者である県と市の都合だけが長々ともっともらしく書かれている、つまり保険者の都合はしっかりと書いています。ところが、払う側の被保険者の生活実態などに全く触れられていません、払えるのかどうか、そんなことは一切触れていないんですよ。

保険者側としてこれだけ払ってもらわんとやっていけません、そんな話だけなんですよ。これでは無理ですよ、こんなことをやっていたら本当に皆保険が壊れてしまいます。これはセーフティーネットでしょう、他の医療保険に一切入れない、そういう人たちが最後に入ることができる国保というのは大事な皆保険制度ですよ。でも、入っていても払えなくなったら保険証をもらえない、もらえなければ医療にかかれない、結局入っていても入っていないのと同じことなんですよ。何が皆保険制度ですか、壊れますよ、これは。こういうので本当に被保険者が、こんな値上げをして無理なく払えるという額だというふうに考えてみえるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

先ほどの答弁をさせていただいたモデルケースでは、現行税率による保険税から年額、ご案内もありましたとおり、１６万５，４０７円の引上げとなります。月額に換算しますと単純に約１万４，０００円の増額となりますので被保険者の皆様には大きな負担を強いることになると認識をしてございます。

しかしながら、現在の国民健康保険制度におきましては、社会保障制度の一つではあるものの、その一方で、我が国の国民皆保険制度は全ての人が公的医療保険に加入をし、加入者全員が保険料

を支払う、当然公費の投入もあるわけでございますけれども、お互いの医療費負担を軽減する制度でもございますので、被保険者の皆様には納付に対するご理解をいただくべく、丁寧な説明と周知に努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

到底理解できないですよね、もう負担ができないんですよ。

もう一つ、これが問題なのは保険税を統一するというんですよね。例えば同じ所得、同じ世帯構成であれば、どこに住んでいても保険料水準は一緒になる、非常にきれいごとなんですよね。これは前提があるんですよ、つまりどこに住んでいても同じ医療水準が受けられるから同じ保険税を払ってください、こういう前提なんですよ。

ところが、今の現状を見てください、どうですか。都市部に高度な医療を受ける医療機関が集中しています。特に、三重県の南のほうに行くと本当に医療機関そのものがない、こういう医療水準に格差があるんですよね。だから負担は皆一緒ですよと言いながら受益になると物すごい格差があるの、つまり負担を一緒にするんなら受益もこれは当然一緒にしなきゃならない、つまりどこに住んでいても同じ医療水準が受けられますから保険税も同じ金額を払ってくださいと、これが前提なんです。

ところが、その前提が壊れているんですよ。どうですか、地域の医療格差、そもそも保険税を統一する、このことは成り立たないと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

三重県の第２期国民健康保険運営方針、こちらでは議員ご案内のとおり、被保険者の負担の公平性から、県内どの地域に住んでいても所得水準、世帯構成が同じであれば保険税も同じであるということを目指しております。そのためにも、地域の実情に応じた医療提供体制の構築を図り、様々な取組を進めることと示されてございます。

県内における医療水準につきましては、三重県医療計画におきます三重県地域医療構想を基に、医療、介護を含め地域にふさわしいバランスの取れた医療提供体制や地域包括ケアシステムの推進に取り組むこととされておりますけれども、本市におきましても、引き続き市立医療センターを中心に、亀山医師会等との連携、情報共有を図りながら安心・安全な当地域の医療提供体制を維持できるよう支援をしてまいりたいと考えるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

とにかく、医療水準という受益のほうが本当にこれだけ格差があって、そんな中で保険税だけを統一しますというのは、これはもう公平性でも何でもないということを申し上げておきたい。

最後に、これはもう亀山市だけの問題じゃないですよね。これはずっと、市議会ですから亀山市の問題で言うていますけれどもこの根本の問題点、国保税がなぜ高いかの根本の問題はやっぱり国

ですよ、国が必要な公費負担をしていないんですよ。だから、毎回のように全国知事会、市長会で国に対して公費負担を増やしなさいよということを求めているんですよね。この大本になる健康保険法第１条には「国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする」と、つまり社会保障やと言っているんですよね、はっきりと、国保は社会保障だと。だから当然、社会保障には国からお金が出るのは当たり前なんですよね。だから国民健康保険もやっぱり被保険者が支払えるような保険税となるような公費を入れるべきなんですよ。

厚生労働省も、国保の構造的な問題として、一つ、６５歳から７４歳の高齢者の割合が４５％と非常に高い、半分近くが６５歳から７４歳の高齢者なんですよ。だから当然医療費がかかりますと言っていますよね。

それから２つ目、年金生活者、非正規労働者などが多く加入しており所得が低い、所得が低いんですよね、これは皆さんが入ってみえる共済組合とかそれから民間の健保組合と比べたら分かりますよ、もう所得は半分ぐらいですよね、そんな中で運営をしているというこれが２つ目ですよ。

３つ目、所得に占める保険料の割合が高い、これは厚生労働省の資料ですよ。国保は約１０％ですね、所得に占める割合が１０％、協会けんぽ７．２％、組合健保５．７％、皆さん方が入っている共済組合５．６％、つまり共済組合の倍払っているんですよ、国保の加入者は。

皆さん方も５年、１０年したら国保ですよ皆、大変ですよこれ。人ごとではないですよ、そういう意味ではね。今は共済組合では半分で済んでいますけど、退職して５年たってここに入ったらすぐ１０％ですよ、こういうことなんですよ。やっぱりこういう構造的な問題を解決する、そのために公費負担を増やすことが必要やと思うんですけれども、その点についての見解を聞きたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

国民健康保険制度の構造的な課題につきましては、これまでも何度も議論のあるところでございますし、議員ご案内のとおり、いろんな課題があるということも認識をしておるところでございます。

こういったものを解決するために、都道府県が財政運営の主体となりまして、県単位化による課題解消に向けて様々な取組が進められているところでございますけれども、なかなか根本的な解消には至っていないというふうに感じるところでございます。抜本的な課題の解消に向けましては、早期の国による必要な財政支援の拡充と拡大及び低所得者層に対する負担軽減措置の拡充や強化が強く求められるものと認識もしてございます。

市としましてはこれまでと同様に、全国市長会を含め、様々な機会を通じて国等へ引き続き強く働きかけていく必要があるものと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

私が言いたいのはこの根本の問題で、国が公費負担を減らしてきた、この間、問題があると思う。ただ、だからと言って上げていいんかというふうにはならない。だから国が公費負担しないんであ

ればやっぱり亀山市が代わってやるしかないということを申し上げて、次に進みたいと思います。

次は、保育園の問題を取り上げたいと思います。

４つの大規模施設ということを盛んに言われますけれども、私はもう一つ、これは抜けているんやないかと思う、つまり公立保育園ですよね。

表を見てもらえますか。

これは市内公立の保育園８園、それから認定こども園１園、９園あるんですね。そのうちの７園は築年数４０年を超えています。ひどいのは加太と第二、何と５５年超ですよ、もう本当に古いです。一番新しい、合併する前で考えて新しいのは神辺保育園なんですよ、これ以降は、新しく丸っと、改築したとか新規に建てたという保育園がないんですよ、田中市政、櫻井市政３０年間で一か所も、保育園が新設・全面改築されたことはない、これは本当に異常なことですよね。

今回、市のホームページで第３期亀山市子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメントを募集していますけれども、これについても保育園を全面改築するという計画はないんですよ、修繕しますと書いてあるんですよ。修繕で済む話ですかこれって、済まないでしょう。

それで市長もマニフェストで、学校・幼保施設、幼稚園や保育園の施設やね、の計画的な改修と上げられています。市長のマニフェストでいう改修というのはまさかこのパブリックコメントでしている子ども・子育て支援計画の修繕をするということではないですやろうね。やっぱり、全面的な改築が必要だと思うんです。だから計画はどうなっているのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

就学前教育・保育施設につきましては計画的な改修に関する計画は策定しておりませんが、第２期子ども・子育て支援事業計画において、就学前教育・保育施設の再編と整備について掲げておりまして、その計画に基づく施設の再編を進めるための亀山市就学前教育・保育施設の再編方針を定めているところでございます。この方針に基づきまして、短期的に効果を発揮する事業として和田保育園保育室増設事業を実施し、令和５年度から低年齢児の受入れ規模を拡大したことにより、待機児童の解消に取り組んだところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

本当にお粗末ですよね、計画もないんですよね。

学校はようやく、議会でもいろいろ言ってきまして長寿命化計画で策定しましたよ、だから優先順位をつけてやるというんですよね。

だから保育園もそうでしょう、少なくともこの園から手をつけますというのはそういう計画がちゃんと示されてこなきゃならんよね。これをやるともっと、この４つの事業だけじゃなしに市がやらなきゃならない事業が増えますよ、やっぱりこれはやるべきですよ。

長くなって、老朽化すると安全面だけの問題じゃないんです。というのは、建てられたのがほとんど１９７０年代から８０年代に建てられた保育園なんですよ。そうするとその当時当たり前だったことがもう今は通用しない問題がある。

１つだけ取り上げます。トイレですよ。

トイレというのは専門家の方に聞きましたら、やっぱり子どもの発達において排せつの自立はとても重要なこと、自分でちゃんとトイレができるというのは重要なことなんです。だから、核家族化や共働き家庭が多数を占める現在、子どもの排せつの自立に対する保育園や認定こども園の役割は重要だ、このように指摘しています。

だからやはり最近は、亀山市が建てた当時は水で流すというやつ、ウエットというんですかね、水に流すというのは掃除をするという意味、床なんかをね。それが今はもういわゆるドライ方式、つまり水で洗わないというようなドライ方式が当たり前になっているんですね。これの違いは菌の数、それからアンモニアとその臭気の強度がもう全然違うというんですよ、このドライとウエットでは。

そういう点で、老朽化してくるとそういう問題もずっと放置されたままになっている、こういう問題があるんですね。

そこで現在のドライ化の状況ですね。どこまで進んでいるのかということと、それからこれは早期に予算をちゃんと取ってドライ化を進めるべきだというふうに思いますが、その点についての見解をお聞きします。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

保育所及び認定こども園のトイレにつきましては、職員用及び子ども用を合わせて全部で２９か所ございます。このうち、ドライ化が完了しておりますのが１７か所でございますので約６割の完了となっております。今後につきましても、計画的にトイレのドライ化を進めていく予定でございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

子どもの発達にとって大事なことなんですね、これはぜひやっていただきたいと思います。

例えば、家庭の環境と保育園の環境は違うんですから、明らかにね。だから家庭のようにできないというようなことではやっぱり子どもが戸惑います。だからこれはぜひ、もう７年度の予算は出ていますから少なくともう８年度には全部完了するというぐらい、それから７年度の補正予算を組んででもやるとかというようなことが必要やと思うんですが、市長はどうですか、やりませんか思い切って、あと１２園です。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それこそ計画的にこの修繕は対応させていただくということで、トイレのドライ化は今までも進めてまいりましたけど、今申し上げたようにさらに残り４割について計画的に進めさせていただくということでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

ぜひ計画的に進めてください。

最後、リニアの問題であります。まず表を見ていただけますか。

これはどこにも出ていないですね。各種の報道資料、それからＪＲ東海、各県のホームページから作成したものであります。

例えば、今年１月５日の東京新聞の記事によりますと、ＪＲ東海によると品川－名古屋間２８６キロの９割を超える８３工区が工事の分割が済んでおる、そのうちの１８工区で完成が２０２７年を超える、当初の開業時期を超えると、そのほかの工期精査中それから工期分割未定の区間もあって２０２７年までに完成しない工区は増える可能性があるということが東京新聞に書いてある。

私は、これにプラスいろんな人の調査されたものを含めている。

問題なのは静岡工区ですね、南アルプスのトンネルは未定ですよこれ、全く分かりません。これは着工してから１０年以上かかると言われています。

それから、フリージャーナリストの樫田さんという方のあれでいきますと、例えば神奈川県相模原市に予定されているリニアの車両基地は用地の５割が買収されていないとまだ、工期は１１年かかる。これも、だから買収が終わってからまだ１１年かかるというんですね。

それから、長野県でトンネルの残土９７４万立方メートルの約５割が処分地が未定、岐阜県の久々利トンネルは工事契約そのものが今は未契約、工期１１年ですね。

こういうふうに、静岡だけやないですよ、沿線各地で本当にどこもかしこも遅れが出ているんですよね。こういう状況を踏まえてお聞きしたい。こういう状況を踏まえたら名古屋以西の開業は一体いつになるというふうに亀山市は考えてみえるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

リニア中央新幹線の開業時期につきましては、先行開業区間である品川－名古屋間の名古屋開業の時期が大井川水資源問題に伴う南アルプストンネル静岡工区の着工の遅れなどによりまして、現時点において当初計画の２０２７年から遅れることが見込まれているところでございます。

そうした中、この先行開業区間の遅れが名古屋以西の整備に影響を及ぼすことがないよう、引き続き三重県をはじめ沿線関係団体と連携し関係機関や建設主体へ要望を行ってまいりますので、本市といたしまして、東京－大阪間の全線開業時期はこれまで同様、国の財政支援により当初計画から最大８年間前倒しされる、最速で２０３７年を見込んでいるところでございます。

なお、この全線開業時期は静岡県を含む沿線１０都府県の建設促進期成同盟会の総意であり、また、国におきましても、昨年６月に閣議決定した骨太の方針２０２４などにおきまして現行の想定時期、いわゆる最速２０３７年を堅持する考えが示されているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

もうそんな現実に合わない答弁をやめてくださいよ。

去年の８月にＪＲの丹羽社長が記者会見でこう言っていますよ。品川－名古屋間、名古屋－大阪間を並行して工事を進めることについてこう言うんです。財務面や工事の遂行能力を踏まえると不可能だ、無理やと言うんですよ。つまり、品川－名古屋間が開業してからでないとかかれないと言っているんですよ、当たり前なんですよ、これは経営者としてはね。つまり、そういうことが言われておりながら今のような答弁をするんですよ、いつもばかげていると私は思いますよ。

市長の施政方針の中で、次なる４年は四半世紀以上にわたり積み重ねてきたリニア中央新幹線三重県駅の展開が新たな段階へ移行するものと思われますと、これも本当に現状を見ない夢物語ですよね。

これ、どういうことが起こるかということなんですけれども、たまたま２月２７日、ＮＨＫニュースを見ました。そうしたら長野県駅ができる飯田市は当初の計画どおり工事を進めてきたんですけれども、２０２７年の開業が遅れるということで当初の計画を最大で５８億円を上回る１４９億円に事業費はなるというんです。つまり、当初どおり進むだろうということで進めてきたら、何と５８億も余分にかかるような事態になった、こういうことなんですよ。

それで、市長は何と言っておるかと言ったら当初の計画どおり進めていればと言うておるんですよ、そんなん、もう現状を見れば分かるんですよ、計画どおり進めないというのはね。それを現状を見ないで計画どおり進めていくというようなことをしておきながら、いざもう無理になったら、これはＪＲに責任がありますと言うんです。こんな情けないことは言わないでほしいですね。

やっぱり、この開業が本当にいつになるか分かりません、もう１０年先２０年先、下手したら私は開業ができないかも分からんと思っています。そういう中で今、環境影響調査をやるとかそれから駅位置を決めるとかこんなことをやっても、本当に私は予算の意味がないと思うんですよ、予算の無駄遣いになると思うんですよね。そういう意味で、そういうことを考えないのかどうかお聞きしたい。

それからもう一点、時間が限られていますのでね。

リニア基金が２０億になるという見込みであります。そうやけど、さっきも言いましたように、本当にこの基金を使うのは１０年先２０年先、もしくはそれ以上先になるんですよ。その間ずうっとこの２０億もの基金を使えないまま置いておくんですかという話ですよ。あり得ないでしょう、その間には４つの大事業、整備があるんですよ、お金がかかるんですよ。

やっぱり現実的なことを考えたらこのリニア基金を廃止して公共施設整備基金、こういうものをつくってそして優先的にそこに充てていくということを考えるべきやと思うんですけれども、この２点をお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

リニア中央新幹線の整備は長期にわたる国家的プロジェクトでもございますので、その建設期間中において、克服すべき様々な問題も生じてまいるものと存じております。引き続き建設主体等関係会社におきまして早期解決に向けたご努力をいただきながら、一日も早い全線開業への取組を着実に進めていただきたいと考えているところでございます。なお、現時点におきまして建設主体において様々な整備手法をご検討いただくなど、先行開業区間の遅れを名古屋以西の整備に影響させ

ない方向でこの国家的プロジェクトが進められていくことを期待しているところでございます。

また基金の問題でございますけれども、基金につきましては、リニア誘致につきましては本市の持続的な都市形成に多大な影響を及ぼします事業でございますので、長期的な展望の下にリニア三重県駅を核とした魅力的なまちづくりを実現させるための財源確保策として、リニア基金は必要不可欠であると考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

本当に、期待すると言うたけどそんなんでいいんですか、事業をするのに、本当に他力本願ですよね。

それから基金ですけど、ずうっと議論をしてきましたけれども、当初は亀山が駅誘致に非常に積極的であるということを示すために基金を積むというような話がありました。それはそういう目的があったんでしょうね。ところが、現時点においてもう亀山に駅が決まったのであればこの基金自体を積んでおく必要はなくなったわけです。そういう意味では当初の目的は達成したわけですよ、基金を積んで亀山に駅を誘致する、この目標は達成された。そうしたら基金は、要は事業が始まる時点で必要な財源が確保できればいいという話になるんですよね。だからこの２０億という数字も非常にいいかげんな数字でね。普通、例えば庁舎なら９５億かかるという総事業費がまずあって、そのうちで例えば国から補助金がどれだけ出る、起債はこの程度できる、だから最終的に市は幾らの財源を持たなあかんとなるんですよ、事業はね。

ところが、この事業はどうですか、総事業費は幾らですか、決まっていないでしょう。そういうような事業費も決まっていないのに基金額が決められるわけがないんですよ、特定目的基金というのはそういうものなんですよ。事業費が分かって、そのうちこれだけは一般財源で持たなきゃならんというのが分かって積み立てるのが特定目的基金なんですよ。

リニアはないんですよ、総事業費、ないでしょう。幾ら要るんですか、亀山市一般財源として、ないでしょう。だから２０億なんて数字は全く意味のない数字なんですよ。だから、私はそんなことを言わずに、今日繰り返し言っているのは亀山市は財政がない、その中で４つも大規模事業をせんならん、保育園もしなきゃならん、そのほかにもいっぱいありますよ、せなあかんこと。最近でいえば下水の破損事故があって、あんな大きなことが起こりました。市民はようけ、水道は大丈夫か下水は大丈夫かとみんな思っていますよ、そういうところにも金を入れていかなきゃならんのですよ。

そんなときに、いや、リニアは２０億は取っておきます、これは使えませんってそんなことで市民が納得すると思いますか。私は、それはもっと先の話なんだから少なくとも今目の前に迫っている事業に使ってくださいというのは当たり前じゃないですか。

市長はどうですか、その気はありませんか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

以前からこの議論というのは何度もさせていただいていますが、議員がおっしゃられるように、

今、現実の日常生活やまちを取り巻く課題の中にはたくさんの課題があって、それに対して行政としてできる限りの事業、あるいは予算を投入しながら進めております。学校施設の老朽化もそうですし、福祉もそう、医療もそう、水道・下水道もそう。そういう中で、現実の問題にも最善を尽くすと同時に、今だけではなくて将来世代の負担とか、将来にツケを回すということではなくて、それに対してもしっかり手を入れていく、これこそ行政が取るべき基本的な姿勢であろうというふうに思っております。

したがいまして、今はもちろん大事であります。同時に将来に対してどういう準備をしていくか、備えていくか、将来世代に対する負荷をいかに低減させるか、こういう視点も含めて行政は最大限の知恵を投入していくというこの基本的な考え方は、今までもそうですし今後においても変わるものではないというふうに考えているものでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

基金を残してほかのことをやるというのは無理ですよ、そのことを申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１６番　服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午前１０時５６分　休憩）

（午前１１時０４分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１２番　森　美和子議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

公明党を代表いたしまして、代表質問をさせていただきたいと思います。

今回は市長の所信について、それから市長マニフェスト「緑の八策Ｖｅｒ．２」について、令和７年度施政及び予算編成方針についてお伺いをしていきたいと思います。

まず、1月２６日の市長選におきまして櫻井市長は５期目の当選をされました。非常に厳しい財政状況の中での５期目のスタートとなります。

そこで市長にお伺いしたいのは、５万人の市民の暮らしを預かる首長として、厳しい財政状況であったとしても、やっぱり亀山市はええな、亀山市に住んでよかったなと市民の皆さんに思ってもらえるような期待や希望を届けること、また将来への展望を踏まえた決意をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

森議員からは５期目に当たっての決意についてのお尋ねでございますので、改めてその所信の一

端を申し述べたいと思います。

その前に、まずは本年の１月に新市施行から２０年の節目を迎えたところでございますが、今日地方自治体を取り巻く環境は大きな変革、激動の中にございますが、私たちは２０年の歩みを土台に明るい未来に向けた持続的成長への懸命な歩みを進めていかなくてはならない、このことを強く感じているところであります。その上で、お尋ねいただきました大変、財政の厳しさの中での将来展望でありますが、ご案内のように近年の国際情勢、社会情勢の変化によります物価高騰や扶助費、人件費の上昇等で膨らむ歳出は、本市においても財政運営に大きな影響を及ぼしております。この財務構造の早急なる改善に向けて全庁を挙げた取組を急ぐ必要がございます。かつてのリーマンショック直後の厳しい局面を当時の職員の協力、議会並びに市民の皆様の理解、そして分度・推譲の精神で乗り越えられたように、いま一度強い意志を持って取り組まなければならないと考えるものでございます。

本市は、将来都市像を緑の健都と位置づけ、誰もが健やかに暮らし、幸せを実感できる健康都市を目指しているところであります。既にさきのコロナ禍における体験が私たちに多くの示唆を与えてくれたように、社会の変革が静かに始まっていると感じております。

そして、健やかなる都市は持続可能な都市であり、そのためにも亀山独自の独りぼっちをつくらない地域共生社会の段階的な確かな進展とともに、将来に対して活力と未来への次なる一手として企業誘致あるいはＤＸ、そして先ほどもありましたが、リニア新幹線の三重県停車駅の市内への設置は、本市の将来を左右する重要政策であると認識をいたすものでございます。

現在、令和７年度を最終年度といたします第２次総合計画を進める中で、また令和８年度より始まります次期の第３次総合計画の策定作業を通じて「緑の健都かめやま」の実現へ、より着実に新しい段階へ進めたいと考えるものでございます。

そして、いま一度大変重要になりますが、改めて分度・推譲という言葉を心に刻みたいというふうに考えるものであります。ご承知のように、江戸末期に多くの村や藩を復興させた、私自身が尊敬する二宮尊徳の報徳精神を表す言葉でございますが、この分度とは自らの置かれた状況をわきまえ、あらかじめ定めた収入の範囲内に支出を収めること、また推譲とは勤勉の努力の後に生まれた分度以上の余裕は将来の子孫や他者に譲ることの大切さを説いた言葉というふうに認識をいたしております。

本市の将来の盛衰を定めるであろう極めて重要な今期に臨むに当たりましてこの分度・推譲の精神を心に刻んで、本当にこのまちが未来に対して明るい希望・信頼に満ちあふれた、そういうまちづくりを全庁一丸となって挑戦していこうと決意をするものでございます。

議員並びに市民の皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げる次第であります。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

他市の市民の方から亀山市は財政的に豊かでいいなと私、最近ですけど、言われたんです。いつのことを言われているのかなと思ったら、やっぱりいろんな政策を進めてこられて、特に子育て施策なんかはどっちかというと県を引っ張っているぐらいの勢いで亀山市は当初やっていたんだと思う、その印象が残っているのかなというふうに思っております。

ただ、市民の方の中にはもう既に、亀山市はお金がないんやろう、財政が厳しいんやろうという言葉が返ってまいります。この骨太の影響がやっぱりかなり市民のほうにも伝わっているんだろうなというふうに思っておりますし、ただ同時に、この閉塞感というのは絶対に伝えてはならないと思っております。だからこそ、今市長の決意をまず聞かせていただきました。

市長の思いというのは、何よりもこの現場の職員が共通認識を持っていただいて、やりがいを持って仕事ができるようなリーダーシップをぜひこの４年間取っていただきたいなと思っております。

次に、市長マニフェスト「緑の八策Ｖｅｒ．２」について、２点お伺いをしたいと思います。

二策の中に「子どもの笑顔と心を育む！」ということが書かれておりました。その中から、不登校児童・生徒のサポート・選択肢の充実とありました。

市内の現状では、不登校児童・生徒に対する教育支援センターはふれあい教室、それからスペシャルサポートルーム、これは校内教育支援センター、全１４校に出来上がっております。または図書館に設置のサークルルーム、それからＮＰＯ亀っ子サポートが運営されているフリースペースかめっこ、この様々な対応を今取っていただいております。

市長がマニフェストに掲げられた、この選択肢の充実の意図についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

マニフェストと関連をして、子ども施策について特に選択肢の意図ということでのお尋ねでございますが、現在の子どもを取り巻く環境の様々な変化、それに伴います課題、社会としての課題、ご家庭の課題、子どもの課題、教育関係の課題があろうかと思いますが、そういう中でこれらを本当に多様な、様々な状況に適応していくそのための選択肢がより広くあるべきであろうというふうに考えているところでございます。

そういう中にありまして、特にその意味合いでありますけれど、不登校児童も含めてサポートの在り方とか選択肢を広げていこうという思いを強く持たせていただいているところであります。

市といたしましては、教育委員会におきまして、これまでも誰一人取り残さない学びの保障に向けて、例えば亀山市教育支援センター、ふれあい教室とフリースペースかめっこの設置に加えまして、令和５年度より、一時的に登校しづらい児童・生徒が学習をしたり興味のあることに取り組んだりできる居場所として、サークルルームを市内図書館内に開設をいたしてまいりました。

そして、本年度におきましては不登校の児童・生徒の学びの場の確保のために校内教育支援センターを市内全ての小・中学校に設置いたしたところでございますが、令和７年度からは校内教育支援センターに支援員１０名を学校の状況に応じて配置をし、校内教育支援センターのさらなる充実を図っていきたいと思っております。不登校もそうですし、さらに様々な虐待、ＤＶ、いろんな要素が子どもを取り巻く状況というのは顕著になってきておりますので、それに対してどこまで何ができるか、そのことについてしっかり、亀山市としては教育委員会それから関係機関がしっかり連携をさせていただいてそれに応えていこうという考え方でございまして、そういう意味で選択肢を広げるという意味合いを掲げさせていただいたということでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

選択肢の充実といっても箱物を何か増やすとかということではなくて、今あるものをしっかりと充実させていくということの意味だと思いました。本来であれば、今はスペシャルサポートルームも全１４校でできていますけど、今回１０名充てていただくということですけど、場所の問題とか人の問題とかという課題もいっぱい聞かせていただいておりますので、そこら辺の充実はしていただくということで理解をさせていただきました。

ただ、民間がやっている、今フリースペースかめっこをやっていますけど、そういった充実は私は必要なのかなと思いますので中学校区に１個ずつぐらいができるような後押しをしていただきたいなと思っております。

次に、県立夜間中学通学への財政支援についてお伺いをしたいと思います。

１月９日、公明党三重県本部で県立四葉ヶ咲中学校について県の教育委員会から説明を受けました。教育機会確保法によって全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の確保と不登校特例校の整備が明記されたことを受け、三重県が設置したものでございます。

四葉ヶ咲中学校は、夜間中学と学びの多様化学校が併設されて設置をされております。夜間中学校は様々な理由によって義務教育を修了していない方、また中学校は留年がないので実質的に十分な教育を受けられないまま卒業した方、こういった方が対象となっております。

また、学びの多様化学校は、不登校状態や不登校傾向の児童・生徒を対象に、個に合わせた授業を実施するとしております。同じ中学校だけど内容に違いがありますし、年齢幅もあるということでございました。

このマニフェストに通学への財政支援とありましたが、入学する全ての方が対象なのかお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

まず、この四葉ヶ咲中学校に通われるという方につきましては若干名の入学というものを想定しているところでございますが、現在の市内の中学生と同様の就学援助を行うものとしておりますので、その方のご家庭の状況等によりまして、全ての方を対象にしているものではないと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

通告で聞き取りをさせていただいたときに、私は、これはマニフェストに書かれていることですので市長にご答弁をお願いしたいというふうに言いましたら、これは新年度予算にもう組み込まれているということで、多分そのことで今教育部長が答弁をされたと思っております。

これは本当に、四葉ヶ咲中学校も新たにスタートする学校ですので県も一生懸命力を入れていますし、そういった対象の方にとってはまた選択肢が一つ増えたということで非常にいいことだと思っております。でも、予算の説明の中には一切このことは触れられておりませんでした。亀山市を

アピールする上では、若干名であったとしてもこういった選択肢を亀山市は取るんだということのアピールも私は絶対必要だと思いますので、その点はぜひまたアピールをしていただきたいと思っております。

今の部長の答弁でありますと、就学援助と同じ生活レベルの方が受けられるということだと思っております。この就学援助は今、中学校であれば教育委員会が判断をされて決定されるんだと思うんですけど、先ほどの説明をしましたとおり年齢幅がありまして、中学校に通っていない、いうたら大人の方であったとしても夜間中学校には通えますのでそういう人たちも対象になるのか。

それからまたもう一つは、就学援助でもいろんな種類がありますよね、それはどの費用が賄えていかれるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

まず、学齢期の生徒を対象といたします学びの多様化中学校につきましては、市内の中学生と同様の就学援助を行うものとしております。したがいまして、様々な学用品でありますとかそういったものに対しての就学援助ということになるものでございますが、これにつきましては生活保護基準の１．５倍未満の所得基準により認定するものと考えております。

次に、学齢期を経過された社会人等を対象とする夜間中学校につきましては、学用品費６，０００円と校外学習費４，０００円程度を支援するものとし、その認定基準につきましては先ほどと同様の生活保護基準の１．５倍未満とすることを考えているものでございます。先ほどご質問いただきましたけれども、この就学支援につきましては、周知等適切に対応してまいりたいと考えているものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

いいことをすることですので、しっかりとアピールをしていただきたいと思っております。

次に、四策「健やかで優しい暮らしを支える！」からお聞きをしたいと思います。

周産期医療の抜本的な強化についてとありました。２月２６日、ＮＨＫで分娩空白列島という番組が放映されました。全国の市町村の６割に当たる約１，０００の自治体で出産施設がなくなっているということでありました。

足元の亀山市におきましても、市内唯一の産婦人科が健診のみで分娩が休止になるとお聞きをしました。幸い近隣市に分娩施設はありますが、大きく捉えると若い方の移住定住にはマイナス要件になるんではないかと思っております。

このときに放映されていた内容で、高知県では院内助産の導入、助産師さんにずうっと健診を受けて分娩はお医者さんがということ、それから岡山県高梁市では産気づいた妊婦さんが救急車を利用して、ママ・サポート１１９というんですけど、救急車を出していただける、そんな工夫をしているというふうにお聞きをしました。

そこで、このマニフェストにある周産期医療の抜本的な強化とはどのような体制を考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、周産期につきましては、ご案内のように妊娠２２週から出生後７日未満までの期間を指してございますが、市内外の産婦人科医院などで妊婦健康診査、出産などをお支えいただいているところでございます。こうした周産期を中心とした妊娠初期から出産後に至るまで母子への支援が重要だと考えておりまして、亀山市といたしましても、母子健康手帳の交付から始まり、妊婦教室、パパ・ママ教室、妊娠８か月アンケートなどを通じて出産までの支援を行うとともに、産後においても産婦健康診査や赤ちゃん訪問、産後の心身に不安のあるお母さんを対象とした産後ケア事業を行って、妊娠から出産、育児へと不安なく過ごしていただけるように支援をいたしてまいったところでございます。

その一方で、これもお話しいただきましたが、全国的に産科医不足の拡大、それから少子化が進展する中におきまして、本市におきましても、唯一の分娩可能でありました医療機関につきましても、３月末に無床診療所に移行されると聞き及んでいるところでございまして、周辺他市におかれても少し産科をなくすというような情報も出てきておる医療機関も聞いておるところでございます。

三重県全体が産科医の不足が非常に、全国的にもそうなんでしょうけど、本県においてもその状況は極めて深刻であるというふうに認識をいたしておりまして、亀山市でどこまでできるかというのは限界があるところでありますが、国・県、関係機関、医師会、全部の知恵がしっかり入った中でどうしていくのか、これは本市だけではなくて県全体としても大きな課題と認識をいたしております。

本市において唯一のそのクリニックが、分娩可能であったところが３月末に無床診療所に移行されるということでございますので、周産期を取り巻く保健、医療や子育てに関する支援の重要性はより一層高まっているものというふうに考えてございます。

このような状況を踏まえまして、本市がこれまでから取り組んでまいりました妊娠期から出産後までの継続的な支援をベースにして、これは土台として母子保健も力を入れてきましたけど、これは土台にしながら、さらに母子保健センターの創設でありますとか産後ケア事業の拡充のほか、医療センターをはじめといたしまして関係機関や民間との連携、医師会もそうですし大学病院等々もそうでありますが、連携を図りながらどのような取組が有効であるかを模索しまして次期総合計画への位置づけを含めた検討を行って、周産期を取り巻く環境の充実を目指してまいりたいと考えるものでございます。

非常に狭い意味での周産期の医療の周辺領域も含めて、やっぱりこれは母子保健、さらに子育て支援、あるいは医療の状況も併せて強化していこうという考え方を持たせていただいておるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

第３期にものってくるということですので、しっかりとまた議論をさせていただきたいと思っております。私は、次の市立医療センターの診療科増設への検討開始というそこを見たときに、医療

センターで出産させるのかなとちょっとそこを考えてしまったんですが、そういうことではないということで今理解をさせていただきました。

医療センターは開設当時、診療科は現在の４科、それから病床数は１００床とする協定が昭和６３年に医師会と結ばれました。そして、それが平成２５年に必要に応じて拡充できるというようになったと記憶しております。診療科の増設には大きな決断が要りますし、先ほど来のお金の問題、人の問題、それから建物の問題、いろいろと考えていかなければならないと思うんですけど、どのような診療科を考えているのか、具体的な内容が決まっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員お話しのように様々な政策課題や行政課題、あるいは市民のニーズがありますので、何か特定の問題だけが取り上げられてそこに集中するということではなくて、やはり幅広くそこは考える必要があろうかと思います。

その意味で先ほどの前段もそうですし、今回の医療センターの今の経営状況、本当に経営と医療の質を上げるための努力をこの十数年いたしてまいりました。大変厳しい状況もありました。民間売却というような時期も、議論されたような時期があったように伺っておりますけれど、そういう中から今日に至ったわけであります。

医療センターの診療科につきまして、平成２年の開設当時、これもご紹介いただいた亀山市民病院設置に関する検討委員会において議論がなされて、人口規模や費用的な面に加え、亀山医師会や関係機関との調整によりまして、内科、外科、整形外科、眼科の４診療科となった経過がございますが、これもお触れいただきましたが、様々な交渉や努力を重ねた中で、平成２５年１２月に亀山医師会との協定によりまして、医療センターの診療科の拡充がそれ以降は可能となっているところでございます。

そういう中で、少子高齢化や医師の偏在による医師不足等社会情勢の変化に伴いまして、医療、保健、福祉の連携の中で地域住民の健康を支える地域医療の提供が求められてございまして、また全国的に地域のクリニックなどの閉鎖、これは産科だけではなくていわゆる総合医、プライマリーケアの医院もそうなんですが、これの閉院が問題となってきておりますので医療センターを取り巻く環境が大きく変化してきておりますことから、現状の診療科のみでよいのか見直す時期に差しかかっているものと考えているところでございます。

今後は、現状の４診療科の安定的な医療提供を最優先としつつも、他方で、このような変化に対応できるよう関係機関からの要望等も踏まえまして、また医師やコメディカルの確保、診療体制の強化に係る、大事であろうかと思いますがコスト面、それから採算性等も勘案しながら診療科増設を含めて医療センターの診療内容の拡充について検討を進めてまいりたいと考えております。

したがいまして、現時点で議員のおっしゃる何かを増設するということに至っておるわけではございません。少しそういうことを総合的に判断しながら地域医療センターの今後について一定の大きな判断もしていかなくてはならないと考えているところであります。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

分かりました。

お医者さんもかなり高齢化になっていて、関町でもお医者さんが１軒なくなったということもありますので、本当に地域の医療を守るということについては非常に大きな問題やと思いますので、これはきっちり決まったことではないということですのでまた期待をしていきたいと思います。

次に、令和７年度施政方針及び予算編成方針についてお伺いをしたいと思います。

財政構造改革骨太方針２０２４における１０％シーリングの成果についてお伺いをしたいと思います。

予算決算委員会資料では、令和６年度一般財源１６２億に対して予算枠では３．５％減の約１５７億となっておりました。１０％の半分にも届いていない状況でありました。それに対して、令和７年度一般財源は約１６０億となり、結果的に２億６，４００万減にとどまっております。

この成果について、どのように捉えているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

まず、ご質問いただきましたこの予算枠の設定でございます。こちらにつきましては、令和７年度の予算枠の設定といたしまして、令和６年度当初予算一般財源額の１６２億６，０００万円に対しまして１０％を縮減いたしました１４５億７，０００万円を設定いたしたところでございます。

それに加えまして、ヒアリングなどにより、令和７年度に増加が見込まれる額１１億５，０００万円を加えた額である１５７億２００万円を予算枠と設定いたしたところでございます。この数字が議員の先ほどおっしゃられた３．５％というようなところでございます。

それともう一つ、この成果でございますが、先ほどもご紹介いただきました。まず予算の編成におきましては、令和６年度の予算と比べまして１４億１，０００万円の増となったものでございますけれども、一般財源では２億６，４８０万円の減となったところでございます。

ただ、今回の予算枠の設定による結果でございますが、財政構造改革の取組によりまして、各部署において予算枠内の要求となるよう取り組んだところでございまして、標準的経費で一般財源額約５億４，０００万円、政策的経費で約１億４，０００万円の削減効果があったと考えておりますが、最終的に設定した一般財源予算枠１５７億２００万円に対しましては、２億９，７５８万９，０００円超過の１５９億９，９５８万９，０００円となったところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

いただいた資料を見ますと１０％シーリングをかけた予算枠というのは載っていないんですよね。だからなかなか分かりにくいというか、そこら辺をしっかり掛けた上で令和７年度の予算も込みでこの３．５％になったということで今お聞きをさせていただきました。

ただ、これは令和８年度までの集中期間ということで３年間やっていくということでありますので、令和８年度の予算も見越してこの見直しがかかってくるんだとしたら、各部の中でこれはちょっとできるけど次のところまで置いておこうかなというようなことが起こっているんじゃないかな

と思っております。

今さっき説明はいただきましたけど、この３．５％だけを見ると各部の見直しの努力を後押しするだけの目標枠のような形で持っていたのかなと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

先ほど議員申されました予算枠というのが目標額ではなかったのかというふうなところで、結果的にはそういうような形で、枠設定の中にははまらなかったというようなところではございますけれども、こういった取組といいますか、この予算枠での配分というのは今後も続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

しかしながら、集中期間は８年度までということではありますけど一過性では終わらせてはいけないんだなと思っております。

２月１７日の予算説明会の中で私は、予算の原資に特定財源が使われているというのを各部長が、全ての部長が説明をされて、いつもより特定財源のことをえらい言われるなと思っていました。一般財源を使っていないアピールのように私は聞こえてきて、今回この構造改革の骨太方針が出ている中での予算の説明というのは今までよりはちょっと違った各部長の思いというか、そういうことが伝わってきたというふうに思っております。

亀山市は総合計画に掲げた３３０の施策を行っておりますが、現場の担当者が国や県に対してしっかりとアンテナを張って予算を取ってくるような努力、私はここもこれから非常に必要になってくるんではないかなと思っております。今までしていないというわけではないですけど、非常に必要になってくると思いますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まさにおっしゃるとおりでありまして、従来までの行政の継続性とか、事業がずっと続いてくる中でどうしてもそれは思考回路というか、これは惰性というと言葉は適切ではないか分かりませんが、そのようになっていきやすい、そういう仕事であります。しかし、財政の状況が非常に厳しい中でどうしていくのかというそこのところをみんなが、一人一人が全庁的に考えてそれを形にしていくことが極めて、将来のためにもそしてほかのサービス提供のためにも重要だということで取組を進めてまいりました。

おっしゃるとおり少し国・県の、当然今までもやっていないわけじゃないんですがさらにそういうことを重要視していくと、あるいは事業の組立て自体、事業自体の組立てをそもそもどう考えるか、こういうこともしっかり組み込んでいく作業が要るんだろうと思っております。

したがいまして、特定財源の確保は安定した市の財政運営を行う上で非常に重要であると認識をいたしておりまして予算編成を行う上では最重要項目の一つとして、今回の予算編成方針の中にも、

今までもそうなんですが、盛り込んで進めてきたところであります。

一方で、財政構造改革の取組の中で歳出の一般財源額が令和６年度より減少したものの約１６０億円でございまして、過去の推移とか財政状況を勘案しますと一つの目安としてこの一般財源が１５０億円台の前半を下回ることが望ましいのではないかというふうに今私どもは考えているところであります。

平成２３年、２４年、あの厳しいときには１４０億円台まで一般財源が下がった時代がございましたが、今は約１５０億の後半から１６０億前後で推移をしておるという状況でございます。そのような意味からも、令和７年度予算編成に向けた取組の初年度として目指す財政構造の本質的な改革には至ってはおらず、改革の一歩を踏み出したところであるとの思いを強くいたしてございますことからこの取組を次なる段階へ進めなければならないと強く感じているところでございます。

いずれにいたしましても、３３０の施策が回っておると今おっしゃられたそれを、１つ、２つの話ではなくて３３０の施策を回していくために、そしてそれは現在だけではなくて将来も含めたものを視野に入れながら全体最適をどのように取っていくかということの中で、財政状況の回復を目指す現状におきまして、まず歳入の確保は非常に有効であると考えておりますことから、特定財源確保も含めましてこの取組を鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

今市長が説明していただいた中では、今回の一般財源額が私は１６０億と言いましたけど１５９億９，９５８万９，０００円で１６０億を切ったという、そのスタートが切ったということでありますので、また努力の結果が次の年、次の年に現れるように期待をしたいと思います。

その中で少し気になったのは、保育所及び小学校の施設管理費について、保育所は５１６万４，０００円、小学校は１，２５７万４，０００円減額しております。

子ども関連の施設でありまして、また、それぞれ老朽化の課題がある中で減額した理由についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

ご指摘の学校や保育所におけます施設管理費につきましては、これまで突発的に発生する修繕に対応するため、一定程度予備的に各施設で修繕料を計上していたというところがございます。今回の財政構造改革の取組といたしまして、当初予算におきましては、各施設の修繕料を必要最小限にとどめまして、突発的で、ある程度大規模な施設修繕につきましては、今回６，０００万円とさせていただきました予備費のほうで対応することといたしたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

予備費というのは、本来突発的な災害とかそういうところに使うということで確保されているん

だと思いますし修繕料を最小限にしたというのは、老朽化のことを考えると必ず出てくる料金になってくるんだと思うので、何か今の答弁を聞かせていただくとすり替えにしかなっていないのかなというふうに、それは努力の跡ではなくてすり替えにしか私は聞こえませんでした。

次に移ります。新たな産業団地の確保に向けた動きについてお伺いをしたいと思います。

厳しい財政状況の打破には、自主財源を増やすことが必要であります。そういった意味において新たな産業団地の確保は非常に重要やと思っております。また、若者の地元定着や移住定住対策にも必要な事業だと考えております。今回は設計委託料として計上されておりますが、今後どのようなスケジュールになるのか、場所や規模、さらには今年度中に示されるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

新たな産業団地の確保に向けた検討につきましては、亀山インターチェンジ付近における産業団地の区域拡大の可能性を検討する中で当該区域に立地する企業の水需要に対応するため、令和３年度に今後の工業用地への水の安定供給に関する調査を実施いたしました。

また、亀山・関テクノヒルズ開発事業者である住友商事株式会社とも新たな産業団地の開発についてこれまでから協議を重ねてきたところでございます。現在、亀山・関テクノヒルズの区画が残り僅かとなり、今後の税収や雇用の確保、地域経済活性化のためにも新産業団地の開発は喫緊の課題であると認識しているところでございます。

このような中、来年度におきましては新産業団地の確保に向けた検討をさらに１段階引き上げまして、概略の図面作成や概算事業費の積算、地権者への意向調査などの事前調査を実施してまいります。また、調査後の実際の開発に向けましては、民間ノウハウを活用した事業手法や資金調達、用地買収、道路や水のインフラ整備など多くの課題を慎重に検討しつつも、できる限りスピーディーに新産業団地の開発が実現できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、こちらの成果品につきましては、一応令和７年度に完成する予定をいたしております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

亀山インターチェンジの付近で調査をかけていて、新年度中には示していただけるということで理解をさせていただきました。

最後に、子どもの出生祝金の廃止についてお伺いをしたいと思います。

平成１９年３月定例会で、子どもの出生祝金及び誕生日祝金として条例が制定されました。これは第３子以降の児童に対して出生したときに出生祝金を、また就学前までの誕生月に誕生日祝金をそれぞれ１人当たり３万円支給するということでありました。一番財政が豊かなときの産物かなと、だから市民に恩恵を与えてきた事業だったなということを少し思い起こすわけですけど、これが平成２２年１２月の定例会で条例の廃止の議案が提出されました。議会の中で様々な議論がありましてこれは否決をされました。平成２３年１２月定例会で、この出生祝金のみ残し条例が制定をされました。

この子どもの出生祝金というのは亀山市独自の子育て支援ではなかったのか、廃止することへの影響はないのかお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

この条例の経過について、今議員のほうからご案内いただいたところですが、現行の出生祝金につきましては平成２４年度から始まっておりまして、第３子以降の子どもの出生の際に保護者の方へ市長のお祝いメッセージとともに３万円の出生祝金をお送りしてまいりました。しかしながら、本事業を開始した当時とは社会的な背景が大きく変化をし、国及び社会全体で子育てに係る支援が充実してきたことによりまして、今回、祝金を廃止しようとするものでございます。

この廃止による影響といたしまして、年間約６０人ほどの保護者の方に対しましてお送りしておりました３万円の祝金の支給自体がなくなるということでございますが、廃止後につきましても、これまでと同様に次代を担う子どもたちの出生をお祝いし、その健やかな成長を願う気持ちには変わりはないところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

３人以降のみにお祝いするわけではなくて亀山市に生まれてくる一人一人の子どもたちに、市長が本当にお祝いのメッセージをあげてもらいたいぐらいの思いでありますけど、今、先ほど部長が答弁されたように国のほうでも様々な子どもに関する施策も充実をしてきております。

現在の状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

令和５年１２月に閣議決定をされましたこども未来戦略に基づき、妊婦期から子育て期までの相談支援を行います伴走型相談支援の体制を整えるとともに、経済的な支援としまして出産応援給付金めばえギフト５万円や子育て応援給付金あおばギフト５万円、こちらを支給しているところでございます。

また、支給の目的が少し異なりますけれども、祝金と同じく第３子目以降に支給をされます児童手当につきましては令和６年度に大幅な拡充が行われましたことから、市独自の取組でございます出生祝金が第３子以降の出生時に３万円のみ支給していることに対しまして、子どもの年齢や保護者の所得に関わらず、子ども１人当たり月額３万円、年間３６万円が１８歳年度末まで支給されることとなってございます。

繰り返しとなりますが、これまでは市独自の取組として出生祝金の支給を行ってまいりましたけれども、近年こういった国において手厚い財政的支援や全世代に対するきめ細やかな支援制度が進められている社会的な背景があり、また、財政構造改革骨太方針２０２４の取組の側面からも本事業を廃止する判断をいたしたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

出産・育児一時金は言っていただきましたか、５０万円に拡充、出産・育児一時金５０万円に、そのこともやっぱり、子育て世帯というか妊娠前から出産に至るまでの様々な状況が今大きく変化をしております。先ほども申し上げましたが、しっかりと亀山に生まれてきてくれた子どもたちに本当に手当ができるような、支援ができるような体制を、先ほど市長も産前・産後も含めて周産期医療のこともおっしゃっていましたので亀山市で産まれてきた子どもたち、また親御さんに対して充実していくことを願いまして、私の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１２番　森　美和子議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後１時まで休憩します。

（午前１１時５２分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、２番　櫻木善仁議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

新和会の櫻木でございます。

通告に従い、令和７年度市政及び予算編成方針及び令和７年度教育行政一般方針について代表質問をさせていただきます。なお、今回、限られた時間の中で多くの質問を通告しております。そのため、進行状況によっては一部の質問を割愛させていただくことがございますので、あらかじめご了承いただきますようよろしくお願いします。

まず、令和７年度市政及び予算編成の方針についてお伺いいたします。

市は、計画の最終年度を迎える第２次亀山市総合計画の総仕上げを図るとともに、分度・推譲の理念に基づき、財政構造の改善に取り組む方針を示されました。令和７年度を分度の年と位置づけられておりますこの分度の年とする考え方について、市長の基本的な認識をお聞かせ願います。

○議長（岡本公秀君）

２番　櫻木善仁議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻木議員からは行政経営方針の分度の年と位置づけた、この分度の年についての基本的な市長の認識はということでございました。

令和７年度は、第２次亀山市総合計画の最終年度としてその総仕上げに向けた取組を進めてまいらなければなりません。一方で、先ほども森議員にも少し考え方をお示しいたしましたけれど、現在の国際情勢、社会経済情勢の変化に伴います急激な経常的経費の増嵩等による財政運営への影響や、今後廃棄物処理施設など大規模施設の整備が控えております中で、財政構造の刷新に向けた取

組は待ったなしの状況と考えております。優先的な対応を図るべき喫緊の政策課題と認識をいたしているところでございます。

そういう中で財政局面の変化に即応して改善を図るためにも引き続き、ちょうど昨年の５月策定をし進めてまいりました財政構造改革骨太方針２０２４の具体的な展開に、短期集中的かつ積極果敢に取り組み、これまでの事業推進による財政調整基金取崩し基調の財政構造からの早期脱却・早期回復を図らなければならないと考えているところであります。

このような現状を鑑みますと、今後は入りを量りていずるを制すのごとく、歳入の範囲内で歳出の限度を定めた行政運営をしっかりと行い、政策推進と財政健全化の両立を図っていくことが極めて重要となってございます。そのため、いま一度改めて分度・推譲という言葉を心に刻みたいと考えるものであります。

江戸末期、多くの村や藩を復興させました私自身尊敬をいたしております二宮尊徳の報徳精神を表す言葉でございますが、分度とは自らの置かれた状況をわきまえ、あらかじめ定めた収入の範囲内に支出を収めること、また、推譲とは勤勉の努力の後に生まれた分度以上の余裕は将来の子孫や他者に譲ることの大切さを説いた言葉でございます。

そういう意味で、本市の将来の盛衰を定めるであろう極めて重要な今期に臨むに当たりまして分度・推譲の精神を心に定めまして、今後新たな、また第３次の総合計画の策定も同時並行で進んでまいるわけでございますので、そういう精神で令和７年度の行政経営に当たろうという決意を込めたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

ある収入において支出をしていくということはよく分かりました。

それでは市として、分度の年として位置づけた上で重点方針、今回３点を上げていただいておりますが、先ほども紹介がありましたように、第２次総合計画後期基本計画の必達と次期総合計画の策定、そして財政構造改革の集中展開、さらに組織構造の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進、これらの重点方針と、先ほど分度・推譲という話をされましたけど、それとの関連性をどのように据えて、具体的にどのような取組に展開を市長はされていくのかお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

分度の年を踏まえた３つの重点方針の取組方針でありますが、まず第２次総合計画後期基本計画の必達をしていかなくてはなりません。あわせて、次期総合計画の策定でありますが、新年度がまさに第２次総合計画の総仕上げとして、後期基本計画に掲げる重点プロジェクトや基本施策の必達に向けた事業展開、先ほどお話がありました３３０の施策の方向が示されておりますのでこれの具現化、必達を目指すということと、それから次期総合計画の立案策定作業を全庁挙げて同時並行的に取り組んでまいることとなります。

とりわけ、市の最上位計画の改定年におきましては、中長期的な展望に立った持続可能なまちづくりに向けた視点や考え方、効果的な事業展開手法等の検討などが求められてまいりますので、行

政経営上の分度・推譲を象徴する取組であります現在進行中の財政構造改革の引き続いての推進と総合計画の推進や計画立案との整合性とか全体のバランスにつきまして、庁内検討組織等において十分に協議、検討を重ねて、その結果を踏まえて全体として第２次総合計画から次期総合計画への計画的かつ実効性ある移行を目指してまいりたいと考えるものでございます。

また、財政構造改革の３年間の集中期間につきましては、財政構造改革の集中改革期間の令和７年が２年目ということになりますので、これまでの取組の中で合併後見直しのされていない事務事業など、経費削減や構造改革までは至っていない事務事業の抜本的な見直しなどに積極的に取り組んで歳入に見合った歳出を基本としつつ、まず財政調整基金残高の回復を目指してまいりたいと考えるものでございます。多くの事業、それから将来への備え、併せて最適な状況をしていく、将来にツケは残さない、回さない、そういう思いでこの計画策定に取り組んでいくことが大事だと考えているところであります。

さらに、組織・機構の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進につきましては、分度・推譲の精神による政策推進と財政健全化の両立と、次期総合計画のスタートに向けた効果的な組織体制づくりを見据えた見直しをはじめ、効率的な業務執行と職員の心身の健康維持を確保するための働き方改革、あるいは職場環境等々の改善等の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

これら３つの重点方針に基づきます取組を通じまして、分度の年としての行政経営をしっかりと進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

少し、ちょっとつながりが直結で分かりづらかったんですけど、とにかく収入に合った戦略を考えていくということでそこは理解をしました。

その中でやはり予算に直結してきますので、続いて、令和７年度の予算編成方針についてお尋ねをします。

先ほど来からありますように、令和７年度を分度の年と位置づけて収入に見合った適切な支出範囲を定めるということで、分度の考え方を基本方針とされています。また財政構造改革骨太方針２０２４に基づいて枠配分方式を採用して、令和６年度の当初予算の９０％程度を上限として各部に配分する方針を示されております。

確かに、倹約的で財政運営には一定のメリットはあると思います。しかし、やっぱり単に支出を抑えることが目的化すると市民サービスの低下だとか行政機能の硬直化といった懸念も生じるんではないかなと。やはり、健全な財政運営のためには支出の抑制だけではなくて歳入の増加に向けた取組が不可欠だと私は考えます。

そこで、市の財政基盤を強化するために、例えば以下のような歳入確保策が一般的に考えられると思います。例えば、地方交付税の基準財政収入に含まれないふるさと納税のさらなる強化、今もやっていると思いますけどさらなる強化。国の補助事業の積極的な活用による単独負担の抑制と事業展開の推進ということで、先ほどの森議員のときにもありましたけど、アンテナを高く張ってそういうところを推進する。さらには、中長期になりますけど企業誘致による税収の増加、さらに市有財産の有効活用策として売却だとか貸出しの検討、こうした施策に加えて市としてはどのような

歳入確保を進めていくのか、具体的な取組についてお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

歳入の確保の取組というふうなことでございます。

先ほど議員が申されました企業誘致ですとか、それからいわゆるアンテナを高く張って特定財源を確保する、そういったものが主になろうかと思います。

また、令和７年度の予算について反映いたしましたものといたしましては、まず１つにつきましては先ほどおっしゃられた土地の売却、未利用地の売却促進による土地売却の収入ですとか基金の繰入れによる確保を、それから、併せまして例えばふるさと納税寄附の拡充なんかも必要不可欠であるというふうに認識しておりまして、今後さらなる歳入の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

そうすると、私が先ほど述べさせていただいたように、一般的な考え方以外には収入の確保をしていく手段としては考えていないということでよろしいですか。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

歳入確保の方法につきまして、先ほどおっしゃられたものが一般的といいますか今の本市の中で取り組める内容というふうに考えておりまして、ほかにつきましても今後検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

分かりました。

やはり、先ほど一番最初に言いましたふるさと納税のところは基準財政収入に含まれませんので、できるだけそういうところに特化をしながら収入を増やしていただければなと思います。

それでは、次に第２次総合計画の施策の大綱に沿いながら質問させていただきます。

これは冒頭にありました７年度の施策及び予算編成の方針の中から順に抽出してきました。

まず、快適さを支える生活基盤の向上について伺ってまいります。

その前に人口動向の資料をご覧ください。

資料１をお願いいたします。この資料は令和４年１２月の議会で、一般質問で提示したものに今年度までのデータを追加したものです。

ここでは学校区別の人口増減を示しております。ここでは前回もお話しさせていただきましたけど、上が３強で下が８弱という構成は変わっておりません。その中の特徴としては、亀山西、亀山東、神辺の各地域では微増が見られております。１２年間なんですが、１２年間で亀山市の人口減

少は８２７人にとどまってます。

次に、資料２をお願いします。

これは市が公開している町別の人口と世帯数のデータを基に、平成２４年と令和６年の１２年間を比較しております。人口、世帯ともに大きく増加しているまちは左側になります。また右側の減少が著しいまちの上位をグラフに表しています。

この１２年間で、亀山市全体では人口が８２４人減少、世帯数が２，１０６世帯増加しております。一部の地域では人口が３割以上減少し高齢者の独り暮らしが増加しており、今後地域存続の危機も懸念されるような状況にあります。

これらを踏まえて質問に入りたいと思います。

まず居住区域内への転入者支援による子育て世帯等の定住促進と中心的市街地への活性化について伺ってまいります。

まず、居住誘導区域とはどのような区域であり、市としてどのような誘導施策を講じているのかお聞かせください。また、その中で転入者支援を活用した子育て世帯等の定住促進について、市が具体的にどのような施策や支援を行っているかを踏まえて市の考え方をご説明ください。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

亀山市都市マスタープランの一部であります亀山市立地適正化計画に定められました居住誘導区域につきましては、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、日常の生活サービス機能や公共交通が持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域となっておりまして、亀山中央・関・井田川の３つの区域を指定しているところであります。

居住誘導区域内への子育て世帯の移住定住を目的とした誘導施策につきましては、まず、空き家リフォーム支援事業におきまして、市外からの移住を目的とした市内空き家住宅のリフォーム工事に対する費用の一部の補助を行っております。区域の転入や子育て世帯を対象に補助率の加算を行っております。また、居住誘導区域内のみの事業といたしまして住宅取得支援事業を行っているところでありまして、住宅取得の一部を補助しており、子育て世帯につきましては補助の加算を行っているところであります。このような優遇措置によりまして居住誘導区域への定住促進や経済的支援を行っているような状況でございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

次に先ほどの続きなんですけど、中心市街地活性化についてちょっと伺っていきたいと思います。都市機能誘導区域とはどのような区域であって、誘導施策としてどのような取組が行われているかということをご説明ください。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

都市機能誘導区域につきましては、居住誘導区域内に指定されるものでございまして、医療、福

祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導いたしまして集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域となっております。居住誘導区域と同様に３つの区域を指定しているところであります。

誘導施策につきましては、まず市内商業の活性化を目的に、空き店舗等活用支援事業補助金において、誘導区域内における空き店舗を活用した出店の際の改修費用の一部の補助を行っております。また、立地適正化計画による事業といたしまして、ＪＲ亀山駅周辺の再生を目的に亀山駅周辺整備事業や図書館整備事業の実施を行っております。なお、今後につきましては中心的拠点であるこのエリアにおいて、新庁舎移転による行政機能の集約化を予定しております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

私たちが亀山にいながらよく、亀山に行こうと言うのは私たちの村からいいますとまちのほうへ行くのはそんな感じだったんですけど、やはりそういうところ、中心街を活性化、さらにしていくというのはよく分かりました。それと先ほどの説明にあったように新庁舎の移転がすごく気になるところですけど、またこれは改めて確認させていただきたいと思います。

先ほど答弁にあった立地適正化計画による事業の進捗状況について、ちょっとご説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

現行の亀山市都市マスタープランでは、立地適正化計画にて指定を行っている都市機能誘導区域の魅力の向上、居住誘導区域への居住の集約化を目指し、都市づくりの戦略方針として３地区のエリアプランの策定を現在進めているところであります。また、誘導施策による優遇措置等により、居住誘導や空き家活用の促進、都市基盤整備による市街地の活性化など、都市形成に一定の効果があったものというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

３地区の誘導地域ということで理解はしたんですけど、冒頭にお見せした資料が今回すごく確認したいところで、それは先ほどのグラフの左側では居住誘導区域外で人口が圧倒的に増加が見られる地区について、まず、新たにこういう居住誘導区域への指定をする考えがあるのか市の見解をお聞きします。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

居住誘導区域外での人口増加につきましては、市街地の拡散が進行し、コンパクトな都市づくりに支障となることが課題として整理されております。一方、市の発展、活性化に不可欠な人口維持のためには北東部での住宅団地開発により、県外・市外からの人口流入も重要であると考えており

ます。これらのことから、当面の間は市北東部などの居住誘導区域外での住宅団地開発につきましては、コンパクト・プラス・ネットワークによる都市づくりを推進しつつ、不動産動向等を見極めながら適切に土地利用等を進めてまいりたいと考えております。そのような状況の中、立地適正化計画の見直しを令和７年、８年度の２か年にて実施する予定となっておりますので、居住誘導区域の指定についても検討されるものというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

北東部の見直しをしていただくということは分かりました。

さらに今度は増加じゃなくて減少のほうです。人口減少が加速する地域への対応についてです。

人口減少が顕著にある地域に対してどのような対策を講じていくのか、そこはすごく重要やと思いますので、市の方針をお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

現行の亀山市都市マスタープランでは、人口減少が課題となっている都市拠点への居住誘導を実施すべき重点項目として位置づけており、居住誘導区域外の地域につきましては小学校を中心として世代間のつながり、地域の絆を重要視し、また地域の特色や風土・文化を生かし、定住環境の維持や公共交通の拠点である鉄道駅へのつながりの確保に努めることによりコンパクト・プラス・ネットワークを推進してまいりたいと考えております。

また、地域ごとのまちづくりにつきましては、地域の将来の方向性を住民の意見を踏まえて地域で集約し、その実現に向けて行政が支援することで地域の活性化につながるものというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

やはり人口が減少するところは手厚く、よろしくお願いしたいと思います。

亀山市は自然保護ゾーン、緑色に塗られたところ、が非常に多くありますのでそういうところ、そういう価値を有効に活用して、私が名づけたグリーンライフゾーンということで、緑の中で生活できる、そういうようなところを生活拠点にする人たちがたくさん、希望される方がいますので今後そういうところも考えて周辺を集中から、どんどんまちに来るんじゃなくて、そういうところにまた点在をしながら環境を整備していただきたいなというふうに思います。

それでは次に、地域公共交通の充実について伺います。

これもすごく人口減少等にも関係しますので、関連しながらお聞きください。

亀山市の公共交通を取り巻く環境は、先ほどの人口増加エリアの変化だとか、独り暮らしの世帯の増加など市民の生活環境の変化とともに大きく変わりつつあります。単に運行するだけを目的にするのではなく、市民の生活を支える移動手段として実態に即した公共交通の在り方を戦略的に構築していくべきだと考えます。実際に、亀山市内でまちづくり協議会が独自に試験的なボランティ

ア輸送を取り組まれています。その一例をちょっと紹介します。

資料３をお願いします。

これは３５名を対象にして、９か月分の２８６回の利用実績がありました。行き先は５９か所に及び、最も目的地として多いのは病院です。次いで買物が続きます。さらに詳細を見ると中身は病院から病院、また病院から買物というような複数の目的を組み合わせながら移動するということが多く分かります。また、回生病院だとか鈴鹿中央病院など市外の医療機関への通院のニーズも一定あることが確認されております。

このデータから見えてくるのは、移動手段を持たない市民が必要な移動をどのように行っているかです。その実態を把握して適切な交通手段を提供することが重要ではないかと考えます。また、人口推移でお示ししたように川崎小学校区では大幅な人口が増加しております。自宅から駅に向かう人の増加が今後見込まれると思います。そういう場合、公共交通の整備が喫緊の課題だと私は認識しております。

そこで、市として利用者ニーズの具体的な把握と今後の対応、駅へのアクセス向上に向けた対策、医療機関への移動支援の充実、以上で大きく３点ぐらいにしておきますけど、実態を踏まえた具体的な対策を示していただきたい。市の見解を伺います。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市は、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりと連動させながら、駅を中心に都市拠点と居住地を結ぶ地域公共交通ネットワークの形成を目指し、コミュニティバスや乗合タクシーについて、路線再編や運行内容の充実も図りながら一定の輸送サービス水準を確保してまいっております。しかしながら、ご案内のとおりでございますが、自動車依存の進行やコロナ禍を経たライフスタイルの変容、あるいは燃料費高騰等の影響による運行経費の増大などによりまして、地域公共交通を取り巻く情勢は厳しい状況にあります。特に、バスの利用者数は、全体といたしまして、コロナ禍前の水準までは回復しておりません。また、一部のコミュニティバス路線は路線維持基準を下回る低調な利用状況が続いている状況でございます。

こうした中で、地域の利用ニーズや沿線人口の動向を踏まえた公共交通の最適化でありますとか持続可能な地域公共交通の実現に向けた地域とともに考える仕組みづくりの遅れが課題であって、対応が必要であると認識をいたしております。

今議員もお触れいただきました地域の移動ニーズ等につきましても乗降調査等を通じて行ってもおりますし、ヒアリング調査も行っておりますが、まだまだ実際の移動ニーズはしっかりと把握できていないという部分があろうかと思います。こうした現状を踏まえまして、新年度におきまして、国の補助事業を活用いたしまして、次期地域公共交通計画の策定も見据えながら、利用が低調な地域を中心としまして、バス等の利用者を含む地域住民とバス・タクシーを運行する交通事業者、さらには行政と三位一体の共創の場づくりを進め、地域事情や真の利用ニーズを踏まえた最適な輸送サービスの在り方について検討し、運行内容等の再構築に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。そうした中で、今後の各地域ごとの実情に応じた対応を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

先ほども、今のコミュニティバスの乗車数もすごく少ない、これはやっぱりニーズに合っていないんじゃないかなというふうに思います。

例えば、今回ご紹介したようなまちづくり協議会でやっているような自主運行といったらあれですけどそういうもの、点を線でつなぎながらやっていくだとか、あと企業とタイアップして、企業が走らせているバスに乗客を乗せられるようなシステムをつくるだとかそういうことを検討はできないんでしょうかという、ちょっと質問です。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

議員お触れをいただきましたボランティア輸送等につきましては、高齢者等の移動が困難な方々の日常の買物でありますとか自宅と病院間の移動など、移動ニーズに応じた道路運送法上の許可、登録を要しない輸送の範囲内における自家用車を使用した地域による支え合いの輸送であると認識をいたしております。こうした輸送形態は、主体となる地域の運行、安全面の維持や運転手の確保など継続性の課題もあると考えるところではございますが、従来からの地域公共交通体系とはすみ分けを図りながら、地域の自主性が発揮された取組としてその連携の在り方についても研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

ぜひ検討していただきたいなと思います。それぞれのいろんな特徴があるかと思いますので亀山市としてどういうふうにしていくのか。例えば、幹を走らせながらそこに枝葉のバスを走らせるとかそういうことも検討しながら、まずは利用者の意見を聞いていただきたいなと思うのと、あとは他人事じゃなくて我が事として本気で取り組んでほしいなというところを要望してこの質問は終わりたいと思います。

それでは、続きまして子育てと子どもの成長を支える環境の充実について、ここは前にもここの席でも言わせていただきましたけど、未来を担う子どもたちの環境整備と生き抜く力の育成ということで、就学前教育や教育施設の受入れ機能の強化、ここはハード的な環境整備も重要ですけど、私は子どもたちの成長を支えるためにはソフト面も不可欠だと考えています。

特に自然の中での体験を通じて五感を育み、豊かな感性や自主性を培う自然教育の視点を取り入れて、子どもたちが安心して成長できる環境づくりが重要かと思います。

先ほども言いましたけど、昨年の６月の議会で一般質問を行いましたけど、自然保育はただ単に遊びではなくて子どもたちが自ら考え、判断して、困難を乗り越える力を育む貴重な機会です。これらの力は変化の激しい現代社会を生き抜くための基盤となります。

そこで、亀山らしさということでそういうのを生かした魅力的な幼児教育・保育の現状と取組についてお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であると認識しております。

幼児期の子どもたちは、遊びを中心として主体的に様々な対象と直接関わりながら、体験的に学んでいきます。中でも、幼児期における自然を活用した体験活動においては、子どもの知的好奇心や豊かな感性、社会性や自己肯定感の向上が期待され、これらの力はこれからの社会を生き抜く子どもたちの大きな力になるものであると考えております。

現在、市内の各園におきましては園庭のみならず地域へ出かけて自然の中で遊んだり、草花や生き物探しをしたり、地域の方にご協力いただいて田植や稲刈り体験をさせていただいたりするなど、四季を通して豊かな自然環境、魅力的な地域資源を活用した亀山らしい体験活動が展開されているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

すごく貴重に感じていただいてありがとうございます。それが今度の第３期亀山市子ども・子育て支援事業計画への反映についてどのような位置づけにされているのか伺います。加えて、今後の具体的な取組についてもお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

現在策定中であります第３期子ども・子育て支援事業計画におきましては、魅力ある教育・保育の充実の施策の方向性といたしまして、子どもが地域の人々と交流しつつ、保育所、幼稚園及び認定こども園を取り巻く豊かな自然、歴史資源を身近に感じながら豊かな体験ができる活動を継続的に取り組みますとしております。今後におきましても、豊かな自然環境、魅力的な地域資源を活用した亀山らしい豊かな教育、保育活動を継続して実施し、さらに充実させていく必要があると考えております。

したがいまして、各園におきましては豊かな自然環境を活用した様々な体験活動を引き続き展開するとともに、さらに来年度につきましては新たにみえ森と緑の県民税を活用し自然保育に関する知識を有する方を講師として迎え、保育園等における体験活動の実施や保育士等への助言を行うこととしております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

ぜひその辺りを第３期の計画に織り込んでいただきたいというところで、大きな形じゃなくてこの自然保育という言葉が非常に大切だと思いますので、ぜひ計画の中に自然保育という言葉を掲載していただければというふうに思います。

亀山市ならではの特色と言われましたので、これを生かして自然保育を定着させることでこれが

全国に向けて新たな保育の在り方ということを亀山から発信していただく、そのような展開を期待して今後も注視していきたいと思います。

それでは、今度は農業振興について伺ってまいりたいと思います。

現在、農業のところでは地域計画という取組が行われていると思います。各地域で話合いや現状調査に相当な労力を費やされたことと推測されます。そこで現在の進捗状況についてお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

地域計画策定の進捗状況につきましては、令和５年度から地域を市内２０地区に振り分けまして協議を進めてまいりましたが、令和７年２月末時点で全地区での協議が終了したところでございます。現在は３月末の地域計画の策定に向けて、１８地区の地域計画案について農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合などの関係者への意見聴取や告示を行っているところでございます。

また、当初市内２０地区で協議を実施いたしましたが、地域計画を策定する地区が１８地区となった理由でございますが、１地区につきましては、地域性や耕作状況を踏まえましてモデルケースとして先行して話合いを行っていた隣接地区と統合して地域計画を策定することとなったためで、これによりまして市内全２０地区が全１９地区に変更となっております。さらに、もう一地区につきましては、協議の中で地域の農業に関する機運が高まったタイミングで地域計画の策定を検討することとし、今年度の策定を見送ったためでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

１９地区ということで、１地区は今後見合せということで確認させていただきました。

それで、今回は各地区に直接出向いていろんな農家の方からいろんな意見を聞かれたと思います。

そこで、地域の声として市としてこれをどのように受け止めて今後施策に反映をしていくか伺います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

地域の協議におきまして多かった意見といたしましては、高齢化による将来の担い手不足への不安、次いで獣害による農作物や農地及び農道被害への対応、荒廃農地の拡大や水路、農業用施設の老朽化への対応などが上げられました。また、一部の地区では農地が不整形であること、農地が小さいことで経営効率が悪く収益が上がらないという声もあったところでございます。このような様々な意見をいただき、特に一番ご意見が多かった担い手の確保が急務であると感じたところでございますが、それ以外にも地域が様々な課題を抱えているというところを認識したところでございます。

地域計画の今後の対応策としましては、地域と行政が一体となって、将来を見据えた地域農業の対策を考えてまいりたいと思っております。また、担い手の確保と併せて、例えば地域特有の作物

の栽培を行っていきたいなど、地域の意見を踏まえ地域農業の活動を支援してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

今回、農家はそれぞれが今まで個々にいろいろ悩んでいたところを今回地域で集約していろんな話をできたということで、少し前向きに考えられるようなところ、地域も出てきたと思いますのでぜひ継続していただきたいなと思います。

先ほど出ました担い手のことなんですが、農林水産省では担い手への農用地の集約だとか農地の集団化が地域計画の将来の目標とされています。亀山市の地理的条件を踏まえてどのような方針で進めていくか市の考え方を示してください。加えて、地域計画の見直し期間について１０年ということなんですけど、これは長過ぎるのではないかと私は思いますので、市の見解を伺います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今回策定いたします地域計画は、地域の農業を将来へ継続させていくために地域での話合い、農地を利用しやすいよう次世代へ引き継いでいくことが目的でございます。

議員がおっしゃられましたとおり、国においては担い手等への農地の集約化、集積化といったことが地域計画の将来の目標の一つとして掲げられておりますが、亀山市内には、坂本棚田をはじめとした中山間地域での高低差のある地理的条件の不利や人口減少、高齢化が進んでおり担い手が不足している地域など、担い手への集約・集積が難しい様々な事情がございます。先ほども申しましたが、地域計画の策定を通じまして、各地域が抱える課題を地域や行政が共に共有し、地域と行政が一体となって将来を見据えた地域農業の対策を考えてまいりたいと考えております。

また、将来を１０年後とするのは長くはないかということでございますが、地域計画は農業経営基盤強化促進法に基づく計画として１０年後の将来の農業の在り方を地域の皆様と検討する計画となっております。また、本計画は一度策定したら完成ではなく、その間に必要であれば何度でも見直しが可能でございます。新年度になりましたら改めまして各地区のご意見を聞かせていただき、見直しが必要な地区につきましては市も一緒に協議を行い、その内容を地域計画に反映してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

高齢化だとか担い手不足等々いろんな条件がございますが、皆さんと膝を合わせながら会話を進めて地域を継続するように支援をよろしくお願いいたします。

それで、残り時間の関係で私の通告いたしましたまちづくり観光の活性化について及び市民力、地域力の活性化に関しては質問を割愛させていただきます。別の機会に改めて確認させていただきますのでよろしくお願いします。

それでは最後に、令和７年度の教育行政一般方針についてということで、今日は人口減少を中心

としていろんなお話をさせていただきました。その中で、人口減少に伴う学校運営についてということで小規模小学校の将来を見据えた教育環境の在り方について、まずは資料をご覧ください。

これは各市内の市立小学校の児童数です。

グラフの右側の棒グラフに誤りがございます。修正をお願いします。右側の棒グラフはタイトルがは６年後になっておりますけど、これは５年後です。令和１１年のデータを教育委員会からいただきましたので教育委員会の資料を基に作成をしております。

その中で、私はこれも、令和４年の１２月の一般質問について人口減少に伴う小学校の統廃合について確認しました。市はそのとき小規模校を継続するとの方針を示されました。その考え方に変更はないかということを改めて、現時点での方針をお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

市内１１の小学校の中には現在複式学級を有する学校もございます。国や県の教員配当に加え、市費独自の教員を配置するなどきめ細かな教育を行うことができるように取組を進めているところでございます。

また、教育委員会では市内全ての小・中学校をコミュニティスクールに指定しております。この仕組みは地域の特色や教育資源を最大限に生かし、地域と共にある学校づくりを進める学校としておるものでございますので、現状において教育委員会といたしましては以前の答弁のとおり、統廃合は考えておりません。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

ちょっと安心しました。

先ほど亀渕理事からもありましたように、この地域というのは小学校を中心ということを先ほども答弁いただきましたけど、やはり小規模校の特色ある教育の推進を生かしながらしていくというのは非常に重要だと考えます。その中で、現在小規模校でどういう教育推進を行いながら維持をしているかというところで、具体的な事例を交えてご説明ください。

○議長（岡本公秀君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

具体的な取組の一つといたしまして、オンラインでの他校との交流学習を行っているところでございます。音楽や外国語活動、学習の取組発表など、小規模校同士がオンラインで合同授業を行ったり学習発表を行ったりしています。さらに本年度は、市の特別研修員の研究テーマを子どもたちの学びを深める複式教育の推進のためにと設定し、学習リーダーを核としたわたりの授業の進め方について研究を進めたところでございます。

また、複式学級を有する小規模校の教職員は、お互いの学校の授業参観や校内研修への参加、複式学級指導連絡会の実施、県内外の複式学級を有する小規模校の視察など、複式学級指導における研修を行っております。さらに、白川小学校においては小規模特認校として豊かな自然環境を生か

した地域教育活動や地域の方々の協力の下、様々な特色ある取組を行っているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

小規模校ということで複式学級の事例を出していただきましたけど、ＩＣＴが普及する中で、複式なんですけど、例えば５年生と６年生が複式であってもお互いの学校が５年生同士、６年生同士ということでＩＣＴでつなぎながら１０人、１０人のクラスが２０人というような形でそういう教育なんかもできると思いますので、ぜひ引き続きよろしくお願いしたいと思います。

先ほど白川小学校の話が出ましたけど、白川小学校は平成１５年から小規模特認校制度が導入されていますが、今後先ほどのグラフを見ていただいたようにすごく児童数が減っていくことも予測されます。そういう中で今後区域外就学の拡大を検討する考えはないのでしょうか、市の方針を聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

小規模特認校と申しますのは小規模校の有する特色の中で保護者が児童に教育を受けさせたいという場合に一定の条件をつけて区域外就学を認める制度として運用しております。先ほどご紹介いただきましたように、白川小学校がこの制度を導入しているところでございます。

小規模特認校につきましては、令和７年４月から野登小学校でも小規模特認校制度を導入する運びとなっております。

野登小学校の学校運営協議会では、地域の核となる学校を存続していくため、また学校運営の活性化のため小規模特認校制度の導入について議論をなされてきたところでございます。その中で野登小学校学校運営協議会会長及び野登小学校長より令和７年４月１日からの小規模特認校制度の導入に関する要望が教育委員会に提出されました。教育委員会といたしましては、学校運営協議会の意見を受け、野登小学校を小規模特認校として認め、本制度を活用して地域と共に歩む学校づくりがさらに推進される取組を進めていただくよう野登小学校学校運営協議会会長及び野登小学校長に回答をいたしたところでございます。

小規模特認校は、地域と学校の連携を強化し、地域全体が子どもの育みを支える意識を高め、地域の特性やニーズに応じた特色ある教育の実施がより可能になると考えております。地域住民や地域の文化・歴史・産業に根差した体験活動や、学校行事の工夫・改善を行うことで子どもたちと地域とのつながりが強化され、地域の活性化につながることが期待されます。

さらに、特認校制度は多様な学びを広げることにもつながります。教育委員会といたしましては小規模特認校制度は地域の教育力向上や子どもたちに多様な学びの機会を提供するための重要な手段と考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

先ほど一番最初から、人口減少・増加から始まってずうっと質問させていただきましたけど、人

口の流れによっていろんなまちのプランというのは変わってくると思います。そういうところを含みながらこの市政を新しい４年間ということで、市長のほうでかじ取りをよろしくお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

２番　櫻木善仁議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後　１時５５分　休憩）

（午後　２時０４分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１８番　櫻井清蔵議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、勇政を代表しまして代表質問させていただきます。

通告させていただきました４件ですけれども３つ目を先にさせてもろうて、順番を変えさせてもらいますのでよろしくお願いします。

最初に、今回５期目に対して市長がマニフェストを出しております。「緑の八策Ｖｅｒ．２」の内容についてちょっと検証させてもらいたいと思います。

８つの重点施策で開かれた市政にこだわる、その中で確認をしたいんですけれども、市民参画による次期の総合計画の策定、それから「キラリまちづくりトーク×市民ワークショップ」による市民対話、市民との対話とはどういうような意味ですかな、市長、聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

１８番　櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私のマニフェストの中の開かれた市政にこだわる、この中のうちの市民参画による次期の総合計画の策定並びに「キラリまちづくりトーク×市民ワークショップ」による市民対話はどういう意味かというご質問でございますが、１つ目、前者につきましては従来もそうでありますが、総合計画というのは本市における最上位計画でございますのでそのプロセスにおきまして様々な段階において市民の皆さんの、声なき声もそう、アンケートあるいは直接的に若者の声を「わかめ」等々のああいう会からいただく、あるいはヒアリングの中で声を反映していくというのは従来からもそうですが、当然、今回本年度と来年度で策定いたします次期の総合計画につきましては、市民参画も当然仕組みとして入れながら総合計画を策定していくという意味合いでございます。

２つ目につきましては、開かれた市政は私が就任以来１６年間基本的な理念として重要視をしてきたわけでございます。その中で、キラリまちづくりトークにおきましても１３６回目を先週でしたか、１３６回目を重ねてきたわけでございますが、従来のそういうベースの仕組みプラス新たな市民ワークショップ等々の仕組みも加えながら、当然それ以外もございますけれど、声なき声も含めてしっかり行政の計画、あるいは運営に反映していくというのは本市の行政経営上の基本的な理

念というふうに考えてここに改めて掲げさせていただいたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

どうもありがとうございました。

また、これから第３次総合計画に当たって４大事業というのがあるんですけれども、それも全て市民の皆さん方と共に計画を組んでいくというふうに受け止めてよろしいですかな。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

４大事業に関わらず、午前中もありましたが、本市におきましては今、総合計画には３３０の施策の方向をお示しさせていただいております。これは議会の議決もいただいて進めているものでございますのでそういうものに反映していくという様々な手法や仕組みは今後も当然重要視をしながら進めていくということでございます。あわせまして、議会等の議論も含めて公の場面での議論は当然総合計画にも反映していくんですがぜひとも、これはまた議会ともご相談させていただきますが、ある時期から総合計画の審議会については議員の皆様方のご参画をいただいておりませんけれど、しかしそういうことも含めてぜひ市民の声、それから議会の声、そして様々な声なき声も踏まえてしっかり第３次の総合計画として立案・策定をしてまいりたいと考えるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

先般の市長選挙ですけれども、投票率が３７．６％、棄権者が２万４，０００人、有効有権者数が３万８，０００何がしやったと思うんですけれども、３７％で市長選挙を行ったんですけれども、その投票を棄権された２万４，０００名の方の声も聞いていくと、声なき声ということで判断してよろしいな。

それで、「決意」の中で恵まれた地域資源に磨きをかけ、子や孫、その先の世代へと継承するために私は、ここに「緑の八策」というものをつくったという中で、三策の「活力と未来をつくる！」のところで、例えば、関西線の名古屋－伊賀上野間の直通列車の実現、紀勢線のＩＣカードの活用、こうようなことを上げてみえるわな。私はあなたが就任された１６年前に２番・３番ホームに待合所を造るべきじゃないかというのを提案させてもろうたが、いまだにこの、直通ができても待合所すらない、どこを通るのか知らんけどそういうようなことで、覚えてみえるやろうとは思うんですけど、賢い方ですから。

それから、全部言っておってもあれですけれども、最後に八策で「未来へツケは回さない！」とあるこの中で、方針・検証を踏まえ「新庁舎の整備手法」などを再構築というようなことを言うてみえます。「＋２緊急プロジェクト」で「財政構造改革」推進タスクフォース、今の水準を維持すれば、近い将来には財政調整のための基金が底をつき、以後の市民ニーズに応えられなくなることが予想されます。そのように書いてあります。

将来へのツケを回さないという形で、今回２番目に上げましたように令和７年度当初予算のこと

について、２０２４骨太方針で各部局に１０％カットやと、２億６，０００万強の指示を出されたらしいですけれども、さきの１２月の定例会のときに市長選挙、就任をする前にもう既に本予算が編成された。私は６月でええやないかと、取りあえず市長選挙が終わってゆっくり６月に本予算を組んだらどうやということを申し上げたんですけれども、いやいや、そんなことにはならんのやと、第２次総合計画の後期基本計画に該当するんだから選挙は楽勝で勝つもんでいいんやという考えやったと思うんですけれども、この最後の段ですな。

今の水準を維持すれば今後枯渇するという判断、今の水準というのはどのような基準を持ってみえるのか、市長としてその点を教えてください。確かに２億６，０００万、１０％カットやった、予算編成をして今回は２３０億強の前年度比６．３％増の当初予算を今回３月議会に上程されておるんですけれどもそこら辺の考え方、このマニフェストと総合計画との整合を教えてください。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の政策公約の一つの柱に未来へツケは回さない、これは午前中からもお話がございました。さらには昨年の春の予算議会ももちろんですが、その後の５月にお示しをした財政構造改革の骨太方針での議論、それ以降の様々な議論も含めて、私どもとしては政策の推進とそれから財政の国際情勢や物価高騰が私どもの歳出を押し上げておりますので、歳入が増えなければ歳出が押し上がった部分は他の事業へ影響が生じる、これを避けなくてはならんという中での改革を進めなくてはならない、構造を変えなくてはならないということを随分ここで議論し、申し上げてきたところであります。

これはそういう意味では財政構造を変えてそして将来に備える、それから４大事業に限らず本当に多様な、福祉もそう、医療もそう、教育もそう、下水道・上水道、道路等様々な行政ニーズや市民ニーズに応えていくためには、様々な事業をしていくためには今の歳出の構造を変えなくてはやはり、足らない分を財調を取り崩してそれに投入するというのはもう続かないという共通の認識を持たせていただいておると考えておるんですが、そういう思いをこの中に掲げさせていただいたところでございます。

議員の立場からはここ数年にわたりましてどんどん借金をすればええやないかということなんですが、今だけよければいいということではなくて、あるいはこの事業だけよければいいということだけではなくて、それは将来世代への負担を軽減するためにもしっかり精査をする。そしてどうしても、さっきの分度・推譲ではございませんが、そういう中で本当に適切な判断をしていく、どこかで判断をしてそれを実行していかないと先行きで様々な支障が生じるという思いの中で、今回の政策公約の大きな柱として未来へツケを回さない、そのための具体策を７つ掲げさせていただいたのと、緊急プロジェクトとして昨年から進めております財政構造改革の推進タスクフォースはもう既に去年の５月から動いておりますが、そういう取組を集中改革期間として進めていくという考え方を政策公約でお示しをさせていただいたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

いろいろ考え方があると思うけれども、これは２番目のやつを飛ばして３番目に行くんですけれども、中学校全員喫食制給食実施事業についてですが、これは検証なんですけれど、私たちの。これは議会として決議をやっています。早急に、令和３年３月２４日ですね。市議会の場で教育委員会に実施計画を載せるべきやないかということで決議をさせてもろうて実施計画が出てきて、そのときに主要事業個別シート、第２次総合計画後期基本計画の実施計画、令和４年から令和７年度の資料で給食センターを建てる場合に８億７，８７０万円という数字が出ています。ところが、その後に物価高騰どうのこうのということで試算したら、２４億２，１７９万３，０００円ということで出ていました。

各科目の倍率を計算してもろうたんです。造成費１，２００平米の場合に６２７万３，０００円、平米単価は５，２２７円です。ところが、令和５年に延べ床面積１万１，５００平米、２，０６１万円、３．２倍になっています。それから建設工事費５億１，１８５万５，０００円で、ところが令和５年度には８億３，８９０万円と１．６倍になっております。厨房施設等々もそうですけれども、この事業費で大体実施計画からいくと８億７，８６６万６，０００円から２４億２，１７９万３，０００円というと２．７５倍になっておるんです。多分中学校のエレベーターは乗用式でやっておるんですけれども、今回当初予算で２億７００万の工事費が計上されています。そうするとこの中で、僅か１年でこれだけの物価高騰があったんかどうかを一遍確認取りたいので教育委員会から答弁してください。この数字の出し方を。

○議長（岡本公秀君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

これまでにもご答弁申し上げておりますが、給食調理施設整備費用の増加につきましては、まず、当初想定いたしました８億７，０００万強の事業費の中につきましては、当初の計画策定段階での平均的な建設単価というものをベースに算定をしておるものでございます。その後の急激な社会情勢等の変化により建設単価も急騰しておるということもございますが、加えて事業の具体の精査を行っていく中で、給食の提供数、給食調理施設の面積、厨房設備等それに水道管の引込み工事、それから２中学校の工事費の増加などが大きな原因となったものでございます。様々な増加要因はございますけれども、議会からもご指摘いただきましたように、当初の実施計画の検討段階での試算に甘さがあったということにつきましては否めないものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

そうですな、当初からの見積りが甘かったもんでこうなったと思う。僅か１年で甘かったといって３倍になるわけはないですよ、基本的にね。

そして、庁舎のほうへ移りたいんですけれども、新庁舎の整備が６年先送りにするということですよな。市庁舎が開庁は令和１２年と違ったんですかな、開庁。突然５期目はうまいこと通ったもんでいつの間にか、建設基金を３０億にするために６年延伸した。９５億で延伸することによって、今の教育委員会の答弁では見積りの甘さがあったもんで８億７，０００万が２４億になりました。

６年延伸したら、これは国際情勢、コロナも５類になったんですけれども、ウクライナの戦争が

収束した場合に恐らく物価ももっと上がっていくと思う。先ほどの政府の物価指数でいくと２月が２．２％の物価が上がったとこういうところがスライドしていくと６年延伸すれば９５億で試算をやった、このお金では建たないと私は思っておるんですけど。

まず、教育委員会に今確認しましたよね。教育委員会が８億７，０００万が、積算が悪かったもんで、２４億になりましたと２．７倍になっておるのさ。

そうしたら、市庁舎を６年延伸したら当然、今は９５億というようなことを言っていますやろう。これは１００億以上になると思うんですよ、それに対する対策は持っていますのかな、どういうふうに考えているの、どういうふうに考えられて６年延伸されたんか、ちょっとその点について、市長、教えてください。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、庁舎を含めます４つの大規模施設の整備。

（「４つは関係ないやろう」の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

いや、大いに関係あるところでありまして、将来にわたる財政的負担を可能な限り軽減することが極めて重要だと考えております。したがいまして、整備スケジュール等について検討を重ねて基本的な考え方を先般取りまとめさせていただいたところでございます。その検討結果は、やはり市民生活への影響が極めて大きく、早期の整備によりまして現有施設のランニングコスト等で２０億を超える経費縮減が見込めます新ごみ処理施設の整備を。

（「そんなことは聞いていないやんか」の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

ここが大事なところ。

（「大事なのはあんただけ、俺は聞いていないもん」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

静粛にしてください。

○市長（櫻井義之君登壇）

いや、ちゃんとそこをやっぱり公の議会の議論ですから、市民の皆さんも含めて、議員のご所見はご所見で伺いますけど、やはりちゃんとした議論をさせていただく場でしょうからさせていただくんですが、ぜひお願いをいたしたいと思います。

申し上げますけど、新庁舎の整備については新ごみ処理施設の整備時期と調整を図って開庁時期を、今回お示ししたように、６年程度延伸をさせていただくということにいたしました。これによりまして、庁舎整備を延伸する間に本年度末での積立て見込額が１５億円と庁舎はなるわけですがこの基金を総額３０億円以上積み立てることによりまして、将来負担の軽減を図ることができるということと、９５億というのは確定しておる数字では全くございませんことと一定の議論の題材としてお示しをしておるところでありますし、整備手法についてはこれは今までもそうですし、午前中もお答えをしておりますようにいかに公共施設の整備手法を考えていくのか、コストを下げていけるのか、後への負担を縮減できるか、こういう視点も含めて検討を重ねてきておるものでござい

ますのでそこは誤解がなきようにお願いをいたしたいというふうに思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

今おかしな答弁やったな、９５億は確定していない。

新庁舎の選定についての令和６年３月２７日開催の全員協議会の総務財政部の説明です。

ここによると床面積は１万２，０００平米、必要な面積は１万５，０００平米とすると書いてあるんですよ。それで各５か所の積算がありますやろう、それであくまでも駅前といって選定されたということですよな。

そこで立地特性。

現況の土地利用については、県道沿線に商業施設が集積しＪＲ亀山駅周辺地域は駐車場や住居が多い。

２．市有地は文化会館のみとある。

２．浸水想定区域（０．５～３メートル）や液状化の危険性が高いエリアを含む。

それから、エリア内を竜川が横断（一部は暗渠）している。

用地取得に係る概算経費の試算。

算定条件は敷地面積１万５，０００平米、敷地外周５００メーター、造成（盛土）高さは２メーター。

①土木費、７億７，０００万。整地、土盛り、擁壁、排水工、集水ます、外構。

用地取得費、６億７，５００万、１万５，０００平米掛ける４万５，０００円１平米当たり、坪単価は１４万８，５００円です。

それで１４億４，５００万円というふうにしてあるやろう、これは確定やないんですか。これに基づいて選定委員会で、駅前に、出したということでしょう。すると９５億というのは確定していないということかな、もっと値が上がるという可能性があるのやな。

そうすると、あなたが言うておる八策の中で未来へツケを回さないというような表現があるが、これに相反するのやないかな。

庁舎の位置を決めるのに、庁内協議でやった中でそうしてここに決めたんですやろう、９５億だって、それで６年延伸したらとかまた訳の分からん余分なことを言うたわけや。

そうすると９５億ではまだ確定しておらんのかな、少なくなるのか多くなるのかどっちやな、それなら今度。

もう原田君はええ、市長に言わせてください。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

様々な事業をシミュレーションする過程、想定をしていく過程で概略の事業費、あるいは大体の大枠のものを定めていくと、その上で予測をしたり、事業のシミュレーションをしていくというのはこれに限らず当然のことであろうかと思います。これが確定しておるものではないというのは当然そのようにご理解いただきたいと思いますが、９５億が現時点で確定かというとそうじゃないと

いうのは今そのとおりであります。

あわせてこれが上がるのか下がるのか、これは昨年来の議会での議論もありましたけれど、例えば私どもが申し上げてきた整備手法を見直す、整備時期を見直す、あるいは官民を挙げた面的なまちづくりをどうするか、こういう視点も含めて検討していくことによって、これは伊藤議員からご提案いただきましたけど再開発事業みたいな手法が使えるんではないか、こういうご提案をいただいておりますが、そういうことも踏まえて様々な整備手法を考えていこうというのが現時点での考え方であります。

あわせまして、整備コストを下げていくのは当然この９５億を下げていく。そして、特定財源とか中長期でそれをどう考えるかというのは当然考えていくんですが、やはり市民の負担を将来世代に大きく負荷をかけるようなことがないためにもコストを下げるための整備手法をしっかり考えていこうというふうに申し上げてきているところであります。

あわせて、４つがダブらないようにしていくことがさらに大事なことだということで認識をいたしておりますので、議員、少し誤解があるとあきませんけれど９５億は今この時点で確定してこれが増えるのか下がるのかは、それも含めて下がることを本当に市としては考えながら、それを進めていくことが極めて大事だという認識で、現在作業を進めているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

だから、あなたのその市政は場当たり的だな、周りとしては見えやん政治をしておるの。

そうだけど、この資料ですよ。

建設計画の策定。新庁舎の予定地については、亀山市新庁舎云々と書いてあり、「亀山駅周辺」を建設予定地に選定しましたとあるやろう。庁内協議で、それでＪＲを使うんやと、玄関口やと。

そして、ましてや裏面に新庁舎の整備スケジュールで、用地交渉を令和６年、令和７年にやって、令和８年に基本計画をやって、令和９年に実施計画をやって、１０年、１１年で建設工事をやって令和１２年に開庁とある。

財源内訳は９５億、特定財源は５億、起債は５５億、庁舎基金は２０億、一般財源１５億、そうして一番最後には元利償還金の償還シミュレーションが書いてあるんですよ。

これがしかるにあなたの最初の考え方ですやろう、それを６年延伸したら、安う考えていくのにまた検討をしますなんて、そんな中途半端なことをやってもろうたら困るのやないかな、市民としても議会としても、その審議をせんならんのやで、予算の。

あなたのやっていることはいつも中途半端なんや、核心を突く答弁がないわけや。首長としての信頼できる答弁が得られんわけやわ、だからだんだん私も声が大きくなってくる。あなたが６年延伸することによって、今教育委員会から聞いたでしょうが。僅か１年見積りが甘かったので２．７５倍上がった、当然庁舎の９５億だって。

それなら、もっと細かく聞きましょうか。

この７億７，０００万、埋立てから全てを市長はどういう認識をしておるのかな、７億７，０００万円の土木工事、整地、土盛り、擁壁をどういうふうに市長として認識して発表したんだ、７億７，

０００万。教えて、７億７，０００万の分析は当然首長として数字はつかんでおらなあかん、それがあなたの責任だろう。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当時として建設予定地、これは昨年の３月であったかと思いますが選定した際に、各候補地の用地取得等に係る試算額をお示しさせていただいてございます。

亀山駅周辺につきましては、土木費７億７，０００万円、用地取得費６億７，５００万円とお示しをさせていただきました。この積算はあの時点での積算でありますが、主なものとして、浸水対策のための敷地を２メートルほどかさ上げすることを想定し、盛土、擁壁の設置に係る経費は約３億円と試算を見込んだところであります。このほか、外構工事が１億５，０００万、排水設備の設置、整地費などを見込んでそれらに係る諸経費を含めて総額を、これはあくまで概略の試算をさせていただいたものでございます。

しかしながら、これらは事前におきます試算でございまして、かさ上げに係る経費も含め、用地造成に係る経費は今、広く駅前エリアということには選定をいたしましたけれど、どの場所にという確定をいたしてございません。したがいまして、建設場所等の諸条件によりまして大きく変わることもあり得るわけでございましていわゆる駅前の中でも、そこは整備計画を具体化していく段階におきまして、より精査をしていく必要があろうかと思います。その折には甘い積算であってはならない、これは当然のことであろうかと思っております。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

それなら、検討委員会の資料からいきますと例えば和田住宅、これは民間企業の土地を取得するということで３２億かかりますやろう。西野公園周辺は用地取得費が４億７，４００万、土木工事は２億７，９００万、７億５，３００万、これは半値になるんですよ。もう一つ、市営住山住宅の用地、和賀白川線の西側ですけれども、土木費が２億６，４００万、市営住宅撤去費が６，４００万、上下水道整備費が３，３００万、トータルで３億６，１００万ですよ。

市営住宅のどこかへ建てれば１１億、今の段階でですよ、１１億の歳出削減が図られるわけですよ。それなのにあなたは駅前のにぎわいのために駅に１万５，０００平米買うと言う。当然、駅前を選んだことすら間違いやったんやないですか、そうでしょう。

住山住宅の跡地やったら３億６，１００万で済むのに何で駅前へ行って１４億のあれをするのや、差引き１１億ですよ、これが経費削減ですよ。

違いますかな、そういうような考え方はあなたとしてなかったんかな。

施政方針も八策も未使用の市有地の売却とかが書いてあるんですよ、ふるさと納税を３倍にしますという方針が八策に書いてあるんですよ。市有地を、市の所有する市の土地を利用すれば用地費も要らんのです。３億６，１００万で済むんですよ現時点で、そうすると６年も延伸せんでも開庁はできるんですよ。９５億から１１億を引いたら８４億が出てくるんですよ、そうでしょう。それをあなたは、６年延伸したら９５億は確定じゃないけれども何やかんやと絡めていくと云々という

訳の分からん答弁が出てくるんですよ。

最初に聞きましたよね。一遍、服部さんも聞かはったけれども、市民の皆さん、最初に聞きましたやろう、開かれた市政、市民参画による次期の総合計画の策定やと。第３次総合計画策定に市民参画してもろうて市民の意見を聞いていくと。

そのときに市民アンケートを取ってでも駅前でええのか悪いのかまずその確認を、それで一体どこがええんやという市民の皆さん方にお声がけをしてよ。

市民の皆さんの声を聞くとあなたの今回の５期目のマニフェストに書いてあるんですよ、市民の皆さんの声を聞いて市政運営をやりますからどうぞ、３期１２年と言うたけど５期目をお願いしますといってあなたは歩いたんですよ、選挙をやったんですよ。その結果３７．８％の方が投票に行かはった、１万４，５００人の方が投票行動を起こしていただいて、２万４，０００人の方が投票行動を起こさなかった選挙をやったんですよ。

八策に書いてある、今の駅前でよろしいかなという市民に対するアンケート調査はやられますかな、市民参画をやるんやったら。やって当然ですやんか。やる気があるのかないのか一遍答えてください。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず庁舎の位置の選定につきましては、これも昨年度、一昨年度から様々な議論を重ねてきたところであります。さらに第三者も含めた意見も集約しながら、そして議会の議論も踏まえながら、そして５つの候補地の中から総合的に判断をして亀山駅周辺地域に選定をさせていただいたものでございます。

そもそもの総合的な判断で、亀山駅周辺地域については市域全体の中心的都市拠点と位置づけて都市機能の誘導、適切な土地利用を促進することによってコンパクトで利便性の高いまちづくりを進めることといたしておるものでございます。そのようなことから、中心的都市拠点である亀山駅周辺への庁舎整備によりまして中心的市街地の面的な再生、昭和の時代からの様々な、民間も含めてそういう面的な再生を図っていくという大きなきっかけになるものと考えているところでございます。既に先行して駅前の再開発は、新図書館の整備も含めまして、動き始めたところであります。

先ほど、櫻木議員のご質問にもありました都市の求心力という中で中心的都市拠点を居住誘導、都市機能の誘導地区としてしっかり高めていくことが極めて重要だという認識によるものでございます。そうすることによって、この新庁舎の整備は持続的に発展し続けられるまちづくりへの次世代へつなぐ大きな取組の一つでありますことから、これは基本計画策定の過程におきましても、そして議会での議論の過程におきましても、市議会の皆さんや市民の皆様にいただいたご意見も踏まえまして、本市の将来を見極めた上で慎重に判断をし、そして決定をさせていただいたものでございます。

また、新庁舎の建設につきましては、お触れいただきましたさきの市長選挙におきまして多くの方からご意見を頂戴いたしました。争点の一つであったというふうに考えているところであります。市長選挙を通じて民意を把握させていただいたところでございます。あわせて、マニフェストに見直しも含めてお示しをして、あるいは様々な機会を通じて意見を聞かせていただく、あるいは考え

方をお伝えする、そういうことをさせていただきました。そうした中で、亀山駅周辺への庁舎整備につきましては、市民の皆様方の総体的なご理解をいただいているものと実感をいたしましたので、様々なお声は当然、これに限らずあろうかと思います。５万人おられたら５万人の考え方はあろうかと思っておりますが、しかし、最終的にそういうプロセスを経て、そして市民の皆さんの民意として、そこは一定の判断をして前へ進めていくことが極めて重要なことだというふうに思っております。いずれにいたしましても、選挙も含めて市民の皆さんの負託をいただいているものと実感をいたしておりまして、しっかりこれは今後におきましても丁寧に進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

だから、市民の声をもう一遍聞くつもりはありませんかなと聞いておるのに、長々長々とやって、そうして当選したで、わしの勝ちやと、わしの考えやという。あなたの得票数は１万１，１００何ぼでしたやろう。投票率は３７．６％、最初に言いました、２万４，０００もの人が選挙に行っていないの、あなたの政治がよかったら最低でも５０％は行ってもらえておる。

前回の選挙のときに、４年前やったかな、３年前か、８年前なのか、相手の方は７，０００どれだけあって、あなたは１万３，０００何ぼやったと思う。その前の選挙は１万２，０００か１万１，０００やったわね。

３７．６％で残りの６２．４％の方が選挙に行かなんだということはあなたの政治に飽きておると思う。また５期目に出るのといって、３期１２年と言っておったのが４期目も出てまた出るの、それで出たと思ったらまた６年延ばすと。６年延ばすんやったら、６年延ばして駅前でよろしいですかというアンケートを取ったらどうですか、もっと市民の声を。

今まで１３３回各地回って、質問のあれも教えてもろうて答弁書も職員に書かせてキラリまちづくりトークはやりましたと言うておるけれども、これは庁舎建設や。これは平成２６年に建っておらんならん代物やったのや、そのときは４５億やった、あなたがひょこっと出てきたもんで凍結になって今日に至ったわけ。

まさかあなたが、凍結させた人が庁舎を建てると言い出すとは思わなんだ、私は。ところが言うたと、令和１２年に建てる、開庁すると、それが当選したと同時にいやいやちょっと、金がどうのこうので令和１８年まで延伸するんやという、それで９５億の査定はどうのこうのと。

だから市民の皆さんに、私も聞かれますよ、清蔵さん、駅前のあそこに庁舎を建ててええのと。議会でもいろいろ言われましたやんか各議員が、氾濫区域ですのでそんな大変なところに建てたらあかん、防災拠点にはならんと、もっとほかのところがあるではないかという議論をやっていますよ、その声もみんな無視ですやんか。

庁内協議で、第三者から聞いたというのも言うていますけれどもあなたとここに座っておる者だけで駅前に決めたんですやろう。だからみんなに、市民の皆さんに一遍駅前でよろしいかどうかと聞いてみればいいがな、アンケートを市長の命で。

やる気はあるのか、やるのかやらんのかだけ聞かせてください。御託はええのや、次にまだもう一つあるので、やる気がなかったらないと言ってくれ。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員おっしゃるように駅前なのか、あるいは、駅前は民地があって取得費、かさ上げに１１億コストがかかるので、住山の市営住宅跡地、跡地というか現在も住んでみえますがどちらかという話になろうかと思っております。他の民地はさらに駅前よりもコストがかかる候補地でございました。

したがいまして、住山の市営住宅の今の状況がどうなのかということと併せて、土地だけ、市有地でありますので土地代は確かに安価か分かりませんが、まちの広がり、利便性、それから今後将来を見据えたいろんなことを考えたときに駅前か住山の市営住宅跡地かと、こういう選択肢について市民に問うということはもう既に今まで積み上げてきたその多くは。

（「いや、せんのやったらせんと言ってくれりゃあええの、御託はもうええの、かなわんわ」の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

ですから、市民にこれをあえて問うということは現時点で考えておりません。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

市民に問うたらええがな、問うのが当然や。開かれた市政やでな、緑の八策がうそ八百にならんように頼むわ。

もう一つ、最後に通告しましたけど、文化大使さんというのが見えますわな、亀山市に。

文化大使というのは亀山市文化大使設置要綱、１条から７条とあるけれども。

それで今回、あなたのフェイスブックですよ、ここに文化大使さんが座っておるんですわ、あなたのポスターの前に演壇があって、何やらあなたのフェイスブックを見ると、思いがけず元タカラジェンヌのＫさんと落語家のＹさんが来てくださったとある、もうＹさんと言わんでも、林家菊丸さんやけどな。

私は情報公開請求しました。２０周年記念のときに、報償費でこれは黒塗りにしてあるんですよね、上が、これは恐らく寄席出演と書いてありますけど、亀山市市制施行２０周年記念寄席出演、会場、亀山市文化会館、氏名・住所、黒塗りがあって、池山博一さんというのかな、報償費１０万、所得税１万２１０円、差引き支払い額８万９，７９０円やと。これは寄席出演、林家菊丸さんでよろしいかな、黒塗りにしてあるけど。何でこれを黒塗りにしてあるの。そうでしょう、寄席出演したのはこの人やろう、違いますかな、教えてよ。答えられんのか。

○議長（岡本公秀君）

答弁を求めます。

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

確認してご答弁申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

議員が行われました情報公開で黒塗りの部分があるというお尋ねでございましたが、その部分につきましてはご本人の住所地ということで、個人情報ということで黒塗りさせていただいたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

本名は出して、黒塗りのところは個人情報で開示できやんっておかしいのやないかな。どこか忘れたけどライブを拝見したら菊丸さんがおったけど、会場に、菊丸さんやろう、違うかな。それならはっきり言うたらええやんか、ここで。違いますか、言うべきやないか、このことは。

何が個人情報や、本人のお名前が出ておってその上のが黒塗りというのはおかしいでしょう、それが開かれた市政か。だから中途半端やというのは、君は。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

情報公開による個人情報の取扱いについては、当然公の行政としては随分注意をしながら運用しておるところでございます。

今の落語家　菊丸氏、私人ではありますが、芸能人としての活動でございますが、その方の個人住所がオープンになるということについては、やはり個人情報について丁寧に扱うのが当然義務ではないかというふうに考えての判断というふうに理解をいたしております。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

それなら市長に確認したい。

市長選挙は、亀山、確かに任期は２月５日やけれども、私が出ておるのか、公人として出ておるのかどっちやな、簡単に。選挙は。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然選挙自体は公職である市長として、そして立候補の段階で私人としてこの選挙に臨むというのは当然であろうかと思います。皆さんもそうであろうというふうに思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

そうやな、私ごとや、選挙というのは。

私も衆議院、参議院、県議会議員、市長選挙、町長選挙、自分の選挙とようけやってきた。だけど私ごとにここに座ってござる人が、私が見たら菊丸さんやけれども、書いてあるもんフェイスブックに、思いがけず駆けつけてくれましたと。本来ならこの人は、市長としてやに。文化大使設置

要綱の２条２項、大使としての適性に欠ける行為があったとき、これを辞めさせることができるのや。それで４条、活動、その他は市長が必要と認める活動、これに当たるんか、私ごとやでな。

今言うたやろう、選挙は私ごとなんや、市長がこれを認めておってはあかんのや。だから２条２項に該当するわけや、だからそのとき当然市長は、来ても断るのがあなたとしての立場やないかな、そうやって選挙はしてきたもんや私も、違いますかな。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

選挙期間中の私の個人演説会に当然以前から交流のある、そして、同窓でもございます林家菊丸氏がお越しになったことについてでありますけど、この件でありますが、これは私の側からお招きをしたものではなくて、菊丸さんが私の激励に駆けつけていただいたものでございます。

そもそも議員ご指摘のような文化大使としてお越しいただいたものではございませんので、そこは誤解なきようにお願いいたしたいと思います。あくまで当日は知人の一人、私人の一人として激励に駆けつけていただいたということでございまして、今フェイスブックも紹介いただきましたが、小嶋希恵さんについてもそのように認識をいたしております。

ある意味、文化大使であることで個人の心情やあるいは思い、良心、それから表現の自由、こういうものまで制約されるものではございませんので、このたびの私の個人演説会での激励は私人として駆けつけていただいただけのことでございますので、内容も含めまして市の文化大使との関係は全然、違うということはご理解いただく必要があろうかというふうに思います。

○議長（岡本公秀君）

議員に申し上げます。

時間超過をしております。

（「一言だけ言わせてくれ」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

一言ですか。

それでは、簡潔に申し上げてください。

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

あくまでもこれは文化大使として認識しておる、みんなは、そのときは私人であっても断るのが普通なんや、選挙をする者はな。真剣な選挙をするとそうなるの、それを私の知人やとそんなばかなことを言わんでくれよ。

○議長（岡本公秀君）

１８番　櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　３時０５分　休憩）

（午後　３時１３分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、４番　草川卓也議員。

○４番（草川卓也君登壇）

会派結を代表して、令和７年度市政及び予算編成方針について、また市長マニフェストについて代表質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、大規模施設整備事業の基本的な考え方についてでございます。

まず、（１）の項目に入る前に、亀山市における大規模施設整備事業の基本的な考え方に関して質問をさせていただきます。

具体的には、現在市が検討している大規模施設整備のスケジュールにおいて、リニア中央新幹線の三重県駅周辺、つまり亀山にできる駅の周辺整備事業が考慮されているのかどうかという点です。

まず、資料１をご覧ください。

一般的にリニア中央新幹線の駅周辺整備事業は、駅の開業予定から約１０年前に計画策定が始まり、開業の約七、八年前に具体的な整備事業に着手していくケースが多いと考えております。例えば飯田市の事例では開業予定の約１２年前にリニア駅周辺整備基本構想を策定し、約４年前に駅周辺整備の土木工事の準備工事を開始しています。中津川市の事例では開業予定の約１４年前にリニアのまちづくりビジョンを策定し、約１０年前にリニア岐阜県駅周辺土地区画整理事業の事業計画を決定しています。

そこで、次に資料２をご覧ください。

これらの事例を踏まえますと、三重県駅周辺の整備事業は駅位置の正式決定後速やかに計画策定開始し、開業の約七、八年前に具体的な整備事業に着手することが望ましいと考えます。リニア三重県駅の開業は２０３７年に予定されているため、ほかの都市の事例を参考にすると亀山市では２０２９年頃に具体的な整備事業に着手し、２０３３年頃、つまり新ごみ処理施設整備が完了した直後から工事を開始するという想定が必要と考えます。

言うまでもなく、リニア中央新幹線は本市の将来にとって千載一遇のチャンスであり、地域経済の活性化、広域交通網の強化、そして本市の都市ブランド向上に大きく貢献する可能性を秘めています。リニア関連事業はほかの整備事業と比較してもその規模は大きく、さきに挙げた自治体の例を見れば１００億円前後、もしくはそれ以上の事業規模が想定できます。財源確保や事業計画策定においても特別な考慮が必要となるはずです。

そこで、市の見解を求めます。

現時点でリニア中央新幹線の駅周辺整備をどの時期に見込んでいるのか、また、示されたほかの大規模施設整備事業のスケジュールとどのように調整されるのか、事業費の推移などに与える影響も含めて説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

４番　草川卓也議員の質問に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず、私のほうから、大規模施設整備事業の基本的な考え方におけるリニア中央新幹線駅整備の関連性をご答弁申し上げます。

大規模施設整備事業の基本的な考え方について、中長期的な財政見通しを展望する上でリニア中央新幹線駅整備が大きく影響することは十分認識をいたしておるところでございますが、駅位置はもとより整備時期や整備主体、負担割合などについて不確定要素が大きいことから、今回の基本的な考え方には含めていないところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

まだ駅位置が確定していないということや負担割合ということでありますけれども、ただ、想定に関してはできるんじゃないかなと。特に２０３７年開業を目指すという立場は、午前中もそういった議論もされておりました、亀山市の立場は２０３７年だというふうに確認をしております。そうなってくると、そこから逆算して工事時期であるとか、資料２でお示ししたこの計画というのは、これから大きく動くということはほぼないんじゃないかなと私は考えます。そんな中で、そうすると新庁舎の整備事業とちょうど工事時期が重なるということも想定していかなければならない。果たしてこれで大丈夫なのかというところ、この辺りの計画の整合性を保つためにどのような検討をされているのか、また、これからしっかりとその辺の対策をしていくべきではないのかというところ、この辺りの見解を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

私先ほどご答弁申し上げましたが、極めて現在リニア中央新幹線駅整備については不確定といいますか、先行きの見通しが困難でありますことから、一定、先ほど議員ご紹介いただきましたことは仮定としては想定できるかも分かりませんが、ただ、私どものこの大規模施設整備事業の整理に当たりましては、当面する市の大きな事業４つについて、いかにどのように進めていくかということで整理をいたしましたので、リニア中央新幹線の関係はここには考慮していないところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

じゃあ、この項目は最後に１つだけ。

ちょっと質問を変えますけれども、では、リニアの時期が明確になってきてこれの事業費なども明確になってきた場合にこの大規模事業の計画というのに影響を与える可能性、つまり変更というような可能性というのも考えられるということでしょうか。その辺はどうでしょう。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

リニア中央新幹線関係につきましては今、基金も積み立てておりますし、そういった先ほどの本市の負担割合でありますとか、そういったことが明確になりましたら、この大規模整備事業に影響を与えるような事案がありましたら、そこは一定当然考慮していかなければならないと思っており

ますし、当然この大規模事業はこの先、学校施設は継続的に２０４２年、具体的には令和３６年ですね、今このスケジュールの中では令和２４年までといたしておりますが、ずうっと継続的に続いてまいりますので、大きな事業がずうっと控えている中では一定の調整は必要になってくることも考えられると存じます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

その辺りは柔軟にということだと認識しましたけれども、この辺りは、当然リニア周辺整備事業というのは亀山市だけじゃなくて三重県やＪＲとも協働してやっていかなければいけないところですのでその辺りの計画、やっぱりこの亀山市の事業に大きな影響を与えるので、事前にそういった三重県との協議も含めて、この現在出されている大規模施設整備事業のスケジュールがしっかりと整合性を保つことができるように、できるだけ影響が少ないように、あらゆる想定をした上で進めていっていただく必要があるかなというふうに考えます。

そして、あともう一点だけ申し上げると、リニアの整備事業、この基金への積立てでございますけれども、これは午前中も議論がございました。私の立場から申し上げると、これは先ほども申し上げたように、リニア周辺整備事業というのに１００億円以上の事業を想定されてくると私は考えております。積立額２０億円では全く不十分ではないかなという印象を持ちます。庁舎の積立てについては３５億円増加するという計画も今回示されました。第３次総合計画の策定時にはリニア基金についても目標額の引上げを盛り込んでいただくように、そのように強く要望しておきたいと思います。

次に移ります。

学校施設等長寿命化についてでございます。

優先して改修する施設など実施計画の策定について伺っていきたいんですけれども、今回優先的に改修していく施設として亀山中学校、中部中学校、亀山東小学校が上げられております。ただ、計画で示されていた直近５か年の実施計画推奨案と比較しますと、白川小学校や加太小学校、川崎小学校、これは体育館ですけれども、あと関中学校などが外れています。これらの施設が優先改修施設から外れたのかどうかということ、そもそもその理由と優先的に改修する施設の選定方法についてどのような選定を行ったのか、具体的に説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

学校施設等長寿化計画の実施計画におきましては、今後、学校施設等長寿化計画の推奨案を基に具体的な整備内容等についての整理を行ってまいります。ただ、先般示されました大規模施設整備事業の基本的な考え方も、この方針を踏まえて亀山中学校、中部中学校、亀山東小学校を優先し改修をすることを想定したものでございます。

一方、議員ご指摘のとおり、長寿命化計画に記載されました実施計画推奨案につきましては、中部中学校よりも白川小学校体育館や加太小学校などを優先的に改修する計画となっております。この推奨案につきましては、長寿命化計画策定時の劣化状況のほか、経過年数等も考慮し、優先順位

を決定したものでございます。ただ、施設の現状を見ますと、例えば白川小学校体育館におきましては、経過年数は築４７年ではございますが劣化状況としてはまだ部分的な劣化にとどまり、現段階において大きな問題が発生している状況ではございません。一方、中部中学校のそれぞれの校舎につきましては経過年数は築３３年から５０年となっておりますが、大きなものも含め多数のクラックが発生するなど、緊急を要する状況ではございませんが今後構造的に支障を来す可能性がある部分が見受けられたところでございます。

このように、施設個々の状況に重きを置きながら優先順位を整理し、また財政面、実施体制面、全体調整を図りつつ、次期総合計画への反映に向けて進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

各学校の実際の実情を踏まえて、また財政面とかそういったことも踏まえて、現時点で亀中、中部中、東小学校とこの辺りを優先施設として指定したということ、そちらに関しては理解いたします。

ただ、この実施計画を策定していく段階で様々な検討をまだされていくと思いますので、これは各学校の要望なんかもしっかりと聞いた上で、もし入れられる部分に関しては、できるだけ優先的に必要とされている部分、改修していく、優先的にやっていくところに入れていくと、そんな検討もぜひ同時にお願いしたいなと思います。

そうして、もう一点、特別教室等のエアコン設置についてであります。

令和７年度の市政及び予算編成方針には、学校施設の長寿命化改修に関連して特別教室等への空調機の設置が検討されている旨が述べられておりました。一方で特別教室はその一方で１２月の議会でも私取り上げましたけれども、学校の体育館、避難所になる体育館への空調機の設置に関しては、今現在国の新たな財政支援、空調設備整備臨時特例交付金というのが創設されております。

そこでお伺いしたいんですけれども、体育館ではなくて特別教室を今回特出ししてきた、優先していくというその理由について、特別教室へのエアコンを設置する理由、優先する理由、また特別教室にエアコンを設置した場合、また体育館に空調を設置した場合に係る総事業費、一般財源への負担額をそれぞれ具体的にご提示いただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

子どもたちの学習・生活の場、そして災害時の避難場所としての学校体育館等への空調設置に係る国の空調設備整備臨時特例交付金について把握はしておるところでございます。また、現在、学校施設体育館には空調設備が設置されていない状況であり、両面からその必要性は十分に認識しております。

一方、市内小・中学校の特別教室等の空調設備につきましては、現状設置率約６０％となっております。夏季等におきましては、可能な限り空調設備の設置された教室等の活用や授業の振替、また災害備蓄品でありますスポットクーラーの活用など、学校運用の中で工夫をいただいているところでございます。よって、子どもたちの快適な学習環境や職員等の健康面から、またＰＴＡや教職

員からの要望も含め、特別教室への空調設備の設置は教育委員会としての喫緊の課題と捉えているところでございます。このような状況から、体育館、特別教室とも空調設備の設置は必要と考えておりますが、まずは特別教室への設置を優先することが望ましいと考えているところでございます。

また、この特別教室への空調設備の設置費用につきましては、キュービクル等の電気改修工事をはじめ学校施設によって状況が異なること、昨今の社会情勢の急激な変化もございますので、これまでの試算によることなく、次期総合計画への反映に向けて進める中で改めて試算を行っていきたいと考えております。

一方、体育館への空調設備の設置につきましては、他市等の事例から、キュービクル等の電気改修工事を除いても１校当たり６，０００万から９，０００万円程度と把握しております。昨今の社会情勢を勘案いたしますと、国の空調設備整備臨時特例交付金を活用したとしても、建物全体の断熱工事を含め相当の予算を要することになろうかと想定しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

体育館よりも特別教室を優先するという話は分かりました。

私としてはどちらも進めてもらいたいという思いでありますけれども、当然ながら順番というのはあると思います。だから、そういう全体のスケジュールに関してなんですけれども、資料２で先ほどお示ししましたけれども、令和１２年以降に大規模事業の総事業費、こういったものが、工事なんかが集中する時期というのが予想されます。

また、先ほど申し上げたエアコンの国の特例交付金についても２０３３年までという、現時点でこの期限があるというので全体のスケジュールとしてはどう考えていくのか。もうこれはじゃあ国の交付金なしで将来的に体育館整備を今回の特例交付金なしでやっていくのか、それとも２０３３年までに特別教室も体育館もやっていくのかとか、そこまでの全体的、具体的なスケジュールについてお示しいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

現時点におきましては、この特別教室等、それから体育館への空調設備の設置時期について具体を決めておるというものではございません。ただ、この特別教室への空調設備設置については喫緊の課題と認識しておりますので、学校施設等長寿命化計画の中でも基本的な方針として空調設備の設置を目指すこととしております。この長寿命化改修と同様に、次期総合計画の反映に向けて進めてまいりたいと考えております。

また、体育館への空調設備の設置については特別教室の整備後になろうかと考えているものでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

大規模施設整備事業のスケジュールを見ると、令和１１年までに一定のアクションが必要ではな

いかということを申し上げておきたいと思います。

次に、新庁舎整備について、移らせていただきます。

整備手法の考え方なんですけれども、これも１２月議会、先ほど来からも議論がございましたけれども、新庁舎整備と、また亀山駅周辺まちづくりエリアの整備、先ほど市長の口から面的なまちづくりということで表現されておりましたけれども、これら一体的に再開発事業という手法を採用することによって、民間活力を活用しながら財政負担を最小限に抑え、効率的な事業推進が可能になるということを私も主張してまいりました。

今回、整備時期を６年遅らせるというスケジュールが出てまいりましたけれども、これまでの議論を踏まえて、こういった市街地再開発事業の導入についてどういった検討を行われているのかと、また、財政負担の軽減というのを先ほど来強調されておりますけれども、それ以外にも重視するような評価基準というものがないかと、この辺りの見解を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎整備の整備手法につきましては、財政負担の軽減・平準化や事業費の抑制といった視点以外にも技術提案等による民間ノウハウの活用、市内業者等の参画による地域経済の活性化、手続等を踏まえた整備期間などの視点でも比較を行い、検討する必要があると考えております。

また、今後亀山駅周辺エリアにおける都市の再生や機能誘導が進むことも想定されますことから、そうした面的なまちづくりの状況も踏まえ検討する必要があると考えております。

具体的には、設計、建設、維持管理等を行政が分離発注する、従来方式でございますが、それに限らず民間ノウハウの活用や、財政負担低減等の観点からＰＦＩでありますとか、デザインビルド、ＤＢ方式ですとかリース方式など多様な事業手法を検討する必要があると考えておりまして、今回の基本的な考え方の中でも、財政的負担を軽減するためあらゆる手法の検討を進めるといたしているところでございます。

そういった中で、再開発事業の関係でございますが、亀山駅周辺エリアにおける新たな市街地再開発事業において新庁舎を整備する手法についても、これも１２月議会でもご答弁させていただいたと思いますが、選択肢の一つであるというふうには考えてはおります。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

当時からあまり進んでいないような印象を受けましたけれども、ただ、６年遅らせるということによって整備時期が約１０年後になったということで、市街地再開発事業を導入するだけの必要な期間というのは確保されたんじゃないかと私は考えておりますので、ぜひ前向きに検討していただきたいということを申し上げて、次に、あと一点だけ質問しようと思っていましたけれども、現庁舎のこの跡地利用についてもぜひ、現時点で多分考えがないというような状況かなとは思いますけれども、今のこの跡地を例えば民間が借用する、それによって収入を得て新庁舎整備事業の財源確保に充てていく、こういう検討をぜひ進めていただきたいと思います。また次回聞かせてもらいたいのでぜひ検討を進めていただきたいということだけ申し上げて、次の項目に行きます。

次は、ほかの公共施設等の整備方針についてです。

まず、道路施設の整備方針について伺っていきたいと思います。

資料３をご覧ください。

道路施設の整備に係る予算項目で、これは令和元年度から令和７年度までの当初予算の推移を見たものです。大幅な削減傾向にあります。なので、これは骨太に関わらず、令和７年度に関わらずこれだけ減少の推移をたどっているということを示しております。

道路維持修繕費に関しては４８．５％減少、道路舗装事業費については４５．７％減少、交通安全施設費に関しては５５．９％の減少ということです。この予算減少が続く中でインフラ整備の遅延が拡大していくのではないかということを懸念しております。

そこで伺いますが、自治会からの要望に対する処理状況や、また未着手の要望について、予算減少によって舗装や側溝整備のスケジュールは今後どうなるのかというところを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

自治会等からの市道の修繕に関する要望件数につきましては、令和元年度２０５件、令和２年度２４１件、令和３年度２６４件、令和４年度１５６件、令和５年度１５５件の５か年で合計１，０２１件となっております。

これらの要望に対しては、現地確認や聞き取り等を行い対応の可否を判断し、即時対応が必要な場合は速やかに対応しております。しかしながら、予算が高額となる修繕は予算要求をした上で次年度以降の着手となっております。

現在お待ちいただいております要望件数は、令和元年度分が５件、令和２年度分が１５件、令和３年度分が１３件、令和４年度分が１３件、令和５年度分は２４件の５か年で合計７０件となっております。これは、要望件数１，０２１件に対し、未着手件数は７０件であり、全体としてその割合は６．９％となっているところでございます。

これらの未着手の要望の整備スケジュールでございますが、現在、最も長くお待ちいただいております令和元年度分の側溝整備５件の要望となっております。この５件につきましては、工事費が高額となることから整備スケジュールの中で進めていく計画であり、整備スケジュールの見直し及び緊急性の高い要望を優先したことにより、令和７年度着手予定でありましたが令和８年度以降の着手予定となっております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

令和元年度の５件に関しては、令和７年度予定だったものが令和８年度以降、以降なので９になるか１０になるかというところもまだ分からないということだと思います。１０年近くお待ちいただくというような状況になってきているというのが現状。

この道路施設関係予算の削減については、予算資料には骨太方針の成果というほうにも上げられておりましたけれども、一方で、自治会から要望が上がっているこういった舗装、側溝整備スケジ

ュールというのは先延ばしになってきている、そういった内容だったと思います。

あと、もう一点伺いたいのは、インフラの維持管理の質的な側面についてでございます。

大幅な予算削減が行われている状況下であります。本来あるべき予防保全が実施できずに、故障というか損傷が発生してから対応する事後保全が中心になっているのではないかと懸念しております。このインフラの予防的な維持管理というのは、長期的に見ればコストの抑制、市民の安全確保に不可欠だと思っておりますけれども、こういった予防保全というのは適切に実施されているのかというところを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

インフラに対する予防保全でございますが、橋梁においては長寿命化修繕事業で５年に１回の法定点検を行い、健全度判定３判定の橋梁を中心に亀山市橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を行っておりますが、修繕工事を行う統一橋梁の中で３判定以外の部材についても併せて補修を実施し、予防保全に努めているところでございます。

また、舗装につきましては、舗装老朽化対策事業で、主要市道において亀山市舗装維持管理計画に基づき計画的に舗装修繕を行っておりますが、それ以外の市道につきましては、自治会等からの要望等により順次修繕を行っており、予防保全には至っていないところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

ざっくり言うと、住民により身近な市道に関して、なかなか予防保全にまでは手が及んでいないということだというふうに認識しました。

こうして事後保全というもの、どうしてもその状況になっている、予防保全が限定的になっているということ、また未着手期間の長期化、これは、私は市民サービスの低下につながるのではないかと懸念しております。これは市民の皆様、税金を納めて、日々の生活に身近な道路の安全性や快適性、これを期待されています。整備の遅れというのは市民生活に直接的な影響を与え、これは将来にツケを回すことになるのではないかと、市民の皆様はこの状況を本当に納得されるかと、市長からこのご所見を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

道路等の維持修繕につきましては、市民の皆様から様々なご要望をいただいております。また、今ご紹介の自治会からのご要望もかなりの件数に上っておるところでありまして、これへの対応ということで、これまでからその必要性、優先度を考慮しながら市全体の予算配分の中で事業を実施いたしてまいりました。これの考え方は道路関係経費に限らず、他のあらゆる行政サービスを提供する上でも同様に、そのような考え方に基づいて進めてまいっております。加えまして、ご案内のとおり、現在、財政構造改革骨太方針２０２４による取組を進めてございまして、令和７年度はその集中改革期間の２年目ということであります。早急に財政状況を回復するためには、全庁挙げて

取組を進める必要がございますことから、担当部におきましては事業の優先度をしっかり見極めて整備スケジュールを検討いたしたものと認識をいたしているところでございます。

なお、令和７年度につきましては、道路維持修繕費や交通安全施設費は議員ご指摘の減額となってございますもののいわゆる道路新設改良費、例えば和賀白川線の整備事業、川合９号線の整備事業などの道路新設改良費は逆に大幅な増額となってございまして、第２項の道路橋梁費全体では、令和６年度に比べまして約９，０００万円の増となっているところでございます。

いずれにいたしましても、先ほどこれもお答えさせていただいた自治会さんからのご要望が過去５年間で１，０２１件、その中で未消化というか、これが７０件ということで、全体としては６．９％が未消化ということになってございます。待っていただいておるということで、逆にいえば９３％は何らかの形のお答えができておるんですが、できるだけこれが１００％に近づいてまいりますよう、今後も限られた予算を分度の実践をもちまして最大限有効に活用してまいりたいと考えておりますので、ご指摘も踏まえて、道路の維持修繕それからその他の様々なことについても同様の考え方でありますが、本当に英知を入れながらこれにお答えをしていきたいというふうに考えているところでございますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

市長が言うこともよく分かります。

ただ、もう一点、資料４をご覧ください。

先ほど全庁を挙げた取組という言葉もありました。建設関係でも増額しているものもあると。ただこの数字を見ますと、これは令和７年度当初予算の部署別の増減率でございます。一番右に記載しているものは増減率になります。部署によって予算配分に大きな差があることがここからも分かります。例えば、政策部は２．２４％増、産業環境部は５．７２％増と、予算増額が行われている部署がある一方で、建設部については前年度比１３．１３％大幅な減少となっております。

こういった予算編成の考え方、この辺りこういったものが今後もこういった傾向が続くのかどうかというところ、ちょっと中長期的な視点からの市長の所見をもう一度伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この傾向が続くかということですが、それは状況の変化の中で続くとは申し上げることはできないかというふうに思い、できるだけ状況を変えていくことが大事かなと。全体としてやはりそのときに何を政策判断として優先をするのか、あるいはそのときにさらに工夫を入れることによってそれぞれができる限り課題の解消につながることができないか、そういうアプローチが極めて重要だと思っております。

できるだけ、今の厳しい状況は確かなんですが多くの市民ニーズに、あるいは将来への様々な課題解消に備えられるような全体の状況を本当に、早くいい状況をつくっていく、このことに尽きようかと思っております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

早急に、このインフラの整備、メンテナンスというのは本当に重要だと思っております。財政負担、これは財政構造改革によって財政的なツケを将来に回さないというこの市長の思い、これはすごく理解するところですし、努力をされているところもあると認識しておりますけれども、インフラのメンテナンスを一方で怠ってしまうと、これもまた将来のツケとなってしまう。この辺り、ぜひバランスを取って、しっかり今後の財政運営、予算編成にぜひ反映をしていただきたいということを申し上げて次の項目に行きたいと思います。

次が、ちょっと草刈り対策、防草対策への投資についても入れたいと思います。

先日の伊勢新聞でも記載されておりましたけれども、昼生地区まちづくり協議会と亀山市、三重県が協働して、国道３０６号線の防草対策として市内で初めてウィードコート工法という新技術を導入しました。この工法は舗装と縁石などの境目に特殊なポリウレタン樹脂を塗ることで雑草の発生を防ぐ技術です。施工後５年から１８年経過した現場でも効果が持続していることが確認されていると公式ホームページに記載されており、長期間の耐久性が期待できます。

それを受けて質問いたしますが、市道の防草対策について、こういったウィードコート工法のような新技術など先行投資的な対策ということができないのか、それによって結果的に維持管理コストの削減につなぐ、財政の効率化につなぐ、こういった取組ができないかということ、今後の方向性について伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

市道の除草につきましては、業者への草刈り業務委託や建設部所属の道路補修作業員の直営作業、また、道路ふれあい月間等の制度により地元自治会等にご協力をいただきながら進めているところでございます。また、予防的な防草対策につきましては、自治会等への防草シートの材料支給を行っております。

議員にご案内いただきましたウィードコート工法につきましては、国や県での施工実績も承知しているところでございます。また、防草対策の新技術工法は多数ございますが、比較的高価な工法が多く、市としましても道路管理に対するランニングコストの縮減に取り組むためには、安価でより防草効果の高いものを選定する必要があると考えております。

今後は、本年１月に国道３０６号で県が施工した防草対策の持続的効果を注視しながら、まずは道路改良を行う新規路線につきまして防草対策の調査・研究をしていきたいと考えております。また、既存道路の防草対策につきましては、現地状況に応じた対策を研究・検討してまいりたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

新設の道路はもちろんですけれども、既存道路に対する要望というのがやっぱり自治会からもた

くさんいただくところでありますので、ぜひそういったところへの先行投資的な予防策、防草対策をぜひお願いしたいと思っております。

次に、農業施設のほうですけれども、ここで取り上げたいのはマンボでございます。

資料５をご覧ください。

マンボというのは、ご存じの方も多いと思いますけれども、農業用水や生活用水を確保するために掘られた地下水路のことです。

これが老朽化した場合、適切な維持管理が行われない場合、構造の劣化や損傷によって地盤の支持力が低下して陥没事故を引き起こす可能性があると考えております。

この資料を見ていただくと穴が開いていますけど、これは昨年の９月、昼生地区の神向谷でマンボ接続箇所の老朽化によって陥没が発生しました。このマンボは、市道や県道の下を通る大きな水路ですけれども、老朽化が懸念される上に排水能力にも問題があり、地域住民からは道路陥没など予期せぬ災害の発生に懸念の声が上がっております。

そこで伺いたいんですけれども、亀山市は市内に現存するマンボの数、場所、築造年代であったり構造、規模、管理状況、こういった基本的な情報というのを把握されているのでしょうか。また、市が把握しているマンボの老朽化の状況について具体的に説明してください。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

農業用マンボは、古くは江戸時代から水田のかんがい利用のために、農業者が地中を人力により掘削を行い造られた素掘りの農業用の地下水路で、地域の農業者が管理しております。そのため、市内の農業用マンボにつきまして、ほかの工事を行う際に見つかった場合や、堆積土砂により水の流れがよくないなど地元からのご相談を受けた場合に初めてその場所に農業用マンボがあることを把握しており、市では、現状全ての農業マンボを把握してございません。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

マンボは農業用水の供給、排水を目的とした地下水路であるだけではなくて、生活排水とか、状況によっては、場所によっては工業排水などを流すような場合もあります。地域生活の基盤を支えるような、そんなインフラになっているところもあります。

この老朽化、先ほどから申し上げたように陥没のリスクを高める可能性がありますし、公共の安全性や農業生産性に直接的な影響を与えると考えています。現に、平成２２年３月の定例会においては、議事録を読みましたけれども、天神マンボの調査結果により崩れる可能性を指摘されていたので、市民の安全確保と排水用水機能の維持のため７，０００万円の予算を計上して緊急整備が行われたという事例もあります。

市はマンボを地域住民の生活や農業に深く関わる公共性の高い施設と考え、老朽化対策を実施する必要があると考えます。市民が安全で安心して生活できるよう、マンボの老朽化対策に対する市の責任について認識をお示しください。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

先ほどご答弁申し上げましたとおり、現状、市内に存在する全ての農業マンボを把握してございませんが、過去にも地元からのご相談を受け、議員申されましたように、天神地区であったり下庄地区で工事を行った事例もございます。また、以前は農業専用に使用されていたマンボであっても、現状では生活排水や道路排水等の排水路として利用されているなど利用状況が変わっている場合もございます。

今後につきましても、地元からご相談があった場合は現状のマンボの利用状況等を確認し、関係部署とも連携し、対応を協議してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

この件に関しては、マンボというのは基本的には農業施設なので、今産業環境部長が答えていただいていると思うんですけど、生活用水だとか工業排水とかも流れるとなると、これはもうその域を超えているんですよね。だから流域のほう、建設部のほうの管轄にもなってくると思いますし、この辺りは非常に縦割りなので、市民の方からも要望したときに非常に混乱するところもあるので、ぜひその辺りしっかり整理して分かりやすく、市民の声に応えていただけるようにお願いを申し上げて、次に移りたいと思います。

上水道施設の整備方針でございます。

基幹管路と浄水施設、また配水池の耐震率について伺いたいんですけど、資料６をご覧ください。

国土交通省が公表しております最新の水道カルテというものがあります。

そのデータによりますと、亀山市の基幹管路の耐震率は２２％、浄水施設ゼロ％、配水池耐震率ゼロ％、全て全国平均、県平均を大きく下回っております。この状況は、地震等の災害発生時に市民生活に大きな影響を与える可能性があり、問題であると考えておりますが、早急な対策が必要ではないでしょうか。市の見解を伺います。

○議長（岡本公秀君）

杉本上下水道部長。

○上下水道部長（杉本良則君登壇）

水道カルテにつきましては、国交省が強靭で持続可能な水道システムの構築に向けて水道事業の運営基盤の強化が必要であるということから、国による情報発信により国民の水道事業等に関する理解を促進するために作成したもので、令和６年の１２月に公表されたものでございます。

水道カルテでは、料金回収率と基幹管路の耐震適合率、浄水施設の耐震化率、配水池の耐震化率の３つの耐震化率を指標として設定されておりまして、先ほどご案内のように亀山市では料金回収率につきましては１００％以上の黒字ではありますが、耐震化率の状況では３つの指標が全て全国平均以下となっているものでございます。

なお、こちらにつきましては、耐震化率につきましては全国平均４２％に対しまして、亀山市は２２％、浄水池の耐震化率は全国平均４３％に対しゼロ％と、配水池の耐震化率は全国平均６３％に対してゼロ％となっております。水道カルテの耐震化率につきましては日本水道協会によります

水道統計を基に作成されたものでございまして、令和５年度末においてもこの統計の数値をもって計算しますと、その率に変動はないものでございます。

この状況をどう捉えておるのかということでございますが、本市は令和元年度から水道施設耐震化整備事業に取り組んでいるところではございますが、全ての施設を耐震化するには膨大な費用や労力と時間が必要となるものでございます。また、基幹管路の耐震化整備以外の改良事業であります老朽管の更新ですとか、下水道施設の整備に合わせた管路の移設等も必要でありますことから、これらが効率的に進むように、水道施設の耐震化整備事業につきましては基幹管路の耐震化や緊急遮断弁の整備を優先的に進めてきたものでございまして、その結果、配水池や浄水池の耐震化率は低い数値になっておるものというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

先ほどもおっしゃっていたように回収率１１０％という、これは非常に評価できるところだと思います。ただ、やっぱりこれは経営の在り方、見直しも含めて、そしてこの計画性のなさをちょっと何とか改善をしなければいけないのではないかと、これは強く要望しておきたいと思います。

令和７年度、先ほどお示しした資料でも、上下水道部の予算は前年度比マイナス７．２６％ということでしたけれども、こういった上水道も含めたインフラ整備というのはやっぱり亀山市はまだまだ弱いんじゃないかということを今回のこの代表質問を通じてぜひ認識していただきたいですし、それに対する対策を早急にお願いしたいと思っております。

それでは次に行きます。

歳入の確保についてです。

公有財産の有効活用についてでございます。

施政方針では、今後の公的利用が見込めない公有財産については、民間ノウハウを活用した売却手法も検討しながら積極的に売却や貸付けを進めてまいりますというふうに言われておりました。

そこで、具体的な提案を２つしたいと思います。

まず、ＪＲ下庄駅に隣接した公有地の特性を生かした駐車場整備の提言でございます。

背景から申し上げると、下庄駅周辺では駅利用者向けの駐車場が不足しております。利用者の利便性が制限されますし、地域の活性化にも影響を及ぼしていると考えられます。こういった状況を改善するために、ＪＲ下庄駅に隣接する土地開発公社所有地を活用し駐車場を整備することを提案したいと思います。具体的には、短時間利用者向けの時間貸し駐車場であるコインパーキングや、長期利用者や定期的に駅を利用する方々向けの月ぎめ駐車スペースなどを提供し、そういった駐車ニーズに対応するということです。期待される効果として、利用者の満足度の向上はもちろんですけど、利用駐車場料金の収入を通じて一定の財源を確保することが可能となると考えます。

このように、下庄駅に隣接した公有地の特性を生かした駐車場整備について、市の見解を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

ＪＲ下庄駅西側の土地につきましては、平成２１年に土地開発公社がＪＲ下庄駅周辺整備を目的として用地を取得しました約２，３００平方メートルの土地でございます。

駅の利用者の駐車場としての活用につきましては、市において過去に検討を行ってまいりましたが、当該土地から駅方面への直接の乗り入れが当時も課題となっておりました。このようなことから、当時、ＪＲ東海に対しまして駅西口の新設を要望いたしたところでございますが、ＪＲ東海は下庄駅の入り口は東西いずれか１か所との考えでありましたことから、駅西口の新設による市による駐車場整備には当時至らなかったものでございます。

このような経緯から、現在、駅の入り口は東側１か所となっておりますので、現時点におきましては、東側入り口を優先して活用してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

過去に議論もされていたということでありますけれども、当時とは状況も変わってきていると思います。ＪＲと話をしていただき、今はＩＣカードも発達してきておりますので車内にＩＣカードの機能を設置する、そもそも紀勢線に設置してもらいたいという話もあるんですけれども、車内に設置することによって駅の出入口は１か所じゃなくてもよくなってくるとか、そういった状況も考えられますので、ぜひ前向きに協議をしていただきたいというふうに思います。

もう一つ、団地地内の住宅団地周辺の緑地帯についてでございます。

一般的に、団地においては住宅ごとの敷地面積が限られておりますので、駐車スペースの不足が問題となります。特に子どもたちが成長して自家用車を所有するようになると駐車場所が確保できず、不便を強いられる状況というのが想定されます。こういった状況は若年層の流出を招き、地域の人口減少や高齢化を加速させる要因となり得ます。

そこで、亀山市の団地周辺の公有地である緑地帯、こういったものを活用して駐車場を整備することを提案したいと思います。

定住促進もそうですけれども、違法駐車の防止、解消、また地域の活性化、こういった期待に併せて、駐車料金収入を通じた一定の財源確保、先ほどと一緒ですけれども、こういった効果が期待できます。こういった点を踏まえて団地周辺の緑地帯を活用した駐車場整備についての市の見解を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

ご質問の駐車場として利活用できる制度についてでございますが、現在そのような制度はございませんが、都市計画法施行令第２５条第６項の開発区域面積の３％以上の公園、緑地または広場を確保する必要がございます。余剰地となる緑地につきましては、住民の理解を得た上で、そのニーズを踏まえた利活用を市において現在検討しているところでございます。

また一方、公有財産である緑地の余剰地を駐車場等へ期間を定めて有効活用することにより、地域の問題を解決し、賃貸収益により財源を確保することで緑地の維持管理コストの低減を図ることを併せて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

財政が厳しいと言われている中ですので、歳入の確保についてはこういった多様な方法をどんどん検討していただいてぜひ実行していただく、前向きに検討していただくことをお願いして、次の項目に行きます。

住宅開発の促進はちょっとまたの機会に回させていただきたいと思います。

最後に、市長マニフェストについて伺っていきたいと思います。

新しい産業団地の確保、半導体、健康医療、商業など成長分野の企業立地の促進、こういったマニフェストが書かれておりました。

これ、非常に期待の持てるマニフェストだなと感じましたけれども、これに対する市長の構想、思いであったり、具体的なそういった誘致戦略というものがあるのかどうかを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回のマニフェストにおきまして、新しい産業団地の確保、半導体、健康医療、商業など成長分野の企業立地の促進と施策を掲げさせていただきました。

この考え方でありますが、前段の新たな産業団地の確保につきましては、ご存じのとおり、亀山・関テクノヒルズの残る区画も僅かとなってきた中で、今後の税収、雇用の確保、地域経済活性化のためにも新たな産業団地の確保が喫緊の政策課題であると認識をいたしているところであります。このことから、これまで重ねてまいりました亀山インターチェンジ周辺での産業団地確保の検討をさらに一段引き上げまして、来年度におきまして概略設計を行うとともに、民間ノウハウを活用した事業手法も併せて検討して、早期実現につなげてまいりたいと考えているところでございます。

一方で、後段で記載いたしました半導体、健康医療、商業など成長分野の企業立地の促進でありますが、本市はこれまで自動車関連や液晶関連、食品、産業ガスなどの製造業から物流事業者や産業機械等を取り扱う商社といった多様な産業を誘致してきたことで、多くの事業者に支えられ、今日の地域の発展につながってまいっているのも確かでございます。

今後も、地域未来投資促進法に基づきます第２次三重県基本計画に示されておりますように、成長が期待される半導体などの先端産業分野、また、治療や介護だけではなくて予防や健康づくりに貢献するような健康医療、いわゆるヘルスケア関連の分野などの企業や研究機関を、本市においても県と連携して誘致をいたしてまいりたいと考えているところでございます。さらに、にぎわいの創出や商業活性化につながる商業も誘致をしていくことで本市の産業構造に厚みを持たせて、持続可能な都市となるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

ちょっと歳入の話から、最後に産業団地の話、また企業立地の促進、この辺のお話を聞かせてもらいましたけれども、やっぱり歳出削減だけでは閉塞感が漂う。歳入確保、これも同時に大切なことで、当然ながら大切なことでありますので、ぜひそちらも市長のリーダーシップをもって、ぜひ亀山市のプロモーション、この辺りもしっかりと県と共にお願いをしたいと思っております。

最後に、児童発達支援センターの設置支援というマニフェストもございました。これに関しても市長の思いを伺いたいんですけれども、私自身の意見も併せて述べたいと思います。

近年、児童発達支援のニーズというのは多様化、高度化しております。

亀山市においても、４月から民間の児童発達支援センターが市内に開設され、より専門的な支援が期待をされております。行政と民間施設の連携による面的整備型児童発達支援体制というのを構築して、切れ目のない支援を目指しているとのことです。

一方で、行政資源の効率化や専門性の活用という観点から、児童発達支援センターの中核機能、４つ挙げられているものがありますけれども、この中核機能については、より民間のノウハウや資源を活用していくべきじゃないかなと考えております。といいますのも、行政が業務を民間に委託することで生まれた余力を、例えばまだ亀山では実現できていない５歳児健診であるとかこういった、行政だからこそできる支援活動に重点的に投入することが、より効果的な児童発達支援体制の構築に不可欠と考えます。国から要望されている５歳児健診でございますけれども、これは非常に適切な支援につなげていくには重要なもので、鈴鹿市や津市では既に取り組まれております。

児童発達支援体制のさらなる充実に向けて、市の具体的な方針、市長の思いというのをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山市は歴史的にも児童発達支援の分野というのは、子ども総合支援室設置の平成１７年以降力を入れてきたところでございますけれど、今ご指摘のように、本年４月に民間の児童発達支援センターが市内に開設をいただくということで、より専門的な支援や機会の確保が期待できるということで大変喜んでいるところであります。

センター開設に当たって、整備計画に対する県への意見書の提出とか、円滑にセンターが設置できるよう市として支援を行ってまいりましたが、今後につきましても、公民連携の中で市の児童発達支援の取組を補完していただくことも想定されるところであります。これからも、支援を必要とする全ての子どもとその家族に切れ目なく、漏れなく支援が行き届くよう、地域全体で児童発達支援を進めてまいりたいと考えているところであります。

さらに、今少し触れられました５歳児健康診査とかあるいは各小児科医、保育園長、子ども家庭センターの職員から成る様々な連携の力というのはやっぱり亀山市の非常に強みであろうと思っておりますので、いろいろさらにその領域を関係機関の力、専門的な力、そしてそれぞれが本当に、行政も含めまして、支援の必要なお子様にスムーズにそれが提供できるようにしっかりサポートしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

４番　草川卓也議員の質問は終わりました。

これにて本日予定しておりました通告による議員の質問は終わりました。

以上で、日程第２に掲げた令和７年度市政及び予算編成方針等に対する代表質問を終結いたします。

明日７日は午後１時から会議を開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後　４時１３分　散会）

令 和 7 年 3 月 7 日

亀 山 市 議 会 定 例 会 会 議 録 （第 3 号）

●議事日程（第３号）

令和７年３月７日（金）午後１時　開議

第　　１　上程各案に対する質疑

議案第　９号　亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第１０号　亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

議案第１１号　亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第１２号　亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

議案第１３号　亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第１４号　亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について

議案第１５号　亀山市税条例の一部改正について

議案第１６号　亀山市手数料条例の一部改正について

議案第１７号　亀山市運動施設等条例の一部改正について

議案第１８号　亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第１９号　亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第２０号　亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第２１号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第２２号　亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第２３号　亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議案第２４号　亀山市消防団条例の一部改正について

議案第２５号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第２６号　亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

議案第２７号　亀山市子どもの出生祝金条例の廃止について

議案第２８号　令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１０号）について

議案第２９号　令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について

議案第３０号　令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第３１号　令和６年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第３２号　令和６年度亀山市下水道事業会計補正予算（第４号）について

議案第３３号　令和７年度亀山市一般会計予算について

議案第３４号　令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第３５号　令和７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第３６号　令和７年度亀山市水道事業会計予算について
議案第３７号　令和７年度亀山市工業用水道事業会計予算について
議案第３８号　令和７年度亀山市下水道事業会計予算について
議案第３９号　令和７年度亀山市病院事業会計予算について
議案第４０号　市道路線の認定について
議案第４１号　市道路線の認定について
報告第　１号　専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１７名）

１番	古田吉昭君	２番	櫻木善仁君
３番	深水隆司君	４番	草川卓也君
５番	中島雅代君	６番	森　英之君
７番	今岡翔平君	８番	髙島　真君
９番	新　秀隆君	１０番	豊田恵理君
１１番	福沢美由紀君	１２番	森　美和子君
１３番	鈴木達夫君	１４番	岡本公秀君
１５番	伊藤彦太郎君	１６番	服部孝規君
１８番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀渕輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼関支所長	北川明美君
健康福祉部長	林　秀臣君	子ども未来部長	高宮綾子君
産業環境部長	富田真左哉君	産業環境部参事	村田　博君
建設部長	高桐美智代君	上下水道部長	杉本良則君
危機管理監	木田博人君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	豊田達也君	消防部長	豊田賢治君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	谷川健次君
地域医療部長	小森達也君	教育長	中原　博君

教育部長	亀山　隆君	代表監査委員	上田寿男君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会事務局長	落合　巧君

●事務局職員

議会事務局長	大泉明彦	書記	渡邉靖文
書記	山北康仁		

●会議の次第

（午後　１時００分　開議）

○議長（岡本公秀君）

皆さん、こんにちは。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程（第３号）により取り進めます。

これより、日程第１、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑にあっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするために説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意いただくとともに、発言は簡潔にお願いします。

通告に従い、順次発言を許します。

１６番　服部孝規議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

通告に従い質疑をします。

まず、議案第２１号亀山市国民健康保険税条例の一部改正であります。

提案によれば、令和７年度国民健康保険事業について、現行税率では歳入が不足することから、税率改正について、亀山市国民健康保険運営協議会での協議を踏まえ、基金の一部を活用した上で標準税率に則した必要最低限の上げ幅である次の税率とするとして、所得によって額が決まる所得割率を１０．４から１３％へ、世帯の人数に応じて掛けられる均等割額を５万４００円から５万８，２００円へ、世帯の人数に関わらず１世帯として掛けられる平等割額を３万３，６００円から３万６，６００円と、それぞれ大幅に値上げします。

口で説明しても分かりにくいので、ちょっと表をお願いできますか。昨日も使いましたが。

モデルケースの一つとして、世帯所得３００万円、４０歳代の夫婦と子ども２人の４人世帯の場合の国保税を表にいたしました。もちろん国保税というのは世帯の所得、人数、年齢によってそれぞれ違いますので、これはあくまでも一つの例として取り上げさせていただきました。

見ていただくと分かるんですが、現在４８万１，９００円の国保税が５７万７，０００円と１９．７％の値上げになります。物価が高騰し、賃金が増えない中で国保税が年間９万５，１００円も負担増になるのですから生活が壊れてしまいます。もちろん、払えなければ保険証が取り上げられま

す。これは命に関わる重大な事態になります。

そこでまず、なぜこれほど大幅な値上げをしなければならないのかお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１６番　服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

まず、本市におきましても第２期三重県国民健康保険運営方針に従いまして標準保険税率の整合を図る必要があるということ、また団塊世代の後期高齢者医療制度への移行等によります被保険者数の減少による保険税等の歳入の減、これに加えまして、激変緩和措置が令和５年度に終了したことに伴う国民健康保険事業費納付金の歳出の増、こういったことが見込まれる中、こういったことを要因にしまして令和７年度以降は本市の国保財政の大幅な赤字が想定されることから、やむなく保険税率の改正を行うものでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

答弁というのは、昨日も言いましたけど、あくまでも保険者側の都合ということなんですね。やっぱり国保税というのは必要な医療費を加入者に負担させるという、そういう立場から保険税を算出するということなんで払えるかどうか、加入者が保険税を払えるかどうかという視点がどうしても欠落してしまう。つまり、保険者としてはこれだけは必要ですという額ですよね。それが実際に加入者が払えるかどうか、この視点があるのかないのかという問題なんですけれども、ここは加入者の生活実態、負担能力をちゃんと把握した上で負担できる保険税にする、これがやっぱり制度を持続的に維持させるためには私は必要であろうというふうに思うんですが。

そこで、昨日も聞いたんですけれども、この点は大事な視点なんでもう一度聞きます。

今回の保険税、このモデル世帯でいくと年間で９万５，０００円の増になると保険税が、こういう事態があるんですけれども、これはこういう加入者の生活実態や負担能力をちゃんと値上げの際に考慮する、そういうことがされたのかどうか、そういう検討がされたのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

前回の令和元年度の税率改正時より、激変緩和措置に伴って、これまでの間、基金を積み立てる等をしましてこれまで被保険者の立場に立って、その負担を考えた上で税率改正を見送り、今日に至っておるという経過がございます。そのような中で、国民健康保険事業運営基金が枯渇する状況が見込まれるために、被保険者を代表する委員の方々を含む国民健康保険運営協議会に対しまして、議員からもご案内がありましたとおり、被保険者の納税負担、こちらを検討した上で今般は基金の一部を活用し、標準税率に則した必要最低限での上げ幅である税率改正案を諮問させていただきました。慎重なご審議の後、諮問事項について妥当とする答申をいただき、その答申を踏まえて今回やむなく税率改正の判断に至ったところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

検討した上でという答弁をされましたけれども、じゃあ払える額であるというふうに判断されたということですね、それでいいですか。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

税額につきましては、各世帯に応じて世帯構成でありますとか所得状況によって違ってきますので、個々の世帯がそれぞれ払えるか払えないかというところの議論ではなく、私どもとしては、この保険税制を維持していくために必要という形で検討を重ねてきた結果でございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

結局検討していないのやね。問題はやっぱり払えるか払えないかですよね。

払えないのを分かっていて値上げをすればおのずと滞納になりますよ、払えないんですから。滞納になると保険証が渡らない、保険証が渡らなければ病院にかかれない、かかっても１０割負担、そうなってくるとこれ、制度が維持されているとは言えないわけですよ。

つまり、加入者はいるけれども、その加入者のかなりの部分が滞納せざるを得ないような状況ができたらこれは保険制度として成り立たないということになるんですよね。だからやっぱり、払えるじゃないですかこれぐらいの額はというような金額が設定されたんなら分かりますけれども、そこの議論もされずに、とにかく保険者側の都合でこれだけはどうしても保険税を払ってもらわんと困るんですというだけで決められた、やっぱりこれでは私は問題があるんだろうと思います。

昨日も言いましたけど、国民健康保険制度って物すごく大事な制度なんですよね。中小企業が主にですけど協会けんぽという医療保険がありますし、それから組合健保、これは主に大手の企業ですわ、そういうところがある、それから公務員の共済組合、こういうような医療保険制度がある中で、例えばそういう保険に入ってみえた人が退職をされればもうどこも医療保険入るところがない、そういう人が入れる受皿として国民健康保険があるわけですよね。そのことによっていわゆる全ての国民が保険に入るという国民皆保険制度が成り立っているわけですよね。

やっぱり国民健康保険というのはそういう成り立ちなもんで、厚生労働省も構造的な問題があるということはこれホームページを見ても載っています。やっぱり年齢構成が高くて医療費がかかってしまうという問題、それから所得水準が低い、多分これは共済の人と比べたら半分以下じゃないですかね、平均所得はね。亀山市で見ても所得２００万以下というのが全体の８割ですよ、そういうふうな実態がある。保険料の負担も高いんですよね。

そうなってくると、やっぱり払える額にしないとさっき言ったように結局、保険者の都合で値上げをしました、値上げをしましたけれども実際には払えません、払えませんから滞納になる、滞納になったから保険証を渡しません、保険証を渡さなかったら病院にかかれない、かかるとしたら１０割払わなきゃならない、こういう形にならざるを得ないんですよ。

だからやっぱりこういう構造的な問題ということを頭に置いた検討が必要だったと思うんですが、この点はこの値上げの際に考慮されたのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

国民健康保険の構造的な課題といいますのは、昨日も議員からもご案内いただき、答弁をさせていただいたところでございます。なかなか本市のみで解決できるようなものではございませんけれども、そういう中では検討をさせていただいても、なかなかそれを打開する解決には至らないという状況でございます。

国民健康保険の運営協議会におきましても、保険税率の改正はこの制度を維持するためにはやむを得ないけれども、現実的にこの保険税額が被保険者にとってかなり負担になっているということを十分認識すべきやというような厳しいご意見も頂戴してございます。

改めて、現在のこの制度の構造的な課題について認識を深めたところでございますけれども、一方で、市としては保険者として被保険者の皆様に安心して医療を受けていただける保険制度をどうしても維持継続しなくてはなりませんので、国保税の改正も含めて、被保険者のお声もお聞きしながらこの制度運営を行いつつ、早期の国による、必要となる財政支援等を引き続いて強く要望してまいりたいと考えます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

国保の運営協議会の委員さんにしろ、それから市の担当者にしろ、これだけの額が本当に被保険者にとっては大変なことになるという認識はあるんですよね。でも、今の国保の制度からいくとこういう値上げをしなければ保険者としてはもたないという問題ですね。

ここのところは昨日も言いましけど、やっぱり大本のところで国の公費負担があまりにも少な過ぎる、少ないがためにこれだけの保険税を負担しなきゃならんという問題がありますので、やっぱりこれはこれで、昨日も言いましたように全国市長会を通じて、ぜひ大きな声で引き続き言っていただくということが必要であろうというふうに思います。

最後に、今回の値上げについて市は次のように書いています。

平成３０年度の財政運営の都道府県単位化等を内容とする制度改正から６年が経過し、令和５年度末、三重県において、県内の国保運営に関する指針である第２期三重県国民健康保険運営方針が策定され、同じ所得、同じ世帯構成であれば県内のどこに住んでいても同じ保険税水準となる保険税水準の統一という取組を進めています。第２期運営方針期間は、保険税水準の統一に向けた取組を一段と加速させるための期間と位置づけられ、県内における保険税率の統一を見据え、令和１１年度末までに標準保険税率への統一を行うこととされており、本市においても、県の第２期運営方針に従い、早期に標準保険税率との整合を図る必要がある。

つまり、１１年度までに標準保険税率への統一を行うという大きな目標に向かって、そして今回令和７年度の値上げを実施したということなんですよね。そうなると、まだまだその１１年度末の標準保険税率までの開きがありますから、今回７年度に上げたとしてもやね。そうするといわゆる、

この７年度に上げてまたさらにそれ以降上げるというような見込みがあるのか、今後のことについてお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

標準保険税率の統一のほかにも、国ではこども未来戦略及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づきまして、令和８年度に子ども・子育て支援金制度が創設をされ、全国健康保険協会、協会けんぽ等の被用者保険を含む全ての医療保険者は、子ども・子育て支援納付金を納付することとなります。そのため、国民健康保険におきましても、子ども・子育て支援金を新たに賦課徴収することとなりますことから、翌年度以降も保険税率の引上げが必要になるものと考えられるところでございます。

また、先ほどのお話のとおり、令和１１年度の県内における標準保険税率の統一に向けまして、本市においても県から毎年標準保険税率が示されてございます。その保険税率を基準に、今後も税率の変動を検討していく必要があるものと考えられるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

これからも引上げがあると、大変なことなんですね。

今、答弁の中にありました国の支援金制度ができて、それをまた国保に払わせるという、もうとんでもない話ですよね、これね。だから今の国保の、今までずうっと話してきましたのでも保険税の負担が大変なのに、それにプラスまだこんなものまでつけたらもう本当に払えなくなります。とんでもない話だと思います。

やっぱり公費負担というのがどうしても私は必要だと思いますし、国がやらないのであればやっぱり市がそれを肩代わりせざるを得ない、そんなふうに思っております。

以上でこの質疑は終わります。

次に、議案第１３号亀山市職員給与条例の一部改正についてです。

地域手当の問題であります。この地域手当の導入の際には田中前市長の大きな英断があり、記憶に残っている出来事であります。

地域手当の導入は２００６年３月議会で提案されましたが、その前の２００５年１１月臨時会で私は質疑で地域手当に触れて議会で述べておりますので、ちょっと紹介をしておきます。

例えば今回これには出ていませんけれども、３月に出てくると言われる給与構造の改善の中で地域手当というのが新たに出てきます。これは非常に矛盾のある手当なんですね。例えば、亀山市は今のところゼロだというふうに言われています。５万人以下の市は調査すらされないというようなこともありましてゼロだと。同じ亀山に住んでいても、例えば鈴鹿の市役所に勤めている人は１０％地域手当がつく。こういうことを、あなたの答弁でいけば国が全て考慮してちゃんとしてくれているんだというふうに言われるわけですか、そうではないですよね。国のほうで考えた、言わば地方の実情を無視したようなものが平気でこうやって出てくる。だから、国に準ずるというだけの決め方では、やっぱり地方として問題があるんじゃないか。この点はしっかり見るべきじゃないか。

亀山は亀山なりの地方自治体で生計費を考慮したものを決めていいんじゃないか。これは法律にうたったものであって、決して法に反したことをやるんではない。法に準じてやるんだから、これは十分できるだろう。こういうことを指摘しまして、こうした地域手当に対する意見というのは他の議員からも当時出されておりました。

翌年の３月議会で田中市長が提案をされたんですけれども、民間賃金の地域間格差が反映されるよう４％の地域手当を新たに支給いたします。この手当は、平成２２年３月３１日までに段階的に４％まで引き上げていく、最初１％それから２％とこれは毎年上げていくということです。

だから当初ゼロという、亀山市は５万人以下だからゼロでいいというふうに国は言っておったのを田中市長はそんなのはおかしいということで、亀山市に４％の地域手当を市独自の判断でつけたんですよね。

それから、２０１５年になって、これは人事院勧告の改正でしたけれども、地域手当が４％から６％に上がったということですね。だから現在６％になっているわけですね。

私は、今回６％を４％に下げるということですよね、２年間かけて、やっぱりこの地域手当を下げるという問題については私は職員への影響は大きいと思うんですが、その点について職員の影響という問題についてどうお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

職員に対する影響ということでございますが、まず地域手当につきましては、公務員給与に地域の民間賃金水準を的確に反映させるため、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮した地域に在勤する職員に支給する手当でございます。そういったことから、本年度の人事院勧告につきましては２％という、これは県単位でというふうなことで、これまでは市町単位でありました地域手当の考え方が県単位でということで、三重県は４％ということの勧告が出されたわけでございますが、昨年ですが本年度の人事院勧告におきましてはこの地域手当以外にも給与制度のアップデートが全体的に実施されておりまして、先ほども申し上げましたように、地域手当の支給地域単位が広域化、三重県全体というふうなことで行われ、それに準じておることでございますが、本市の給与制度につきましてはこれまでから国公準拠ということで、今回はこういった提案をさせていただいております。そういった中で不利益はというか影響ということでございますが、先ほど申し上げましたが、全体的な給与制度がアップデートが行われておりまして、既に昨年１２月の定例会におきましてもこれはご承認いただいておりますが、改正給与条例におきまして給料月額、一時金、これは期末・勤勉手当の引上げを若年層を特に重点を置いて既に行っております。

そういったことから、全体的には不利益は生じていないものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

あのね、これは議論の参考に、導入された当時総務課長がこういうふうに答弁されているんですわ。地域手当が導入された当時ですね。職員が市民サービスを行うに当たり、より一層の奮起につながるような意識、やる気を持つことが重要でございまして、このことが市民の方々にご理解が得

られるものというふうに考えている。つまり、ゼロという国の提案だったけれども、４％地域手当を入れるということは職員のモチベーションにつながる大事なことだと、こういうことを総務課長が答弁をされていわゆる導入されるということになったんですね。だからそういう問題もやっぱり考慮されなきゃならんと思うんですよね。

例えば、隣の鈴鹿市は地域手当が８％なんですよ、今回、そうすると亀山市は４％、４％も開くんですよ、物価なんか変わりませんよ、鈴鹿も亀山も、そういう中で鈴鹿が８％で亀山が４％、何でなんやという話ですよ、誰が考えてもね。だからやっぱりこういうことを考えると、国の言うとおりにしておると納得できんようなそんな数字になってしまうんですけれども、鈴鹿市が８％で亀山が４％という、これは妥当だと思いますか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

他市との違いということでございますが、先ほども申し上げましたように、地域手当が市町単位から県単位というふうなことになっておりまして、三重県は四日市と鈴鹿市を除いて、三重県全体が４％ということでございますので、今まで支給されていない地域につきましては支給するといったこともなされております。それと、１８年の人事院勧告にはなかったときに４％をつけたというそのいきさつにつきましては当時三重県の人事委員会、人事委員会ですが、三重県ですので、その勧告が４％とされておりました。そういったことも大きな要因の一つにはなったというふうには考えておりますので。今回は県が全体４％、ただ、四日市市と鈴鹿市につきましてはまたその地域の事情によってそういった勧告が出されたというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

亀山市の職員が、鈴鹿が８％なんだから亀山は４％でいいよという認識ならいいですよ、物価も違うんだからいいですよとならないでしょうこれは、地続きで変わりませんよ、こんな物価なんか。

だからそういうことを考えたときに果たして、そんな８％と４％、４％も差がついて納得できるはずがないじゃないですか。だから少なくとも６％に据え置くと、市の判断で、そういうことはできないのかどうか。

市長どうですか、据え置けませんか、市の判断でできますよ、法律違反でも何でもない。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員がおっしゃるように地域手当の国の仕組みについては、これは職員のみならず、この妥当性とか正当性については当然亀山市としてはなぜなのかというのは思うところであります。これは多分津市さんなんかも三重県一律で４％ということですので、例えば四日市さんと鈴鹿市さん、こういう状況と他の市町との違いについて、やはりそれぞれのまちにとってはいろんな思いを持たれておるのは現実であろうというふうに思います。

同時に、私どもは国公準拠に合わせて、それから平成１８年の当時の田中市長の時代の判断、さ

っき部長のほうからも申し上げましたが、当時の三重県の人事委員会の勧告としては４％に合わせまして本市においても４％の地域手当を支給することを決定いただいた、このように思っております。

しかしながら、これが今できないのかというお話でありますが、これはご案内のような財政状況など、本市の当時の状況と現在の状況と比較すると大きな違いがありますこと、そして職員の給与に関しましてはご案内の地方公務員法第２４条第２項に規定いたします均衡の原則の観点から国家公務員に準拠することを基本として、私どもは対応してきたものでございます。上げるときは上げる、下げるときは下げる、これはやはり一定の仕組みの中で運用してきたということでございます。

このことから、地域手当自体の制度に対する思いは当然持ち合わせておりますが、職員組合と協議等を行った上で国家公務員に準拠することといたしまして、令和７年度は５％、そして令和８年度は４％とする改正を行わせていただくということといたしたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

市長として、本当に今大変な財政状況の中で頑張ってもらっておる職員のために６％に据え置くとぐらいの英断があっても私はいいんだろうと思いますよ。本当に一度考えていただきたいと思います。

最後に、議案第１２号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正。

これは、市長の給料及び期末手当の額を１００分の５乗じた額を減じた額でするという、それから退職手当については１００分の２０を乗じた額を減らしてということですね。こういうのを令和７年４月１日から令和１１年２月５日までの間、いわゆる市長の今の任期の間だけ適用するという、いわゆる本則を変えずに附則で変えるというやり方なんですけど、なぜこれは本則を変えずに附則でやるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この本条例につきましては、現在の厳しい市の財政状況等を総合的に勘案いたしまして、私自身の政治的判断によりまして、給料、期末手当及び退職手当について減額をしようとするものでございます。

これはさきの市長選挙におけます私の政策公約の一つにも掲げましたけれど、１４年間続けてまいりました市長の給与・退職金の削減継続を実践するに当たりまして、１期目の平成２３年の４月から継続して実施をしてまいりました給料、期末手当及び退職手当の自主的な減額措置を５期目の就任後も継続するため、このたび本条例を提出させていただいたものでございます。

なお、これをなぜ、本則ということでありますが、まず今回の改正につきましては給料等の額自体を引き下げるのではなくて、減額する措置ということでございます。本則でなく附則を改正するというその理由でありますが、あくまで私の政治的判断により行う措置として対応として取らせていただきますので、私自身の判断が及びます令和１１年２月５日までを期間として限定をさせていただいて実施をするという意味合いから、これは附則での改正ということとさせていただいたもの

でございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

本則でなく附則でやるということについて、４年前の議会の答弁も調べてみましたが、やっぱり同じ理由なんですよね。今回の減額措置は私自身の政治的判断によるもので、今後に影響がないよう、自らの責任が及ぶ範囲において提案と、これも４年前に言っておる、今回もそうです。

ということになると、任期４年間にしか影響が及ばないことしか市長は決めてはならんということになるんですよ。

総合計画はどうですか、あなたの任期４年以上、もっと長い期間のことを決めるわけですよ。あなたの任期の責任の及ぶ範囲を超えるようなことも今までもたくさん決めていますよ。だから、これだけ取り出して自分の責任の及ぶ範囲と、そんな話にはならんのですよ。市長が物事を決めるときというのは、任期を超えてやることはいっぱいある。

では、それはやめますか。もう総合計画はやめますか、いかがですか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

随分論点がすり替わっておりますが、この市長の報酬ということ、あるいは議員の報酬、特別職の報酬につきましては、やはり長い年月の中に様々な、いわゆる公の手続を経て、議会の議決を経て積み上がってきているものでございます。これをどのように考えるかは今申し上げた、もうそういう中での判断をさせていただいたものでございますので、そこはいわゆる特別職の報酬の取扱いについても継続するものは継続する。ただ、今回は財政状況とそれから私自身が、政策公約の一つでもございますが、そういう中で判断をさせていただいたということでございますので、一定の合理性があって、総合計画云々という話とは少し次元が違うというふうに考えます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

私は真っ当なことを言うておると思うよ、自分の責任の及ぶ範囲と言うから、責任の及ばない５年後、６年後、その先のことまで総合計画で決めるじゃないですか、あなたが、あなたの代で、それと矛盾するということを言っておるんですよ。

だから全然、そんなすり替えでも何でもない、すり替えはあなたです。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１６番　服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に、１２番　森　美和子議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

会派公明党の森　美和子でございます。

議案質疑をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、議案第２１号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてと、議案第２８号令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１０号）について及び議案第３３号令和７年度亀山市一般会計予算についてお伺いをしたいと思います。

まず、国民健康保険税条例の一部改正につきましてですが、昨日と先ほどと服部議員がいろいろと質疑、質問をされておりましたので、要は保険税の引上げ、亀山市の国保財政が大幅な赤字になるということで引上げになるということで理解はしております。

どれぐらい不足をするのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１２番　森　美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

令和７年度国民健康保険事業特別会計におきましては、歳出では約４４億６，０００万円となりますところ、仮に現行税率で試算した場合、保険税収入を含む歳入につきましては４２億６，０００万円となることから、約１億９，７００万円の財源不足が見込まれると試算をしたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

今のままで行くと１億９，７００万円不足するということでございました。

次に、国民健康保険事業には運営基金というものがありますが、その運営基金の残高は幾らなのか、それから今回繰り入れる金額は幾らなのかお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

国民健康保険事業運営基金につきましては、令和６年度当初の保有額が約１億８，０００万円でございました。１２月補正予算時に令和５年度の余剰金２，０００万円を積み立てまして、約２億円の基金額から今年度末には約６，５００万円を取崩ししまして、令和６年度末の保有額を１億３，６００万円と見込んでございます。その上で、令和７年度におきましてはその見込みの基金残高のおよそ５０％に当たりますけれども、約６，９００万円を取り崩し、保険税額の急激な上昇を抑制しながら国保財政の不足分を補うべく、活用を図るものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

これを５０％にする理由は何でしょうか。全額入れられないんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

こちらにつきましては、県から示されている標準税率を基準に考えておりますので、それの基準に近い数字でおきましても、その不足する額が５０％程度になったということでございますので、あえてこの半分を使うというような形で計算したものではございません。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

次の３番の国保税の引上げは令和７年度だけなのかということは、先ほど服部議員のほうで答弁がございました。令和１１年の完全統一に向けて段階的にまた引き上がっていく、それにまた令和８年度から子ども・子育て支援金が入ってくるということで、またさらに上がってくるんだなということは理解をさせていただきました。

これは県内の状況はどうなっているんでしょうか。また、一般会計からの繰入れは考えられないのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

まず、他市の保険税率の引上げの状況ということでございますが、令和７年度に向けました県内他市の国民健康保険税率の引上げの状況は、県内１４市のうち、本市を含む７市が引上げを予定しておるというふうに聞き及んでございます。

それから、一般会計からの法定外繰入れの件でございますけれども、三重県の運営方針及び保険料水準の統一に向けたロードマップにおきましては、決算補填を目的としました一般会計からの法定外繰入れにつきましては、保険料水準の統一を進める上では計画的に解消を図っていく必要があるとの方向性が示されてございます。

一方、国及び県から交付される特別交付金におきましては、この決算補填目的の法定外繰入れにあっては、ペナルティーとして交付金が減少するなど、法定外繰入れの解消に向けた取組もされているところでございます。

このようなことから、今後も決算補填を目的とした一般会計からの法定外繰入れを行うことがないよう、収納率向上や医療費適正化等、安定的な財政運営に努めるとともに、今後につきましても、国民健康保険事業運営基金の活用も含めて、県が示す標準保険税率を基準に税率の検討をする必要があるものと考えてございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

一般会計からの繰入れはペナルティーがあるということで確認をさせていただきました。

昨日から今日にかけての議論では、やっぱり私もこれは国の大きな制度の問題があると思っています。

ただ、先ほどの議論を聞かせていただいて、もし滞納になったとして、これは急激な値上がりになりますのでやっぱりきめ細やかな見守り、あの人は滞納しておるんやわというんじゃなくて何かその裏にあるんじゃないかという、独りぼっちをつくらないじゃないですけど、きめ細やかな見守

りが必要だということを申し述べて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

議案第２８号令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１０号）について、第２款総務費、第１項総務管理費、第１４目行政情報化推進費、地域活性化起業人事業の減額補正についてお伺いをしたいと思います。

この地域活性化起業人事業というのは、３大都市圏に所在する企業と地方圏の地方自治体が協定書に基づき社員を一定期間派遣し、専門的な知見やノウハウを生かす。年間上限５６０万円が支給されるということで、地域課題の解決に向けて国のお金でノウハウを持った起業人を雇えるという事業だと認識をしております。

ただ、これは当初予算でも５６０万円、今回も減額５６０万ということでありますので事業を行ってこなかったということです。なぜ減額補正したのかお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

ただいま議員のほうからご紹介いただきましたが、地域活性化起業人制度、この制度を生かして行政手続のオンライン化やＡＩ・ＲＰＡの拡充、専門的な知見に基づく職員研修の実施など、行政ＤＸのさらなる推進を図るため、デジタル人材の確保に向けまして、昨年度から合計１７者と協議を重ねてまいりました。

しかしながら、昨今の全国的なデジタル人材不足でありますとか、人件費の高騰に伴う派遣社員の給与等に係る経費の問題、あるいは社内募集をしていただいても応募がなかったなどの理由から結果的に企業との協議が成立せず、デジタル人材としての地域活性化起業人の確保には至らなかったことから、やむを得ず地域活性化起業人制度の活用に係る経費５６０万円を全額減額するものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

努力をしていただきましたけど見つからなかったということで理解はしましたが、これはＤＸの専門人材ですよね。第３次行財政改革大綱の目的として、市民サービスの向上と時代を見据えたスマート自治体への転換ということを掲げられております。言わば、行政ＤＸは一丁目一番地だと私は思っておりますが、令和７年度は行革の最終年度でありまして、今回の補正で減額をして新年度には計上されておりません。目的は達成できるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

昨今の全国的なデジタル人材不足も相まって、今後しばらくの間、地域活性化起業人制度を活用したデジタル人材の確保は厳しい局面が続くと予想されているところでございます。こうした状況ではございますが、今後も自治体のデジタル分野を取り巻く情勢の変化等を注視しつつ、デジタル人材の確保に向けた方策の検討を続けてまいりたいというふうに考えております。なお、行政ＤＸを推進するに当たりましては、外部人材の登用にかかわらず、より多くの職員をデジタル人材とし

て育成することも肝要でございますので、そのための方策も検討する必要があると考えております。

一方、本市におきましては、行政ＤＸの推進の観点からデジタル技術の活用に関する助言を行う亀山市デジタルアドバイザリー委員会を設置いたしておりまして、本委員会には電子自治体の研究者や大学の准教授、デジタル関連企業などのデジタル専門人材の方々が委員として就任いただいておりますので、要所要所において委員の方々からのご助言等を参酌しつつ、行政ＤＸの推進を引き続き図ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

しっかりと目的が達成できるように頑張っていただきたいと思います。

次に、議案第３３号令和７年度亀山市一般会計予算についてお伺いをしたいと思います。

第７款商工費、第１項商工費、第３目観光費、これも地域活性化起業人事業についてお伺いをしたいと思います。

これは先ほども申しましたように民間の専門的な知見やノウハウを活用した事業でございますが、この点については、令和６年度から観光振興や地域産品の開発、販路の拡大などの取組をされていると思っておりますが、１点確認をしたいのが、当然観光協会と連携はされていると思いますが、一般社団法人ＤＭＯカメヤマモデルさんとの連携もされるということで協定を結ばれているんですよね、この一般社団法人ＤＭＯカメヤマモデルさん。着地型旅行や体験型観光、ここも産品の企画・開発・販売などを目的に連携協定を市と結ばれていると思いますが、市と観光協会、それからＤＭＯカメヤマモデルさんで起業人を含む連携はどのようにされているのか確認をしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

地域活性化起業人の人材につきましては、本市と連携協定を締結している一般社団法人ＤＭＯカメヤマモデルの構成メンバーである株式会社日本旅行より昨年６月から本市に派遣いただいているところでございます。このことから、一般社団法人ＤＭＯカメヤマモデルとの連携はもちろんのこと、観光プロモーション活動に取り組む上で観光協会とも日頃から綿密に連絡を取り合い、連携を図っているところでございます。また、他市町に派遣されております地域活性化起業人との連携も行われており、広域観光にも大きな役割を果たしていただいております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

しっかりと連携をしていただいているということと、併せて県内でもかなり起業人事業をされているところもありますので、その連携もしていただいているということで確認をさせていただきました。

この起業人事業というのは最長３年とされておりますが、進捗状況と併せて新年度以降の事業内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

昨年６月に地域活性化起業人を派遣されまして、約９か月となりまして、市内への誘客と市内での周遊を図るための取組に携わっていただいております。その間に、先ほども少し触れました観光プロモーション活動を展開する中で実際に亀山市にお越しいただき、亀山の歴史や文化、自然を学んでいただく観光プランを亀山版グリーンツーリズムとして地域活性化起業人と一緒に企画してきたところでございます。

新年度につきましてはこの亀山版グリーンツーリズムを教育旅行としても展開してまいりますことから、旅行事業者や学校、企業などにＰＲしていくと同時に、実際に関係者に亀山の魅力を知っていただくためのモニターツアーも企画しております。また同時に、市内への誘客につなげるための新たな観光資源の発掘や体験型の亀山観光プランの造成など、引き続き地域活性化起業人と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

亀山版グリーンツーリズムを含めて様々な取組をしているということ、今後も新年度に向けてもやっていくということは確認させていただきました。

次に、第３款民生費、第２項児童福祉費、第１目児童福祉総務費の民間保育所補助費、病児保育事業補助金についてお伺いをしたいと思います。

この病児保育事業に関しては、以前の計画でありました子育ち応援プラン、それから現在の子ども・子育て支援事業計画、もう一貫してできていない。ファミサポの方に少しお願いをしてあるところだけで事業としてはもう本当にできていないということがずうっと課題だったということも認識しております。

国のこども未来戦略方針の中には、病児保育事業というのは加速化プランとして示されているぐらい、本当に大事な事業やということを認識しております。今回の予算では体調不良児対応室とありますがどの園で行うのか、実施に至る経緯についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

今回の病児保育事業費補助金の対象となる病児保育事業の概要でございますが、病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等を実施する病児対応型、病後児対応型、また保育中に体調不良となった児童に保育等を実施する体調不良児対応型、さらに体調不良の児童を抱える保護者の自宅まで看護師などが訪問し一時的にサポートする非施設型（訪問型）がございます。

今回は議員がおっしゃるとおり、体調不良児対応型について、社会福祉法人微笑福祉会が運営する野登ルンビニ園において事業実施を予定していることから、予算計上をいたしたものでございます。

今回の実施に至るまでの経緯につきましては、病児保育事業につきましては、第２期亀山市子ども・子育て支援事業計画におきまして令和４年度から公共施設での事業開始を計画しておりましたが、事業を実施するために必要な看護師等の確保など、その体制整備に多くの課題があるとともに新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実施には至りませんでした。このような中、社会福祉法人微笑福祉会から事業実施の申出があったものでございます。

今後につきましては、現在策定中であります第３期子ども・子育て支援事業計画におきまして提供体制の確保の内容を明確にし、事業実施に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

今後の対応について次は聞こうかなと思いましたけど、今答えていただきましたので他園からの受入れというのはできるのかどうかを１つと、それから子ども・子育ては第３期の事業計画、今パブコメをされているんですよね。これに２期の見込数から３倍近い需要が見込まれているということが記載をされております。女性の社会進出が顕著になっている中での共働き世帯の増加というのはもう共通認識だと思いますのでこれは本当に、コロナで中止になりましたけど、一時ストップしましたけど、すごく努力をしていただいているということは聞いておりますが、やっぱりこれは必死でやっていかないと需要に応えられないというような状況になろうと思いますので、ぜひこの点はお願いしたいと思います。

他園からの受入れについてをお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

今回、社会福祉法人微笑福祉会が運営する野登ルンビニ園で行います体調不良児対応型につきましては、自園のお子さん、自園の園児に対応するものでございまして、ほかの園に通園しております園児を対応するものではございません。また、第３期子ども・子育て支援事業計画内容にも記載してありますように、令和７年度以降につきましてもこの提供体制を確保しながら、さらにその提供体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

医療機関や看護師さんの確保というのは非常に難しいかと思いますが、ぜひお願いをしたいと思います。

次に、第７款商工費、第１項商工費、第１目商工総務費、地域生活交通再編事業、人材育成事業支援業務委託料についてお伺いをしたいと思います。

これは部長の予算説明のときに、国のモビリティ人材育成事業費補助金を活用するとお聞きしておりますが、人材育成に関しては何か今さら感があるかな、この地域交通再編事業に関しては今さら感があるというふうに思っておりますが、どのような人材育成を考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市は、亀山市地域公共交通計画に基づきまして、鉄道駅を中心に都市拠点と居住地を結ぶまちづくりと連動した地域公共交通ネットワークの形成、さらにはその利用促進によりましてコロナ禍前の水準までのバス等の利用者を回復させる取組を進めているところでございますが、依然として、一部のコミュニティバス路線においては路線維持基準を下回る利用状況が続いております。

その主な課題といたしましては、地域の利用者ニーズを踏まえた地域公共交通の最適化でありますとか持続可能な地域公共交通の実現に向けた地域と共に考える仕組みの構築が遅れているということが上げられるところでございまして、そこで新年度におきまして、国のモビリティ人材育成事業、この補助事業を活用しながら次期地域公共交通計画の再編も見据えつつ、バス利用が低調な地域を中心に地域の利用者を含む地域住民とバス・タクシーを運行する交通事業者、さらには行政、この三位一体による共創の場づくりを進めまして地域事情や真の利用ニーズを踏まえた最適な輸送サービスの在り方について検討を行いまして、運行内容等の再構築を進めるものでございます。

あわせて、こうした見直しの取組を通じて地域公共交通を持続的かつ主体的に支えるモビリティ人材、いわゆる地域公共交通に係る地域の調整役的な人材、あるいはリーダー的な人材の育成にもつなげていこうとするものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

市も含めて、事業者も含めて、また利用者も一緒になって勉強していくということでボトムアップしていくということですよね。

しっかりと、以前私公共交通計画に関して、質問をしたのか委員会で質問させてもらったのか忘れましたけど、利用者といっても車に乗っている一般市民の方というか自治会長さんとかが入っていてなかなか利用している人の声が届いていないという部分を指摘させていただいたことがあったんですけど、ぜひ利用している人に声を聞いていただきたいと思うし、それから私の地元のほうでは、まだ車に乗っていますけど一遍バスを利用してみようやないかという、井田川からそれから亀山駅に行って乗り換えて加太まで行ったというお話を聞かせていただきました。やっぱり乗り継ぎの悪さとかどこに待っておくのとか、何かそういういろんな課題をお聞きしたことがありますのでやっぱりその利用者の声をしっかりと反映できるような計画にしていただきたいと思っており、また人材育成にしていただきたいと思っております。

最後に、第８款土木費、第２項道路橋梁費、第２目道路維持修繕費、道路施設管理包括的民間委託導入検討事業についてお伺いをしたいと思います。

まず、事業の内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

道路施設管理包括的民間委託とは、民間企業の持つ技術やノウハウ等を活用しながら維持管理業

務の質を確保した上で業務の効率化を向上させる取組であり、道路施設の管理運営を民間企業等に包括的に委託するものでございます。

この事業は、本市においても道路施設全体の老朽化、技術職員の減少、地域の担い手不足等の課題に取り組むため、亀山市の道路施設管理に適した包括的民間委託の導入を検討するものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

今回の予算はこの導入を検討するという形になっておりますが、この検討結果はいつ頃出るのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

今後のスケジュールにつきましては、国土交通省の先導的民間連携支援事業に選定されれば令和７年度にサウンディング調査、業務委託の手法、業務内容の検討を進め、その中で今後の導入スケジュールを検討していくこととなりますが、できるだけ早い時期に導入をしていきたいと考えており、令和９年度からの実施を目指して事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

国交省の事業が通れば早い段階で、通らなくても令和９年には導入したいということでよろしいでしょうか。それから私はこの民間活用というのを聞いたときに、亀山市で民間活用指針というのを平成２０年につくったと思うんですけど、この指針に基づいて行っていくのか確認をしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

まず、この国交省の事業につきましてはこれが採択をされれば令和９年度から実施をするということで、これは多額の事業費を要しますもので、まず国の採択を一生懸命進めていきたいと思っております。

それと、今議員が申された平成２０年度の指針、基本的にはこれに基づいてやっていくということでございます。

○１２番（森　美和子君登壇）

終わります。

○議長（岡本公秀君）

１２番　森　美和子議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　２時０３分　休憩）

（午後　２時１２分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、３番　深水隆司議員。

○３番（深水隆司君登壇）

新和会の深水でございます。

今回は４つの条例の一部改正について、通告に従い質疑をさせていただきたいと思います。

まず初めに、議案第１１号亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

この条例の一部改正は、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度を強化するために改正されるものでございます。

そこで、育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子どもの範囲を現行の３歳に満たない子から小学校就学の始期に達する子に拡充するとのことであります。要は、時間外勤務が免除される職員の子どもさんの範囲を拡大する改正であります。

今回の改正による対象者の職員が何人いるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

３番　深水隆司議員の質問に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の改正で時間外勤務の制限対象となる職員でございますが、現行制度の対象となります３歳に満たない子を養育している職員数は、現時点で把握しておりますのが、子に係る扶養手当の支給実績で基にいたしますと全職員で３３人、これは全て男性でございます。なお、今回の条例改正により対象が３歳に満たない子から小学校就学前の子に拡大されますが、拡大後の対象職員数は現時点で、先ほどの扶養手当の関係から把握しておりますのが全職員で７８人、これも全員男性職員となっております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

それともう一点、今回の改正は、正規職員以外に同じ職場で勤務する会計年度職員の皆さん方も対象になるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

会計年度任用職員はこの制度の対象になるのかということでございますが、会計年度任用職員につきましてはこの条例の対象外でございますが、亀山市会計年度任用職員の任用、勤務条件、身分取扱い等に関する規程第８条におきましてこの条例の規程を準用しておりますので、結果的にこの制度の対象となることになります。

なお、医療センター職員など企業職員の勤務条件に関する事項につきましては、この条例の適用を受けず、地方公営企業法に基づき企業管理規程や労働協約に規定されることになります。

それと正規職員でも、先ほど私、対象が全職員で７８人、全て男性と申し上げましたが、当然女性職員も対象になりますので、ただ、私が先ほど申し上げた人数につきましては把握できているのが７８人ということですので、女性も当然対象にはなるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

会計年度職員も対象になるということです。

それで、時間外勤務の制限についてに移らせていただきます。

時間外勤務の免除について、あらかじめ管理者が所属の職員の中の対象者を把握してその対象者に対して時間外勤務を命ずることができるのか、あるいは職員が自ら申請するのかというふうなところの質問なんですが、先ほどのご答弁で男性職員、扶養手当の職員だけしかその対象者は把握していないということになりますと管理職全てが、自分の職員がこの改正の対象になるかどうかはつかみ切れていないというところが懸念されると思うんです。

それで今回、この時間外勤務の免除についてどのような方向で免除されるのか、その手続についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

この制度の適用を受けるためには、基本的には対象のお子さんをお持ちの本人からの請求になるものでございますが、この制度を利用しようとするときは時間外勤務の制限開始日及び期間を明らかにして、制限開始日の前日までに請求をする必要がございます。そして、その請求があったときは、任命権者は対象職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難でない限り承認するという事務的な流れになります。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

職員の皆さん方には十分この制度の周知徹底を図って意識していただくよう、お願いしたいと思います。

それと、今回の改正では配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対し、仕事と介護の両立支援に資する制度または措置の周知及び請求等の意向を確認するための面談等の措置を講じる、勤務環境を整備するということとしております。これから先、定年が６５歳になろうかとする中で介護休暇を取得する職員も今後増えてくると思うんですね。

そこで、勤務環境をどのように今後整備していくのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

介護離職防止のための勤務環境の整備につきましては先ほどもご紹介ありましたように、私どももそうですが、定年が６５歳に引き上げられていくこともあり、介護両立支援制度等の利用対象職員が増加していくことが考えられますことから、今後状況に応じた拡充を図っていく必要があると考えております。

その中で、相談体制の整備ということもございまして、現在も総務課が窓口となり、職員から仕事と介護の両立に関する相談の申出があった場合は主に面談により相談に応じております。今後は受け身的な立場ではなく積極的に相談体制について職員に周知するとともに、面談以外の方法、例えばメール等の方法でも相談を受け付けるなど柔軟な対応をすることにより、より相談しやすい体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

よろしくお願いします。

それでは次に、議案第１２号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正についてでございます。この条例改正は市長の給料と期末手当を減額するために改正されるものでございます。

市長の４期目の期間である令和３年４月１日から令和７年２月５日までの間の市長の給料は５％減額されておりまして、今回５期目となっても５％の減額を行うということでございます。

そこでですね。市長の任期は本年の２月６日からです。なぜ今回の改正は４月１日からなのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の条例改正によりまして、減額対象となる市長の給料、期末手当及び退職手当につきましては、令和７年４月１日から令和１１年２月５日までの任期中の間に支給されるものが対象となります。そのため２月、３月に支給されるものにつきましてはこの条例による減額がされることなく支給されることとなります。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

４月１日からということで、先ほどのご答弁で２月６日から３月３１日までは通常の給料で行くというふうなことなんです。

市長はずうっと以前から５％の減額をされてきておりまして、ずうっと続けて切れ目なく市長の職にあるわけなんですね。そうして途中、その改選時期の４月１日から途切れた、いわゆる選挙のたびに４月１日からといってその間給料はその５％の減額が途切れるわけなんですね。今回もまた２か月間は通常の給料のままで行くというふうなところで、市長、この２月に遡及する考えはなかったのかどうか、あるいは職員の事務手続上減らしたり増やしたりする作業が増えるというふうなことが考えられるのですが、どうですか。伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほどの２月、３月が通常減額されないということでございますが、このたびの市長の給料、期末手当及び退職手当の減額につきましては、現在の厳しい市の財政状況等を総合的に勘案した上で市長の政治的な判断により行うものでございますが、改正条例の提案時期につきましては過去におきましても、同様の条例改正を行う際にも３月定例会で提案をいたしております。今回におきましても、緊急的な議案を審議する臨時会で提案する方法などよりも定例会、このような本議会で提案し審議していただくことが最も適切であるというふうな考えで今回の提案とさせていただいたところでございます。

なお、遡及して減額することは現行の制度上難しいものであると考えております。給料の不利益不遡及とかそういったこともございますし、寄附行為の禁止に沿ったこともございますので難しいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

なかなか制度上は遡及が難しいということで分かりました。

次に、議案第１３号亀山市職員給与条例の一部改正についてでございます。

令和６年度人事院勧告に準拠するための市の一般職員の給与を改定するための条例の一部改正についてでございます。その中の地域手当についてでございます。

亀山市職員の地域手当の支給割合を令和７年度及び８年度の２年間で、現行の６％から４％まで引き下げるということでございますが、先ほどの服部議員の質疑への答弁の中でこのことによる職員の影響についてという質疑があって、ご答弁では、給与のアップデートが行われているので不利益は生じない。要するに、職員の全体の給与が上がっているから、収入が増えるから不利益が生じないという答弁ではございましたけれども、そもそもその本俸は本俸、基本給は基本給、手当は手当という多分考え方が正しいのではないかなと私は考えるんですが、この手当の部分と本俸の部分と一緒にする考え方ではなくて、やはり手当は手当という考え方を取るのが正しいのではないかと思うんです。それで、その手当の減額になることの職員の不利益について、改めてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

さきの服部議員の際にもご答弁申し上げましたし、今もご紹介いただきましたように本年度の人事院勧告では、今回の地域手当も一緒に出ているわけなんでございますが、先に給与のアップデートを実施しておりまして、今回３月では、この定例会で地域手当というふうなことでご提案をいたしております。

ただ、繰り返しになりますが、昨年１２月定例会において承認いただきました改正給与条例において、給料月額、それとボーナス、期末・勤勉手当の一時金につきましても引上げを既に行っておりまして三十数年ぶりと言われる、給料表自体については特に若年層を中心として大きな引上げを

行っておりますので全体的な報酬といいますか、給与では不利益は生じてないものと考えておりまして、それと、先ほど議員から手当と本給は違うんではなかろうかというふうなご指摘もございましたが、自治体によっては、本給にプラス地域手当、これを月例給というふうなことで生活給として考えている市とか、県であったりもそういった考え方をしているところもございますけれども、地方自治体によりましては、初任給を地域手当を含めて出しておるという、そういった状況もございますので、区分としましては給料と手当とはいたしておりますが、毎月支給される給与というふうに考えるところでもございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

職員の勤務条件については労使双方がきちっと協議して行うという、これまでもなされてきたと思うんですが、今回は大幅な地域手当の減額ということでございますので、今回の改正について、亀山市職員組合と十分に協議したのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

職員組合との協議でございますが、昨年１０月３０日に行われましたキャラバン交渉におきまして、また先月２月５日には、地域手当の再交渉において市長が直接職員組合と交渉をいたしております。その後、２月７日に私、総務財政部長協議を行い、最終的に、２月１３日に職員組合と妥結をいたしております。今回の地域手当の支給割合の見直しにつきましては、引下げということもございましたので、これら交渉の中で丁寧に十分協議を行ってきたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

これからも、職員組合と十分な協議を引き続きよろしくお願いしたいと思います。

それで、本一部改正においては管理職特別勤務手当も改正をされております。中身については、平日深夜勤務に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯はこれまで午前零時からだったのが、午後１０時からと２時間、時間帯が拡大されたということでこれは大変喜ばしいことであるんですが、この管理職員特別勤務手当においては、これまでは災害等の勤務に適用されてきたと思うんですが、通常業務においても深夜勤務を余儀なくされる職員がおると思うんですが、そうしたときも対象になるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の条例改正により手当の支給対象時間帯が拡大となる対象業務は、災害への対処、その他の臨時及び緊急の必要になる業務でございます。例えば、台風等の自然災害時における対応等が想定されるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

時間外業務については通常業務ではなくて緊急を要する、どうしても残らなければいけないということで時間外を行うということですので、災害に限らずそうしたどうしてもあかん、仕方なく残らないと業務がはかどらないというときの勤務時間外については考えていないのか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

管理職の職員は自ら業務を管理できる職にあるため、時間外勤務手当はご案内のとおり支給はされておりません。しかしながら、災害対応などにおいては正規の勤務時間以外の時間帯に勤務する必要がありますが、近年、時間外勤務における社会全体の意識が変化している中で、管理職員の負担感がこれまで以上に大きくなっていると実感しているところでもございます。そのため、今回、災害時等における管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を２時間拡大したわけでございますが、これは一般職員でも割増しされる時間帯が１０時から深夜帯ということになっておりますので、同じ時間に拡大することにより、管理職員に対して勤務実態に応じた適切な処遇を確保しようということで拡大を、この点ではしたというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

勤務の内容によって、災害等に勤務されたそのときだけしか対象にならんということですが今後、時代も変わってきておりますので、改善するようよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、最後ですけれども、議案第１８号亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございます。

この一部改正、制度改正に係る背景及び趣旨についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

今回改正いたします亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例につきましては、令和６年１月に発災しました能登半島地震でありますとか、台風１０号など大規模な自然災害が頻発する中で、建物の倒壊などによる直接死だけでなく、災害による負傷の悪化や避難生活における身体的負担による疾病による災害関連死なども多発しております。

直接亡くなられる直接死につきましては、診断書などによりましてそれが確認できまして市のほうで災害弔慰金の支給決定を行うことが可能となりますが、災害関連死につきましては、災害に起因した死因であるのかどうかというようなことを判断するためには医療等に関する専門的な知識が必要となってまいります。

また、こうした発災時におきましては、通常業務に加えまして災害対応、一般的な事務も増えてまいりますことから、こういった機関につきましては県内市町におきまして、県において災害弔慰

金等の支給審査委員会等を設置いただいたり、運営いただくようなことを県市長会を通じて要望などを行ってまいったところでございます。しかしながら、県から正式にこの設置につきましては市町のほうでというようなことでご回答をいただいたところでございまして、県内の各市におきましても同様にこの審査会の設置を進め始めたというところで、罹災者に対する災害弔慰金等の適切かつ迅速な支給を行うためには、この条例で改正を設定いたします災害弔慰金等の支給審査会を設置いたしまして、災害弔慰金等の支給に関する事項の調査・審議を行う必要があるということで所要の改正を行うものでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

亀山市災害弔慰金等審査委員会を設置する、そういうことの説明でありました。

そこで、内容を見ますと委員の報酬が２万３，６００円ということであります。亀山市の各種委員会等の一般的な報酬の額はたしか７，１００円だったと思うんですが、今回はその約３倍の額となっておるんですね。この委員会の委員として就任されるのはどのような経歴の人、あるいは何人を選任されるのか、またその２万３，６００円の額の根拠についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

今回設置いたします委員会の委員の人数につきましては、５人以内で組織することとしております。この委員につきましては、先ほども申し上げましたが、災害関連死において、その死因が災害に関連するものであるかどうかということで医療等をはじめとした専門的な知識が必要となりますことから、医師や弁護士などといった専門的な知識を持っておる有識者の方を想定しております。

また、この報酬の額につきましては２万３，６００円としておりまして、この金額につきましては、今回定める災害弔慰金等支給審査委員会と同様に医師の専門的な知見が審査に必要となってまいります鈴鹿亀山地区広域連合の介護認定審査会委員の報酬額でありますとか、類似の市条例などの報酬の額を合わせたものとして設定をさせていただいておりまして、他市におきましても、鈴鹿市、伊勢市、伊賀市などにおいても同額というような形で運用されることとなっております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

分かりました。

次に、亀山市災害弔慰金等審査委員会についてですが、どのような場面でこの審査委員会が開催されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

この審査委員会につきましては、今回議決をいただいた後に、早期に市医師会など委員の委嘱の推薦依頼をさせていただいた上で委員委嘱を行って、その後会議を開催していくという形になって

まいります。基本的には、例えば本市で発災した場合などに災害の関連死が疑われるようなケースがあった場合に、その際申請をしていただくことになりますが、その申請を受けた上で会議を開催するというような形になってまいります。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

まだ亀山市においてはそういった災害、今現時点では発災しておりませんので該当の案件はないと思うんですが、委員会自体は早急に設置されるということでよろしいでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

この委員会におきましては、基本的には先ほども申し上げましたように、申請が出てきた場合に関連死に該当するかどうかということを審査いただくことになりますので一件一件審査をしていただく形にはなります。

しかしながら、基本的な考え方の部分については、一定は事前に整理をしておく必要があるというふうに考えておりますので、そういった基準を定めるための会議につきましては委員委嘱後に、できるだけ早いタイミングで開催をして協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

最後ですけれども、災害弔慰金の支給対象者についてでございます。

災害の罹災者に対する災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給の対象者については、例えば亀山市民が市内で災害に遭われたら当然支給されると思うんですが、例えば亀山市民が市外で罹災されても対象となるのか。また、市外の人が市外で罹災し、亀山に避難されてきた場合でも給付の対象となるのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

この災害弔慰金等の支給対象者につきましては、罹災時に罹災された方が住所を有していた方が対象となってまいりまして、市内外での災害に関わらず亀山市民の方が災害による被害を受けられた場合には対象となってまいります。

一方で、市外在住の方が、今議員おっしゃられたように亀山市内で例えば災害による被害を受けられたり避難生活をされた場合にそういったケースに陥ったというような場合につきましては、その方の住所地である市町村のほうでこの制度の対象となってまいりますので、本市の制度を活用するということではございません。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

亀山市民だけが対象になるということが理解できました。

今後、亀山市災害弔慰金等審査委員会が開催されるということがあってはならんのですが、今後開催されるようなことがあれば適切に運用されるようお願いしまして、私の質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

３番　深水隆司議員の質疑は終わりました。

次に、１５番　伊藤彦太郎議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして議案質疑のほうをさせていただきます。

今回、議案第３３号令和７年度亀山市一般会計予算についてということでまず通告させていただいておりますけれども、１番目としまして、第４款衛生費の第２項清掃費、第１目清掃総務費、次期ごみ処理施設整備基本構想策定事業についてということを通告させていただいておりますけれども、ごみ処理施設の施設整備ですけれども、この議会の当初から言われています４つの大規模施設整備事業をこれから進めていくに当たっての第１弾、施設整備に関する予算なのかなというふうには思います。

そこでちょっとお聞きしたいんですけど、今回は基本構想を策定されるというんですけれども、この基本構想で一体何を考えられるのか、何を策定されるのか、その点についてまず、基本的なことですけど確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１５番　伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

村田産業環境部参事。

○産業環境部参事（村田　博君登壇）

次期ごみ処理施設整備基本構想策定事業でございますが、循環型社会を形成する上で今後整備が必要となる次期ごみ処理施設の最適なシステムの検討を行うこと、さらに、その検討を踏まえ具体的な施設整備内容の検討を行うことを目的に次期ごみ処理施設整備基本構想を策定するものでございます。具体的には、構想の中に、ごみ処理の現状と課題の整理、最新のごみ処理技術の動向調査、ごみ量、ごみ質の長期見通しを踏まえ、最適な処理システムの選定、候補地の選定等を行うものでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

内容を確認させていただきました。

当然そういうふうな基本構想策定、それはすごい結構なことなんですけれども、ただ１，８００万という予算、そんなにかかるもんなのかなというのが正直な印象です。はっきり言いまして、令和５年度にこういった今後のごみ処理施設、これの当然検討が必要になってくるということで、産業建設委員会の所管事務調査でこれをテーマにしましていろいろ検討させていただいた際には、今も答弁に立っていただいた村田参事から様々な見識とかをお聞きしました。

今回も大規模施設修繕の考え方の、特に財政の話ですよね、今回８４億となっていますけれども、

そのうちの３分の１、２８億ぐらいは国庫補助で賄えて、残りの５６億、その５６億の９０％が起債で対応できると。９０％起債対応できてその起債の半分、５０％がさらに交付税措置の対象になるというようなことで、そしてさらに、そうすると残りの５億６，０００万、これをまず一旦払うというかこれを何とかすれば、あと残りは２５年償還ぐらいなので、２５年ということで年間１億ぐらいでこういうふうなシミュレーションもできるみたいな話。これは当然最初に配っていただいた予算決算委員会資料の大規模施設整備事業の基本的な考え方にも書いてあるわけですけれども、もうちょっと額は違いましたけれどね。

こういったことを村田参事のほうから説明していただいて、なるほどと納得させていただいたわけなんですけれども、こういった話、はっきり言って施設整備なので仕様書に毛が生えた程度のことなのかなというふうな印象なんですけれど、それだけ知識を持っておられる職員の方ならもうちょっと安くできるんじゃないのかなというふうに正直思うんですけれども、それだけ値段がかかるというのは何か理由があるのか。あるいは、当然その補助金をもらうに当たってそういった、コンサルを通じたような基本構想をつくらなければならないというようなことがあるのか、その点をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

村田参事。

○産業環境部参事（村田　博君登壇）

構想策定委託料、１，０００万円もかける必要があるのかという質問でございますが、次期ごみ処理施設の基本構想につきましては、令和６年度と７年度、２か年間で策定する計画でございます。

令和６年度につきましては、ごみ処理の現状とか課題、職員でできる項目につきましては、令和６年度は職員のほうである程度策定はいたしました。この基本構想の中でやはり市職員の専門性を超える項目がございますことから、施設の持続性や効率性、そして環境への貢献を最大限に引き出すために、専門的知識と経験を有する外部のコンサルタントの知見を活用することが最も効果的な手段であると考えておりまして、令和７年度は外部委託するものでございます。

それと、策定いたします整備基本構想でございますが、まず国の循環型社会形成推進交付金、並びに第２次亀山市環境基本計画に内包しました一般廃棄物処理基本計画、並びに基本構想の次につくります施設整備計画、この３つの計画を策定するに当たりまして基本構想というのがやっぱり一番大事になってきます。この構想の中からいろんな計画をつくるに当たってスピーディーに計画がつくれることから、１，８００万の予算をかけても必要であると考えております。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

１，８００万は妥当であるというふうな見解でありました。そんな中で、この施設整備を今後していく上で年間、更新によって４億から６億の経費が削減できるという話でした。これ自体は所管事務調査を進めていく中で村田参事のほうからも確かにこの話も聞かされておりまして、やはり私もまずは廃棄物処理施設、これの更新が最優先だろうなというこれは市の今打ち出している方針と全く同感なんですけれども、ただ、４億から６億の削減、これですね。今は溶融処理施設ですけれどもこれを焼却炉に替えたときという、これの想定やったわけですよね。産業建設委員会では、む

しろ、そうするとこれは今分別が非常に簡単というのが売りになっておるけれども、これを分別をさらに皆さん市民の方にしてもらうというのはまた大変じゃないのかな、これで抵抗が出てこうへんのかなとかいうような、こういったことも非常に委員会の中の議論としてありました。ただその中で、今回４億から６億の削減ができるということが大規模施設事業の整備、この基本的な考え方で示されておるんですけれども、今回は焼却炉で行くというような方向でこれは検討されるのか、この基本構想をつくられるのか、この点をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

村田参事。

○産業環境部参事（村田　博君登壇）

整備基本構想の策定の考え方でございますが、まずごみを処理する施設につきましては、ストーカ式の焼却炉、流動床式焼却炉、または本市のようなシャフト炉式ガス化溶融炉とか流動床式ガス化溶融炉とか、好気性発酵乾燥方式とか、ＲＤＦといろんな方式がございます。いろんな方式、メリット、デメリットがございますことから、その辺のところはやっぱり本市に適したシステムを見極めていくということで、構想の中でいろいろ検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

そうしますと、まだ方式は決まっていないような感じでありますよね。そうしますと、これから進めていく大規模施設整備事業の方向にも大きく関わってくるんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、この点はどうなんでしょうか、市長でも総務財政部長でも。焼却炉に替えることが前提になっているんだったらこれにも、ほかの庁舎建設とかその辺にも影響してくるんじゃないのかなと思っているんですけど、その辺の認識はあったのかどうか、その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の大規模施設整備事業の基本的な考え方の中で、新ごみ処理施設整備に係る検証結果におきまして、議員ご紹介の毎年４億から６億円の経費削減につながる見込みといたしております。これにつきましては、あくまで財政的な視点から４つの大規模施設の整備スケジュールを検討するため、ストーカ炉方式による焼却炉を仮定して、これは概算経費を出さないと比較はできないものですから概算経費の試算をいたしたものであり、当然処理方式が決まったものではございませんでして、先ほどのご質疑の中でありましたように、次期ごみ処理施設整備基本構想策定事業の中で具体的には検討していくものと存じますが、ただ、先ほど私、この試算にはストーカ炉方式による焼却炉で試算をいたしておりますが、溶融炉方式にいたしましても技術革新とかで経費は削減できるというふうにも考えてはおります。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

まだ方式としては決定したわけではない、それはそうなんだろうなと思うんですけれども、ただちょっと原田部長が先ほど言われた溶融処理でも技術革新とかによりかなり経費削減できるんじゃないのか、当然そういう期待はあるんでしょうけれども、ただやはり村田参事からの話をいろいろお聞きしておるとやはりストーカ式焼却炉やからこそこれだけの経費削減ができるんだということでしたし、先ほど、あれは国庫補助の話ですよね、それもそもそもこれはゼロカーボンにするという全体的な、国家的な目標があって、ゼロカーボンに当たっては、やはりコークスを大量に使用していた溶融処理施設、そこのコークスを焼却というふうに変えることによって大幅に二酸化炭素が削減できるというのが大きな売りで、これによってやはり当然国庫補助の条件をクリアできるという部分があったんでこれはストーカ式の焼却炉、これがやはり前提になっているものだと思いますね。

もちろん私は当然、溶融処理施設は非常に亀山市の廃棄物処理において非常に特徴的ないろんな成果を出してきたものやと思うんですけれども、やはりもうその役割は終わったのかなという部分も感じておりますんで、やはり今回その財政的な部分で焼却炉というふうな一つの、仮定とは言われましたけれどもこういった部分がありますんで、やはりこれはしっかりそういうふうな方向でやるべきやと私は思っていますけれども、この辺につきましては、あくまでも議案質疑の中での考え方ということで、これで終わらせていただきますけれども。

それでは続きまして、２番目の亀山市橋梁長寿命化修繕計画に関連する予算についてということで通告させていただいております。

これに関しましては、市長の施政及び予算編成方針の中で聖橋の修繕の話があったんですけれども、これは関の関ロッジの裏、観音山自然公園、国定公園内ですけれども、そこの新池に架かる赤い橋、この聖橋の修繕の話がありましたけれども、今回これを予算計上されています。

今は方針の中では聖橋の長寿命化に向けた修繕工事を行うとありますけれども、これはただ、令和６年度の施政方針の中にも聖橋、沓掛新橋の長寿命化に取り組むというふうにあったわけですよね。これは当然その橋梁長寿命化修繕計画にも載っている話、これがもう一回掲載されているんですけれども一体どうなっているんでしょうか。その点ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

聖橋は関町新所と木崎にまたがる市道観音山新池線にある延長４２．６メーターの鋼製の橋であり、亀山市で唯一のつり橋でございます。橋梁形式がつり橋であることや、人体には影響の少ないものの低濃度のＰＣＢが塗装に含まれていることから塗膜の除去方法、足場や防護等の架設方法など修繕工法が特殊なものとなり、令和５年度の設計による概算修繕費は約５，０００万円と高額となっております。また、現在の状況としましては、木製の床版が経年劣化により腐食が進行しており危険であると判断し、令和３年度から通行止めをさせていただいており、地元の皆様にはご不便をおかけしているところでございます。

修繕工事につきましては、国の道路メンテナンス事業補助金を活用して工事を行う計画でありますが、令和６年度当初の補助金の配分額が低く、継続して国への補助、補正予算の要求をしておりましたが、令和７年１月下旬に要望額を下回る予算配分であったためこの時点で今年度内の工事発

注が困難となったものでございます。

今後の聖橋の修繕工事の実施につきましては、令和６年度の予算を一部繰越しさせていただき、令和７年度の予算と合わせて優先的に修繕工事を行う計画としております。修繕工事につきましては、令和７年度内に完成する予定でございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

聖橋につきましては、旧関町の方々にとっても非常にゆかりのあるというか思い入れのあるところでもありまして、昨年度の方針の中で直すんやということで非常にうれしい思いをされた方もおられると思うんですけど、ただ、それがいまだになっていないけどというふうに同じ会派の櫻井議員から言われまして、いや予算化されてたんと違いましたっけという話で、やりますにというふうなこと言っていたんですけれどもそれは７年度に繰り越されるなり何なり、幾ら金が足らんとか言うても補正もないし、しかも何の報告もなかったということでね。これは非常に、５，０００万という多額のあれがかかるのは、今はあれでよく分かるんですけど大変なことやというのは、やはりこういったことはきちっと報告していただきたいなというふうなことですね。特に新年度はしっかりやっていただきたいとは思うんですけど、これは令和７年度にはきちっとできるということでよろしいんですかね、もう一度。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

先ほどもご答弁させていただいたとおり、令和７年度に発注し、令和７年度内に完成する予定でございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは続きまして、議案第３９号の令和７年度亀山市病院事業会計予算につきましてお聞きしたいと思います。今回は令和７年度の事業経営の見込みについてということで通告をさせていただいております。

前回の決算なり前回予算とかでも、コロナの後の話で、経営自体も通常運転に戻ってきたのかなというような話ではあったんですけれども、実際に病院事業経営も安定的に稼働されているような感じは受けます。そのような中、新年度でポイントとなるような予算はあるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小森地域医療部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

令和７年度の当初予算につきまして、令和６年度の当初予算との比較によりまず全体的なご説明をいたしたいと思います。

亀山市病院事業会計予算、第３条の収益的支出と第４条の資本的支出の合計は２１億４，２１０

万円で前年度との予算と比較して２，５３０万円、率にして１．２％の減の予算規模としたところではございます。収益的収支のうち収入につきましては、財政構造改革骨太方針２０２４により、赤字補填である一般会計補助金が削減されたものの、患者数の増加が見込まれることから医業収益を前年度比約２，７００万円と見込みまして、収入がほぼ同程度の１７億７，２３０万円となっているところでございます。また、支出につきましては、診療体制の充実に柔軟に対応できるよう給与費を前年度と比較して約５，９００万円増加したことにより、支出は１９億４，３９０万円となり、収入から支出を差し引いた赤字額は、前年度より５，４５０万円増の１億７，１６０万円と見込んだところでございます。次に、資本的支出につきましては、老朽化した小荷物専用昇降機、リフトの更新に係る建設改良費として７，１３７万４，０００円を計上したところでございます。

これに対する経営状況の見込みでございますけれども、先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、三重大学及び滋賀医科大学との連携等により医師をはじめとする医療従事者も充足しつつあり、患者数も増加傾向にあるということから、令和７年度につきましては前年度から引き続いておおむね順調に推移するというふうに考えておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

おおむね順調にというようなことで結構な話ではあるなと思うんですけれども当然、医師・看護師の確保、これはやはり先ほどの２大学との医療講座、この辺の話でこの辺も功を奏しているんやろうなというふうなのは思うんですけれども、そんな中で医師の働き方改革とかいう話が周りではありまして当然、医師だけではなくて看護師とか医療従事者、言われましたけれどもこの辺の影響が出てくるんじゃないかというような話はあったんですけど、医師の働き方改革、医療従事者の働き方改革の影響みたいなものに対応をしたようなそういう予算はあるのかどうか、その点はどういうふうな感じなのかだけ、ちょっと聞かせていただいていいですか。

○議長（岡本公秀君）

小森部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

医師の働き方改革に関する影響ということでご質問いただいておるんですけれども、寄附講座のほうで先生方を三重大学さん、もしくは滋賀医科大学さんのほうから派遣していただいておる面につきまして、基本的に当直の面についてが問題になってくるところではございますけれども、基本的に病院の今の当直体制につきましては働き方改革のほうには影響は及ばないというふうなところで認識しておるところでございます。大学のほうでは、基本的に、医師派遣のことに関しまして働き方改革にかなりの影響はあるというふうに伺っておりますが、本院に関してはそういった影響は及ばないということで理解しておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

その辺の影響はないだろうという見込みだということですね。

それとも絡むんですけれども、今回設備投資に関する予算、内視鏡システムの購入とか、先ほど

説明いただいた小荷物用専用昇降機の更新とかがありましたけれども、やはり医師の働き方云々の話になると従事者の方の環境整備というのが非常に重要やという話もあるんですけれども、ここ数年の動きを見てますとそういった環境整備に関する予算はちょっと、施設整備とかはおとなしめなのかな、この辺の部屋を改修しますとかいうのはあんまりないなというふうな印象なんですけれども、今年度もそういうふうなことはあんまり出ていないような気がするんですけれども、何かその環境整備に関するような予算は計上されているのかどうか、この点を確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小森部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

医師・看護師等働く方の環境整備ということでご質問をいただいておるんですけれども、まず設備投資のほうが、慎重にということに見えるのだがというふうなお伺いもございましたけれども、設備投資につきましては、令和６年度に病棟エレベーターの改修工事や高度医療機器等の更新、ＭＲＩ装置やＣＴスキャナーでございますけれども、そういったことが重なりまして建設改良費が２億７，７３０万円と非常に高額であったことから、令和７年度につきましては前年度と比較しまして１億３，５００万円縮小し、老朽化した小荷物専用昇降機、リフトの更新等に係る費用として７，１３７万４，０００円を計上させていただいたところでございます。

施設設備や機器の更新につきましては、何件かの更新等が重なったり、１件当たりの額が高額になったりすることがございますので毎年度、年度ごとによって必要額が異なりますことから、起債等の資金繰りを含めて計画的に実施させていただいているところでございます。そのような予算立ての中で、医療センターご利用者も含め、医師や看護師の職場環境整備を図るための設備投資ということでございますけれども、これに関しては、ご要望にスピーディーに対応してよりよい環境が維持できるように、特に高額なものにつきましては先ほどの、計画的に実施しておるということで、そういったものを除きまして、医業費用における経費など経常経費のほうをかなり持っておりますので、そういった中で予算計上して対応をさせていただいておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

１５番　伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　３時１０分　休憩）

（午後　３時１８分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、４番　草川卓也議員。

○４番（草川卓也君登壇）

通告に従い、議案質疑をいたします。よろしくお願いいたします。

まず、議案第２７号亀山市子どもの出生祝金条例の廃止について。

これに関しては昨日、森　美和子議員が代表質問で取り上げられておりましたので、重複すると

ころに関しては割愛をさせていただきたいと思います。とはいえ、ほとんど重複しておるんですけれども、その中でも何点か上げたいと思います。

昨日の答弁の中で、廃止後についてもこれまでと同様に次代を担う子どもの出生をお祝いし、その健やかな成長を願う気持ちに変わりはないという答弁がございました。これはそのとおりだと思います。すばらしいことやと思います。とはいえ、今回廃止ということで議案が上がってきておるわけですけれども、出生祝金制度に代わる代替案、つまり新しい施策というのは廃止に伴って何か考えているものがあるのかどうかというところを確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

４番　草川卓也議員の質問に対する答弁を求めます。

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

本条例の廃止に伴いまして新たな施策があるということではございませんが、一例を挙げますと児童手当におきましても、従来から応分の市の負担を支出していることなど、市全体として総合的に予算の配分を考える中におきまして、より質の高い、効果的な子育て支援等の施策を推進していくため、本条例を廃止しようとするものでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

今は代替案というものがあるわけではない、より質の高い子育て支援というのをこれからも亀山市としてはやっていくということ、そういった答弁やったと思います。これによって、削減したというか、経費や予算に関して色がついているわけではありませんので、それがどこの子育て支援に回るかとかいったことは分かりませんけれども、今後亀山市が取り組んでいく取組というのも注目してまいりますし、実際市民の声というのも現時点で、じゃあ市民からアンケートを取ったかとかいったことは現時点で行われているかというとそれに関しては報告を受けておりませんので、市民の声に関してはしっかりと聞いていかなければならないかなというふうにも、同時に思います。

もう一点確認したいんですけれども、近隣自治体で同じような制度をやっていた、もしくはやっているというところがあるかと思います。それの現状であるとかまた廃止の動向、この辺りを確認させてください。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

近隣といいますか県内におきまして、１４市中同様の制度を持っておるのが本市を含め３市のみというふうに把握をしてございます。この廃止の状況というのは正確に把握しておるわけではございませんけれども、かなり昔は各市町とも同様の制度を持っておったというふうには聞き及んでございますが多分に、児童手当のほうがかなり、平成十何年ぐらいからは拡充を国のほうでされてきております。その背景を基に、各市町におきましても取組の廃止をしてきたのではないかというふうに考えられるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

周辺自治体の状況も確認させていただきました。

それでは２番目ですけれども、市民への周知と住民理解というところでございます。

この制度の廃止がもし決まった場合、その情報というのは主に交付対象となる世帯、子育て世帯の方であったりとかこれから子どもさんを持とうと考えている方々にとって重要な情報だと思います。市として、こうした方々に対してどのような方法で丁寧に周知を行い、また理解を求めていくのか、この辺りの方針をお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

出生祝金制度につきましては、対象者の方が月平均が５件程度と限定的でもありますことから、これまでは出生に伴う児童手当や子ども医療費助成の手続の際に併せて当該制度の手続の案内をしてまいったところでございます。したがいまして、制度の廃止につきましてもこれまでと同様に、窓口で対象となる方お一人お一人に必要に応じて丁寧に説明を行うほか、ホームページ等でも広く周知を図り、市民の方にもご理解をいただけるよう努めてまいるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

児童手当が拡充されてきたという背景、この辺りも理解しておりますし、また総合的な判断で今回こうした、廃止の手続というのは非常に勇気の要ることでもあると思います。今回こういった決断をして提案されているというところ、この辺りは理解をさせていただきましたので、亀山市の子育て支援のさらなる拡充を祈るものであります。

それでは、次の項目に行きたいと思います。

議案第３３号令和７年度亀山市一般会計予算についてでございます。

第２款総務費、第１項総務管理費、第２目広報活動費、広報発行費及び行政情報番組提供事業に関する質疑をさせていただきます。

まず広報紙のほうです。広報紙の発行回数の見直しとコンテンツの充実について、今回は広報紙の発行回数の見直しということでございますけれども、どういった変更が行われるのか具体的な変更点を確認させていただくとともに、また紙面の充実というところ、コンテンツの充実というのは具体的にどのような強化を想定しているのかなど、具体的な内容までご説明いただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

広報の見直しの内容でございますが、広報紙の発行回数を市民への周知や調整期間を確保した上で新年度秋頃をめどに、現在の１日号・１６日号の月２回の発行から１日号のみの月１回の発行に変更してまいりたいと考えているところでございます。また、掲載記事の内容につきましてはじっ

くり読めるという紙媒体の特性を生かしつつ、特集記事の充実のほか、活躍されている市民等を紹介するコーナーの新設、子育て情報の集約化などにより掲載内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

これに関しては以前も同じ会派の森議員が一般質問でも取り上げ、私も月２回の発行、つまり月２回、例えば、配付方法としては自治会などにもお願いしておりますので自治会長にお願いして月２回配付をしていただいている、ただこれもなかなか、やはり自治会にとっても一つ負担でもあったというふうな声も聞いておりました。そんな中でこれが１回になるということは自治会長の負担の軽減という意味でも非常に有効なものであるというふうに、そういった側面を非常に評価するものであります。

そこで、見直しに至った背景というところをもう少し確認したいんですけれども、どういった課題認識を市として持っていたのかというところも含めてですね。また、特に去年実施された市民アンケート、これに関して市民アンケートも実施されたというふうに聞き及んでおります。こういったところのアンケートの結果の確認も同時にさせていただければと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市は、広報紙をはじめデジタル媒体・映像媒体を活用し、伝わる広報を推進している中で、より効果的な広報活動を推進するため、各広報媒体の現状分析や市民ニーズの把握など多面的な検討により今後の広報活動の取組方向の整理を行い、その結果に基づき今回の見直しに至ったものでございます。なお、この取りまとめをいたしました今後の広報活動の取組方向につきましては先般、議会へも資料提出をさせていただいたところでございます。

今後の広報活動の取組方向を整理するに当たりまして、昨年７月に広報紙に関するアンケートを実施し、市政情報を得る際の利用手段等の市民ニーズを調査いたしましたが、その中で広報の発行回数は何回が適当かとの設問に対しまして、約６割の方が月１回が適当と回答されております。また、それまでから自治会における広報紙配付に係る負担軽減のための発行回数見直しのご意見もあったところでございます。

さらに、他自治体の広報発行状況を調査いたしましたところ、公益社団法人日本広報協会が実施する市区町村広報広聴活動調査結果におきまして全体の８２．５％、１，３２４自治体が月１回の発行となっております。このほか、近年の物価高騰に伴いまして紙の価格も高騰いたしておりまして、経費抑制も課題となっていたところでございます。

これらの現状を踏まえまして、より効率的、効果的な情報発信に向けた改善策の一つとして発行回数や掲載記事の見直しを行うに至ったところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

私も、そのアンケートもちょっと読ませてもらいました。

先ほど、６割の方が月１回を望んでいるという話がありました。確かにこの有効性というのは私、先ほどのアンケートの説明も理解しますし、自治会長への負担の軽減という意味においてもこの変更というのは評価をしておるんですけれども、ただ、アンケート調査の中身を読みますと広報「かめやま」を情報取得手段として最も多くの市民の方、８５％が利用されており、また、６割と言いましたけれども、その逆、だから約４３％の方やったと思いますけど、４３％の方は逆に月２回を望んでいるというような結果も出ているというのもこれはまた事実でございます。

なので、発行回数の削減というのが情報格差を生むということにならないかという、こういった可能性に関しては一定の懸念を私自身ちょっと覚えている、側面もございます。特に、インターネット利用率が低い高齢者層ですね、こういったところへの対策案というのは先ほどのご説明などを伺っていてもちょっとこの点に関して少し弱いんじゃないかというふうに受け止めましたけれども、その辺りの対策についてお考えがあれば確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

まず、月２回発行から１回発行になることによりまして情報量がかなり少なくなる、そういったことではなくて月２回のものを１回に集約をしていくということでございますので、これまでとおおむね、情報量につきましては大幅に減ることはないというふうに考えておりますので、今議員ご指摘のような情報格差を生むというようなことにはならないというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

１回の発行のときの情報量を増やすということで確認をさせていただきました。

ただその一方で、１回になるということはタイムリーな情報を手に入れる手段というのはこれは確実にまた減るわけであります。タイムリーに入手できる仕組みづくりというのはどのように考えているのか、こちらも確認しなければいけないと思いますので、お願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

広報紙の発行回数は月２回から１回に減ることになりますが、先ほどもご答弁申し上げましたように情報量が大幅に減るということはないというふうに考えております。

さらに、今議員ご指摘のタイムリーな情報ということで、即時性の高い市公式ＬＩＮＥでありますとか市ホームページといったデジタル媒体で情報発信を補完することによりまして、それぞれの媒体、紙媒体は紙媒体のよさといたしまして、浸透度が高い、じっくり読めるというような部分も効果が出てまいりますし、また、デジタル媒体は即時性、拡散性、情報量がたくさん配信できるといった強みもございますので、双方の特性を生かした効果的な広報活動を展開できるものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

これ以上は少しはみ出そうなのでこれまでにしますけれども、いわゆるデジタル媒体で今非常に好調なのが公式ＬＩＮＥだというふうに思います。ただ、これに関してもやはり登録者数はまだまだ、かなり増えてきてはおりますけれども、目標にはまだ至らないところだと思いますし、これであれば高齢者の方も、一定使われている方も非常にＬＩＮＥは多いのでそういったところを今後努力、ぜひしていただければなと思いまして、次の項目に行かせてもらいます。

次は、番組更新回数の見直しとコンテンツの充実です。

今度は行政情報番組、これの更新回数に関しても見直されるということですので、その内容とあと番組の内容や構成にどういった変化が加えられるのか、この点を確認させてください。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

行政情報番組の更新回数等の見直しの内容でございますが、行政情報番組の更新回数につきましては市民周知等を行った上で、来る５月からの予定で、現在の毎週更新から月１日と１６日の２回更新へと変更してまいりたいと考えております。

また、番組内容は映像による伝わりやすい媒体である強みを生かし、多くの市民の皆さんに親しみを持ってご覧いただけるよう、放送時間を現在の１回３０分から１回６０分に拡大をし情報量を増やすとともに、市民参画によるコーナーの充実を図ってまいりたいと考えております。

具体的な変更内容といたしましては、市民や市民活動団体の方などにこれまで以上に出演していただくほか、イベントの様子や四季折々の風景など、地域の魅力を写真やコメントで投稿いただくコーナーの新設など、市民参画による番組づくりを予定いたしております。また、１回の放送時間を拡大することによりまして時間配分に余裕が生まれてまいりますので、これまで放送が難しかった時間の長いコーナーの設置や番組編成が可能になるものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

では、これに関しても見直しに至った背景を確認させていただくとともに、あとこれに関しては削減による要は財政的な削減効果みたいなもの、そちらも確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

行政情報番組の見直しにつきましては、昨年１０月実施の令和６年度事務事業点検における亀山市事務事業外部点検委員会の事務事業点検結果として、事業の有効性は一定程度認められるが視聴が限られていると思われるので改善が必要との有効性の評価や、経費の節約も視野に入れた検討などのご意見をいただきましたのでその対応を図ろうとするものでございます。

また、視聴者がケーブルテレビ加入世帯に限られるほか、他の広報媒体と比べ運営経費がかさむ事業でもございますので、県内他市の番組放送事業のサービス水準を調査いたしましたところ、県

内１４市中、専用チャンネルを借り上げ行政情報番組を毎週更新している自治体は本市のほかは２市のみという状況でございました。このようなことから、効果的・安定的に情報番組を放送するため番組放送回数や番組内容の見直しを行おうとしたものでございます。

それと削減の効果ということでございますが、放送回数が半減をすることによりまして番組制作の委託料が２５０万、昨年度より削減ができることとなります。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

削減の効果というところを今は集中的に、広報紙も番組のほうも確認をさせていただいてまいりました。

最後に、総じてこれはもう広報紙にも情報番組にも言えるんですけど、削減のメリットというところは確認させていただきました。その一方で、情報発信の在り方というところは非常に大切だと思いますので、この市民への情報発信、市民にとってよりよい情報発信につながっていく変化であるのかどうかというところ、この辺りの認識を最後に確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

先ほどご紹介もさせていただきました、今般取りまとめをいたしました今後の広報活動の取組の方向の中でも明らかにしておりますが、広報活動全般におけます改善の視点といたしまして、広報媒体の特性を生かした効果的・効率的な情報発信、２点目といたしまして市政への関心を高め市民参画を促す情報の発信、これら２つの視点によりまして伝わる広報の推進を図っていこう、そのような方向性を持っておりますが、広報紙は広報紙の、あるいはケーブルテレビはケーブルテレビの、先ほども触れさせていただきましたがそれぞれの媒体の特性がございますし、また、特にケーブルテレビにつきましては市民参画を高めた番組づくりをしていくというような方向性でございますのでそれらによりまして、より伝わる広報の推進が図られていくものというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

大切なのは、単なる広報紙の発行回数や番組更新回数の削減というところではなく、見直しを通じて市民にとってより多くの情報を得られるような仕組みになっていくんだというところ、そこをぜひ期待して次の項目に移らせていただきます。

第４款衛生費、第１項保健衛生費、第１目保健衛生総務費、一般事業及び第２款総務費、第１項総務管理費、第１目一般管理費、市制施行２０周年記念事業についてに移らせていただきます。

まず初めに、夏期巡回ラジオ体操の開催についてでございます。これに関して予算の積算根拠ですね。本事業に計上されております１４０万円の予算の内訳を具体的にお示しください。

○議長（岡本公秀君）

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

夏期巡回ラジオ体操につきましては、ＮＰＯ法人全国ラジオ体操連盟、日本放送協会及び株式会社かんぽ生命保険の３者共同で主催されるイベントでございまして、ＮＨＫのラジオ第１におきまして自治体の紹介を含めて全国に生放送されるものでございます。このイベントの意義や発信力が、市民の健康増進や運動の習慣化及びまちの活性化にもつながるというふうに考えておりますことから、市制施行２０周年の記念事業として令和７年度予算への計上を行ったというところでございます。この予算の積算内訳といたしましては、自治体としましては共催となりまして、会場の開催に係る手配を行うこととなります。使用するピアノや朝礼台の輸送費など、立て看板の作成などを含めました会場の設営費といたしまして委託料１３２万２，０００円を計上させていただいております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

これは単発事業だとするとまあまあな金額だなという印象を受けたんですけれども、健康意識の醸成であったりとかいろいろとその後に続いていく効果というのを期待されているという話もありました。ただ、これは継続的な取組に何かつなげていかなければならないんじゃないかなというふうに思います。

これは一応市制施行２０周年を記念した事業として実施されるということですけど、今後も市民の健康増進や例えばあとは地域コミュニティーの活性化であるとかこういったものにつなげていくための継続的な取組というのは考えられているのか、この辺りをお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

ラジオ体操につきましては体の仕組みを基本に考えられた体操でありまして、一つ一つの運動に目的や狙いが定められております。また、世代を問わず広く親しまれておりまして、幅広い年代の方がこれを正しく理解しながら継続的に行っていただくということは、本市が進めております地域での健康活動にも期待ができるものというふうに考えております。そうしたことから、当イベントを契機としまして地域の様々な場所でラジオ体操の普及ということにもつなげていきたいというふうに考えております。

具体的な取組といたしましては、令和７年度のかめやま健康都市大学とも関連を持たせまして、受講生の方だけではなくて幅広い方に参加を呼びかけまして、健康都市大学の初めての取組になりますが、サークル的な意味合いを持つような活動としてラジオ体操の効果や正しい方法を伝えるような周知啓発の機会を考えております。

また、健康都市大学のほうで人材育成をさせていただきました健都サポーターの方たちについても地域でいろんな活動を広めていただくという役割を担っていただくことになりますので、その方たちの中でもワーキンググループの活動として、どのような形で地域にラジオ体操を広めていくのがいいのかというようなことを検討いただいたりしながら地域への展開ということを図っていきたいというふうに考えております。そうした活動を通じまして、健都サポーターの方を中心に、当然まち協さんの方とかいろんな方にご協力をいただきながらになりますけれども、ラジオ体操を通じ

た地域での健康づくり活動の推進にもつなげていきたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

私はラジオ体操第２が得意なんですけれども、東京にいた頃なんかは結構いろんな地域でこういったラジオ体操をやっているというところをよく見ましたし、私も結構参加していたんです。それで大人になってから第２を覚えたんですけど、ラジオ体操、健康を維持する上でよくできているなというのはこれは年齢を重ねるほどによく感じます。若い頃は、やっても何の体操になるんやと思っていたんですけど、やっぱり年を重ねてくると、これって非常によくできたもので、誰もが知っているものでもあり親しみやすいものでもありますので、こういった先ほどのような取組というのはぜひ期待をしたいなというふうに思いますので、ぜひ、単発の事業にはせずしっかりと今後につながる事業にしていただきますことをお願いしたいと思います。

それでは次に、ＮＨＫ公開番組のど自慢の開催についてであります。

これに関しても、予算の積算根拠についてご説明いただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

ＮＨＫ公開番組のど自慢につきましては、市制施行２０周年記念事業の一つとして、ＮＨＫとの共催により開催を予定しているものでございます。係る事業の積算根拠でございますが、６０万３，０００円を予算計上いたしております。これらにつきましては準備から本番までの３日間の会場使用料でございまして、舞台設営でありますとか申込み受付など番組制作と放送に要する費用はＮＨＫ側の負担となるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

これに関しては会場費だけということでしたね。これは単発でしょうか、これは何かそういった健康づくりとか市のＰＲとか、そういったものに関する何か考えがもしあればお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

ちょうど市制施行１０周年記念事業としても１０年前に同じくのど自慢を開催して、単発ではございますが、この番組は国民に親しまれる視聴者参加型の長寿番組でございまして、ご当地からの歌声だけではなく開催地の特産品や観光資源なども紹介されますことから、本市の知名度向上や魅力発信が期待できるものと考えております。また、多くの方々に出場・ご観覧をいただきまして市制施行２０周年の機運醸成と市民交流の創出を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

最大限の効果を期待して、次の項目に行きたいと思います。

次に、第７款商工費、第２項開発費、第１目開発費、一般事業について、亀山インターチェンジ周辺における新たな産業団地の確保に向けた概略の図面作成や概算事業費の積算についてでございます。本事業では、新たな産業団地の開発に向けた事前調査を行うということですが、具体的にどのような調査が実施されるのか、お聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

来年度に実施いたします新たな産業団地の開発に向けた事前調査でございますが、亀山インターチェンジ周辺における候補地の検討を進めるものでございます。まずは一団の土地が確保できる場所を検討した上で、設計業務を発注してまいりたいと考えております。

具体的な調査内容といたしましては、排水や河川の状況、周辺環境など、既存の構造物の現地調査を行った上で計画平面図や断面図の概略設計を行います。図上で、切土や盛土による土壌バランスを考慮した上で施工可能な場所や規模を検討し、それに基づき概算の事業費を算出してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

現在亀山インターチェンジ周辺で、これから進めていくということでありますけれども、具体的な候補地というのはあるんでしょうか。地形やアクセス性の観点というところは非常に重要だと思いますけれども、例えば関工区、これも以前も同じような質問をしたことがあるんですけど、関工区であれば、かつて事業者による用地買収が部分的に完了しているということで有力な候補にもなってくるかと思いますけれども、このインターチェンジ周辺というのは関工区を指すものなのか、それとも全く別の周辺地域を検討するものなのか、その辺りの考え方をお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

候補地につきましては、亀山関テクノヒルズの計画地である関工区を含め、亀山インターチェンジ周辺で産業団地として適した場所を今後の調査によって検討してまいります。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

関工区も含めて広く周辺を検討する、調査をしていくということかと認識しました。

では、調査完了後のスケジュールですね。あと事業化の見通しも含めてこの辺りの考え方、見解を最後に確認させてください。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

調査後のスケジュールでございますが、開発規模によりまして新産業団地の完成までの期間が大きく異なってまいります。また、実際の開発に向け、民間ノウハウを活用した事業手法や資金調達、用地買収、道路や水のインフラ整備など多くの課題がございますが、慎重に検討しつつもできる限りスピーディーに新産業団地の開発が実現できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

今亀山市は歳出削減、構造改革をやっている中でありますけれども、やっぱり歳入の確保ということを私はもう以前から強調しておりますし、新たな産業団地というのは私も初当選の頃からずうっとこの議会の場でも申し上げてきました。少しずつ進んできたなという中で、今回こうやって具体的にこの調査の予算がついてきたということで、非常にこれに関しては期待をしておるところであります。亀山市がこれまで培ってきた交通拠点性、産業の礎というもの、この力をぜひ今後に未来に生かしていくためにもこの調査、そしてその後の進捗、事業化をぜひスピーディーに進めていただき、今後控えている大規模事業の財政においてもプラスになるようにぜひ進めていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

それでは、最後のほうになってまいりました。

第８款土木費、ちょっと長いので省略します。道路維持、交通安全施設修繕のための工事請負費に関して質疑をさせていただきたいと思います。

昨日の森　美和子議員の代表質問の中で、学校や保育園の修繕費の減額というのはぎりぎりまで減額をして、突発的な緊急対応には予備費を使うというような答弁があったかと思います。

では、この道路維持修繕費や交通安全施設修繕費の減額、この辺は昨日私が取り上げてきたところですけれども、これに関しての減額というのはどういう考え方で予算設定をされたのか、この辺りの考え方を確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

工事請負費の減少によります市道の管理につきましては、市道の安全確保を最優先に緊急性の高いものから着手し、側溝の修繕や各線の復旧の小規模な修繕は従来どおり行っていきます。新たな側溝やガードレール設置等の計画的に整備を行う必要のあるものにつきましては整備スケジュールを見直して対応をしていく、減額をしております。これによりまして、交通安全設置工事につきましては令和７年度に着手予定１１件と予定しておりましたが、その一部、４件を令和８年度に変更としております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

すみません、昨日も代表質問でいろいろと聞いたのでちょっとごちゃごちゃになっていて申し訳ないんですけれども、私が聞きたいのは緊急対応というのがこの場合、昨日学校関係の修繕とか保育園に関して、突発的な緊急対応に関しては予備費を使うという話がありました。今回、この道路

維持修繕費とか交通安全施設修繕費、この辺りも減額となっているという中で、これに関しても緊急対応が必要なものが出てきたという場合において、要するに予備費が足りなくなるだとかそういったときに補正予算がつかないだとかそういった状況にはならないかというところ、その辺りを財政のほうにそもそも確認をしたいなと思っております。要するに、緊急修繕が必要なときに確実にちゃんと予算をつけてもらえるのかということ、この辺りを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

まず、道路維持に係ります工事請負費の減少につきましては、限られた全体の予算の中で事業の内容や優先度を考慮した上で予算配分をいたしているところでございます。加えまして、現在財政構造改革により全体予算の削減に取り組んでいる中におきましては、可能な範囲での事業実施スケジュールの見直しなどにより、例えば決算額を考慮した予算配分となる場合はあるものと考えております。

先ほどお聞きになられました、昨日もございました、予備費対応でというふうなお話もございます。当然そういった予備費対応なども考えられますし、それから突発的な緊急の対応が必要な場合は補正予算等の対応も考えられるものというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

減額が非常に続いておりますし、そういった突発的なときにしっかりと予算をつけてもらう、この辺りはしっかりと確約していただきたいなと思いまして、昨日の代表質問に併せて今回はちょっと質問をさせていただきました。

次の項目に行きます。

第１０款教育費、第２項小学校費及び第３項中学校費、学校管理費、施設整備費に関して、小・中学校の修繕のための工事請負費に関して伺いたいと思います。すみません、もう残り時間が少ないんですけど、資料１をご覧ください。

これは小学校の修繕、また工事費の推移であります。過去１０年間のデータを振り返りますとこういった形で、昨日も示したのと同じような形で減少傾向がこれに関しても続いております。令和５年、６年は一時的に増額されたものの令和７年度は再び減少しています。

次、資料２をご覧ください。

中学校ですけれども、これは年度ごとの増減、波もありますけれども、全体として減少傾向にあることが見てとれると思います。令和７年度は若干の増額がありましたけれども、依然として低い水準にあるかと。すみません、これは令和６年までしか手違いで書いていないんですけれども、先ほども申し上げたように令和７年度に関しては小学校では減少、中学校に関しては若干上がったものの全体として低いというふうな認識でいただければと思います。

その上で確認したいんですけれども、過去１０年間でこういった減少傾向が続いている中で、令和７年度当初予算に関しても小・中学校全体で見ると減少をしているといった当初予算になっております。これによって計画されてきた修繕・工事の実施が遅れたりだとか学校関係者やＰＴＡから

の修繕要望というのが十分に反映されていないというような状況、こういったものが生じていないか、この辺りを確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

小学校の修繕料及び工事請負費につきましては、例年の考え方と相違はございません。設備等の保守点検に係る指摘事項でありますとか、老朽化対応、学校やＰＴＡからの要望事項を踏まえ、小・中の修繕及び工事費合わせて、令和７年度におきましては５，５２０万円計上させていただいているというところでございます。大規模な改修につきましては長寿命化計画とも合わせて、また比較的小規模な修繕につきましては例年の修繕料等の予算の中で、予備費等の活用も含めまして教育活動に支障がないように創意工夫を重ねつつ、可能な限りの対応を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

この学校関係のやつは、これは私の認識なんですけど各学校から要望が幾つか上がってきて、それの優先度なんかをしっかりと確認した上で、それでこれは緊急、もうすぐにでも必要だというところに関して予算を充てていくということ。だから先ほどの答弁でもありましたように、大きな遅れだとか各学校からのさらなる要望とかそういったものは出てきていないのかということだと認識はしたんですけれども、やっぱり、それでも全体の傾向を見るとやっぱり減少傾向というのがある中で、各学校の中では本当はこれをお願いしたいけれども今は出せないなとかいった状況というのがあるんじゃないかな、そういうふうに推察をするんです。

なので、これは急に振って申し訳ないけど財政のほうにちょっと振らせてもらいたいんですけれども、市としてこの教育施設の維持修繕に必要な予算枠が少なくなってきているとそれに合わせて学校から出てくる要望というのがもうシュリンクしていってしまう、こういった状況をつくらないようにしなきゃいけないんじゃないかなと思うんです。他の事業とのバランスというのはあると思いますが、ただその辺をどのように考え、教育施設の維持管理に必要な予算というのをどういった方針で確保されているのか、この辺りを最後に確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員ご質問の教育施設の修繕等に関してでございます。

これまでから修繕に係る費用、まず当初の予算の中で必要な予算というのは計上させていただいております。ただ、これまでも例年、年度途中の想定していない修繕等につきましてはこれまでから補正予算により対応をしてきておるというふうなこともございまして、同様の事態が発生した場合におきましては補正予算等の対応でご提出を申し上げ、対応してまいるものというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○４番（草川卓也君登壇）

緊急のものに関してはしっかり対応してきていると。

こういったところに関しても、ただ、予算が足りないからやっぱりこれは要望できないというようなそういったものをできるだけなくしていく、できる限りの事前の対応、予防的な対応も含めて進めていく、この辺りを期待して質疑を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

４番　草川卓也議員の質疑は終わりました。

これにて本日予定しておりました通告による議員の質疑は終わりました。

以上で、本日の日程は終了しました。

週明けの１０日は午前１０時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後　４時０４分　散会）

令和７年３月１０日

亀山市議会定例会会議録（第４号）

●議事日程（第４号）

令和７年３月１０日（月）午前１０時　開議

第　　１　上程各案に対する質疑

議案第　９号　亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第１０号　亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

議案第１１号　亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第１２号　亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

議案第１３号　亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第１４号　亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について

議案第１５号　亀山市税条例の一部改正について

議案第１６号　亀山市手数料条例の一部改正について

議案第１７号　亀山市運動施設等条例の一部改正について

議案第１８号　亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第１９号　亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第２０号　亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第２１号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第２２号　亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第２３号　亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議案第２４号　亀山市消防団条例の一部改正について

議案第２５号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第２６号　亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

議案第２７号　亀山市子どもの出生祝金条例の廃止について

議案第２８号　令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１０号）について

議案第２９号　令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について

議案第３０号　令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第３１号　令和６年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第３２号　令和６年度亀山市下水道事業会計補正予算（第４号）について

議案第３３号　令和７年度亀山市一般会計予算について

議案第３４号　令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第３５号　令和７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第３６号　令和７年度亀山市水道事業会計予算について
議案第３７号　令和７年度亀山市工業用水道事業会計予算について
議案第３８号　令和７年度亀山市下水道事業会計予算について
議案第３９号　令和７年度亀山市病院事業会計予算について
議案第４０号　市道路線の認定について
議案第４１号　市道路線の認定について
報告第　１号　専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１７名）

１番	古田吉昭君	２番	櫻木善仁君
３番	深水隆司君	４番	草川卓也君
５番	中島雅代君	６番	森　英之君
７番	今岡翔平君	８番	髙島　真君
９番	新　秀隆君	１０番	豊田恵理君
１１番	福沢美由紀君	１２番	森　美和子君
１３番	鈴木達夫君	１４番	岡本公秀君
１５番	伊藤彦太郎君	１６番	服部孝規君
１８番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀渕輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼関支所長	北川明美君
健康福祉部長	林　秀臣君	子ども未来部長	高宮綾子君
産業環境部長	富田真左哉君	産業環境部参事	村田　博君
建設部長	高桐美智代君	上下水道部長	杉本良則君
危機管理監	木田博人君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	豊田達也君	消防部長	豊田賢治君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	谷川健次君
地域医療部長	小森達也君	教育長	中原　博君

教育部長	亀山　隆君	代表監査委員	上田寿男君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会事務局長	落合　巧君

●事務局職員

議会事務局長	大泉明彦	書記	新山さおり
書記	渡邉靖文	書記	西口幸伸
書記	山北康仁		

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、谷川地域医療統括官は、公務のため午前中は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第４号により取り進めます。

これより日程第１、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑にあっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意いただくとともに、発言は簡潔にお願い申し上げます。

通告に従い、順次発言を許します。

１１番　福沢美由紀議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

おはようございます。

議案質疑を通告に従いさせていただきます。よろしくお願いします。福沢美由紀です。

議案第１１号亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、これの内容について伺っていきたいんですが、先日、深水議員も質疑されておりましたんですが、今日はちょっとその子ども関係のものと介護関係のものと別々でご答弁いただきたいなと思うので、お願いしたいんですけれども、まず子ども関係のものについての内容を簡単にご説明願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１１番　福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

おはようございます。

まず、子どもに関するということでございますが、育児に関する事項ということと存じますが、今回の改正につきましては、仕事と育児を両立できるようにするため、育児期の柔軟な働き方の拡充を行うものでございます。

具体的な改正内容といたしましては、育児を行う職員の時間外勤務について、対象職員から請求があれば、災害などの場合を除いて通常業務でございますが、時間外勤務を免除するものでございますが、この対象となる子どもの範囲を、今は３歳未満の子でございますが、それを小学校就学の始期に達するまでの子に拡大をするものでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

分かりやすい条例改正だと思うんですね。小さいお子さんだけやったんが小学校までのお子さんに広がるので、この制度を使える方がたくさんになるとは思うんですけれども、先日の質疑を聞いておりますと、そのどなたが何歳のお子さんがいらっしゃるかということについては、扶養手当の情報によってしか分からないということでしたので、扶養手当を取っていない方でお子さんがいらっしゃる方とか、そういうことを把握しておられないということでした。

これについては、周知をしてきちんと申請していただくことによってできると思うんですけど、この子どもさん、どなたが何人の子どもさんがおって、どれぐらいの子どもさんがおるかということについての把握をこれからしていこうとされているのか、されないのかについて伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先日、先ほど議員おっしゃいましたように、現在は、把握は子を扶養している職員の扶養手当の支給実績を基に把握しておりますが、それ以外の方ということでございますが、先日のご答弁では、手当を受給しているのは男性職員ですので、女性職員になろうかと存じますが、女性職員につきましては、育児休業を１００％取得しておりますことから、その取得状況から把握することは可能ではございます。

ただ、その人数を正確には把握はしておらないというところでございまして、その女性の職員がこれから取得、その制度拡大によって取りやすくなるといいますか、取れる範囲が拡大されますので、それにつきましては庁内の周知をして、制度を職員に分かりやすくしていきたいというふうには考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

どなたがどんなお子さんがいるか分からないのに、１００％なのかどうなのかというのを評価できるのが私はちょっと分からないんですけれども、要するに、今までは男性だけだったので、女性の方にも聞いていく。要するに何歳のお子さんがいるかということを把握していく。全職員のお子さんのいらっしゃる状況を把握していくということでよかったんですか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

把握していくということではございませんでして、その育児休業の取得状況から、該当者は分かるといえば分かるんですが、ただ、今現行のこの時間外勤務の制限につきましては、３歳未満のお子さんを扶養される方が該当しておりますので、そういった方から現在申請はございません。

ただ、制度が拡大することによって、新たに制限を希望される方が出てくるかも分かりませんが、それにつきましては、この制度が拡充しましたよということを周知していきたいというふうには考えております。

それと、先ほど私が申し上げましたように、女性職員の育児休業の取得率は現在１００％ですが、育児休業から復帰した職員は、育児短時間勤務や部分休業の制度も、これは現在も既に小学校就学の始期に達するまでの子が対象となっておりますので、そういったことで各所属におきましては時間外勤務の配慮もいたしておりますことから、その育児短時間勤務や部分休業の制度を利用している職員以外についても周知はしていきたいというふうには考えております。

ですので、把握するんではなくて、周知をして、こういった制度になりましたよということを知らせしていきたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

把握をしていく、そういう情報を取っていくということじゃなくて、周知を丁寧にしていくというお答えでした。

先日、今回の議会の資料で出していただいた第５次亀山市特定事業主行動計画のアンケートの結果を拝見しておりますと、育児休業の認知状況とか育児短時間勤務及び部分休業の認知状況というところで、制度の内容について知っているという方が半分ぐらい、半分以下ですね、いずれにしても。あまり知らないという方がたくさんいらっしゃるなあということが、このアンケートで分かったんですけれども、周知の仕方を工夫されるという何か点はありますか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど議員ご紹介いただきました特定事業主行動計画のアンケートにつきましては、全職員を対象としておりますので、男性職員を含めてですので、数字はそういったものになろうかと存じますが、ただ先ほど私申し上げましたように、女性職員は育児休業１００％ですので、そういった育児休業の制度を説明する機会もございますので、そういったときに制度全体についても周知をしていきたいというふうに考えておりますし、それとこの人事側のサイドで今回の対象者を把握というのではなくて、あくまでこれは本人からの請求によるものでございますので、把握ではなくて、周知することによって、その請求できる環境を整備していくのが望ましいかなというふうには存じます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

周知については、またもう一つの介護のほうでも関係してきますので、次の介護関係の内容の説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

介護に関する事項でございますが、今回の改正につきましては、仕事と介護を両立できるようにするため、介護による離職防止のために介護両立支援制度等の周知や勤務環境の整備等を行うものでございます。

なお、介護両立支援制度の内容でございますが、１日または時間単位で取得が可能な介護休暇、それと１日につき２時間までの部分休業が可能となる介護時間、それと介護休暇として短期介護休暇、これは年５日まででございますが、その他、早出遅出勤務や深夜勤務及び時間外勤務の制限などの制度がございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

今回の改正によって、特に内容が変わるとか広がるとかいうことではなくて、それをさらに進めていくということだと思うんですけれども、これについては、今は既に介護休暇とか時間とか使っている方がいらっしゃいますので、そういう実績をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

実績ということでございますが、介護休暇につきましては、平成２９年度と平成３１年度にそれぞれ１人利用しておりますが、それ以降は利用した職員はおりません。

介護時間につきましては、これまで利用した職員はおりません。

それと短期介護休暇につきましては、年５日の短期介護休暇につきましては、令和６年度に５人、令和５年度に６人、令和４年度に１人が利用をいたしております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

意外と少ないんだなあと思いましたけれども、いずれにしてもこれを広げていくということで、周知の仕方ということが問われてくるんだと思うんですけれども、先ほども男性が、女性がとか、育児のところでもありましたけれども、これは全ての職員が知るべきではないのかなと思うんですね。

全ての職員に、赤ちゃんを産まない男性も、介護をしていない若い方も、こういう方にはこういう制度があるんやなということは全ての職員が知る必要があると思うんですけど、そういう意味で周知のこれからの工夫というのはありますか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

この介護両立支援制度につきましては、これまでも庁内掲示板での周知や職員からの問合せがあれば個別に説明を行ってまいりましたが、今回の改正条例に基づいて、この制度を利用しやすい環境整備を図っていきたいと考えております。

例えば、この制度の利用希望者や４０歳になる職員に対して、庁内掲示板だけではなく、メール等で制度内容の周知を図るなど、多くの職員の理解や関心を深め、この制度への申出が円滑に行われるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございます。

今は亀山のＬＩＮＥもありますけれども、本当に届きやすい方法をぜひとも考えていただきたいなと思います。

次の質疑に移ります。

議案第１８号亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、これについても簡単に新たに設置される委員会についてご説明を願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

今回、条例改正といたしまして設置いたします災害弔慰金等支給審査委員会につきましては、令和６年１月の能登半島地震など大規模な自然災害が頻発する中におきまして、災害との因果関係の判断の難しい災害関連死というものが増加しております。

そのような中で、その判断を行うために必要な医療等に関する専門的な知識に基づく審査、これを行うために設置する委員会となっております。

この委員会を設置することに関しまして、所要の改正を行うものということでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

災害はいつ起こるか分かりませんし、大事な委員会だとは思うんですが、この委員会がなければ関連死等への支給に支障があるんでしょうか。なくてもいいんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

災害弔慰金と災害見舞金というのがございまして、これらにつきましては、支給については市が決定を行うというものになりまして、当審査委員会がない場合におきましても支給そのものは可能という形になってまいります。

しかしながら、災害の直接的な死因がはっきりするものにつきましては大きな支障はございませ

んが、ちょっとその関連性がなかなか判断の難しいような災害関連死になってまいりますと、何らかの専門的な知識を持った判断が必要というふうになってまいりまして、当審査委員会がない場合におきましても、市において最終的な判断を行って支給することは可能となりますが、スムーズな審査等ができないということもございまして、支給までに時間を要するということが想定されますので、そのようなことがスムーズに執行していけるように本条例を改正いたしまして、審査委員会の設置をするというものでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

これらの委員会は必要なんだなということは分かりましたが、他市の状況はどうなんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

県内各市におきましても、この災害弔慰金等の支給審査委員会の設置を現在順次それぞれ自治体で進めているところでございます。

県内で最初に設置をされましたのは、昨年６月に条例改正を行われた津市になっておりまして、その後、９月に鈴鹿市と松阪市、１１月に四日市市、１２月に桑名市、伊勢市と現時点で６市のほうが設置済みとなっておりまして、その他の市につきましても、この３月、年度内に設置する予定というふうに伺っております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

２９市町全てがどんどんとつくられているということでありました。

この弔慰金と見舞金という２種類があるとさっきお聞きしました。どういうものなのかということと、例えば今また地震が起こったときとか、市民はそういうお見舞金があるということが分かって、どこへどのように手続に行けばいいのか、その内容について伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

災害弔慰金等につきましては、災害によってお亡くなりになられた方のご遺族へ支給を行います災害弔慰金、これと災害によりまして重度の障がいを負われた方、その方に支給を行います災害障害見舞金のこの２種がございます。

このうち災害弔慰金につきましては、災害によってお亡くなりになられた方が世帯の生計を維持されていた方である場合につきましては５００万円、それ以外の方の場合は２５０万円という形の支給額となってまいります。

災害障害見舞金につきましては、災害によりまして重度の障がいを負われた方が生計を維持されている方であった場合につきましては２５０万円、それ以外の方の場合は１２５万円となっておりまして、これらの費用負担につきましては、国が２分の１、県と市が４分の１ずつという負担割合

になっております。

こうしたケースになった場合の手続につきましては、申請の窓口は市のほうになりまして、あいあいの現在でいえば地域福祉課のほうに届け出ていただくという形になりまして、死亡診断書の写しでありましたりとか、罹災証明であるとかという関連する必要な書類を添えてご申請をいただくという形になってまいります。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

よく分かりました。ありがとうございました。

次の質疑に移りたいと思います。

議案第２２号亀山市営住宅条例の一部改正についてです。

改正内容についてお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

民間活用市営住宅事業につきましては、住宅セーフティーネットの中心的な役割を担う市営住宅において、財政的負担の軽減を図るため、個人または法人が建設または所有する賃貸共同住宅を市が一定期間借り上げ、市営住宅として転貸することにより、住宅に困窮する低額所得者等の生活の安定を図ることを目的としております。

今回提案させていただいております亀山市営住宅条例の一部改正の内容といたしましては、民間賃貸共同住宅であります野村団地住宅について、全１０戸のうち５戸を市営住宅として平成２７年４月から１０年間借り上げる賃貸借契約をしておりますが、令和７年３月末で契約が終了することに伴い、市営住宅条例から削るものでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

市営住宅が５戸減るということなんですね。

私の認識としては、市営住宅というのは今もう足らないと。もう何回くじを引いても当たらないという声しか聞かないんですけれども、今不足しているんですよね。

その募集の現状とかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

市営住宅の応募状況でございますが、過去２年間の状況といたしまして、令和４年度は募集１６戸に対して応募が５７世帯、倍率にしまして３．５６倍、令和５年度は募集１２戸に対して応募が６２世帯、倍率にしまして５．１６倍でございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

お聞きしましたように、全然足らないという状況で、何回もくじ引に外れて泣いていらっしゃる方がいらっしゃると思うんですけれども、そもそもこの住宅の整備の計画、そしてこれ減ったわけですから、さらに増やさなくちゃいけないと思うので、今後の借り上げの見込みについてお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

民間活用市営住宅事業による計画戸数でございますが、第２次亀山市総合計画後期基本計画では、令和４年度より毎年約１０戸ずつ借り上げ、合計１３０戸を目標値といたしております。

一方、令和６年度末での借り上げ戸数といたしましては、現状での戸数は合計９５戸でございますが、今回賃貸借契約期間の終了に伴い廃止いたします野村住宅団地を除きますと、合計９０戸となるところでございます。

今後の民間活用市営住宅事業における借り上げ戸数の見込みにつきましては、令和６年１２月２７日、高塚町地内において、建設事業者から借上型市営住宅５戸の新規応募申請があり、令和７年２月２１日に借上型市営住宅選定委員会を開催し、来年度中に借り上げる予定となったところでございます。

そのほか、現在も建築工事費用等が高騰しているところではあるものの、本事業について興味を示してみえる複数の事業者が建物等の仕様などについて担当窓口へ説明を聞き取りに来られ、そのうち一定の調整が整った物件があり、応募申請書の提出を予定している事業者もございますことから、今後の借り上げ戸数の増加が十分に見込まれると考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

今回のマイナス５の分は埋め合わせができたということですけれども、計画から見ると１３０に対して１年間で何十戸もなかなか難しいとは感じました。でも、頑張って増やしていただくほかないかと思います。ぜひともこれは増やしていただきたいです。

とはいえ、これ新築だと２０年でしたか、中古だと１０年で更新時期が来る。更新打切りということで、住んでいる方は大変だと思うんですけれども、お引っ越しもしなくちゃいけなかったり、考えなくちゃいけない。こういう方に対する手だてはどのようにされてきたんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

入居者への対応といたしましては、現入居者との転貸借契約期間が満了となる令和７年４月以降も引き続きその住宅に事業者と個別に賃貸借契約をし住まわれるか、ほかの市営住宅へ住み替えていただくかを選択していただく必要があることから、その旨、契約期間が満了となる令和７年３月３１日より６か月以上前からご案内をさせていただいたところです。

また、市営住宅の住み替えを希望される方につきましては、住宅セーフティーネットの観点から、

市営住宅への入居契約時より入居を保証しており、公募によらず優先して住み替えを行っていただく予定としております。

なお、当該住宅への入居契約の際には、令和７年３月３１日の転貸借契約期間の終了日であることについて、事前にお伝えさせていただいております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

借り上げですので更新期間が来ますよと。もしかしたらこの時期に出てもらわななりませんよということは、最初に説明がしてあるということなんですね。

その暁には一応手だてはされているということは伺いましたが、こんだけ少ない、不足している、安い住宅を求めている市民が多い中で、更新がありますけどよろしいかと言われて、いや、更新があるんだったらやめておきますという市民はいないと思うんです。

やっぱり安心して、死ぬまで暮らせるという、本当に昔の市営住宅が求められているんだろうなあということは今のご答弁で分かりました。やっぱり１０年、２０年でどうなるか分からないから、この方たちは低所得者で、借りていても、毎月毎月いつ来るか分からないお引っ越しの費用をためておかなくちゃいけないという状況にあるんだなあということが分かりました。

ぜひとも増やしていただかなくちゃ仕方がありませんので、頑張っていただきたいと思います。

最後の質疑に移ります。

報告第１号専決処分の報告について、この物損事故の内容について伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

当該の案件につきましては、令和６年１０月１７日午後１時３０分頃、中部中学校敷地内駐車場北側の細い樹木が倒れ、駐車場内に駐車しておりました職員の車両のサイドミラー外側カバーに傷が生じたものでございます。

なお、車両内には人は乗車しておりませんでしたし、また周辺にも生徒を含め人はいなかったため、人的被害は発生していないというものでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

本当に人がいなくてよかったと思います。

この話を聞いて、やっぱり昨年の東京のイチョウの木でしたか、それで人が亡くなったという事故やら、愛知県でもありましたけれども、そういうのを思い出しました。

そもそも学校にしても街路樹にしても、いろいろ管理しているところがあるとは思うんですけれども、どのようにこの学校の木は管理されているのかという現状について伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

学校環境の安全確保につきましては、学校保健安全法の趣旨を鑑み、各学校において施設及び設備の学期ごとの定期的な点検を実施し、異常が発見された場合には教育委員会と情報共有し、適宜対応を行っているところでございます。

樹木に関しましても同様の運用を行っており、例えば今年度におきましては、学校からの報告を受け、樹木の老朽化や隣地への影響等を踏まえ、野登小学校や亀山中学校、関中学校などにおいて樹木伐採等の対応を実施させていただいたところでございます。

一方、今回の案件につきましては、細い樹木であり、学校による定期的な点検では異常が発見できなかったものでございます。しかしながら、念のために、中部中学校内において、公益社団法人三重県緑化推進協会の緑地等適正管理事業を活用させていただき、樹木医による樹木健康診断を実施いたしました。結果、対応が望ましい樹木も発見されたため、現在、順次伐採等の対応を行っているところでございます。

同様の樹木医による診断及び伐採対応につきましては、昨年度、亀山東小学校の陰涼寺山におきましても実施いたしましたが、ほかの学校におきましても樹木の老朽化が進んでいる学校もあろうかと思いますので、適宜当該事業を活用しながら、引き続き適切な学校管理に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

適切に定期的に管理をしているということだったんですけれども、どんな定期的で、どのように樹木については管理をしていたのかについて、そしてその責任について伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

まず、基本といたしましては、学期単位といたしまして、これは樹木だけではございませんけれども、ほかの構造物、例えばネットでありますとか、それから引込みの支柱でありますとか、そういったものも含めて点検を行っていただいているところでございます。

これにつきましては、学校長のほうが責任を持って対応していただき、また何か異常があった場合は教育委員会と共有し、適切な対応を行うというものでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

要するに、学校の木は学校長の責任で毎学期１回以上は点検をしていただくということなんですね。

学校長は樹木の専門家でもございませんので、それは大変やと思いますし、東京のあの事故でも、毎年樹木医によって点検をされていたけれども、倒れた、折れてしまったということですし、今回も、だから毎回点検していたけれども、折れてしまった。

確かにこれは樹木医に言わせても、樹木が本当に倒れるかどうかというのは見ただけでは難しいと言われています。

先ほど樹木医によって手だてをしていただいたというのは、中部中学校だけ今回はしていただいたということですね、今回については。確認です。

○議長（岡本公秀君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

今回につきましては、先ほど申し上げましたように、中部中学校のほうでそういった倒木があったということでございましたので、中部中学校内において樹木医によります健康診断を行ったというものでございます。

今回につきましても、中部中学校だけでございますが、これまでも適宜、亀山東小学校なども含めて、そういった事業を活用した形で適切な学校管理に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

要するに見ていても分からないという樹木、何か真ん中のほうはほとんど生きていない部分もあって、樹勢が生き生きとしておっても倒れる可能性があるらしくて、木というのは。

その校長先生が学期に１回見ていただくにしても、例えばこういうことに注意して見ましょうねというポイントを何か樹木医の方から聞いて周知しているとか、そういうことはありますか。

○議長（岡本公秀君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

特に専門的な見地でというところはなかなか難しい部分もあろうかと思います。

基本は目視によります確認でございますので、当然大きな老木でありますとか、それから少し腐食が認められるといったようなことを見ていただくということになろうかというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

本当に木は難しくて、例えば本当に雨が降った後とかも、風の後とかも大変だし、前より傾いているなとか、揺れやすくなったなとか、枯れているなとか、空洞が見えるなとか、キノコが生えているなとか、いろんなチェックポイントがあるということですので、この際本当に人命に影響がなかったことを幸いとして、どうやって見たらいいのかということをしっかりと調べていただいて、構築していただいて、各学校の先生方にも周知していただきたいし、先生は忙しいので、先生方の力ではなかなか難しいし、そのチェックの仕方についてもまたぜひ検討していただきたいなと思います。

私の質疑はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１１番　福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に、９番　新　秀隆議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

よろしくお願いします。それでは９番、公明党、新でございます。

今回は、議案質疑の内容といたしまして、まず１つ目に議案第１７号亀山市運動施設等条例の一部改正、そしてから２つ目に議案第２２号亀山市営住宅条例の一部改正について、そして最後には議案第２８号令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１０号）についてという、大きく３つでございます。

まず初めに、今回の運動施設条例の一部改正についてでございますが、こちらは空調の利用の金額が１時間当たりの料金が２，８６０円に制定するということで、今まで東野公園体育館は空調がありませんでしたが、今やっと空調設備が整ったということでこの金額が設定されましたが、これについて料金の設定の背景についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

９番　新　秀隆議員の質疑に対する答弁を求めます。

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

今回、亀山市運動施設等条例の一部を改正する条例におきまして、東野公園体育館に空調設備工事の整備を本年度実施しておりました。こちらのほうが完了いたしましたことに伴いまして、当該空調設備の利用料金の額、その範囲を新たに定めるために所要の改正を行うというものでございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

それでは、今回設定されましたですけど、亀山市内にもスポーツ施設で空調が入っているところもあるんですけど、その空調の料金の設定についてもお伺いしたいと思います。ちょっと比較をするためにもよろしくお願いします。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

東野公園体育館と同様に空調設備を設置しております類似の市内の運動施設、これにいたしましては西野公園の体育館のみという形になっております。

当施設につきましては、平成３０年４月から空調設備の供用を開始しておりまして、その利用料金の上限につきましては１時間当たり３，８５０円という形で設定をしております。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

いろいろと西野公園、東野公園、そしてまたＢ＆Ｇとありましたけど、Ｂ＆Ｇは空調が入ってないとか、またスポーツ研修センターもこれは空調がないということで、実際に空調があるのは、今、林部長のおっしゃられたように、西野公園体育館と東野公園体育館、この２つになってきます。

そういう中におきまして、料金の設定でございますが、こちらにつきましては１時間の金額をどのように出していくかというのも改正の補足事項としてありまして、参考として１時間当たりに、これ原価が５，２００円と、それに受益者負担率を掛けて、それに対するまた消費税がかかる。そういう背景があって、この２，８６０円というのは出たと思うんですけど、こういう中におきまして、確かに西と東の公園では大きさも違うというのも分かるんですけど、この西野公園体育館との違いについて、ほかに要因があるのか。

また、例えば市内の子どもたちが使うことに対しまして、料金の個別的な設定、Ｂ＆Ｇのプールでも、市外の方とか市内の方とか、そういうふうないろいろ設定があるようですが、こういうことについて、まずは西と東の公園のほかに金額差の要因についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

西野公園と東野公園の料金の差ということでございますが、こちらにつきましては、まず一番大きいのは、やはり施設の規模が違うというところが大きいというふうに考えております。それともう一点は、整備された時期が平成３０年と大分年数もたっておりますので、その期間の中にかかる必要な燃料の量とか、そういったものも変わってきておりますので、そのような中で今回原価を積算させていただいたところ、東野公園につきましては２，８６０円で、西野公園につきましては従前の額の３，８５０円という形になっておるというところでございます。

それと、子どもたちに関する料金の設定の差をつけるかどうかというようなことでございますけれども、東野公園の空調設備の利用料金につきましては、子どもとかそういった形での免除というものは行っておりませんが、基本的な施設の利用料金につきましては、市内の保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、また中学校など、学習や保育の一環として利用される場合におきましては、全額を免除するという形になっております。

一方で、今回の東野公園体育館の空調設備をはじめとして、公共施設の各種利用料金につきましては、一定年数の経過によりまして物価水準、今かなり上がってきておるところではございますけれども、そういったものが変わってきている状況なども踏まえて、一定年数たてば見直しもしていく必要はあるんだろうというふうには考えておりますが、その場合につきましては、当運動施設だけでなく、市内の各種施設等と足並みを合わせた上で検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

確かに、今、林部長がおっしゃられたように、今の物価高騰によって様々なものが値上げしていくということで、私の思いとしては、子どもたちに配慮できるような、またスポーツ少年団とか、そういうのも思いましたが、逆に上がってしまうんではないかというような懸念を抱き、非常に不安な思いではございます。

しかし、今回の改定というよりは、単なるエアコン設備が入ったので金額の設定ということ、この設定につきましても、先ほどの林部長もおっしゃられたように、今後見直しもある可能性はある

ということで、ただそれにつきましては、上がるばかりではなく、また免除の方向もあってもよいんではないかというような、これ以上言っては一般質問になってしまいますので、そういうこともあるということを理解させていただきました。

あとは将来的な考えですけど、先ほどおっしゃっていただきましたので、おおむね理解させていただきました。

この件は以上で、ありがとうございました。

続きまして、次の市営住宅のことでございますが、先ほど福沢議員からも同様のことが出ました。

そういう中につきまして、今回新しい新築の施設でしたら２０年、中古でございましたら１０年であると。これは、平成２７年４月から１０年間借りるというふうなことも説明の中ではございました。その点の説明は結構でございますんですけど、今回１０戸あるお部屋というか、１０戸の施設に対して５戸借り上げていた契約であったということで、そういう中におきまして時期が来たので、今回の契約の延長をただされたということですが、こちらは、市側から、もうこれは１０年やから絶対やめましょうというか、また企業側からどのような意見があったのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたとおり、民間賃貸住宅であります野村団地住宅は、平成２７年４月から１０年間市営住宅として全１０戸のうち５戸を借り上げる契約をしております。

よって、令和７年３月末で契約期間が満了するということから、市としましては、さらに１０年間の契約延長をいたしたく、令和６年４月に再契約に向けての事業計画書を提出していただくよう事業者に求めておりました。

しかしながら、令和６年８月に事業者から自己都合により再契約の意思がないことを書面により確認したため、当初の契約書どおり令和７年３月末をもって賃貸借契約を終了するところでございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

高桐部長のほうから今はっきりとお伺いしたのは、令和６年の８月に事業者から自己都合ということのその辺も理解しました。市側が一方的に切ったというわけではなく、そういう中におきましても、私も福沢議員と同じように懸念していたのは、入居されている方は本当に大丈夫やったんやろうかと、そういう市と企業との間の契約が変わることによって、賃貸契約をされている居住者の方はどうなったんだろうということですが、それも先ほど福沢議員の折に高桐部長のほうからも説明を伺い、理解はさせていただいておりますが、こちらのほうもこれ、市側から個々に個人の方と交渉されたのか、そしてそれなりに説明をされていたというのは先ほどの答弁でお伺いしましたが、こちらの入居されている方々は十分納得されて、今回の議案になってきたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたとおり、令和７年度以降も引き続きその住宅の事業者と個別に賃貸借契約をして住まわれるか、ほかの市営住宅に住み替えていただくかを選択していただく必要がございましたので、令和７年３月３１日より６か月以上前からご案内させていただいたところでございます。

住み替えを希望される方につきましては、市営住宅への契約時より入居保証しておりましたので、公募によらず優先して住み替えを行っていただく予定としておりまして、今回１名の方につきましては、市営住宅の住み替え希望ということで対応させていただいております。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

入居者の方とは穏便にお話が進んだというふうに理解させていただきました。

いろいろご苦労もあったと思いますが、事前にきちっと説明というのは本当に大切だと思います。そういう中でご理解いただいて、穏便に事が進んだということは理解しました。

さて、あと先ほども高桐部長のほうから、今回の目標としては、今、亀山市の１３０戸の目標に対して、今年度は９５であったんですけど、６月議会に新しく御幸町に５戸の新築が出来上がり、そして今回、野村町の住宅の５戸が減って、取りあえずプラス・マイナス・ゼロで、今年度としては新しい新築の市営住宅の借り上げ住宅はできたけど、トータルで５戸、結局数字としては変わらず、そして今、福沢議員のときにも言っておりました、応募状況としても４年度に３．５６倍とか、５年度に５．１６倍ですか、非常にまだまだこの市営住宅の借り上げ住宅だけでもなくて、市営住宅も含めてですが、非常にニーズは大きいものでございます。

そういう中におきまして、先ほど今後の状況をご説明いただいたんですけど、もう一度ちょっと再度状況をお伺いしたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたとおり、現在の借上型市営住宅の実戸数でございますが、令和６年７月、新たに東御幸住宅５戸が加わり、合計９５戸となりましたが、令和７年３月３１日で契約期間が満了となります野村団地住宅５戸を差し引くと、借り上げ戸数は合計９０戸となります。

しかしながら、令和６年１２月２７日に高塚町地内において建設事業者から借上型市営住宅５戸の新規応募申請があり、令和７年２月２１日に借上型市営住宅選定委員会を開催し、来年度中に借り上げる予定となったところでございます。

そのほか、現在も建築工事費等が高騰しているところではあるものの、本事業において興味を示してみえる複数の事業者が建物の仕様などについて担当窓口へ説明を聞きに来られ、そのうち一定の調整が整った物件もあり、応募申請書の提出を予定している事業者もございますことから、今後の借り上げ戸数の増加が十分に見込めるものと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

ありがとうございます。

もう一度お伺いすることによって、よく理解できました。

この２月、先月ですね、２月にも市営住宅の選定委員会を開催していただいて、来年度中にも新たな賃貸借が成立してくるという情報や、また建築費用は確かに高騰しておりますが、いろんな事業者からの問合せもあるということで、かなりまだ見込みがあるというふうなことも聞いて、少し安堵した次第でございます。いろいろ大変とは思いますが、新たな事業者との交渉を望むものでございます。

以上でこの件につきまして終わりまして、最後の令和６年度亀山市一般会計補正予算について３項目お伺いしたいと思います。

この３項目は、特に非常に金額が抑えられてまいりまして、ちょっとお待ちください。

この３件とも非常に金額的には大分大きな金額としてやってまいりまして、まず初めに、この児童手当の給付事業の減額でございますが、当初予算では９億８，５８８万円でございましたが、今回、３月予算で６，５００万円の減額であったということになっております。

こちらの補正の減額の要因についてお伺いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（岡本公秀君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

児童手当給付事業の減額補正でございますが、対象児童が当初の見込みより少なかったことにより減額をしたものでございます。

児童手当制度につきましては、令和６年１０月から抜本的に拡充されることが予定をされておりましたことから、当初予算におきましては、制度改正後の児童数を８，０４７人、給付見込額を９億８，４０８万円と見込んでおりましたところ、直近の２月支払いの支給実績では、対象児童数が７，５４５人、給付見込額が９億１，９０８万円となったため、対象児童数においては５０２人、給付見込額におきましては６，５００万円の差が生じたことにより減額をしたものでございます。

なお、今年度の児童手当の拡充内容としまして、所得制限の撤廃、それから高校生年代までの支給期間の延長、多子加算について、第３子以降３万円とすることなど、多岐にわたる改正が行われましたけれども、当初予算積算時点ではその詳細が不明確でございましたので、対象児童数を多めに積算していたことが今回の主な減額の要因となっているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

先ほどご説明ありましたが、今回、対象人数が８，０４７名が実際には７，５４５名ということで、５０２名の差が出たということですが、これはいろいろの制度の問題もあると思うんですけど、今後というか、来年度からはこのような高額な減額の修正が、精度が上がるのか、そういうものについて今後の何か抑制できる要因についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

先ほど答弁させていただきましたとおり、令和６年度におきましては、事前の制度把握が困難であったために児童数の積算に差が生じたわけでございますが、令和７年度以降につきましては、大きな制度改正がない限りは既に制度の内容を確定してございますので、今回のように児童数や給付額の積算に大きな差は生じないものと考えておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

以降は精度が上がってくるというふうなご報告をいただきまして、理解させていただきます。

それでは、次の第４款のほうのがん検診推進事業についてでございますが、こちらも当初は１億円の予算に対しまして１，７００万の減額であったということですが、こちらについても要因をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

今回補正いたしますがん検診推進事業につきましては、当初予算案の際には、過去数年間の受診実績を参考にさせていただきながら、各種検診の受診見込者数を算出した上で当初予算の計上させていただいておるというところでございますが、受診者の数が当初の見込みを下回る想定となりましたことから、減額を行うものとなっております。

それぞれの項目別に申し上げますと、胃がんにつきましては、当初３，１０７人と見込んでおりましたが、最終的には２，３７３人程度になると見込んでおりまして、三百数十人減るということで１，００９万４，０００円、子宮がんにつきましては、当初１，５７１人の想定から、最終的には１，４２６人ということで１１７万７，０００円の減、大腸がんにつきましては、当初４，４００人ほどから最終４，１００人ほどになるというところで１８１万５，０００円の減、乳がんが当初２，４３０人から最終２，３７５人ということで１９万円の減、肺がんが当初４，４３０人から最終４，１７５人で１０９万９，０００円の減と、前立腺がんが当初１，６９０人から最終１，６６１人ということで２７万３，０００円の減ということで、各種がん検診の委託料で１，４６４万８，０００円を含めまして、事業全体で１，７０７万２，０００円の減額となったというところでございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

各詳細を減額の状況、確かに対象の方が少なくなったと。その中におきましても、金額的でいいますと、胃がんの方が３００人減ることで１，０００万円ぐらいの金額が表に表れてくるという実態でございます。

こういうところについて、今後の周知とか、その部分につきましては、最後の予防衛生事業の減額補正の金額、こちらも２億４０万が当初の予算から６，１００万円と大きな金額で変わってきて

おりますが、この要因と、そして先ほどのがん検診の推進事業と予防衛生事業の２つの今後の周知とか受診率を上げていくとか、せっかく予算を立てていただいておるんですので、そういうところについても、この２つの今後の周知については２つ一遍にお願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

すみません、少し１点訂正させていただきたいと思います。

先ほど、私、胃がん検診の受診者数の減が３００人ほどと申し上げましたが、７００人ほどの誤りでございましたので、申し訳ございませんでした。

続きましては、今お尋ねの予防接種の関係でございますけれども、予防衛生事業につきましても、がん検診と同様に、過去数年の接種実績などを基に当初予算を計上しておりますが、それぞれ予防接種者数の見込みが減ってきたというところで、減額をさせていただくということは先ほどと同様でございます。

主な要因といたしましては、肺炎球菌ワクチンの当初接種率を３０％ぐらいと見込んでおりましたところ、今の状況から見ますと８％ぐらいになっているということで、かなり大きく減っておるというところでございます。

インフルエンザワクチンの当初接種率につきましても約６５％を見込んでおりましたところ、５８％となっておるというところ。

特に大きかったのが、今年度から新たに定期接種になりました新型コロナワクチン、こちらの接種率につきましては、初めてのことということもありまして見込みが難しかったところではございますが、昨年度までの臨時接種の接種率を参考に４５％程度という形で見込んでおりましたところ、現在の実績から勘案しますと、１２％ぐらいにとどまるということが見込まれておりますことから、６，１５６万４，０００円と高額の減額になったというところでございます。

こうしたがん検診も予防接種もでございますけれども、市民の方に接種や検診を促していくという中で、周知の方法といたしましては、受診率を向上させていただくために、がん検診、予防接種、共通して市の広報でありましたり、ホームページで周知を行いますとともに、毎年５月１日号の広報と同時に配付をさせていただいております「健康づくりのてびき」、こちらによりまして周知を行っているところでございます。

また、がん検診、予防接種ともに実施いただく医療機関におきまして、ポスターを掲示したりして、市民の方にも目に触れやすいような工夫もしながらさせていただいております。

また、個別の取組といたしましては、がん検診につきましては、ナッジ理論を活用した対象者への個別案内通知を行わせていただいております。予防接種につきましては、肺炎球菌ワクチンにつきましても対象者が限定されるということもございますから、予診票を送らせていただいたりするなどの個別案内、こちらのような形で周知を行っております。

今後につきましても、がん検診も予防接種もともに、受診する方が情報を容易に得られやすいような形でご理解いただけるように、丁寧な情報発信によりまして、それぞれの受診率の向上にも努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

先ほど林部長からご丁寧な今後についてではございましたが、最終的にこの予防衛生のところの肺炎球菌とか、そしてコロナが特に接種では大分大幅な減因だったかなと、高額減額の理由だということでございます。

そして、今後の周知につきましても、先ほど丁寧に述べていただきましたが、大変個別というのも大変だと思いますが、何とか皆さんが健康で元気に暮らしていただけるように、しっかりと自己管理ができるよう、大変ではございますが、今後も継続して周知のほどよろしくお願いをいたして、私の質疑を終わらせていただきます。以上です。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

９番　新　秀隆議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１１時０９分　休憩）

（午前１１時１８分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、２番　櫻木善仁議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

新和会の櫻木善仁でございます。

通告に従い、議案第２８号令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１０号）について質疑いたします。

今回の補正予算において、１００万以上の減額または１００万以上かつ５０％以上の減額となった事案について伺ってまいります。

当初予算時にどのような事業計画が行われたか、そしてそれをどのように見積りを策定したか、またなぜ執行できなかったのか、あるいは執行率が低かったのか、結果だけではなく、その真因について明確にするため確認いたします。

まず初めに、第２款総務費、第１項総務管理費のうち、第１４目行政情報化推進費に計上された地域活性化起業人事業の減額補正について伺います。

予算額５６０万に対して５６０万全額減額ということで、１００％の減額となっております。

この件については、先日の森　美和子議員の答弁で減額の結果を確認しました。また、１７者と協議を行ったとのこともお伺いしました。

しかし、広い範囲で見ると、三重県志摩市は令和６年４月から株式会社システナさんと契約を締結、事業を展開しております。ＫＤＤＩさんが令和６年５月からこのような今のニーズに合わせて新規ビジネスプラットフォームとして展開し、ＷＡＫＯＮＸを設立されております。京都府舞鶴市や宮城県の大和町では、令和７年１月末にこのＷＡＫＯＮＸを活用した行政ＤＸを目的とした地域活性化起業人に関する基本協定を締結しております。さらに、令和６年４月から、企業派遣型に加えて、個人型の副業型の支援もスタートしておるということで、このような動きが進む中、亀山市

としてはどのような対応を講じてきたのか、またいつ事業の断念を決断したのか、ご答弁をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

２番　櫻木善仁議員の質疑に対する答弁を求めます。

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

地域活性化起業人制度を活用したデジタル人材の確保に向けましては、行政手続のオンライン化やＡＩ、ＲＰＡの拡充、専門的な知見に基づく職員研修の実施など、行政ＤＸのさらなる推進を図ることを目的に、まずは国が民間企業と地方公共団体とのマッチングを支援する地方創生人材支援制度を活用いたしながら５者との協議を行ってまいりました。

さらには、地域活性化起業人制度推進要綱が改正をされ、従来の企業派遣型に加えて、新たに企業に所属する個人が副業として業務に従事する方式である複業型が追加をされ、受入自治体での業務要件が一部緩和をされましたので、大手中堅のデジタル関連企業の情報収集を行った上で、制度の条件緩和も含めまして、１２者に対して市からの直接問合せや面談等により協議を行っております。そうした中では、地方自治体への派遣実績がある企業にも本市への派遣が可能かどうか協議を行った企業もございます。

しかしながら、昨今の全国的なデジタル人材不足や人件費の高騰に伴います派遣社員の給与等に係る経費の問題のほか、社内募集をかけていただいても応募がなかったり、社内規定上副業型は対応できないなどの理由から、結果的に企業との協議が調わず、民間企業からの派遣等によるデジタル人材の確保ができなかったため、本制度の活用には至らなかったものでございます。

なお、いつまでそのような取組を展開してきたのかということにつきましては、今定例会に補正予算を計上させていただく前まで、その努力は続けてまいったものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

そうすると、先ほど私がいろんな事例を挙げました他市ではいろんなことが行われている、もしくはいろんな今の事業体の中で、いろんな企業がそのニーズに合わせてどんどんビジネスプラットフォームなんかを立ち上げている内容を含めて、そうすると他市ができて亀山市ができないという中には、この採用条件が高いだとか、条件がやはり整わないというところがあったのかというところだけちょっと確認させてください。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

当然、私どもとの協議の中で、最終的には条件が整わなかったところになろうかと存じますが、この地域活性化起業人制度を活用した民間企業からの派遣等によりデジタル人材が確保できなかった理由といたしましては、先ほども触れさせていただきましたが、特に地方公共団体情報システム標準化への対応も含めた全国的なデジタル人材不足でありますとか、それらを背景とした人件費の高騰に伴う地方公共団体への派遣社員の給与等に関する経費の問題、さらには本市のシステム環境

との関係性などによりまして、デジタル関連企業との協議が調わなかったわけではございますが、その主たる問題点といたしましては、昨今のデジタル業界の人的なリソース不足の影響があるというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

昨年の３月の予算委員会において、ＤＸ・行革推進室長は次のように答弁されていました。

デジタル技術に関する知見や助言ができる人材の確保に向け取組を積極的に推進する必要があるため、地域活性化起業人制度を活用し、利用者の利便性向上や行政の業務効率化を図り、行政ＤＸ推進計画の基本理念である利用者中心の行政サービスの変革を進めるとありました。

その答弁を踏まえて、今回減額補正によって課題を抱えたままこの１年が過ぎたのではないか、当初計画していた取組はどこまで実施できて、またどのような課題が解決できていないのか、お聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本年度におきましては、地域活性化起業人制度の活用も見据えまして、行政手続のオンライン化やＡＩ、ＲＰＡの活用、庁内におけるデジタル人材の育成等の加速化を図ることを目指しておりましたが、こうした取組につきましては、地域活性化起業人制度を活用し、高度デジタル人材が牽引した場合と比較をしまして十分とは言い切れない点もございますが、ＤＸ推進室の職員において鋭意対応を図ってまいったところでございます。

特に本年度におきましては、行政手続オンライン化の拡充に向けました手続の洗い出し調査とその分析を実施いたしましたほか、生成ＡＩの安全な活用に向けたワーキンググループによる調査研究やＩＴパスポート取得に向けた研修等を行ってまいったところでございます。

さらなる課題はどこにあるのかというようなお尋ねでございますが、行政ＤＸ推進計画には様々な施策を位置づけておりますので、まだ計画途上でございますので、それらの取組についてさらに推進を図らなければならないというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

行政経営によっては、このＤＸが非常に重要だというふうに思って、ちょっと時間をかけて確認をさせていただきました。

それでは次に、第１５目諸費に計上されている防犯対策事業の減額補正について伺います。

予算１，６０４万５，０００円に対して４０１万８，０００円ということで、２４．５％の減額になっております。本事業については、予算編成時にどのような事業計画を立て、見積りを行い、策定したのか、また今回の減額補正に至った経緯についてを含めてご説明ください。

○議長（岡本公秀君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

減額に至りました内容につきましては、防犯灯に係る前年度の電気料金の全額を補助する防犯灯管理費補助金を令和６年度の実績見込みにより４０１万８，０００円減額いたしました。

その減額要因といたしましては、令和６年度予算算定の時期、令和５年１１月頃なんですけれども、電気代が高騰傾向にあった令和４年度分の電気料金実績から算定を行ったことによる減額も上げられます。また、平成２４年度から継続して実施してきましたＬＥＤ照明の新設及び蛍光灯からＬＥＤ照明の取替え費用に関する補助金など、ＬＥＤ化の推進によって過半数以上の防犯灯がＬＥＤ化を実現してきたという結果の中で、電気料金の抑制につながっておると。

その中で、防犯灯管理費補助金がより安価で収まってきているということが要因の一つと考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

電気代高騰する中、やはりこのＬＥＤ効果というのは非常に大きな要因を占めているなということは分かりました。

その中で、この補正予算でこのＬＥＤ効果の要因の中で、蛍光灯が２０２７年問題ということで間もなくこの問題がやっていきます。いわゆる全て蛍光灯がもう販売中止だとかというところがやってきます。その中で、現在の普及率についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

現在の防犯灯に係るＬＥＤ普及率は、令和７年３月現在で全防犯灯数４，７７３基のうち、ＬＥＤ防犯灯は２，８１３基で約６０％のＬＥＤ化率となっております。

これは毎年約５％の上昇率となっておりまして、このことから、それに伴って１０年前、平成２６年度の防犯灯管理費補助額は約１，４４０万円、平成２７年度は１，５５０万円を要しておりました。今般の補正予算後の令和６年度予算は約１，２３０万円に低減しております。

今後も現行の補助制度を継続して、ＬＥＤ照明は長寿命で交換頻度が減り、電気料金が安価でCO_2排出量も少ない地球温暖化対策に貢献するということで周知させていただきながら、着実なＬＥＤ化率の向上に努めていくことで、今後も徐々に電気料金が削減されて、補助金額が減額になっていくと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

その蛍光灯２０２７年問題に対して、先ほど年率５％ということなんですが、それでは２０２７年、あと２年後なんですが、それにはこの今現在の６０％が１００％に行くということがなかなかこう理解できないんですけど、完了のスケジュールということで、そこに終わっていくのかということだけちょっとお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

この事業につきましては、確かに２０２７年問題があると思いますが、その点に関しても今後周知していく必要があるかと考えておりますが、市のほうに申請し設置いただいているのが６０％のＬＥＤ化率になっておるんですけれども、現時点で補助金以外でも設置されている自治会もございますので、６０％より高い率でＬＥＤ化が進んでいるかと考えております。

ですので、市としましては、今後の方向性としましては約８０％をめどにこの事業を継続してまいりたいと、目標としてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

分かりました。

市としては８０％をキープしながら、各自治会のほうで２０％を確保しながら１００％を目指していくということで理解をさせていただきました。

次に、第３款民生費、第２項児童福祉費について、第１目の児童福祉総務費、放課後児童クラブ運営費の減額補正について伺います。

これは、予算が９６３万９,０００円に対して６００万の減額ということで、６２.２％の減額、このような大幅な減額になった理由について、それぞれまた編成時の計画と予算をどのように作成したか、そして減額に至った理由、そこまでお願いします。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

放課後児童クラブ運営費の内容は、公設の放課後児童クラブの運営に係る指定管理料や修繕に係る費用、民設の放課後児童クラブの運営に係る補助金、放課後児童クラブの指導員研修会に係る講師謝金などとなっております。また、公設の放課後児童クラブについて、工事等が必要な場合は、その工事等に係る費用も含まれるものでございます。

この減額補正につきましては、令和６年度におきまして、亀山南小学校区放課後児童クラブの下水道接続工事の工事請負費として９６３万９,０００円を予算計上しておりましたが、事業の執行見込みによる６００万円を減額することとなったものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

亀山南小学校の下水道工事による減額ということなんですが、やはり単一事業でこれだけの減額が発生するということが課題ではないかというふうに思います。

私は、この財政構造改革骨太方針２０２４と組織体制の見直しについてということで、６年の９月定例会の一般質問でもさせていただきましたが、やはりそもそもこの子ども未来部が修繕工事の見積りを行うことが間違いではないかなと。やはり土木専門部局が横串で管理するべき事案ではないかなということで、ここに関してはちょっと財務のほうにお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

予算の関係でもございますので、私のほうからご答弁をさせていただきますが、予算につきましては、通常工事以外でもそうですが、委託業務でありますとか、物品でも同様に業者の見積りによりまして予算要求の計上することが多くはございます。

そういった中で、適正な予算とするため、市内部でのチェックや積算をするなど、当然その技術部門との連携も必要でありまして、これまでも必要に応じてそうしてはおりましたが、さらなる現場の事前調査や積算の精査が必要というふうには存じます。

なお、今回の亀山南小学校区放課後児童クラブの下水道接続工事を施工するためのその設計に当たりましては、詳細な測量を実施いたしたところ、放課後児童クラブの下水道管が浅い埋設で済むといったことも大きな要因とはなっておったところではございますが、いずれにいたしましても、事前に設計段階において、事前の見積り段階において精査を行うなどは必要というふうに考えておりますので、いずれにいたしましても、財政構造改革を進めていく中で、事業費についてはこれまで以上精査の上、予算計上に努めていかなければならないというふうに存じます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

やはり今も構造改革の話をされましたけど、やはりこのスピード感とか、コスト削減が図れるということで、できたらそういう横串ということをもっと意識しながら進めていただきたいなと思っております。

それでは次に、第３目保育所費、一般管理費の減額補正について伺います。

一般管理費のうち、会計年度任用職員の報酬が予算２億１，０４２万４，０００円に対して１，６１５万７，０００円、率にすると７．７％の減額になっています。一見すると少額、小幅な減額に見えますが、職員数に置き換えると非常に大きいなあというふうに感じております。

どのような計画を持って予算策定されたのかと、減額に至った具体的な理由をお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

保育所費の一般管理費の内容は、公立保育所及び認定こども園の職員配置基準に基づく保育士等の職員人件費や給食費に係る賄材料費などの保育所等の運営に必要な経費でございます。

会計年度任用職員報酬１，６１５万７，０００円の減額の理由でございますが、市内保育所等で勤務する保育士、給食調理員等の会計年度任用職員に係る報酬につきましては、予算要求時には翌年度の必要人数が確定できないことから、暫定的に前年度規模で予算計上しております。

このことから、本年度におきましては、予算に計上する配置予定人数と年度当初の実際の配置人数との差が生じたことにより減額が生じたものでございます。また、年度途中に退職した会計年度任用職員の未補充によるものもございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

今回の減額により、先ほど触れられましたように、職員の欠員が発生して、他の職員がその分を対応する状況ではないかなあというふうに推測します。

もしそうであれば、業務負担が増加して、単純に減額できるものではないかと考えます。また、保育の現場では人手不足を感じている声も上げにくいような環境になっていないかというような懸念も感じております。

その辺の点についてどのように認識されているか、お伺いします。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

令和６年度当初において、保育士はクラス運営に必要な人員を確保し配置したところですが、年度の途中で担任の会計年度任用職員に欠員が生じたことから、フリー保育士を担任に充てるなど、より適切な保育環境を確保してきたところでございます。欠員分について直ちに補充することは難しい状況でございますが、職員の確保に取り組み、速やかに欠員の解消に向けて取り組んだところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

分かりました。

子どもたちが日々安心・安全に過ごせるような適切な人員の配置をお願いしたいと思います。

それでは、次に参ります。

第４款衛生費、第２項清掃費、第２目塵芥処理費、固化飛灰処理事業の減額について、ここも今回１，２８０万計上していますけど１００％の減額ということで、計画的に実施されている事業であるにもかかわらず、急に不用となった理由についてお答えください。

○議長（岡本公秀君）

村田産業環境部参事。

○産業環境部参事（村田　博君登壇）

まず、固化飛灰処理事業でございますが、現在、日々発生しております溶融飛灰は民間処理業者に委託して、山元還元方式により全量再資源化処理を行っております。

しかし、地震等大規模災害が発生した場合、民間処理業者までの運搬ルートが断たれたり、民間処理業者の設備が被災した場合には、溶融飛灰を総合環境センター最終処分場に仮保管する必要が生じてまいります。

この事業開始前の令和３年度時点では、保管容量が溶融飛灰発生量の約１年分６００立米しか空き容量がない状況でございました。

大規模災害が発生した場合、災害廃棄物が大量に発生することが予測されますことから、約２年分の保管容量１，６００立米を保管する計画で事業を開始したところでございます。

令和３年度時点で６００立米空き容量がございましたことから、残りの１，０００立米を令和４

年度から令和８年度までの５年間で１，０００立米の保管容量を確保するため、令和６年度には固化飛灰１８０立米を最終処分場から搬出し、市外の民間処理業者に埋立て処理を委託する予算１，２８０万円を計上したものでございます。

実際、この事業を行うに当たりまして、業務委託するわけなんですけれども、総合環境センターの最終処分場はコンクリートで囲まれておりまして、その中で作業をする場合、熱中症が懸念されますことから、毎年大体１０月から１１月に業務を発注してございます。

業務発注の前に、この保管容量を再度検討させていただきましたところ、令和５年度末時点で保管容量は１，００８立米空き容量がございまして、災害廃棄物を処理するために溶融施設をフル稼働させた場合、約１．３年分、平常時の溶融飛灰の発生量で約大体１，２００立米でございますので、大体約２年分の保管容量は計画どおりもう既に確保できていると判断いたしまして、１，２８０万円の減額補正を行うものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

分かりました。

発注タイミングは１０月から１１月に発注を行って現在に至ったということで、急激というよりは時系列的にそのような形になったということで理解をさせていただきました。

ちょっと時間の関係でここまでにさせていただきたいと思います。

次に、第６款農林水産業費、第１項農林水産業費のサステナブル農業奨励事業費の減額補正についてお伺いします。

ここも８０％の減額になっておりますので、なぜこの減額が起きたという理由だけを教えてください。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今回の減額につきましては、農業法人と認定新規就農者に対する支援、この部分につきまして減額しております。

まず、農業法人に対する支援につきましては、当初１４者の認証を目指して、市ホームページでの周知や市で把握しております法人へのリーフレットの配付、鈴鹿農業協同組合、四日市農林事務所などに対しましてリーフレットの配付依頼など、制度周知に取り組んでまいりました。

その結果、今年度は新たに１者が認証され、実績は６者となり、６５万円を減額補正するものでございます。

また、認定新規就農者に対する支援につきましては、当初令和４年度に新規就農された方を含む７名を目指して市ホームページでの制度周知に取り組んでまいりました。

その結果、今年度新たに７名の方について新規就農に向けた相談を受けました。そのうち、１名の方の青年等就農計画が認定となりましたが、その方は既に農業経営を行っている祖父から事業を継承しているため、補助金の受給要件を満たさず、経営開始資金の受給には至っておりません。

また、そのほかの方につきましても、就農時期が来年度以降になり、今年度は令和４年度に新規

就農された１名のみが経営開始資金を受給することとなり、９５０万円を減額補正するものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

実に今回予算が１，２５６万円ということで、残ったお金というか減額されたのが１，０１５万円ということで、非常に２０％に満たないような結果になっております。

これ、それぞれが今回の奨励に当たってはハードルが高いのか、いわゆる奨励基準が高いのか、まだ対象となる事業者数が少ないのかということが考えられると思いますけど、その辺に関してどのように考えているか、お聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず、サステナブル農業奨励事業におけます農業法人に対する認定要件でございますけれども、こちらにつきましては、担い手の確保であったり、経営改善、環境負荷軽減といった農業法人が経営安定化に向けて取り組むべき項目を設けております。認証につきましては、これらの項目は最低限必要な要件であると考えております。

一方で、市は農業法人の認証取得に向けた相談に対応するほか、認証項目である農福連携やスマート農業に取り組む場合は関係機関や事業者を紹介するなどの支援に努めているところでございます。

また、認定新規就農者に対する支援につきましては、経営開始資金がございますが、こちらのほうは国の要綱で受給要件が定められている補助事業で、市独自で受給要件を変更することはできませんが、新規就農者が申請時に提出しなければならない青年等就農計画につきまして、個人が単独で策定することが難しいため、県や農業協同組合と連携して策定の支援を行っているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

農業者にとっては非常によい制度なので、ぜひそういう支援をよろしくお願いしたいと思います。

それでは最後に、第７款商工費の中で、地域ブランド推進事業の減額補正についてお伺いします。

今回、補正の中のうちの業務委託料３９３万3，０００円に対して２９９万8，０００円、７５％の減額及びホームページ作成等の委託料が５４万5，０００円に対して１００％の減額になっております。

これらについて、令和６年度取り組む主な事業として示された事業でありますので、なぜこの減額に至ったのかという理由をご説明ください。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今回の減額補正の理由でございますが、当初の計画では、フードツーリズムを実施するに当たりまして、イベント事業者への運営委託や情報発信のためのウェブサイト制作、デジタルスタンプラリーに係る経費などを合わせて４１９万2,０００円を計上いたしておりました。

しかしながら、具体的に事業を進めるに当たりまして、亀山市地域ブランド推進協議会や同運営委員会におきまして検討する中で、フードツーリズム自体を観光協会やDMOなどの観光関連団体、さらには認定事業者や市内飲食店など、行政主導ではなく民間事業者が主体とした取組とするほうが、結果として事業の広がりや継続性のある取組、さらにはコスト面でも効果的になると判断いたしましたことから、企画を再検討することとし、フードツーリズムの関連経費の減額補正を行うものでございます。

○議長（岡本公秀君）

２番　櫻木善仁議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後１時まで休憩をいたします。

（午前１１時５３分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１８番　櫻井清蔵議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、議案質疑をさせていただきたいと思います。

４点出させてもろうています。

まず１つ目に、議案第３３号令和７年度亀山市一般会計予算についてですけれども、これはまた予算決算委員会でやりますけれども、時間の関係上。１点、聖域なき歳出削減による成果について通告させてもろうてありますけれども、頂いた資料５に、標準事業１５のうち廃止が７、それから主要事業１３で変更があります。この廃止をされた７事業、これの総額、一遍数字を教えてください。

○議長（岡本公秀君）

１８番　櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員ご質問の、今回予算決算委員会資料でお出しをさせていただいております資料５、令和６年度で廃止する事業及び令和７年度から内容等が変更となる事業一覧の資料でございますが、その中で含まれます事業廃止と表示をさせていただいております事業の総額でございますが、１,０４７万８,０００円でございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

分かりました。

その７事業で廃止が１，０４７万８，０００円ということで、これは通告をさせていただいた議案第１３号及び２７号に関連することですので、それも含めて質問をさせていただきたいと思います。

この資料に基づくと、議案第２７号の亀山市子ども出生祝金条例の廃止と。３人目のお子さんが生まれたときに市として、おめでとうさんということで３万円支給してきたと。

市長、これ。あちこち質問が飛んで申し訳ないんやけれども、この１，０４７万８，０００円の中に、去年ちょっと聞きましたら、５８名の新生児が生まれたと。３人以上の方に支給されたと。それが１８０万ぐらいと、それも含まれておるわけですけれども、やはりよくあなたが言われる少子高齢社会に対して、亀山市として、みんなに住んでいただきたいと。何らかの形で施策を打ってきておるんですけれども、このことについては森　美和子君も草川君も質問させていろんなことを答弁されますけれども、なぜ、やっぱりこれは、確かに国の施策は子ども世帯に充実しておるか分かりませんけれども、やはりこれは本市の特徴あることをあなたが市長に就任されてこのことをやられたと。これは確かに過去にも提案されて否決された部分はあるんですけれども、これはどういうことですかな、市長。何で、財政が難しいので、３人目、４人目、５人目、６人目でやっぱり子どもを望んでみえるご家庭がありましたら、それはどんどん増やしてもろうてもいいし、その際に、ああ、亀山市によう産んでいただいたという思いのためで、市長としての施策ですな。そして継続すべきやと私は思うけれども、ちょっとこれは飛んでいますけれども、２７号に。なぜここであなたの選択と集中という中で、その選択肢にあったんか、その思いを聞かせてください。

国の施策は国の施策です。この３人目の子どもさんが生まれたときに、また４人目の子どもさんが生まれたときにも、亀山市として３万円の祝い金を渡していくというのは、当然あってしかるべきことやと思う。

この間も関の中学校の卒業式に行きました。卒業生５３名でした。校長先生に聞きました。１年生は何人見えますかと。七十何名ですというような話でした。

これから亀山市を担う子どもたち、将来を担う子どもたちのために、市長としてなぜこういうような選択と集中の中で選択をされたのか。この議案を出されたのか、その思いを聞かせてください、市長として。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市としての考え方は、先般お答えをさせていただいておりますが、私自身というか、その思いも込めて、それは組織としての決定でございます。それはもう亀山市がこのいわゆる子育て支援は従来から充実をしてまいりました。国の制度もしかり、本市としてもできる限りのことをさせていただいて、亀山の将来を担う子どもたちのための環境を整えてまいったところでございますが、この条例を廃止した理由というのが、これは申し上げて繰り返しになるか分かりませんけど、令和５年の１２月に閣議決定されてから、こども未来戦略に基づいて児童手当の抜本的拡充がなされたわけでございます。

去年の１０月に改正されました児童手当については、出生祝い金が第３子以降の出生時に３万円のみ支給しているのに対して、子どもの年齢や保護者の所得に関わらず、子ども１人当たり月額３万円、今まで１万５，０００円であったのが３万円に上がった。そして年間３６万円が今まで１５

歳までであったものが、１８歳まで支給されることとなった。

これは抜本的なこの児童手当のいわゆる子ども政策の拡充であるということであり、国の政策ですが、ご案内のように、県・市もこの増額に伴います負担をさせていただいておるところでございます。

本事業を開始した当時とはこういう国において手厚い財政的支援や全世代によるきめ細やかな支援制度が進められるような、そういう状況など、いわゆる社会的な変化が大きく、背景が大きく変化してきておりますので、この市の独自事業であります出生祝金の支給を見直して、一回きりの出生の折だけの３万円という支給から、やはりもう少し厚みと時間的な幅を持たせた政策、これをしていくということで判断をさせていただいたものでございます。

決して亀山の子どもたちに対する子ども政策の支援を何とか縮小していくという考え方には基づいていないところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

毎度で申し上げるけど、あなたは長々とろくでもないことを言うておるの。国の施策は関係なしと。なぜあなたがその提案する。提案者ですよ、あなた、市長としての。これを堅持するというのは、国は国やが。亀山市独自のこれは施策や。それを判断したんは国の動向云々とちゃうねん。それを長々と訳の分からんことを言うのであなたの答弁はいつもちっとも訳が分からんのや。そうやろう。国が右向いていなさいと言ったら、あんたは右向いておるわけ。左向けと言ったら左向くわけ。後ろ行けと言ったら後ろ行くの。国が言うたら。

それでは亀山市独自の、亀山市の特徴、住みたい、住んでほしいというあなたの「緑の健都　かめやま」、それができませんやないか。国の動向によってて。だからあなたの答弁は分からんというの。国の言いなりにこれから亀山はしていくということやな。そういうふうに理解させてもらいます。

この廃止を決めたことについては私は反対や、とても。やはり私もおかげで４人の子どもがおります。それぞれ、１人はまだ結婚していませんけれども。それぞれ子どもをあれして、一つの家庭をつくってやっております。そして私の家を、私の家系を守っていってくれておるの。

それは亀山市の施策で、国の動向なんて関係ないんですよ、あなたは。勘違いしているね、あんたね。国が言うとおりやっておればええのやと。

そこでちょっと今ここをやっておったら、次が肝腎なことが言えませんもんで、分かりました。そうやで廃止するのに１，０４７万８，０００円というのはちょっと教えていただきましたので、それに基づいたことを、次、予算決算委員会でやります。

議案第１３号のほうは、配偶者扶養控除を廃止し、子に係る扶養手当の額を引き上げること、これについても国の方針ですよ。だけど、やはりこれはこれも人勧の中の附則で書いてありますよ、人勧の中にね。２０２５年の人事院勧告の中に書いてあります。

そして、今回特に私が注目したのは、地域手当の支給割合を引き下げることについてです。

平成１８年、田中亮太さんが市長さんのときに、１８、１９、２０、２１で１％ずつ上げて４％になりました。平成２８年にあなたが市長２期目の３年目に、２８年に２％引き上げて６％になり

ました。２％上げてね。

それで今回いろいろ前の議員さんの質問を聞いていますと、国の人事院勧告に基づいて、この６％を７年度は１％下げて、令和８年度には１％下げて４にするというようなことを言う答弁がありました。

ところが、これはここにも書いてありますけれども、今までは地方交付税の支給に対して、国は特別交付税の一つの制約を、制裁措置をつけておったんですよ、国が交付税の支給率によって。これを廃止するんですよ。廃止しておるんです。

その中で、今回ちなみに市の職員、これ私の計算が間違っておるかどうか分かりませんけれども、今回１％下げることによって、給与費明細書でいくと地域手当は９，５７４万７，０００円あるんです。それを１％下げると１，９１４万９，０００円です。それで２年目は２％下げると３，８２９万８，０００円です。これだけ下がっているんですよ。

そして、これは廃止に伴って、仮に４０万給与を市民の皆さんからいただいておる人は、これは賞与もかんでいますから、１６．５として４０万の方は年間６万６，０００円です。３５万の方は５万７，７５０円です。３０万の職員の方は４万９，５００円です。これは２年目になるとその倍になるわけです。２年目になると、４％になると１３万２，０００円、３５万の方で１１万５，５００円、３０万になると９万９，０００円です。これだけ収入が少なくなるんですよ。

大体市長は５％下げて、退職金２０％下げておるか分かりませんけれども、本来やっぱり６％を維持するようにしておいてあげたらどうですかな。

ちなみに、近隣、四日市市、鈴鹿市を見ますと四日市市は１０％ですよ。それを今９％に下げようとするんですよ。それで、鈴鹿市が１２％が１１％に下げようと、今議案を出しておるんですよ。

国の方針からいうと、この改正ですな。これ県単位でやっていくという中で、三重県、四日市、鈴鹿は８％ですよ。亀山市は三重県全体というか４％なんですよ。だけど、鈴鹿市は１２を１１、四日市は１０を９と。それは首長の裁量ですやんか。それをやっておるでしょう。本来なら、原田君の説明でも、人事院勧告の２０２５年の改正案によるとこういうふうになっておりますのでという、そういう答弁がありました。

だけど、それをこの人事院勧告は制裁もないんですから、なぜ６％のまま堅持できやんなんだ。

私も一家の家長ですから、大概自分の収入が減ったら小遣いは減らすというようなことを言われますよ。これ、職員としては物すごく大きいですよ、これ。

２年目になったら、今年、去年もろうておった俸給よりも２年後には４０万の方で１３万下がると。３０万の方は９万９，０００円下がると。これは気の毒やと思いませんかな。

あなたが５％、２０％下げるのは、あなたの都合や。だけど、職員はやっぱり６％を堅持して、せめて鈴鹿市と、これ、広域組合も組んでおるんですから、やっぱりこの地域手当というのは、人材確保のために地域手当があって、優秀な人材を確保するために地域手当という制度があると私は認識しておるんですけれども、私の見解が間違っておるんかどうか。まず市長が一番よく分かっておると思うけど、なぜ市の職員の人に、何で、この改正が出たもんで４％まで下げる。それは国の方針やからですか、今言われた子どものあれと一緒に。なぜ現状のまま４７０名正規職員の生活給、それを守ってあげるために、この地域手当の６％を堅持するという気持ちはございませんかな。簡単にお答えください。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この地域手当につきましても、先週も考え方を述べさせていただいておるところでありますが、まず、いわゆる本市は国家公務員に準じて国公準拠を基本的に対応してまいりました。

そもそも国に従うというよりも、この国と地方のいろんな様々な給与の決定については、地域の民間賃金水準を的確に反映させようということ、それを基礎として物価等を考慮してこれが決められておるというのは議員ご案内のとおりでございます。

そこで、今年度の人事院勧告におきまして、国家公務員における地域手当制度自体が見直された。

その中で、地域手当に係る支給地域の単位が広域化になった。そして、それは三重県においては四日市市さん、鈴鹿市さんを除いた県単位で４％とするという見直しが行われたところでございます。

その結果、本市に在勤する国家公務員の支給割合が現在の６％から今後２か年かけて段階的に１％ずつ引き下げられて、４％とする勧告がなされたということであります。

本年度の人事院勧告におきましては、給与制度自体のアップデートが図られて、初任給を大幅に上げると、この判断がなされており、私どもも若年層に特に重点を置きつつ、おおむね３０歳台後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に全俸給表の改定が行われて、これは期末・勤勉手当、さきの１２月議会でもこの議会でご審議いただいたところでありますけれど、職員の期末・勤勉手当は既に引上げを決定し、行っているところでございます。初任給も上げていくという方向が決められているところでございまして、議員おっしゃるように、この地域手当につきましては引き下げることとなりましても、給料や手当において引上げとなっている部分もございますので、必ずしも職員に不利益になっているということではないというのは、これはご案内のとおりであろうかと思います。

いずれにいたしましても、このいわゆる人勧に基づいて対応するということについては、絶対の物価であるとか、いわゆる民間との賃金の比較であるとかの中で判断されておりますので、人勧が下げよというときには、本市もそれに連動して下げる、上げよというときはこれに連動して上げると。この人事院勧告を尊重するという立場で、今までも、そして現在も、そしてこれからも、そこは尊重しながら回していく必要があるというふうに考えているところでございますので、ただ先般、服部議員のご質問にもお答えいたしましたが、この地域手当の制度自体がなぜこれ全県１区で四日市さんと鈴鹿市さんが今１０、１２％というのは８に落ちるわけですが、が勧告されておりますけれど、それ以外は４％で統一されるということのこの仕組みの合理性についてはいろいろ申し上げたいことはございますけれど、しかし現実の中でこの人勧に適応していくということについては、それを尊重しながら対応してきておるということで、決して職員の全てに不利益が生じるという状況にはならないというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

いや、職員の不利益になりますやんかな。例えば０．１か月分上げたとしても４０万で４万円か

な。そうでしょう。３５万円の人で３万５，０００円ですよ。これ、私、冒頭に言いましたように、４０万の人で６万６，０００円ですよ。年間１３万２，０００円ですよ。２年目には下がるんですよ。現状、地域手当は１４市中、伊勢、松阪、尾鷲、鳥羽、熊野、いなべ、志摩、これはみんなゼロですよ。ほかは伊賀が３％、名張が３％、亀山市が６％、桑名、津が６％、四日市１０％、鈴鹿１２％です。

それなら職員の皆さん方に、市民の皆さん方の窓口ですよ。市長が全部対応していないんですよ。各部局の職員、部長以下窓口の皆さん方が、職員のいろんな苦労、いろんな相談、業務を一身に受けて、そしてきちっと亀山市政を、亀山市の在り方を説明しておる立場にある職員の皆さん方の給与補償を堅持するのがあなたの仕事やないかな。

そして人事院勧告に基づいてと言いますけど、そうなんやったら、人事院勧告に基づくんやったら、最初から今回もう４にしたらよろしいやんか、あなたが言う手法やったら。県下一本になっていたら。それを中途半端に５％と、来年度は４％に戻しますよと。

そうやから、いつまでたってもあなたは中途半端な政治をやっておるわけ。やるときはやる、やらんときはそれを阻止すると。その中で、これは明らかに２５年のこの改正でも、地方交付税の特別交付税に対する処罰はしないと、廃止するということは、原田君、確認してあるやろう。地域手当の減額について、地域手当をこの表にせえというようなことは、ペナルティーにならんということは確認していますな。それだけ１つ答えて。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

議員先ほどのご案内のとおり、特別交付税での制裁といいますか、減額といったことはないというふうに聞いております。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

だからここらは特別交付税というのは、確かに、これは特別交付税というのは市長の裁量によって国から何ぼでも引っ張ってくる金ですよ。違うんですよ。私もそこにおりましたもんで、もう三十何年前に。亀山市さんは特別交付税は幾らになりましたよと、その通知を私、持ってきたことがあるんですよ。あなたが市議会議員のときに。まだなっておらんかなあ、あなた。県会議員かな。亀山市の配分特交はこんだけですよと。特交は首長が取りに行くもんなんですよ。地方交付税はちゃんと決められた数字です。特別交付税は首長が国に折衝しに行くんですよ、総務省に。だから、これに制裁措置はないわけです。だから、もっとやっぱり３５万以上確かに３５歳までの職員の給与改定はなされたと思う、大幅に、よくなったと思う。だけど、４０歳以上、５０歳までの職員の立場でこれだけの減額をするよと。この世代の職員の方々には子どもさんが高校や大学へ行ってみえたら、かなりの費用が要るんですよ。だから何でそれを補填するかといったら、最後には奥さんに働いてもらうか、両親から援助をいただくか、何らかの方法を組んでいかんなんですよ。だから、やっぱり４０代、５０代の世代を守るためには、この６％は絶対堅持せなあかんです。それがあなたの仕事なんです。そして、職員の方に、これもせえ、あれもせえ、１０％の削減計画を組め、市

民の要望に的確に応えよ、そして真摯に対応して、亀山市政はええなという仕事をしてもらうためには、この６％を堅持して、その指示を出すのはあなたの仕事なんです。それを国の人事院勧告に基づいて、国のせいにしておるんです、あなたは。それが首長のすることですか。僅か５万人、５万人の市ですよ。５万人の市民がやっぱり市の職員のいろんな助言、それから仕事によって市の職員は精いっぱい小言にも耐え、いろんな無理な要求にも耐えて、職務を果たしてくれておるんですよ。あなた一人がしておるわけやないですよ。職員が見えて、あなたという亀山市長という席があるんですよ。亀山市長が１人でやったら、職員は要りまへんやないか。職員があってこそこの亀山市は成り立つんです。それで決定するのはあなたなんですよ。あなたが優柔不断なことをやっておるさかいに、亀山市はだんだん人口が減っていくんですよ。金も減っていくんですよ。財政がなくなっていくんですよ。

だから、そこら辺で何とかこの６％の堅持を、私は述べたけれども、もう一遍聞きます、もう一つ質問がありますので、あくまでも５％でいくと、そして８年の終わりには４％にするという考えを持っておるのか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、職員が公の公務員としてのその職務を、誠意を持って精いっぱいやっておる。これは当然すばらしいことであって、それは亀山市の行政を支えておるとも議員がおっしゃられるのは当然であります。

その上で、今回の少し誤解があったのは、令和７年度１％下げる、そして８年度で２％という、これはこれも含めて人事院勧告でございますので、そこは誤解がないようにお願いをいたしたいと思います。

そしてもう一点は、今回はこれはもうお忘れになられたんかどうか分かりませんが、昨年の１２月議会で、先ほど申し上げましたけど、職員の給与改正、改正給与条例をお認めをいただいて、給料月額、一時金の引上げを既に行わせていただいておるところでございます。

特に給料については大幅な引上げを行っておりまして、全体的には不利益を生じていない、そのように感じており、もう一方で職員、いわゆる職員組合とは、昨年の１０月３０日に行われました交渉におきまして、また本年２月５日には地域手当の再交渉におきまして、私自身もこの職員組合と直接交渉をさせていただきました。

その後に、２月７日にこの総務財政部長が協議を行いまして、最終的にこの先月の２月１３日に職員組合と妥結をいたしたものでございます。

今回の地域手当の支給割合の見直しにつきましては、当然、先ほども申し上げたように様々な思いもあるわけでございますし、職員に対してもそうですし、この制度自体の考え方もそうなんですが、いわゆる国公準拠というのを尊重する中で、職員組合とも丁寧に協議をさせていただいた上で妥結に至り、この交渉の中で十分協議を行わせていただいたということでございますので、そこはご理解をいただきたいと存じます。

議員のご所見はご所見として聞かせていただきました。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

職員組合、自治労というんですけれども、私、自治労の昔の北岡さんという人をよう知っておるんですけど、自治労と他の地協と一緒のようなことですけれども、市長、総務部長が表に出てきて、市の職員を前に置いて、おい、今度下げるで了解してくれ、いやいや、待ってくれという方はおらんと思う。あなたも長いこと政治を、ここの市長をまだやらはるのやで。やっぱり自分の身はかわいい、お互いに。そうやで自治労の交渉で妥結を得ましたといって。そんなもんやないんです。ここは制裁がないと、原田君にも確認させてもろうた。

６％を堅持することによって、なお一層俺の旗の下、亀山市民の生活をより一層堅持してこいと。だから、私は国が人事院勧告でこうやって言うておるけれども、６％を堅持したいけれども、今後とも職務に励んでくださいというのが、あなたの立場やないかな。そうでしょう。４期、また５期目を目指して、あなた、これ、１０年がもう２０年に向かっているんですよ、あなた。その立場にある者が、なぜ人勧云々で、自治労との役員会等の協議で妥結したので、それで納得してもろうたで下げますのやというような判断なんですか。

亀山市をより一層よくするためには、職員一丸となって、私の下、市長の下、市民のために一生懸命働いてくれと、だから私は６％を堅持するので、よろしく頼むという一言が言えなかったということですな。

もう時間がないので、あきまへんな。

○議長（岡本公秀君）

１８番　櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

次に、１０番　豊田恵理議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質疑いたします。

最初に、議案第１６号亀山市手数料条例の一部改正について、条例の改正をする背景と趣旨について教えてください。

○議長（岡本公秀君）

１０番　豊田恵理議員の質疑に対する答弁を求めます。

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

背景と趣旨につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築基準法が改正され令和７年４月１日から施行されることから、改正により追加となった審査や手続等について手数料の改正等を行うものでございます。

主な法律の改正内容といたしましては、１番目として、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律については、専門住宅を含めた、原則、全ての建築物の省エネ基準への適合が義務化され、建築確認申請時に併せて特定行政庁または指定確認検査機関の審査が必要となります。

２番目として、建築基準法については、省エネ基準の義務化に伴い、太陽光パネル設置などにより建築物の重量が増加したことなどの理由により、これまで建築士が設計した住宅等は、建築確認申請時に建築等の審査の一部が省略されていましたが、全ての２階建て以上の建築物などにおいて

構造等の審査が必要となりました。

今回の亀山市手数料条例の一部改正につきまして、申請手続において、これらの増加した審査に必要な時間等を手数料料金に反映したものでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

私も建築基準法の法改正を調べましたが、その前に条例改正に至る前段階として、国の法律である建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律と建築基準法が改正され、省エネ基準が高まったことや、建築物の重量増による構造等の審査が必要になったことが大きな理由であるという答弁であったと思います。

それに伴う手続や審査の増加が手数料に反映されたということをまず確認いたしました。

そこで、私も建築基準法と法改正を調べましたところ、近年、異常気象や洪水など気候変動の深刻化や環境保護の必要性が増し、２０５０年のカーボンニュートラルと２０３０年に向けた温室効果ガス４６％削減の実現に向けた取組強化が今進んでおります。

そんな中で、日本国内のエネルギー消費量が大きいのが建築物分野であり、そちらが約３割、また木材需要も約４割が建築分野にあることから、建築物の省エネ性能向上や建築分野における木材利用の促進をすることがこの改正の大きな理由だということでした。

そこで、このような環境に関する取組をすることによって、省エネ基準が変わったり、手続が増えることで、それだけの手間や労力が増えることになるのですが、こうした改正で具体的に私たち市民にどのような影響があるのでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

法律の改正によります影響について、まずは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律については、屋根などの建物の重量が増すことによる構造の強化などにより、建築工事費が増加することが考えられます。

また、建築基準法につきましては、これまで木造の住宅の建築確認申請が不要だった都市計画区域外での木造２階建て、もしくは平家建ての延べ床面積２００平方メートルを超えるものも含め、市内全域において令和７年４月より確認申請が必要となるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

建築物の構造強化による建築工事費の増加や、建物の規模や地域に関わらず、市内全域でこの４月より確認申請が必要になったと確認をいたしました。

そうすると、市民の負担というのはどのぐらい増えるのでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

今回の改正法により、従来一定規模以上の建築物が対象であったものが全ての建築物の省エネ基準への適合審査が新たに追加されたこと、また全ての２階建ての建築物について構造等の審査が必要になったことなどによる審査内容の増加により手数料が全体的に増加され、また新たに設定されます。

例えば、１００から２００平方メートルの住宅であれば、省エネ基準への適合審査手数料として３万６，０００円が新たに必要となります。また、建築確認審査手数料が４万１，０００円から６万３，０００円への増額となります。

一方、法改正による建築工事費への影響についてでございますが、民間情報誌の試算では、省エネ基準へ適合させるため、１００平方メートル程度の一戸建ての住宅で、外壁、屋根、窓の断熱性の向上や建物の重量が増加することによる構造の強化などにより、約１００万円程度必要となる試算となっております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

手数料について具体的な事例を挙げて説明いただきました。

また、法改正による今後の建築工事費への影響についても調べてもらったんですけど、ちょうど私のうちも屋根替えをしていたんですけど、来年からすごく値上げがということを聞いていましたので、私たち市民にもかなり大きな影響がある改正だということがよく分かりました。

それでは、次の質疑に移りたいと思います。

議案第１８号亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてです。

こちらは、先日から数名の質疑がございまして、同じ内容の質問については省いていきたいと思ったんですが、ほとんど一緒でしたので、亀山市では今、災害弔慰金等の支給をした実績がございませんので、今後のことについてちょっと聞きたいんですけれども、新たに災害弔慰金等支給審査委員会を設置し、専門知識を持った委員が選出されたとして、今後もし大規模災害などが起きた場合、この委員会はどのように運営をしていくのか、他市事例などが分かれば教えてほしいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

まず、この審査委員会につきましては、今回議決をいただきました後に、４月以降になるかと思いますが、まず委員の委嘱をさせていただいた上で、会議の招集を行って、会議を開催させていただく予定をしております。

１回目の会議におきましては、災害の災害関連死というのを判定していくに当たって、具体的には一件一件ケースごとの審査を行う形にはなりますが、基本的な考え方などの基準を一旦委員の皆さんの中で協議をいただく予定をしております。

そうしたものを行った上で、実際に発災等で市民の方が支給の対象になる可能性があるというようなことがあった場合には、市民の方から私どもの窓口のほうにご申請をいただいた上で、会議のほうの招集をするという形になります。

会議の開催手法につきましては、これからまた委員の皆様方と協議をしながらにはなってまいりますが、他市の事例で申し上げますと、一定の１か月に１回とか期間の中で受付を行った上で、まとめて何件かの審査を行うというような形で運営をされているというのが他市の事例としてはあるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

それでは、ちょっともうすぐになってしまうんですけれども、最後の質問に移りたいと思います。

議案第２２号亀山市営住宅条例の一部改正、こちらですけれども、既に３人目の質問ということで、同じ内容の質問は省きながら、また進めていきたいと思いますので、お願いいたします。

まず、背景と趣旨についてですが、今回、野村団地住宅についての内容は先ほど答弁がありましたので、私からは民間市営住宅事業の契約内容について質問いたします。

そもそもこの制度自体の契約期間の取決め等、これはどのような内容なのかお答えください。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

借上型市営住宅の賃貸借契約期間としましては、既存の賃貸共同住宅の場合は１０年、新たに建築したものの場合は２０年となっております。

また、賃貸借契約の期間が満了するに当たり、事業者から賃貸借契約期間の延長の申出があり、入居者の状況等を考慮した上で、それぞれさらに１０年を限度として賃貸借契約を締結することができるものとしております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

民間活用市営住宅事業の開始後もう随分たつんですけれども、今までに契約満了時期を迎えた物件や、もうすぐ契約満了を迎える時期もあると思うんですけれども、今まで契約を終了したという事例はあるのでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

平成２３年度より開始しております民間活用市営住宅事業でございますが、今までに契約が終了した事例はございません。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

先ほども話したんですけれども、今後、契約期間の満了により契約終了を迎える物件も今後は出てくる可能性もあると思うんですけれども、その場合も住民は同様に公募によって優先して住み替えが可能ということを先ほどの答弁の中で確認しました。

ただ、やはり継続というのは今までもあったみたいなんですけど、期間が満了して契約が終了する場合というのは、その人の分、物件は少なくなって、人がそのまま残ってしまうということで、需要と供給というののバランスが崩れると思いますので、その辺は気をつけていただきたいと思います。

民間市営住宅に興味を持たれている事業者が複数見えるということを答弁の中で伺いました。

市営住宅を希望している人も多いと聞いておりますけれども、この需要と供給バランスを鑑みて、今この事業というのが順調に進んでいるのか、現状について質問します。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

本事業による進捗状況でございますが、第２次亀山市総合計画後期基本計画では、令和４年度より毎年約１０戸ずつ借り上げ、合計１３０戸を目標値としております。

一方、令和６年度末の借り上げ戸数といたしましては、現状での戸数は合計９５戸でございますが、今回、賃貸借契約期間の満了に伴い廃止いたします野村団地住宅を除きますと、合計９０戸となるところでございます。

計画が遅れております理由といたしましては、近年では不安定な国際情勢により、建築工事及び維持管理費用などに伴う建築資材費または人件費等が高騰しており、建物の仕様や特に借り上げ金額などについて、市と事業者との間で差異が生じ、合意に至らない状況となっております。

今後の取組といたしましては、市営住宅が住宅困窮者等に対する住宅セーフティーネットとしての役割を担えるように、引き続き建設関係事業者や不動産業者など他業種の事業者に対しＰＲを行い、借り上げ戸数の増加に向けて積極的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

今後、契約期間の満了する物件も出てくると思いますので、物件数がまた減る可能性も出てくると思います。

先ほどもおっしゃったように、住宅セーフティーネットとしての役割として重要な市営住宅、これはやっぱり需要と供給のバランスをしっかりと注視しながら、今後も丁寧に進めていただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１０番　豊田恵理議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による質疑は終了し、日程第１に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第９号から議案第４１号までの３３件については、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

なお、報告第１号については、関係法令の規定に基づく報告でありますのでご了承を願います。

付　託　議　案　一　覧　表

総務委員会

議案第　９号　亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議案第１０号　亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
議案第１１号　亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第１２号　亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
議案第１３号　亀山市職員給与条例の一部改正について
議案第１４号　亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について
議案第１５号　亀山市税条例の一部改正について
議案第１６号　亀山市手数料条例の一部改正について
議案第２４号　亀山市消防団条例の一部改正について
議案第２５号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第２６号　亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

教育民生委員会

議案第１７号　亀山市運動施設等条例の一部改正について
議案第１８号　亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
議案第１９号　亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第２０号　亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第２１号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第２３号　亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
議案第２７号　亀山市子どもの出生祝金条例の廃止について

産業建設委員会

議案第２２号　亀山市営住宅条例の一部改正について
議案第４０号　市道路線の認定について
議案第４１号　市道路線の認定について

予算決算委員会

議案第２８号　令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１０号）について
議案第２９号　令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について
議案第３０号　令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について
議案第３１号　令和６年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について
議案第３２号　令和６年度亀山市下水道事業会計補正予算（第４号）について
議案第３３号　令和７年度亀山市一般会計予算について
議案第３４号　令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
議案第３５号　令和７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
議案第３６号　令和７年度亀山市水道事業会計予算について
議案第３７号　令和７年度亀山市工業用水道事業会計予算について
議案第３８号　令和７年度亀山市下水道事業会計予算について
議案第３９号　令和７年度亀山市病院事業会計予算について

○議長（岡本公秀君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日１１日は午前１０時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後　１時５５分　散会）

令和７年３月１１日

亀山市議会定例会会議録（第５号）

●議事日程（第５号）

令和７年３月１１日（火）午前１０時　開議

第　　１　市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１７名）

１番	古田吉昭君	２番	櫻木善仁君
３番	深水隆司君	４番	草川卓也君
５番	中島雅代君	６番	森　英之君
７番	今岡翔平君	８番	髙島　真君
９番	新　秀隆君	１０番	豊田恵理君
１１番	福沢美由紀君	１２番	森　美和子君
１３番	鈴木達夫君	１４番	岡本公秀君
１５番	伊藤彦太郎君	１６番	服部孝規君
１８番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀渕輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼関支所長	北川明美君
健康福祉部長	林　秀臣君	子ども未来部長	高宮綾子君
産業環境部長	富田真左哉君	産業環境部参事	村田　博君
建設部長	高桐美智代君	上下水道部長	杉本良則君
危機管理監	木田博人君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	豊田達也君	消防部長	豊田賢治君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	谷川健次君
地域医療部長	小森達也君	教育長	中原　博君
教育部長	亀山　隆君	代表監査委員	上田寿男君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会事務局長	落合　巧君

●事務局職員

議会事務局長	大泉明彦		書記	新山さおり	
書記	渡邉靖文		書記	西口幸伸	
書記	山北康仁				

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

会議に先立ち申し上げます。

皆様ご存じのように、本日３月１１日は東日本大震災の発生から１４年を迎えます。この大震災により犠牲になられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表すため、会議中、議事の進行を問わず午後２時４６分になりましたら黙祷をささげたいと思いますのでご承知おきください。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程（第５号）により取り進めます。

これより日程第１、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

１１番　福沢美由紀議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

おはようございます。日本共産党の福沢美由紀です。

３月１１日というこの日に質問をさせていただくことになりました。本当に命と暮らしを守るために政治ができることをまたしっかりと考え直す、今日１日にしたいと思います。

質問は３つ用意させていただきました。会計年度任用職員の処遇について、そして中学校給食について、そして保育士の配置についての３点でございます。よろしくお願いいたします。

まず１点目、会計年度任用職員の処遇についてでございます。

地方自治体の会計年度任用職員の給与改定について、総務省は、常勤職員の給与改定に準じることを基本とするとの通知を示しました。そのことから私も何度もこのことについては質問を重ねております。

まずは亀山市の会計年度任用職員さんの時給単価についてでございます。この時給単価が前回の質問で、例えば看護師、保健師は１，２５０円という時給単価が１３市中１２位と大変低い、保育士も１，０３０円と最下位であると、県内で、そういうことを示しながら、ぜひともこれは上げるべきだ、給食調理員さんも今本当に少なくてなかなか集まっていただけない、保育士さんも集まっていただけない、こういう状況があります。

また、昨日ニュースでありましたけれども、都道府県版ジェンダーギャップ指数ということで、三重県が経済分野で４７都道府県のうち４６位という情けない数字でありました。これは特にフルタイムの仕事に従事する割合ということで三重県は女性が４２位ということで、やはりこのフルタイムじゃない臨時職員ということですと賃金も安くなってきて将来賃金の差も出る。このジェンダ

ーということでも大きな問題を引き起こすという大事な課題だと思っております。この引上げについては前回の質問で令和７年度には引き上げるんだというご答弁をいただき、先日も資料を出していただいたところです。今回７年度の引上げについて、どういう職種をどんな幅で引き上げるのかという、どういう検討をされた結果なのかをお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１１番　福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

おはようございます。

議員からは会計年度任用職員の関係で１２月議会でもご質問をいただきまして、令和７年度につきましては、先ほどご紹介いただきましたが、多くの職種で報酬単価を引き上げましたが、その考え方ということでございまして、現在の報酬単価につきましては、昨年１０月１日のこれは最低賃金の引上げに伴いまして、最低賃金を下回っている職種について、その額以上になるように暫定的に改定をいたしたところでございます。この改定によりまして、一般業務の業務補助職１、２、３と、それと福祉業務の福祉職１の報酬単価が同額となったため、令和７年度に向けて、保育士など資格を必要とする職種を重点的に近隣市の状況や職種間の報酬単価の差額を勘案し、報酬単価の見直しを行ったところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

資格というのを見ていただいたということだったんですけれどもね。確かに、保育士と資格のない介助員との逆転現象は解消されました。私はしかし、見てみますと児童センターのところなんですけど、児童センターの館長さんと、そこで働く児童厚生員さん、今までは館長さんが少し高くて差があったんですけれども、全く一緒になってしまったんですね。こういうこと、１つ解決したら１つまた出てくるということでは、私はこの検討の仕方はどうなのかなと思うんですね。それとあと、前にも指摘しましたが、保健師と看護師では資格が違いますんで、やっぱり差はつけるべきだろうなと思っているんですが、そこもまだ同じままです。

そういう意味では資格に応じた時給、額面を上げるだけじゃなくてこの分類している区分、そちらも検討する必要があったのではないかと思うんですが、そこについて伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

分類区分の見直しが必要であったのではというご質問でございますが、現在の会計年度任用職員につきましては、業務補助職、この中でも５つ設定しておりますが、あと福祉職、教育職、その他ということで区分をしておりまして、それぞれの職種の中でまた区分をいたしております。この現在の職種の区分につきましては、令和２年度に会計年度任用職員のこの制度を導入した際に精査し分類したものでございまして、今回の報酬単価につきましては、先ほど申し上げましたように資格職を中心として見直しを行ったところでございます。

ただ、全体的には従前から報酬単価の比較的高い職種などについては引上げは行っておりませんが、先ほどご質問の児童センターにおきまして、館長と児童厚生員の単価が同じということでございますが、この児童厚生員につきましては、現在、本市で保育士の有資格者を任用しているという状況がございますので、当該職種につきましては重点的に見直しを行ったということから、報酬単価の引上げ幅が児童センター館長より大きくなり、結果として児童センター館長と児童厚生員の報酬単価が同じとなったものでございますが、ただ児童センター館長の区分につきましても、当然給与体系につきましては追越しはあってはなりませんので、この区分につきましても引上げは行っておりますが、特に一緒になったのは先ほど申し上げましたような状況があったことでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

資格が厚生員さんはあるということ。でも、どうでしょうね。公民館でも公民館の館長さんとそこで働く人、学校でも学校長とそこで働く人、みんなそれぞれやっぱり責任が違うので、責任の重さが違うので差があるんじゃないでしょうかね。ぜひともこれは考えていただきたいなと思います。

もう一つですけれども、先ほど言いました給食調理員なんですね。ほかに、保育士さんもなかなか集まらない、看護師さんもなかなか集まらない、保健師さんも集まらないということでよく減額補正がされていたということがありましたけど、給食調理員さんもなかなか集まらないのではないかなと思っています。各学校の先生も、急な休みのときに集めるのも大変ですし、常勤としてずっと働いていただく人を探すのも大変。なぜ大変なのかというとやはりその給与に見合った仕事じゃない、仕事に見合った給与じゃないということが大きな原因だと思うんです。ですから、ここについてはもっと大胆な引上げが必要だったのではないかなと私は思っています。

今回調理師免許を持っている方については引上げはされず、調理師免許を持っていない給食調理員さんに対しては引上げがなされました。それで、ここについての引上げについての考え方を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

給食調理員の職種の関係でございますが、先ほど申し上げました、給食調理員は現在の区分では業務補助職２という区分に職種として区分しておりまして、この業務補助職１と２と３が最低賃金の引上げによって同じとなったことから、この１、２、３をバランスを取るということもありまして、業務補助職２については令和６年１０月１日から４０円プラスということでさせていただいております。この金額につきましては、当然全体的なバランスとか民間の動向も見て設定したものでございます。

それと、業務補助職５に区分されております調理師、給食調理員の調理師免許を持った方については、議員が先ほどおっしゃったとおり引上げは行っておりませんが、これにつきましては、全体的な見直しをする中で、報酬の比較的高いところは今回は見直しを行っておりませんでして、業務補助職の５段階の中の５については見直しを行っておりませんが、ただ全体的なバランスは調整できたというふうには考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

人事を担当する方もぜひ、いろんな現場を見ていただきたいなと思います。バランスとか民間とかも、とても大事な視点だと思いますけれども、そこばっかり見ていて、結局集まらなくて亀山の給食もできなくなったわということになると大変ですので、ぜひともこれについては実態に応じた賃金をということで、さらにご検討いただきたいなと思います。

次に、この期末手当について伺いたいと思います。

期末手当については、つけてもつけなくてもいいんですよね、つけていただいています。亀山の現状は県内全体の中でどれぐらいつけていただいているのか伺いたいと思います。順位的にというか、県内の中でたくさんやっていただいているのか少ないのかということですね。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

期末手当の関係でございますが、現在のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率、月数につきましては、令和６年度は６月期におきましては０．６７５月、１２月期におきましても０．６７５月の合わせて１．３５月でございます。

また、期末手当の支給率の県内での比較ということでございますが、本市の支給率の１．３５月は県内の１４市中では１１番目となっております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

何倍かという数字ですので、もともとのお金がどれぐらいかによって全部違うわけなんですけれども、やはりこれを引き上げていっていただきたいということが一つあります。そして、そう高いわけではないんだなということが分かりました。

次に、何回か質問しております勤勉手当について、これも会計年度任用職員につけることができる。そして、これについては遡及してでもつけられるように国が財源まで確保してきたのに、亀山市はつけないばかりか勤勉手当をつけていくという計画すらないという全国でも割と類いまれな地方自治体なんですね。

県内を調べていただきました。亀山市と同様に勤勉手当をつけていない市は１４市でどれぐらいあるんですか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

勤勉手当を支給することとしていない市につきましては、本市以外では１市でございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

これにつきましてはやはり総務省の通知をしっかり重んじていただいて、つけていただくという方向にきちっと軸足を向けて持っていただくという態度が必要だと思うんですけれども、この７年度、そして８年度のいつとか、計画をしているとか、勤勉手当についてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

会計年度任用職員の勤勉手当の支給につきましては、昨年度の地方自治法の改正により支給ができるという規定がなされまして、先ほど申し上げましたように、県内１４市のうち１２市では勤勉手当を支給いたしております。ただ、その支給率については非常に市によってまちまちでございまして、これにつきましては、正規職員は一定、人勧に基づく国公準拠というのがございますが、これはまちまちになっておるという状況がございます。

この勤勉手当の支給につきましては、期間率や成績率の取扱い等、具体的な支給方法について正規職員の取扱いとの均衡を踏まえて定める必要がございますし、成績率、これにつきましては人事評価制度などを適切に運用いたして、その結果を反映することが必要となります。

それとまた一方、扶養の範囲で働いてみえる会計年度任用職員の方はこの勤勉手当を、支給の割合にもよると思いますが、もうぎりぎりで働いてみえる方もおりますので、その影響もございます。そういったこれらの点を踏まえまして、勤勉手当の支給については検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

勤勉手当を支給するのがそんなに難しいことなら、全ての自治体がこんなに支給しないと思うんですよ。どうして、じゃあ、ほかの自治体は当たり前のように支給をなされているのかお聞きになったらどうですか。日本中、本当にほとんどが今もうどんどん支給する方向に向いていますよ。

どんな割合かということについては市町村ばらばらだと思いますが、これは支給するというまずはその方向を向くべきだと思うんですが、市長、どうですか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

ご答弁の前に私からも一言申し上げたいと思いますが、本日、東日本大震災発生から１４年を迎えたところであります。改めて胸のうちに、亡くなられた幾多の犠牲者の方々に謹んで哀悼の意を表したいと思います。あわせて、未曽有の災害を風化させることなく復興を支える決意を新たにいたしたいと思います。

さて、議員のご質問でございますが、経過としては今部長のほうから申し上げたとおりでございますが、私どもとしてもこの状態が本意ではございませんので、早急にこの対応をしていきたいというふうに考えているところであります。

それから前段で少し触れていただいた、先ほどの各自治体において、私どもの今の１．３５の部分の取扱いでありますが、年収ベースとしては、亀山市としては１．３５、例えば四日市市さんですと２．４５という数字でありますけれど、これは例えば、勤務時間を減少させたりとか制限をかけたりだとか日数を絞ったりだとかそういう運用もなされておりますので、本市の場合は年収ベースで、調整をせずに、もろに先般の対応によりまして、会計年度任用職員さんのプラス分についてはそのまま増加として対応させていただいたというのが実態でございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、勤勉手当の支給につきましては、本市としても、できるだけ早い段階でこれを対応できるように準備を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

勤勉手当については早い段階で対応を進めていただくというご答弁いただきましてありがとうございました。

それでは、その他の処遇についても、今、亀山市でもできるだけ正規職員と会計年度任用職員を同じような処遇にしていただくということを進めていただいてきたなというのはよく認識しております。そんな中でどんな違いがあるのかというところですと、ちょっと資料をつくっていただきましたが、やっぱり同じいろんな休暇でも無給で、やっぱり会計年度任用職員さんは休暇は取ってもいいけど無給ですよというところが多いのかなと思います。そういうところをこれからどんどんと差を縮めていっていただくということを進めていただくんだと思うんですけれども、例えばそういうところを縮めていくという計画というか思いとか、思っていただいているのかなというのをまず１点だけ聞きたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

会計年度任用職員の方の休暇の関係でありますとか育児休業の関係につきましては、正規職員と若干相違がございます。ただ、この休暇制度につきましても、令和２年度の制度導入時におきまして国家公務員の非常勤職員を基本として整理をいたしたところでございますし、改正がございましても、その内容にその都度検討はいたしておるところではございますが、先ほど無給の休暇もあるとおっしゃって、そのとおりなんですが、ただ以前もちょっとご答弁申し上げました病気休暇につきましては国家公務員と若干相違があるんですが、ただ本市の場合は９０日という上乗せをしているというご答弁もさせていただいたことがあるんですが、この病気休暇につきましては、その一方では社会保険制度による傷病手当金が支給されるということもございますので、無給といって一概にそれでマイナスということもございませんでして、ただ基本的には、これも休暇制度につきましても、国家公務員の非常勤職員の制度を基本として検討しているというか、導入をいたしております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

病気休暇についてはそういう制度がありますけれども、たくさんの休暇があって、私、前もそうでしたけど生理休暇はあんまり、取っている人が少なかった、昨日も育児のことやら介護のことで休暇を聞きましたけど、本当に少ないんだなと思いました。取りやすいか取りにくいかということは正規職員の中でもきっといろんな課題があるんだと思うんですけれども、この差を縮めていく、これからも縮めていくというお考えがあるのかどうかだけ伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

私が先ほど申し上げましたように、基本は給与もそうでございますが、正規職員の国家公務員の準拠ということを考えておりますので、この会計年度任用職員の休暇についてもそのようには考えておりますが、ただ一方では、導入時に手厚くしているところもございますので、必要に応じて検討はいたしたいというふうには考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

また必要に応じてということですと必要と感じていらっしゃらないのかなという思いもいたしましたが、ちょっとここで時間かけていてもあれですので、さらに縮めていただくことを求めて、次の質問に移りたいと思います。

学校給食についてですね。

学校給食についてなんですけれども、中学校給食ですね。文科省の最新の令和５年度の学校給食実施状況調査をちょっと拝見しましたところ、三重県には公立中学校が１４９校あります。給食を実施しているのが１４３校です。その１４３校のうち、自校方式の給食をしている学校が１８校、１２．６％、センター方式の学校給食をしている中学校が１１３校、７９％。これ２つを合わせますと１４３校の給食をしている三重県の公立中学校のうち、１３１校が自前の給食施設を持って学校給食を行っているということになります。９１．６％です。令和３年の調査ですと７５．５％でした。そういうセンターと自校と持ってやっている学校、公立の中学校ですね。随分やっぱり増えてまいりました。

世の中が子どもたちに義務教育として良質な学校給食を目指しており、遅れていた自治体も給食施設を整え、地産地消や食育をさらに進め、給食費の無償化を目指している中、なぜ亀山市は実施すると決めたセンター給食をやめたのか。財源不足が原因ということでした。財源不足が原因で施設を建てることができなくなった。桑名の民間業者に委託して食缶、バケツみたいな食缶ですね、四角いものもあります。そういうもので、作った給食を入れてもらってそれで運んでもらうという方法に変えました。でも、それでいいとは思っていない、いつかはセンターを建てるとおっしゃいました。じゃあ、いつ給食施設を持つ当たり前の給食が亀山市ではできるようになるのか、これを問い続けてまいりました。

市長選のときにいろんな方とお会いして、やっぱりお金もないんやし、亀山は、もう決まったんやしもういいやんかと言われたことがありました。たまにそういう方とお会いします。そういう中

で関はどうしておるのという問いに、いやいや、関は市の直営で普通にセンター給食をしていますよと伝えたら大変驚かれて私も驚きました。まだ知らん人がおるのかと思って、そんな不公平は正すべきやと言われました。私もそうですよねと言ったら何がそうですよねや、あんた議員やろうと、それをちゃんと正すのが議員の仕事やろうと叱られました。

今回の市長選は財政面も改めて検討されて、大規模な施設の整備事業の計画も考え直されたそんなときに中学校の給食もきっとテーブルに乗って検討していただいたのではないだろうかと、チャンスだったんじゃないだろうかと私は思っておりました。しかし、この給食センターの整備の文言、計画の文言、一言もありません。

ここで伺いたいと思うんですが、一体中学校の給食をどうするつもりなんでしょうかね。いつ本当の給食をされるつもりなのかお考えを、市長と教育長両方にお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員からは、市長選を終えて新たな見解はないのか、本当の給食をいつやるのかという話ですが、本当の給食といいますか、給食の方式は様々な方式があろうかと思いますし、亀山市におきましても、それこそ中学校に選択制デリバリー給食がスタートした時代がありましたけど、今の本当の給食というのは、議員のご所見として私は理解をさせていただくんですが、思いは理解をさせていただくんですけれど、さて、中学校の全員喫食制の給食実施事業につきましては、これは今日まで多くの保護者の皆さんから早期の実現に期待をいただいてきたものでございます。

あわせまして、今回少し触れていただきました、さきの市長選に当たりまして公表させていただきました私の政策公約「緑の八策ｖｅｒ．２」の中に、その一つとして、令和８年春、民間給食センターと連携した中学校の全員喫食制給食の開始ともう一つ、小学校の自校方式の堅持を掲げさせていただいたところでございます。このことから、その実現に向けまして、現在、教育委員会、努力を重ねてきておりますが、今議会におきまして、その実現に向けた関連予算を提案させていただいておりまして、着実に中学校給食を前へ進めていくということを考えるものでございます。

このことから、私どもは中学校給食と同様に、これはご案内のように、ほかにも教育に関わる学校施設の長寿命化でありますとか、試算をさせていただいておりますが、大規模事業の中の一つの教育関連施設の改築等々も大きなテーマでございますが……。

（発言する者あり）

○議長（岡本公秀君）

申し上げます。

私語は控えてください。

（発言する者あり）

○議長（岡本公秀君）

私語を控えてください。

答弁は続けてください。

○市長（櫻井義之君登壇）

お答えをさせていただいておる途上でございますので。

特別教室の空調設備の整備、学校施設の長寿命化施策、改修、それら様々な教育に関わる課題がございますので、その中で様々な教育課題を解消していくという中の優先順位もあろうかと思いますし、緊急の問題もあろうかと思いますのでまずはそれを優先するということでございます。したがいまして、いわゆる議員おっしゃられる公設公営の給食センターの設置というのは現時点でいつどうだということを申し上げる状況にはないということで、これはご理解をいただきたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

昨年度、令和５年１１月に中学校全員喫食制実施に係る基本的な計画でもお示しさせていただいていますけれども、将来的なこの給食調理施設の整備に関しては、小・中学校の施設の改修に合わせて様々な情勢を勘案して検討するものと考えており、まずは民間調理委託による、今進めております中学校全員喫食制給食の早期実現に向けて注力してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

財政面が原因で建てられなかったセンターですから、その財政面という課題をどうやって解消したらセンターが建てられるのかということをぜひとも考えていただきたいと思いました。市長の答弁を聞いて。

そして、教育長の答弁をお聞きしまして、小学校の調理室の改修、何か小学校って関係ありませんやんか、中学校給食の話を私はしていますのに、中学校給食でやれていないところはたった２校、この２校をどうするかということであって、何にも小学校と引っつけてセンターを造ってほしいなんてこと、誰も認めていませんよ。市長もおっしゃったけど、自校方式を堅持するという下で、まずは中学校の全然できていないところはちゃんとしてもらうということを求めているわけですので勝手に小学校と関連づけないでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

これは考え方をお聞きしました、今回は、ですから今後もまた追及していきたいと思います。市民にもお二人の考え方は分かっていただいたんだろうなと思います。

次の質問に移りたいと思います。

保育士の配置についてです。

保育士さんも本当に、足らない足らないという問題もありますが、そんな中で国の配置基準、それはもっと、１人の保育士さんが受け持つ子どもたちの数を減らして丁寧に子どもが見られるようにということはずっと検討されておりますね。昨年も検討されて、少し配置基準がよくなりました。

では、この国の配置基準と亀山市の配置基準はどのように整合が取れているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

保育所等の国の配置基準につきましては、ゼロ歳児クラスは児童おおむね３人につき保育士１人、

１歳児クラス及び２歳児クラスにつきましては、児童おおむね６人に対し１人となっております。

当市におきましては、ゼロ歳児クラスは国の配置基準どおりでありますけれども、１歳児クラス及び２歳児クラスにつきましては国の配置基準より手厚く、児童おおむね５人に対し１人の保育士を配置しているところでございます。３歳児以上につきましては、令和６年度の国の配置基準の見直しにより、３歳児は２０人に対し１人であったものが１５人に対し１人へ、４歳児・５歳児は３０人に１人であったものが２５人に対し１人へと改正されました。

ただし、経過措置として、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の規定は適用しないこととされております。

現在の配置状況につきましては、一部の３歳児クラスと４歳児クラスにおきまして、改正後の基準を満たさない園がございます。また、来年度におきましても、一部の３歳児クラスにおいて改正後の基準を満たすことができない見込みでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

１歳児と２歳児を国の基準よりも手厚くしていただいているということは本当に、大変ですので１・２歳児、いいことだと思います。それで守っていただいているということでね。

４歳児は大丈夫なんですね、３歳児が来年度はまだ基準を満たさないところがあるという、何クラスぐらいあるんですか。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

現時点のおおよその見通しでございますけれども、２クラス程度というふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

保育園って子どもさんが流動的に出たり入ったりされますんでまた変わってくるんでしょうけれども、２クラスぐらいが基準はまだまだ満たせないんだなということが分かりました。これについては当分の間、経過措置ということがあるわけですけれども、例えば、市としてはこの当分の間をどれぐらいと見ているのか。一応、何年間の間には満たせるようにきちっと、増員をしようとか雇うということ、何かそういう計画があるのか、当分の間の考え方について伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

国は、人材確保に困難を抱える保育の現場に混乱が生じないように、当分の間は従前の基準による運営を妨げないこととする経過措置を設けております。

現在、保育士等の人材確保が非常に難しい状況がございます。しかしながら、できる限り速やかに改正後の基準を満たすことができるよう、保育士の確保に努めてまいりたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

例えば、こういうことは何でもそうですけど、何人とか何年とか目標を決めて頑張っていかないといけないという問題と、どうして保育士さんがいらっしゃらないのかということは保育士さんに、現場の方々に、一遍よく聞いてみる必要があるんじゃないかなと思います。

やっぱり今、辞めようと思ったけど何とか頑張っているという方も見えると思いますし、そういう方一人一人に一度聞いてみることがとっても大事なんじゃないかなと思うんですけれども、そこに対するお考えを伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

現在園で勤務をしていただいております保育士の皆様につきましては、園長をはじめ、園長会議であるとか、あるいは園を訪問させていただいたときに職員と面談をさせていただくときなどにご意見やお声を聞かせていただいたり、今後のこの保育士の確保に向けても現場のお考えを聞かせていただくように努めておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

努めてはいただいているんでしょうけど、新しくというか、本気で皆さんにお聞きするという覚悟を持ってやらないとなかなか減る一方じゃないかなと思って私は心配しております。園長会議では無理だと思います。

次の質問ですけれども、今までずっと聞き続けてきたことですが、担任の先生を正規職員にしてくださいということを言ってきました。担任の先生はみんなが正規職員じゃないと思うので、今は、７年度について正規の先生がどれぐらいで、非正規の担任の先生がどれぐらいとなるのか伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

まず初めに、今年度の状況もお伝えさせていただきたいと思います。

市内公立保育所等におきましては、ゼロ歳児と１歳児を一つのクラスとして設置している園や、関認定こども園アスレなど、同一年齢で複数のクラスを設置している園などがございます。総クラス数といたしましては、現在６０クラスございます。そのうち正規職員が担任をしておりますのが４７名でございますので、正規率は約７８％でございます。

来年度につきましては、市内公立保育所等のクラス数に変更はございませんが、園に配置いたします正規職員は４９名となる予定でございますので、正規率は約８２％となる見込みでございます。しかしながら、各園における運営状況などにより変更する場合がございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

まだまだ、ちょっとは改善をいただいたということですけれども、正規職員の割合としてもっともっと増やしていかなくちゃいけないということが分かりました。責任の重さが違うと思います。先ほどの児童センターの長だとかいろんな長と一般に働かれる方の責任の重さが違うと思うので、それが会計年度の職員さんというのはあまりにも荷が重過ぎるんじゃないかなと思っております。ぜひとも改善をお願いします。

次なんですけれども、加配保育士について。

これについてもずっと今まで質問をしてきたところです。この間子ども・子育て会議でしたか、ちょっと傍聴させていただいたときに、私立の保育士さんから亀山市の加配保育士をつけたときの加算のお金が少なくて困っているみたいな発言があったので、そこについてちょっと確認したいと思うんですけれども、デューティーな、しなくてはいけないことはちゃんとやってもらっていると思うんですけれども、他市に比べてそうなのかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

民間保育所等において一定の要件に該当する支援が必要な児童を受け入れ、主任保育士専任加算の対象となる主任教諭等を補助する者を配置する場合には、施設型給付費において、療育支援加算が支給されるなど、財政支援がございます。また、市独自の亀山市民間保育所等障害児保育事業補助金につきましても、交付要件に該当する場合は支給をさせていただいております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

重ねて申し上げますけれども、別につけなくちゃいけないものをつけていないとは言ってないんですけれども、他市と比べてやっぱり困っているという声が上がった以上、他市がどのようにされているのかちょっとお調べいただきたいと思うんですけれども、そういうつもりで私はお聞きしたんですけれども、そこのところはいかがですか。これからお調べになりますか。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

現時点で他市の状況をここでお伝えする情報を現在持っておりませんもので、他市の障がい児受入れに関しての加算等についてはまた調べてまいります。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

ぜひ調べていただきたいと思います。

亀山市の障がい児保育に対する加算、公立についてはお金を出すんじゃなくて現物給付というか人を手だてをしていただいているわけですけれども、あれは平成２５年からでしたか、３歳児以上については、幼稚園が介助員なのだから保育士じゃなくて介助員にしましょうということで一斉に

保育士さんが剥ぎ取られたという段階があって、今もそれが続いていますが、質問でいろいろ何回かお聞きしますと必要な方には保育士を充てているんですよというご答弁でした。

こういう在り方がよかったのかどうかということを、やはり今回は検証する時期にも来ているんじゃないかなと思うんです。障がいのある方が療育というものを求められるときに、そういう施設に行くという方法もありますけど、子どもたちの生活の中で成長していくということを求めて保育園に療育の目的でいらっしゃる方はたくさんいらっしゃると思うんですね。そういうことを思うと保育士がいるということはとても、私は大事なことだと思ってこの質問を続けてきたんですが、今のやり方を、３歳以上は介助員で基本ということをこれからも続けていかれるのか、これまでの反省は検証されたのか、お考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

現在、公立保育所等におきましては、発達支援保育検討会議において、支援を要する児童一人一人の状況により職員の加配について決定し、３歳未満の児童には加配保育士を、３歳以上の児童には介助員を配置しております。ただし、３歳以上児クラスにおきましても、発達支援保育検討会議において保育士の配置が必要とされた園児につきましては、加配保育士を配置している現状がございます。

支援の必要なお子さんに対する加配職員については、平成２５年度に配置基準の見直しを行い、幼稚園の支援体制に合わせ、３歳以上のお子さんに対しては介助員を配置することとしたところでございます。以降、発達支援保育に係る判断基準等に基づいて、年齢により保育士または介助員の職員配置をしておりますが、支援に対しより専門的な知識の必要がある場合につきましては、３歳以上のお子さんに対しても保育士を配置しているところです。

配置しております介助員に対しましては、発達支援スキルアップ研修会を教育委員会と共催で年３回開催しております。また、子ども支援グループの臨床心理士や三重発達障がい支援システムアドバイザーなどが訪問相談を行い、保育士等に対し、お子さんへの関わり方等に関する具体的な支援も行っているところでございます。

このように、適切な支援の実施に向けて個々の職員の資質向上に努めておりますことから、支援の必要なお子さんへの加配職員につきましては、今後も現在の配置基準に基づき配置し、支援してまいります。

○議長（岡本公秀君）

１１番　福沢美由紀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午前１０時５１分　休憩）

（午前１１時０１分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、９番　新　秀隆議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

それでは９番、公明党、新でございます。

冒頭にもございましたが、本日は１４年前の東日本大震災、まだまだ大変被害を受けられた方も見えると思いますが、哀悼の意をささげるとともに、さらなる復興を願うものであります。

それでは、通告書に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

今回は、安心・安全のまちづくりについて、そして学校給食、この大きく２つについて質問していきたいと思います。

先ほどの東日本大震災ではございましたが、ここ亀山市というのは海岸線からは大分離れておりまして津波というものにはかなり、心配は要らない地域ではございますが、やはりところどころに危険なところというのは潜んでおります。そういう中におきまして、まずは道路、皆さんも車に乗られていろいろ亀山市内を移動していただいておると思いますが、この道路をどのように、不具合が発生したとき、また不具合が懸念されるような事態になったときには亀山市としてはどのような方法を使ってその情報を収集され、把握されて改善に結びつけていかれるのか、その点の工程についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

９番　新　秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

市道の不具合発生の把握方法につきましては、建設部所属の道路補修作業員で定期的に道路パトロールを実施しており、それ以外の職員においても随時状況把握を行っております。さらに、市民から寄せられる電話や電子メール、または市の公式ＬＩＮＥの通報も重要な不具合発生の把握方法の一つとなっております。

一方、地域見守り活動の協力に関する協定を日本郵便株式会社亀山郵便局など１３事業者と締結しており、地域見守り活動の中で不具合についての情報を提供していただき、対応を行っているところでございます。

そのほかにも、道路パトロールなどでは点検が困難な主要な幹線市道につきましては、舗装のひび割れ率やわだち掘れ率などを専用車両が市道を走行し測定することにより、道路の現状を把握して評価を行うための路面性状調査を行っております。これにより、不具合等の異変が発生する前兆の判断材料にもなることから道路の異常を把握する手段の一つとしており、道路利用者の安全確保に努めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

先ほど部長のほうから、郵便局、各社１３事業者の方と提携を組んで情報収集、もちろん今の電子メールとかＬＩＮＥを使っての情報収集、そして事前に、道路パトロールもやっていただいております。そういう中におきましても路面の状況調査を専用車で、目だけではなく機械的に、調査をされているということでございます。

しかし、次の２つ目に移らせていただきますが、今年の１月２８日に埼玉県の八潮市というとこ

ろで大きな陥没事故があり、トラックが１台巻き込まれてしまったという事件がございました。これを受けて国土交通省も調査したところによりますと２０２２年度には、全国で発生した道路陥没事故は計１万５４８件で、そのうちの１３．１％が下水道設備不具合による、原因であったというふうなこともうたっておられます。

そして今回いろいろ、事故が起こったときには国土交通省のほうから通達が出て亀山市におきましても様々な点検をされたと。八潮市に比べると亀山市の規模というのは、使っている管の規模というのは違いますが、今回、早々に上下水道部長の杉本部長のほうから下水道施設の埋設状況について情報提供をいただきました。

この点につきまして、詳細な点検をどのような形で進められたのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

杉本上下水道部長。

○上下水道部長（杉本良則君登壇）

去る１月２８日、埼玉県八潮市におきまして、下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没事故が発生をいたしました。この道路陥没は、地下約１０メートルに昭和５８年に整備された鉄筋コンクリート製の口径４．７５メートルの流域下水道管が埋設されており、この下水道管の腐食等が原因と考えられております。これを受け、国土交通省から全国の流域下水道管理者に対しまして、口径２メートル以上で晴天時１日最大処理量３０万立米以上の下水道管について、目視等の緊急点検を実施するように通知がございました。

亀山市内には、国土交通省の緊急点検の対象となる管路はございませんが、市が管理する下水道管路の中で、比較的大きな口径の５０センチから６０センチの管路、延長３８０メートルにつきまして、２月３日に自主的な緊急点検を行い、管路上の道路路面の亀裂や陥没、それからマンホール内の形状等に異常がないか等の確認を行いました。その点検の結果、異常がないことを確認いたしました。

なお、口径は小さいが平成８年度以前に施工された比較的古い下水道管につきましては、平成２９年度から順次、管の更生工事を進めておるところでございます。

今後も市民の皆さんに安心して下水道施設をお使いいただけるよう、継続的に施設の維持管理を行ってまいるものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

そうですね、２月４日に情報提供をいただきまして、内容的には国土交通省は対象とするのが２メーター以上の大きな管を擁する部分でございましたが、亀山市としましては２０から４５、そして５０、６０というふうな管について調査をいただいたと。

なかなか、目視というのはどこまでが目視でできるものか分かりませんが、今までも下水が、上水もあるかも分かりませんが、陥没事故によりまして事故が発生したということで、今までは道路の上面から管理する、私も、今までもジオ・サーチという会社の車両をスケルカーと呼ぶんですかね、そういうもので超音波によってマイクロ波を地下に当てて、どのぐらいの深さで、どのぐらいの大きさのある穴が空いているかというのも平成２７年でしたか、実際に亀山市を走っていただい

て調査していただいて、幸いにもそんなに大きなものは発見されませんでしたんですけど、今いろいろ調査もしておられるということです。

確かに、亀山市の大きさの管でいきますとドローンを飛ばすとかそういうもの、人間が入って実際に目視するということはできないわけでございますが、こういう中に置かれましても様々な今現在は工法が出てきております。そういうものを使って安心・安全の亀山市の道路事情を保持する、そのためには今後どのような形で進めていくのか、現在の計画、また工法があるようでしたらその点について今後の取組をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

杉本部長。

○上下水道部長（杉本良則君登壇）

私のほうからは、下水道管、それから上水道管のほうの今後の取組についてという形でご答弁させていただきます。

下水道管路の今後の取組につきましては、亀山市公共下水道ストックマネジメント計画に基づきまして、老朽化が進む下水道施設の点検、調査、改築を実施してまいります。

これまでに、平成２８年度にみどり町・みずほ台におきまして下水管路を、カメラによる直視調査を実施いたしました。この調査結果を基に、老朽化等で修繕が必要というふうに判断をされた箇所につきましては、平成２９年度から順次、管の更生工事を進めておるところでございます。

また、上水道管につきましては、令和５年末時点におきまして、市内の延長約４９６キロメートルの管路のうち約１３５キロメートルが法定耐用年数を超えた管路となっております。令和５年には年間２８４件の漏水修理を行っております。

上水道課では、これまでから漏水箇所の調査を行ってまいりましたが、調査手法につきましては調査員が現場に出向いて水道管の異常を検知するセンサーや、水道管の漏水音を耳で聞く漏水探知機を使用するなどアナログ的な手法でございました。

令和７年度におきましては、この漏水調査の効率化が期待できます維持管理コストの縮減や有収率の向上につながる手法といたしまして、ＡＩ等を活用した調査を実施することといたしております。具体的には、水道管の管種、口径、布設年度、漏水履歴のほか、人工衛星画像や地形図、気象データ、地盤データ等の多種多様なオープンデータからＡＩ等を活用して解析し、漏水リスクが高いエリアを特定しようというものでございます。このＡＩ等を活用した調査により特定された漏水リスクの高いエリアを重点的に調査員が調査をすることで漏水発見の確率が向上して、維持管理コストの縮減や有収率の向上につながるというふうに考えておるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

道路管理の今後の取組につきましては、従来と同様に、道路パトロールや市民からの通報により、市道の安全確保を最優先に道路管理を行ってまいります。

また、令和７年度から新規事業に計上しております道路施設管理包括的民間委託導入検討事業により、亀山市の道路施設管理に適した包括的民間委託の導入が実現すれば、市を経由せず直接委託業者に通報が入る仕組みとなり、現在よりも迅速な対応が可能になるものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

ただいま両部長によりまして、今後のということで、先ほど高桐部長のおっしゃられた道路施設管理包括的民間委託導入検討事業というのは、森　美和子議員もこの件について議案で質疑をされておりましたが、やはりこういうことができると、これはまた働き方改革が進んで、また別の面で安心な情報、そして職員の働きの重要度がまた増すものではないかと思います。そういうところ、建設部というところでございましたね。

それで、先ほど杉本上下水道部長のほうからもありましたんですけれども、私どもも先日、三重県の党の総合会議の中で、議員の集いの中で４０人ほど寄りまして、そういう中におきまして、いろんな先進的なことをやられているというところも聞いてまいりました。

先ほど申しましたマイクロ波を使って地下の状況をするというのも、四日市市におかれましては定期的に実際に行っているというのが、財政のこともございますが、その点につきまして、定期的に行うということは、今後の国土強靭化計画によりましても国の補助、こちらについて、やっぱり思いつきでやっているんじゃなくて定期的にきちっと今年はここからここまでやりましょう、来年はあそこから向こうまで行きましょうというような、きちっとした計画があるとないでは補助金が安定して出てくるというのもやっぱり大きく違ってくると思います。

そういう中におきまして、また先ほど部長のほうからおっしゃっていただきましたが、ＡＩを使ってというふうなのもありましたけど、人工衛星を実際、去年でしたか、伊賀市におきましては９００万ほどとおっしゃっていましたんですけど、ちょっと正確なところはまだ確認はできておりませんが、９００万ほどかけて人工衛星の画像を使って点検されたということがありました。

こういうことを踏まえて、やはり今後、非常に大切なことということにつきましては、芝浦工業大学の稲積教授がおっしゃっていましたんですけど、こちらにつきましても、今回の八潮市の事故につきましてはやはり大きさがちょっと大きい、亀山では考えられない口径のものがあったと、それにつきまして、今後鍵になるかどうかというのは地盤の強靭化であるというふうにおっしゃっております。

これにつきましては、具体的に下水道の管周りに、地盤にゼリー状の固まる性質を持った薬剤を注入して、それで地盤の強度や特性を強固にする、そして水を止めるという性質を高める工法が有効だろうと。液状化というのも亀山市におきましてはあまり心配は要らないんですけど、こうした中で、いろんなＡＩ、そしてドローンはちょっと亀山市ではないかも分かりませんけど、水道管の中にドローンを飛ばすというのはちょっと無理があると思うんですけど、そういう中で、先ほど説明でもございましたが全国の確かに大きい、全国的に考えてみますと下水道管の総延長が４９万キロという中におきまして、専門技術、先ほど杉本部長がおっしゃっていただきましたそういう専門技術を使って、ＡＩ、そして人工衛星とかそういうものを画期的に利用することによって、亀山市内におきます下水管、そして上水管につきましても安心に、また定期的に調査、そして交換をすることによって大規模な陥没事故も防げるのではないかと私自身も思っております。

様々、亀山市も今後の対策というのは、先ほど両部長からお伺いいたしましたが、それは期待するものと私自身も思って評価したいと思います。そのことによって働き方改革も変わってきて、職

員の労働も本当に、１人ずつマンホールの中に入って、見るという非常にそれは大変なことだと思いますので、そういうＡＩを使った科学的な形で進めていっていただきたいというのを期待するものでございます。

以上のところで道路に関する安心・安全というところの話は終わらせていただきまして、次の学校給食についてでございますが、今回の通告書には、ずばり亀山市の子どもたちの学校給食の無償化についてお伺いしていきたいと思います。

まず、亀山の状況といたしまして、三重県下の中におきましては亀山市というのはどのような位置づけにあるのか、無償化や減額を実施されている市町についてどのように把握されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

令和６年度の状況でございますが、県内２９市町のうち５市５町が学校給食費の無償化を行っていると把握しているところでございます。また、公費負担によります一部補助や減額等につきましては、無償化を実施している市町以外では、本市も含め８市７町で実施している状況を把握しております。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

今、５市５町が何らかの形で無償化になったりとか、減額しているというところでございますが、それでは、この亀山市としてはどのような形で支援をしていただいておるのか、実施されている事業についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

本市では、令和６年度において、小・中学校の学校給食費につきまして、１人１月当たり４００円または１日当たり２０円の公費負担を行っております。具体的には、国の物価高騰対策重点支援地方交付金を財源といたしまして、小学校は月額４，８００円のところ４００円を減額、そして関中学校は月額５，２００円のところ４００円を減額、亀山中学校及び中部中学校につきましては、牛乳代１日１本当たりになりますが、６２円のところ２０円を減額し、保護者負担の軽減を図っているところでございます。この措置につきましては、令和７年度においても議会のご承認をいただいた上で継続をするものでございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

市といたしましても、先ほど亀山部長おっしゃっていただきましたが、４，８００円のうちの４００円、関の中学校はセンター方式でございますが、５，２００円に対する４００円、確かに今、物価高騰で、穀物類から何から何まで値段が高くなっております。そういう中につきまして、先ほ

ど福沢議員も言っておりました。センター方式ではなく食缶方式ということで桑名から今後運んでくるという事業が控えておるわけではございますが、やはり今まで、私も質問した中で、１つ言えば、学校のエレベーターのことについても人が乗れるというふうなものであると思っていたら食缶だけが上るというエレベーターに変わってきたとか、いろいろ市の方向性が変わってくることに対して市民の思いも不満も大分たまってきております。

そういう中でもう、あとはこの給食費の無償化とまではいかずに、私もちょっと調べさせていただいたら、近場でいうと伊賀市とか、そして私たちが教民に所属しているときに志摩市へ行かせていただいたがここはもう小・中学校は完全無償化であったりとか、松阪市におきましては第３子以降の無償化というような部分的な補助もやっておりますが、こういう面につきまして、亀山市として、今後の考え方として今の交付金を利用して、４００円とか牛乳代の２０円を補助するとかそういうことではなく、もう少し踏み込んだ大きな無償化としての考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

学校給食費の無償化制度につきましてはこれまでから、また昨年５月に本市で開催されました知事と市長の円卓対話において、市長から地域間格差の解消とその財源について、国の責任において手当てをされますよう提言をされ、知事からも引き続き全国知事会などを通じて提言・要望をされる旨のお話をいただいたところでもございます。

そのような中、学校給食費の無償化につきまして、先日国会において令和８年度から小学校を先行して無償化する見解が示されたところであり、国により具体的な時期が示されたことは大変大きな意味を持つものと考えております。このような動きの中で、現時点では多様な教育課題に対しての将来的な財源確保の観点から市単独での無償化は考えていないところでございますが、新年度におきましても令和５年度、６年度に引き続き国の臨時交付金を活用して保護者負担の軽減を図るとともに、今後も国の動向を注視し、国による無償化の実現に当たって遅滞のないように努めてまいりたいと考えております。

なお、経済的な理由により学校給食費の負担が困難な家庭に対しては、従来から就学援助制度により学校給食費の支援を行っているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

確かに、文部科学省といたしましても、いろいろ試算をするところによりますと、全国の公立小・中学校での給食費を完全無償化とするためには、文科省の計算で算出しましたところ、約１割に当たる約４，８３２億円が必要になってくるのではないかというふうになっております。

令和８年というのは確かに亀山市の食缶方式が始まる時期でもございますが、全国的に見ますとやっぱり大きく、１，７９４自治体の中におきましても小・中学校ともに完全無償化というのがもう３０％、自治体の件数にしますと５４７団体、そしてまた、まだまだ実施せずに今後の実施の予定を含むというところは半分以上が、１，０００を超える自治体がそういうことは考えていると。

また、亀山市におきましても今後大きな４大事業というものも控えております。そういう中におきましても、よそを見てはちょっと寂しくなってくるんですけど、東京の大きな都市におきましても、財源が全然違うとはいうものの、東京でも無償化が進むというところも発表されております。亀山市として最終的な思いとしてはどのような形で考えていただいておるかということで、市長にも一言お考えをいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

随分、議会を通じてもそうですが、やはり子どもたちがどの都道府県に生まれても、どの市町村に生まれても、共通の一定の、基盤が共通であるということはやっぱり国にとって極めて重要な要素であろうと思います。そういう意味では従来から、単独でできれば非常にいいんですが、なかなかやっぱりそれをやっていこうということになると限界が、当然他の事業もございますから、そういう中で、ぜひ国・県の制度を前提に市としてはそれを考えていくということを申し上げて、市長会とか先ほどの知事を通じて県知事会等々でいろんな提言を国に対してしてきていただいた長い歴史がございます。

議員の皆さん方にもそれぞれの立場でそういう活動を展開いただいてきたということは敬意を表したいと思いますが、今回、国において令和８年度から小学校に無償化、先ほどの４，８００億が具体的にどうするかというのは示されておりませんが、まずは小学校に無償化をしていくという方針が示されましたので、ぜひこれは歓迎をいたしたいと思いますし、今後、具体的にそれが全額国費なのか、あるいは市町がどういう役割になっていくのか、今は定かじゃございませんので何とも申し上げられませんが、やはり子どもたちの医療とか、あるいはこの給食だとか、生まれたまちによって、住むまちによってサービスが違うということがあってはならないというのが基本的に思っておりますので、私どもはできる限りのことを今後もしてまいりたいと思っておりますし、また先ほども、当面というかこの７年度も、この５年、６年に物価高騰で困ってみえるご家庭にその物価高騰分、給食食材の高騰分を賦課させるのではなくて、市としてその分は公費で担うということで保護者負担の軽減を２か年図ってまいりましたが、新年度におきましてもそれを継続していく予算を今回はご提案させていただいておりますので、ぜひともご理解を賜りたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○９番（新　秀隆君登壇）

先ほど櫻井市長のほうからもおっしゃっていただいたように子どもが、亀山市ならお金が要るけどどこそこ市に行けばお金が要らない、かといってまた違う負担を個人に負わせるというようなそういうのではなく全ての子どもたちが同じ条件であるということは、櫻井市長のおっしゃることは、私も理解はできます。

それと、今後の国の方向性にもしっかりと期待して、また、全て国費で賄われるか幾分か市が補助するかということも確かに今現在では明確になっておりませんが、その点につきましても、しっかり、市として子どもたちの行く末を願ってこの行政でしっかりと支援していっていただきたいという思いで、私の質問を終えさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

９番　新　秀隆議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

（午前１１時３６分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、３番　深水隆司議員。

○３番（深水隆司君登壇）

新和会の深水でございます。

まず冒頭、１４年前の東日本大震災で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、快適さを支える生活基盤の向上についてと、市民力、地域力の活性化について、大規模施設整備事業の基本的な考え方についての３点について質問をさせていただきます。

まず初めに、快適さを支える生活基盤の向上についてであります。

市民の生活のインフラでもあります道路整備や上下水道の維持管理につきましては、より安全・安心につながる施策をとして遂行していく上では大切なことだと思います。そういう視点で質問をさせていただきます。

まず、市道の整備についてのうち、地元要望についてです。

令和６年６月議会の質問におきまして、令和５年度の市道の地元要望につきましては１５５件の要望があるとのことでした。その要望については全て満足することはできず、優先順位をつけて整備を進めるとのことでもありました。

そこで、令和６年度の地元要望の件数と、これまでの要望に対する未着手数の件数についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

３番　深水隆司議員の質問に対する答弁を求めます。

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

令和６年度の地元要望につきましては、令和７年２月末現在で１０３件となっております。これまでの未着手件数につきましては、令和元年度から令和７年２月末までの要望１，１２４件のうち１０２件となっており、約９１％の要望が対応済みとなっております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

地元要望については、令和６年度１０３件と、毎年のように１００件以上の要望があると思います。そういう中で、いまだ多くの未着手の案件があるということが分かりました。

この未着手の地元要望の案件について、今後どのように取り組んでいくのかをお伺いしたいと思

います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

未着手の案件につきましては、要望内容を確認した上で、市道の通行に支障となっているものや、市道の隣地に悪影響を及ぼしているものなどを最優先に着手しており、側溝整備などの緊急性の高くない要望につきましては、要望書の提出順を基本として進めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

着実に進めるということでありますが、まだまだそのスピードは遅いかなと思います。

それで、令和７年度の道路関係予算についてですが、それを見てみますと、道路関係の中で道路維持修繕費の工事請負費が、令和６年度５，５３０万円に対しまして、令和７年度４，３００万円、率にして約２２％の減額、道路舗装事業においては、令和６年度予算４，８５９万９，０００円に対しまして、令和７年度予算は３，１９１万５，０００円、約３４％の減額。市単道路整備事業では、令和６年度予算４００万円に対しまして、令和７年度予算２００万円、率にして５０％の減額になっているところです。さらに、ＰＴＡ要望や道路照明等の工事費である交通安全施設費においても、令和６年度予算１，４１９万円に対しまして、約３０％減額の９９３万円であります。

このように、骨太方針２０２４では一律１０％の削減目標が掲げられてきたと思うんですが、道路関係の予算に至っては、１０％以上の大幅な削減となっているわけです。このような予算で、今までどおり地元要望について対応できるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

今回の道路維持修繕費の削減は、財政構造改革骨太方針２０２４の取組により舗装や側溝の整備スケジュールを見直したものであり、現段階においても多くのご要望についてお待ちいただいている状況ではございますが、今までよりも期間を要するものと考えております。

しかしながら、災害や緊急対応が必要となる事案が発生し、現予算の中での対応が困難な場合は補正予算を要求し、対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

今さっきのご答弁では骨太方針により整備スケジュールを見直したと言いますが、どうも予算削減ありきの見直しにしか私は受け止められませんでした。

また、災害や緊急対応の場合は、現予算の中で対応が困難な場合は補正で対応するとおっしゃいますが、現予算の中で、初めから災害や緊急対応のことが想定されているのかも甚だ疑問でもあります。

そのような中におきまして、財政当局にお伺いしたいんですが、骨太方針２０２４では一律１

０％削減のシーリングがかけられてきたと思うんですが、先ほども、何遍も言いますが道路予算については１０％を大きく超える削減となっています。なぜこのような削減となったのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

道路関係経費の予算減につきましては、財政構造改革の取組におきまして施設整備を含む事務事業のスケジュール、計画の見直しとして、建設部において様々な調整の中で予算編成に至ったものと認識をいたしております。

議員ご指摘の他事業との削減のバランスが調整されていないのではないかというふうなお話だと理解するわけですが、それにつきましては、各部署が実施する事業につきましては早期に削減が可能なものや関係機関等との調整に時間を要するものなど様々であると考えますことから、削減への取組が一律に実施できないことも想定されるものでございます。したがいまして、この財政構造の改革は、集中改革期間を含め一定の期間を設けて取り組むことといたしておりまして、この削減への取組は一定の部署に偏ることなく、市全体として、今後も削減が可能となったタイミングで予算へ反映してまいるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

今議会でいろんな議員からこのことについて質問があったんですが、先ほどの答弁ですと、一定の部署に偏ることなくというふうなお話でありました。その削減、増減の各部署の部局を比較してみますとどうも道路関係予算、建設部局が大幅に削減されて、他の部局は増えているという部局も予算の中ではあります。そういう中で、私はもう前々から、この道路要望についてはもう大切であるということを申し上げてきましたし、本当に市民生活に直結する現有道路、今の道路のインフラ整備は大変重要だと思うんですね。

これからもこれまでも、まだ地元からの要望はたくさんあると思います。その中で、今回の骨太方針２０２４の下、道路関係予算が大きく削減されていることはちょっと懸念するところでもあります。市長のいう分度の実践の中で、バランスも大事だと思いますが、今、これから人件費も扶助費も年々増加してきて財政は厳しいということも分かるんですが、市民から求められる安心・安全の現有施設のインフラ整備に対して、もう少し市長には目を向けてほしいと思いますが、市長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、この間も草川議員のご質問にもお答えさせていただいたんですけれども、いわゆる社会インフラとしての道路の重要性、あるいはそこへ手当てしていくということはもうご指摘のとおり、本市におきましても極めて重要な政策領域というふうに考えているところでございます。

その中で、道路等の維持修繕でありますけど、市民の皆様から様々なご要望をいただいておりま

して、これまでからその必要性や優先度を考慮させていただいて、市全体の予算配分の中で事業を実施いたしてまいりました。この考え方は道路関係経費に限らず、他のあらゆる行政サービスの分野につきましても同様に進めてきた考え方でございまして、加えまして、ご案内のとおりお話がありました現在、財政構造改革骨太方針２０２４によります取組を進めておりまして、令和７年度はその集中改革期間の２年目でございます。

早急に財政状況を回復するためには、全庁を挙げて取組を進める必要がございますことから、担当部におきましては、事業の優先度をしっかり見極めて、整備スケジュールを検討いたしたものと認識をいたしているところでございます。

なお、令和７年度におきましては、道路維持修繕費や交通安全施設費は減額とはなってございますが、いわゆる和賀白川線整備事業、川合９号線整備事業など、道路新設改良費は逆に大幅な増額となってございまして、予算書、第２項の道路橋梁費全体では、議員は予算削減ありきとしか見えないとおっしゃられましたけれど、道路改良費全体では令和６年度に比べまして約９，０００万円の増となっているところでございます。あわせまして、土木費全体としては昨年が１８億８，０００万円でございましたので、本年度が当初予算で１９億６，０００万と４．５％増という形で予算を組ませていただいたものでございます。

いずれにいたしましても、今後も限られた予算をしっかり、全市的な立場、それから優先度、緊急度、こういう中で本当にコストもしっかり考えながら対応させていただきたいと思っておりますし、自治会さんからのご要望、先ほど令和元年から令和６年度までで約１，１００件の中で、まだ未対応というのが１００件ほどございます。約７％強対応ができておりません。逆にいえば、９２％は対応ができておるんですが、そこが非常に少し待っていただいたりということも現実生じておるところは大変申し訳なく思っておりますけれど、しかし、今後も限られた予算をしっかり適切に対応させていただきたいというふうに考えているものでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

よろしくお願いしたいと思います。

次に、上下水道の維持管理についてでございます。

まず、下水道の管理状況については、先ほど新議員の答弁でもありましたので割愛させていただきたいと思います。

水道管の耐震化についてです。

さきの質問で、国土交通省が発表している三重県の水道カルテでは、亀山市の耐震化率は２２％というお話もありました。県下では下から６番目に低いデータが示されておるわけです。

亀山市においては、亀山市新水道ビジョンでは、巨大地震発生時において被害を最小限にとどめるよう施設や管路の耐震性を調査するとともに計画的な耐震化を進めますとしています。また、基幹管路の耐震化率を令和９年度までに３８％にするという目標を掲げているところでございます。

亀山市新水道ビジョンにおける現在の取組の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

杉本上下水道部長。

○上下水道部長（杉本良則君登壇）

本市では、新水道ビジョンに基づきまして、令和元年度から水道施設耐震化整備事業として耐震化に取り組んでいるところでございます。しかしながら、全ての施設を耐震化するには膨大な費用や労力と時間が必要となると認識しております。また、基幹管路の耐震化整備以外の老朽管の更新ですとか、下水道整備に合わせた水道管の移設、それから機械設備等の更新、維持管理等も必要でございます。

亀山市としましては、水道事業は公営企業であり、独立採算の原則の下事業を進めてきております。限られた財源と人員の中で、また耐震化整備を進めて様々な事業に取り組んでいかなければなりません。このことから、効率的な整備が進みますように水道事業の水道施設耐震化整備事業につきましては、基幹管路の耐震化や緊急遮断弁の整備を優先的に今までから進めてまいったところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

今の状況ではこの令和９年度の３８％という目標値が本当に達成できるのか、ちょっと疑問に思うところなんですが、もっともっとスピードを上げて耐震化も進めていってもらいたいと思うんですが、今後どのように進めていくのかについてお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

杉本部長。

○上下水道部長（杉本良則君登壇）

耐震整備のほうをスピードアップして進めていくべきという認識は以前からも持っておりますが、先ほども申しましたように、水道事業では公営企業でありまして、独立採算の原則の下事業を進めさせていただいております。

これからも限られた財源、人員の中で、耐震化整備を含めて様々な事業に取り組んでいかなければならないということを認識しております。そのような中、国から令和６年度の能登半島地震の教訓を踏まえ、耐震化整備についての指針が示されまして、水道施設の中でも機能を失えば給水できなくなる浄水池や配水池などの最重要の水道施設や、病院・避難所等の災害発生時の重要な施設に接続する水道管について耐震化を推進していくことというふうな指針が示されたものであります。

このことを踏まえまして、令和７年度におきましては、重要水道施設の一つであります亀山配水池の耐震性を確認するための耐震診断を行うことといたしております。また、水道の管につきましても、避難所などの災害発生時の重要施設を考慮しながら、より効率的に耐震化を進めていくとともに、おいしくて安価な水道水を安定してお届けできるように、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

市民生活のインフラを適切に管理していただきまして、安全・安心の社会につなげていただくようお願い申し上げます。

続きまして、市民力、地域力の活性化についてでございます。

市民協働センターに中間支援機能を配置するというふうなことなんですが、それでどう変わるのか、市民活動の支援がどのように充実されるのかについてという視点で質問します。

施政方針におきましては、市民協働センターについては、令和７年４月１日から、市民活動団体の支援や相談業務等の機能と、亀山市社会福祉協議会のボランティアセンターの機能を集約し、各種団体をつなぐコーディネート等の中間支援機能を有した相談支援機関を新たに設置・運用するとしています。どの部署が市民協働センターへ配置されるのかも含めまして、その背景及び内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

本市では、少子高齢化などの進行を背景としまして、市民活動やボランティア団体における構成員の高齢化でありますとか、高齢就業者の増加等から担い手不足が深刻な課題となってございます。

こうした中、本市では、第２次亀山市総合計画後期基本計画の重点プロジェクト、まち紡ぎプロジェクトの取組としまして、市民活動やボランティア活動に対する中間支援機能の構築や組織化の検討を掲げ、中間支援機能の必要性や中間支援機能を見据えた市民協働センターの在り方に関する検討を重ねてきました結果、本庁のまちづくり協働課市民協働グループを市民協働センターに置くとともに、亀山市社会福祉協議会が運用しておりますボランティアセンター、こちらを市民協働センターに集約をし、市民をはじめ市民活動、ボランティア団体、企業、ＮＰＯ法人などの間に立って様々な活動を支援することができる中間支援機能を有しました相談支援機関を新たに設置・運用するものでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

新たに中間支援機能を設置する、配置するということでした。

そこで、その予算について伺います。

市長の記者会見による新聞報道では、市民協働センターみらいに今回の予算として９０１万円を計上したとありましたが、令和７年度予算における中間支援機能のための予算は幾らかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

議員にご案内いただきました９０１万円の予算計上の内容といたしましては、主に管理運営をしております市民協働センターの清掃委託業務などの施設管理と休日・夜間の施設管理に係る費用が主でございまして、新たに設置をする予定の運営委員会の報償費や、今言った施設管理費以外の追加の予算措置は行っていないところでございます。今後、相談支援機関の運営を行っていく中で新たな予算措置が必要となる場合におきましては、改めての予算計上を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

新たな予算措置はないということで、今回は市民協働センターみらいに市民協働グループとそれからボランティアセンターの部署が行くということですね。こういうことが分かりました。

しかしながら、これまでの相談機能は、本庁では市民協働グループ、社協はそれぞれボランティアセンターがあったわけですね。市民協働グループとボランティアセンターを一緒にしたら市民力、地域力が活性できるのかといえば、そう簡単なことではないと思うんです。それこそ、デジタル社会の中で、オンラインでも市民協働グループとボランティアの関係の担当部署の社協とも連携できたと思うんですね。

今回の措置で市民協働センターが名実ともに市民活動の拠点となり得るためには各種団体をつなぐコーディネーターや市民活動相談員の配置が必要だと思うんですが、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

議員のほうからはそう簡単なものではないというふうなご質問を受けたところでございますが、市と社会福祉協議会との連携に関しましては、市が行っております市民活動の相談支援、それから社会福祉協議会が行っておりますボランティア活動の相談支援、これを市民協働センター内で相互に連携して、顔が見える範囲で一体的な相談支援機関として運用をすることで、市民をはじめ市民活動団体、ボランティア団体、また企業などを結びつけるなど、その活動を支援する幅、これを広げることによりまして、市民活動やボランティア活動などへの支援の強化につなげたいというふうに考えてございます。

それから、それに特化して専門的な相談員が必要になるのではないかというようなご質問でもございます。専門性のある相談員の配置についてでございますが、現在のところはその予定はないところでございますが、しかしながら、この市民協働センターに市の正規職員や社会福祉協議会の職員が常勤することによりまして、市民活動団体やボランティア活動団体との関わりを持つ機会がこれまた増えることになります。そういった中で、職員の経験によるスキルアップなどを図り、今後の活動支援の強化につなげていきたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

今回は、亀山市社会福祉協議会と連携するということでありますが、ボランティアセンターやボランティアコーディネート機能は社協がその役割をこれまで担ってきたと思うんですね。社協の方々に聞きますと、人材確保が難しいから今そのことが懸案になっているということもお聞きしているところなんです。

今回の措置で社協の職員が市民協働センターにどれだけ配置されるのか、また具体的に社協とどのように連携していくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

社会福祉協議会からは、現時点でも２名ほどこちらへ、協働センターのほうへ配置をいただけるというふうに聞いてございます。それで、どのように連携するのかということは、先ほどもちょっと答弁をさせていただきましたけれども、互いに対応する団体が、市民活動団体を市のほうが対応しておりまして、これまでは、社会福祉協議会についてはボランティア団体という対応でございますが、そのコーディネート機能につきましては、双方ともノウハウは全く同じでございます。そのノウハウを、互いの持っております情報でありますとかそういうことは同じ箇所で、相互に連携をしてやることによって相乗効果が図れるということでございますので、これまでやってきた互いの業務が大きく変わるということではなくて、そこを力を合わせてやっていくというところで効果を生み出したいというふうに考えてございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

社協と市民協働グループが一緒になって相乗効果を狙っていくというふうなお話でありましたが、どうも相談機能を充実するということはどうも市民活動を支援する上において受け身のような気がしてならないんですね、相談に来たら相談に乗りますよ。そうではなくて、やっぱり市民活動のいわゆる団体の持つノウハウの取得や、あるいはそういった市民活動団体の課題となり得ることを把握して、どんどん外へ出ていって、市民活動の現状をよく理解するということも大切だと思うんです。

それで今回、市民協働センターへ配置するということで、市民協働グループがそのままみらいへ行く、ボランティアの担当者もみらいへ行くということになりますと、やはりみらいそのものの執務室、事務所がどこへ配置されるのかということと、もし１階の交流スペースに配置されるのであれば１階の交流スペースの面積が少なくなりますし、これまで１階で活動していた団体の方々に影響も、出ないとも限らないと思うんです。

そういった中で、音の問題だとかそれからあと本庁と市民協働センターみらいをつなぐ庁内ＬＡＮの関係だとか、そういった事務所機能はきちっと確保されるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

まず、事務所につきましては、市職員が業務を行うための庁内ＬＡＮの整備を予定しておるところでございます。また、現在事務所として使用している場所、玄関入ってすぐ左手のところになりますが、こちらの場所に職員の業務スペースを確保しまして、多目的ホールの利用に影響がないように現在のところは計画をいたしておるところでございます。さらに、多目的ホールを利用する、例えばダンスなどの活動団体の音の問題でございますけれども、こういったことにつきましても、活動団体と事務局のほうと相互に調整を図りながら運営をしてまいりたいと考えているところでご

ざいます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

多くの方々が市民協働センターみらいに訪れることはいいことだと思いますので、きちっとそれぞれの対応をよろしくお願いしたいと思います。

それと、最後に今後の展開についてですが、市長にお伺いしたいと思います。

市民協働センターの中間支援機能の中で人材育成という部分が本当に大切かなと思います。令和６年９月議会におきまして、中間支援組織の育成に対してのご答弁で、市民活動や地域活動においては担い手が不足している状況であることから、現在、担い手の育成を目的とした会議ファシリテーション研修や、かめやま人キャンパス等を通じて人材の発掘・育成を図っているところである。中間支援組織の育成も大切ではあるが、まずは市民活動や地域活動の中核となる人材の育成につながるよう進めてまいるというご答弁をされています。

市民協働センターの中間支援機能の中でも、人材育成は大切であると思います。市長がこれまで言ってきた横串を刺す体制整備に向けまして、様々な部署との連携が必要であると思います。いろんな各、教育委員会だとか様々なところで人材育成の施策を取られているんですが、そうしたところと横串を刺す必要があると思うんですね。そのようなことも含めまして、今後の中間支援機能の在り方について、市長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本市におきましては、本市の強みであろうかというふうに思っておりますが、市民力、地域力、ここの力というのが非常にこのまちの大きな基盤、支えていただいておると思っております。その中で多様で多彩な市民活動が展開されてきておるところでありますが、その一方でその活動を支援する中間支援的な団体や機能が若干弱いということ、それから、議員はかつてその業務も本当に長年にわたってご尽力いただきましたのでよくご承知をいただいておると思うんですが、いわゆるその団体の育成とかについて、それから今まさにおっしゃっていただいた行政の縦割りがそれらの弊害として生じておるのではないか。多分議員は肌身をもって感じていただいておることだというふうに思っております。

それは長年の課題の一つとして認識をさせていただいております中で、今般、中間支援機能を有した相談支援機関を新たに設置することで、活動に関する相談窓口としての機能に加えまして市民活動、ボランティア活動団体、市民、それから民間セクターであります企業など、多種多様な分野の活動に対して、情報提供や調整、連携など、いわゆるコーディネート機能としての役割を担ってまいりたいと思っております。

今までこのコーディネート機能をつくろうということで随分尽力をいただいてきたと思いますし、市としてもそれは取り組んできたんですが、現実問題はそこには至っていないという現実がございますので、それらのことも教訓としながら、私どもは今回この新たな体制でもって局面を変えていこうという思いで取り組ませていただいておるところでございます。市と社会福祉協議会との連携

を通じて、それから市民活動応援制度の在り方についても、もう一度しっかり見直しをしながら、リンクさせながら、さらなる制度の充実に努めていきたいというふうに考えております。

それから、お話がありました市民活動やボランティア活動におきましては本当に中核となる人材、担い手が不足している状況でございますので、高齢化や世代の継承とかそういう部分について、現在はかめやま人キャンパス、健康都市大学等をはじめ各部局でも人材の発掘・育成を図っているところでございますので、ファシリテーションの研修等々もさらに充実をさせながら人材育成のプログラムや環境を整えていきたいと考えております。

それらは本当に、縦割りの各部局のいろんな取組に横串を刺すようなそういう取組として、今回の中間支援機能をしっかり育て上げていくということを考えておりますので、ぜひとも議員におかれましては、長年のご経験、またぜひ大所高所からご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

これからは職員のスキルアップも大切ですし、また市民活動団体とのより多くの交流を通しまして団体の課題やその課題解決に向けて、これからもこの中間支援機能が中核となって支援していただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは最後に、大規模整備事業の基本的な考え方についてでございます。

この２月に大規模整備の基本的な考え方として、新ごみ処理施設整備、新庁舎整備、学校等施設の長寿命化、新し尿処理施設整備の全体スケジュールが示されました。このことについては大きな財政出動を伴いますので、着実に進捗できるかという視点で質問したいと思います。

まず初めに新庁舎の整備についてですが、当初予定の令和１２年度の供用開始から６年延伸しまして、令和１８年の供用開始という計画でございます。

亀山駅周辺はポテンシャルの高い地域でもありますし、これからの１０年というものは大きくその価値が変わっていくのではないかとも思います。これまで議論してきた庁舎の位置や様々な庁舎の機能について改めて検討することはないのかどうか、端的に答弁をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

大規模施設整備につきましては、財政構造改革の取組の一環として、将来にわたる財政負担を可能な限り軽減する整備スケジュール等について検討を重ね、新庁舎の整備時期につきましては、新庁舎整備基本計画等でお示ししたスケジュールから、先ほど議員おっしゃいましたが、６年程度延伸することといたしましたが、延伸に伴い選定いたしております亀山駅周辺とした新庁舎の建設予定地や新庁舎整備基本計画に定めた整備方針を見直すというものではございません。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

分かりました。これまで議論してきたことはそのまま堅持するということで確認しました。

それでは次に、新ごみ処理施設整備についてでございます。

新ごみ処理施設は、大規模施設整備方針の中で新庁舎建設よりも市民生活への影響が大きいことや、早期に整備を行うことで経費縮減が見込まれるという説明でありました。それで、このごみ処理施設を最も優先して事業を進めるということで、私は処理能力や処理方式をお伺いしたかったんですが、これについてはさきのご答弁の中で、次期ごみ処理施設整備基本構想の中で検討していくということでございましたので、そちらのほうで検討していくんだろうということです。

それで、私のほうからは、ごみの処理・処分につきましては基本的には大きく３つありまして、ごみの収集・運搬、それから中間処理施設、これはごみ焼却施設や本市では溶融施設でありますけれども中間処理施設、それと最後に最終処分場という処理処分の方式で完結するということになっております。

しかしながら、今回の大規模事業の基本的な考え方の中に、最終処分場については上がってきておりません。この最終処分場も併せて検討すべきであろうと思うんですが、その考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

村田産業環境部参事。

○産業環境部参事（村田　博君登壇）

国の廃棄物処理に関する方針としまして、排出抑制及び適正な循環利用を徹底した上で、なお適正な循環利用ができないものについては適正な処分を確保するとしております。

溶融炉にしましても焼却施設につきましても、当然、焼却や溶融の過程で発生します飛灰、焼却残渣が発生しますし、またコンクリートがらなど処理ができないものについては埋立処理するなど最終処分場が必要になってくる場合がございます。

ただ、最近は技術も革新しておりまして、例えば溶融炉でございますと焼却灰についてはスラグメタルに再資源化をする、飛灰については山元還元方式によって再資源化するという技術が革新されております。また、例えば焼却炉を選定した場合、発生する焼却灰につきましても、また飛灰につきましても、どちらも山元還元方式により再資源化することができますし、新たにですね、既存のセメント工場でのセメントの原材料にも使われておりまして、さらに今再資源化するという技術もございますことから、そういった再資源化するか、また最終処分場を建設するか、どちらかコストの比較をしながら、最終的には基本構想の中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

最終処分場は造らなくても処理はできるという方策があるということの確認をしました。

そうしますと、次に設置場所についてですが、ごみ処理施設の設置場所についてはそうすると今の現在の環境センターの敷地内にも今後新しい処理施設も検討されるのか、あるいは他の場所で検討されるのか、どのように検討していくのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

村田参事。

○産業環境部参事（村田　博君登壇）

現時点では総合環境センター敷地内で建設することを想定して事業費や事業スケジュールをお示ししておりますが、総合環境センターの敷地内や他の設置場所も含めて、次期ごみ処理施設整備基本構想の中で広く検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

分かりました。

次に、現在の溶融施設の長寿命化計画ですが、この計画は令和１１年度までの計画になっております。新ごみ処理施設の計画におきましては、供用開始が令和１５年となっているんですが、この期間についてはどのように検討されていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

村田参事。

○産業環境部参事（村田　博君登壇）

次期ごみ処理施設の稼働時期につきましては、大規模施設整備事業の基本的な考え方では、令和１５年度の稼働開始としております。

一方、現ごみ処理施設長寿命化計画では、令和１２年度に次期ごみ処理施設の稼働開始を計画しており、３年間延伸することから、次期ごみ処理施設稼働までの間は安全・安心かつ効率的なごみ処理を行う必要がございますことから、現計画の見直しを現在進めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

分かりました。

それでは次に、学校施設等の長寿命化についてです。

学校施設等長寿命化に係るスケジュールと財源の試算では、令和８年度から改修工事設計、令和９年度から、亀山中学校屋内運動場の工事に入りまして、順次設計や工事を行うとの計画であります。工事設計や工事監理につきましては専門の人員が必要だと思うんですが、事業を進める上でそうした専門職の人員配置なども含めて組織体制の強化を図る必要があると思うんですが、どのような認識かお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

今後、学校施設等の長寿命化改修に関する実施計画の策定に当たりましては、おおよそ１校当たり３年から４年のスパンで調査、設計、改修工事を見込んでおり、またそのスパンが重なる年度もあろうかと考えております。

組織体制といたしましては、今年度、施設関係の業務につきましては、担当グループリーダー、事務職員等及び兼務による建築技師で対応を行っているところでございますが、新年度の中学校全員喫食制給食実施に係る施設整備や、通常の施設維持に係る修繕等に加え、今後の学校施設の長寿命化改修や喫緊の課題であります空調施設設備の設置等、大規模事業を実施するには相応の人員を

要することが想定されるものでございます。事業の実施に当たりましては、その組織体制も併せた整理をしてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○３番（深水隆司君登壇）

最後に、新し尿処理施設整備についてでございます。

これにつきましては、衛生公苑長寿命化計画の中で今現在進められておると思うんですが、これも先ほど同様、長寿命化計画が令和１３年の計画になっておりますので溶融炉と同じように、多分ですけれども、また計画の検討に入っているかなと思いますのでこの項は省かせていただきます。

それで、下水道が普及する中で処理汚泥がだんだんと少なくなってくると思うんですね。全体スケジュールでは６年をかけて設計等を進める、あるいは工事までの事前準備に物すごく時間を要するという計画でもあります。

今後、さらに下水道が普及し、生し尿も少なくなる中で、農業集落排水汚泥、個人の浄化槽汚泥の処理が大半になってくると思うんですね。これまでも、建設当時の生し尿を処理する施設から主に汚泥を処理する高度処理施設に基幹改良をしてきた経緯もありますが、今後も延命化を行っていくという検討も必要ではないかと考えるんですが、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

村田産業環境部参事。

○産業環境部参事（村田　博君登壇）

現有しておりますし尿処理施設は、鉄筋コンクリート造の建築物として建設されておりまして、その耐用年数は一般的に５０年とされておりますが、実際には経年劣化や使用状況、環境状況等により、その性能が著しく低下している可能性がございます。

議員おっしゃられますとおり、機器の更新のみで施設全体の機能を持続的に確保することが可能かどうかにつきましては、現行の設備機器の機能診断等をする必要がございます。ただ、次期施設を考えるに当たりまして、現在の躯体の補強とか全面的な改修の実施、また施設全体の建て替え等、様々な選択肢を慎重に検討した上で最も費用対効果が高いとされる更新方法を取ることが社会的にも求められる安全性及び持続可能性を維持するために必要であると認識しておりまして、ごみ処理施設と同様に総合的な視点から、新し尿処理施設につきましても、更新の方向性について検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

３番　深水隆司議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午後　１時５２分　休憩）

（午後　２時００分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、７番　今岡翔平議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

３つテーマを上げたんですが、一番最後の財政構造改革骨太方針２０２４についてを一番最初に繰り上げて、質問を展開させていただきたいと思います。

取組の結果についてということで１つだけ項目があるんですけれども、全員協議会や各議会で説明があったとおり、１０％の予算削減に取り組むということなんですけれども、改めて確認なんですけれども、それぞれの各部署が１０％ずつ予算を削減することに取り組んだものだったのか確認をいたします。

○議長（岡本公秀君）

７番　今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

まず、議員ご質問の一律１０％の削減が各所属に対して一律であったのかというふうなところと認識するわけですが、この財政構造改革におけます枠配分方式につきましては、昨年９月の本会議でもご答弁申し上げておりますけれども、予算枠の総額といたしまして令和６年度当初予算の９０％程度を上限といたしたところでございますけれども、各所属に配分する上限額につきましては各所属の事業内容などを勘案するとともに経費の性格、これは例えば公債費であるですとか人件費であるのかとかそういったことも考慮する必要がございますもので、各所属の予算全体を一律に削減したものではございません。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

我々だったり、部署によってはとにかく１０％削減しなければという意識があったと思うんですけれども、どうやらそういうわけではなかったそうなんですが、改めて取組の結果はいかがでしたでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

令和７年度の当初予算編成内容でございますが、令和６年度予算と比べまして１４億１，０００万円の増となったものの、一般財源額では２億６，４８０万円の減となったところでございます。

また一方、今回の予算枠設定による結果でございますが、財政構造改革の取組によりまして、各部署において予算配分枠内の要求とするよう取り組んだところ、標準的経費で一般財源額約５億４，０００万円、政策的経費で約１億４，０００万円の削減効果があったと考えておりますが、最終的に設定した一般財源予算枠１５７億２００万円に対し、２億９，７５８万９，０００円超過の１５９億９，９５８万９，０００円となったところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

１０％ずつではなかったとしても各部署に額の目標というのはあったと思うんですけれども、この額が達成できなかった、目標達成ができなかった部署というのは上げられますか、名前。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

先ほどの予算枠の達成状況でございますが、各部署別で実施する事務が異なりますことから一律で捉えることは難しいと考えます。その中で、結果といたしまして１５部局のうち、結果的に５部局が予算枠内での編成となりまして、１０部局が予算枠を超過したところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

市長、全員協議会でもテーマとして２回ぐらい、こういうふうに骨太方針を出して財政構造改革に取り組んでいくということであれだけうたって取り組まれているんですけれども約３億円オーバーしていて、さっきも１５中守れたのは５部署ということなんですけれども、これは失敗していると思うんですけれども、ご所見をお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず今回の財政構造改革は３年間の集中改革期間の初年度としての予算編成でございましたので、昨年の５月から先ほど申されました、様々なプロセスを経てこの予算編成に取り組ませていただいたところでございます。枠配分の各部局の１０％、確かに１５部局のうちの５部局ということでありますが、今回一般財源枠、一般財源の令和６年度当初予算の１６２億に対しまして１０％程度の縮減、１４５億７，０００万を目指したわけでございますが、令和７年度に見込まれます新規事業とか増嵩分の１１億５，０００万円を加えますことから、全体として令和６年度当初予算と比べて３．５％減となる１５７億２００万となったところでございます。

所属の予算の節制指数、人件費とか扶助費なのか市単独事業なのかなどを考慮して枠を決定したものでございますが、現実としては、今おっしゃられたような各部局が１０％全部その枠内で抑えることができたかというとそうではないのが実際のところでございます。

しかしながら、この集中改革期間で、従来のいわゆる事業に対してその財源不足を財政調整基金で埋めるという、この構造基調をやっぱり今回止めることができたということについては一定の、３年の１年目の予算編成としては一定の成果につながったものとは考えておりますが、まだまだこれはスタートラインでございまして、やはり今議員がおっしゃられることも含めて、そして予算の削減ありきが目的ではございませんので、従来から続けてきた事業をしっかり見直す、そしてやり方も本当にもう一回、事業の立てつけも含めてしっかりもう一回見直すという中で、より効果的な事業展開、これにつなげていこうとするものでございますので、まだまだそれはスタートラインであろうかというふうに認識をいたしているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

これだけ削ってくださいって議会のほうから言うたわけではなくて、市長部局のほうからこれだけやりますよと宣言した上で失敗をしているということなんですけど、例えば民間企業なんかで考えて、削減するというんであれば一円だって出ちゃ駄目だと思うんですけれども、どういうふうに分析されていますか、結果のほうは。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

設定した予算枠を達成すべきではなかったのかというふうなご指摘と捉えるところでございますけれども、本市の財政状況を早急に回復させ、義務的経費の継続的な伸びや大規模施設整備への対応をするためには枠内の予算編成が望ましいと考えるところでございます。

一方、予算の急激な縮減は住民サービスへの影響も想定されますことから、令和８年度までを集中改革期間と設定いたしまして一定の期間を設けて取り組むこととといたしたところでございます。加えまして、財政構造改革に伴います予算枠設定による予算編成を継続するため、今回の予算編成プロセスの検証を踏まえ、より適切な制度の確立が必要であるとも考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

なぜこれだけ言うかというと、予算決算委員会でも通告を出してまた議論はさせてもらいたいんですけれども、削減されてきた内容というのが私からするとすごくアンバランス、そこを削るかというところが削られてきて、挙げ句の果てに出てきた結果は３億円オーバーって何ですか、このアンバランスはというのを突っ込みたいわけなんですよね。

だから、こちらとしても譲りたくない事業が削られておる以上こんなに、１円どころか３億円もオーバーしておるという結果、何やそれというのを今突っ込んでおるわけなんですわ。

もう一つ指摘させてもらいたいんですけど、私は予算決算委員会でわざわざどこがどういうふうな予算、削減してこの骨太の結果なんですかということで資料が出てきたと思うんですけれども、そもそもこの骨太による取組の結果、あんまり議会には知られたくないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺り、議会に対しての公開に対する考え方はいかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

今回お示しをさせていただいております資料につきましては全体像、今回の取組に対する全体像という形でお示しをさせていただいております。したがいまして、これを議会にお示しをしたくないというふうなそういうことではなくて、全体像としてお示しをしたというふうな認識をいたしております。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

これは３年間のうちの最初のスタートの取組やということなんですけれども、やっぱり私なんかは結構、この骨太方針が出てきてから本会議で通告も何回もさせてもらって質問もしているんですけど、いよいよえらいことが来たぞと、えらい予算に対するメスが入ってくるわという感覚なんですけど、蓋を開けてみると、初年度はスタートアップ、来年、再来年で何とか１０％に近づけていくというような話に聞こえるんですけれども、例えば、その５部署かもしれないですけど、削減に各部署の中で取り組んだ部署が、言い方は悪いですけど、ばかを見るというようなことはないんですかね。モチベーションだったり今後の取組、こんなことでうまくいくんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

財政構造改革の取組の中でこの令和７年度の当初予算への反映には至っていない項目、あるいは施策、事業というのはたくさんございます。この様々な検討、昨年５月からの事業の在り方、事業をもう一回、惰性ではない、チェックや見直し、組立て、これを考える中でこの新年度の予算編成がなされてきたものでございます。

今回の予算には反映されていないけれど今後の予算削減につながる調整とか事業の組立て方については現在も進行形である、そういう内容もございますことから今後も継続してそのうちの予算削減、それから構造をやはりしっかり変えていく、そして将来に備えていく取組を現在も進めていこうという立場でございます。

先般の代表質問等々でもお答えさせていただきましたが、いわゆる計画で示しておる特に大規模な、安心・安全に関わる事業が今回かなり大きく事業量、予算額を増やしましたので、しかし、それに比べて本来のコストということでは削減の効果に至ったということと、もう一つ大事なことは事業の規模だけではなくてそれの一般財源におきまして１５９億、従来１６０億を超えておった一般財源の規模を約１５９億まで下げることが結果的にできた。でも、これもまだ一歩であろうと思います。かつては１５０億を切っておった時代もあったわけでございますので、事業量との関係もありますけれど、そういう取組をこの７年度の予算編成だけではなくて今後におきましても当然しっかりアプローチをしていくということには変わりはございません。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

私は、各部署だったり職員のモチベーションはどうなりますかということも質問させていただいたんですが、その辺りはいかがですか。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

職員のモチベーションということでございますが、今回の財政構造改革を進めるに当たりましては各部長に対する副市長のヒアリングでありますとか、さらには全部長の会議を持ったりして丁寧に発信をしておりますし、全職員が危機感を持って全庁を挙げた取組をしなければならないということで何度も周知をしております。そういった中で今は全ての職員が理解をしていただきながら、

一円でも削るというそういった努力をしていただいたというふうに考えております。

しかしながら、中にはやはり大きな住民への影響がありますとか、さらには、急ですので来年度は無理なので１年間詰めていきたいとかそういったこともございましたので、そういった声も当然尊重しながら、財政部門でもヒアリングを受けるに当たっても今まで以上に丁寧にアドバイスとかそういったこともしながらいたしておりますので、全職員がそういった意識を持って取り組んだ結果というふうには考えております。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

ですので、意識を持って取り組んだ結果失敗しているんですけどその先のモチベーションはどうなんですかという質問をしたつもりだったんですけどね。

あと、やっぱりこの段階になってくると各部署で削減をするというのはかなり厳しいものがあるんではないかなと思うんですけれども、今回財政部署のほうから何か削減の提案というのはあったんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

まず、今回の予算削減のためのアドバイスやアイデアの提示でございますが、財政構造改革骨太方針の具体的取組や予算編成方針、当初予算編成のための説明会などで取組の方向性をお示ししました上で、要求後の編成過程におきましても補助金の統廃合や委託事業の直営化などの提案や協議を行っているところでございます。また、令和７年度当初予算への反映には至ってはおりませんが、今後の予算削減につながる調整を進めている内容もございまして、今後も継続して予算削減に向けた取組を行ってまいるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

削減した項目の中で、例えば保育所とか小学校の修繕費が各予算ではなくて予備費のほうから対応するというようなことなんかは、多分各部署ではなかなか提案がしづらい内容だったんじゃないかなと、例えば。でも、ほかの議員からこれは数字のすり替え、組替えではないかというような指摘もあったと思いますけれども、私も各部署が修繕費を持たなくて予備費に頼らなくてはならない、そこまでの事態にはならんという想定かもしれないんですけれども、それはそれで懸念点というのはあると思うんですけれども、やっぱりそうはいっても３億円近くのオーバーですね。

もう一回市長にも聞きたいんですけれども、やっぱり事業を削減するとかやめていくときって、私は何回も議場でも申し上げていますけど、私たちもそうですけど、選挙で選ばれた人間が最終的に政治的判断をすべきだと思うんですけれども、政治的判断でもっと削減をすべきではなかったのかと思うんですけれども、今回もしそういった政治的判断で削減したものなどあれば何か、お伺いします。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず前段の、今私どもの財政構造改革が目指すものは、財調がどんどん減っていく中で、令和１１年度、６年間の目標期間の中で財調を２５億までもう一回積んでいこう、そのためのやはり毎年の事業量とその財源不足をいわゆる財調で埋めていくという手法については、１５億まで落ちてきたわけでございますので、早く止めなくては将来に禍根を残す、支障を残すというような考え方で２５億を令和１１年度にしっかり積み上げられるようなそのための構造を変えていこう。ですから手法として新年度予算編成で１０％削減ということで、結果的にはその全部が１０％に至りませんでしたけど、さらにその先にある令和１１年度の目標に向かって取り組んでいくというのが一番大きな方向でございます。そこはご理解をいま一度いただきたいと思います。

それから、令和７年度の予算で大きな政治判断は幾つかありますけれど、本来であると令和７年度は大規模事業の中の特に市の庁舎、新庁舎につきましては用地等々の予算が組まれる年でございました。したがいまして、この４つの大規模事業の在り方をしっかり見直す中で今回お示しをさせていただいて、環境センターを前に、そして庁舎については後ろへ６年延伸をするという大きな判断をさせていただきました。幾つか上げることはできようかと思いますけれど、大きな判断は何かということでございましたので、そういう判断をしながら令和７年度の予算を組ませていただいたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

もう一回、何でこれだけ言うかというと、私たちが提案したことに関してはやっぱり予算がということで難しい、できないということが返ってきてしまう中で、あくまで市長部局のほうがこれをやりたいということで出してきて、議会のほうももう例外なく一緒にやらせてもらったわけなんですけれども、やっぱり今回の予算を見ていてもどこかアンバランスさ、あれだけ大きくうたったにもかかわらずこの結果というのもアンバランスさをすごく感じる改革だなというふうには感じています。

２つ目のテーマに入っていきたいと思います。

市民協働センターみらいへの中間支援機能についてなんですが、先ほど深水議員からも質問がありました。私は少し切り口を変えて亀山市社会福祉協議会との連携についてということなんですけれども、一緒にやる社協の業務過多になるものではないのか、まずお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

社会福祉協議会の目線から業務過多になるのではないかというようなご質問かと存じます。

当然、社会福祉協議会のほうのボランティアの担当の方が市民協働センターのほうへ来ていただくことになりますので全く負担がないかと言われるとそうではないのかも分かりませんが、社会福祉協議会としましても、既存の業務並びに市も抱えております担い手不足、こういった課題の解消、こういった業務をかねてから行っておるものを場所を移すという観点からその必要性もございます

ので、心配いただくような大きな業務過多にはなるものではないと認識しておりますしその負担に見合う、それ以上のメリットを感じていただいておるというふうに認識しておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

業務過多にはならず、それよりも大きいメリットがあるのではないかということなんですけれども、社協というのはやっぱりほとんど亀山市からの補助金から事業を行っている団体さんになるので、なかなか亀山市から言われたことは断りづらいんじゃないかなという懸念点が１点と、あと、そもそも今回の事業全体に対して、深水議員からも指摘がありましたけど、予算があまりついていないなという認識なんですが、これはあんまり予算がついてないところで何かできることはあるんでしょうかというような、２点質問させていただきます。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

まず１点目の社会福祉協議会は断れやんのではないかというようなご質問のところでございます。

今般、中間支援機能を有する相談支援機関として、１つの拠点にそれぞれの業務を集約することで相互の情報共有や連携を図ることができて相乗効果が見込まれるということから、市と社会福祉協議会のほうでこれまで協議を進めながら合意形成を図ってまいったところでございます。あくまで社会福祉協議会とは対等な立場で十分な議論の上で協議を進めてくる中で、社会福祉協議会としましても前向きに検討してきていただいておりまして、無理に協議を進めてきたわけではないというところでございます。

それから、予算の関係でございます。相談支援機関の予算措置につきましては、新たに設置する予定の運営委員会の報償費や施設管理費など、特に必要となるこういった経費以外の予算計上は行っていないところでございますが、業務はあくまで相談支援を中心としてございますので、大きな予算は現時点においては必要がないというふうに判断もしたところでございますが、今後この予算措置が必要となる場合におきましては、改めて予算計上を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

社協のほうにも少し話は聞いていまして、本当に無理なことをしていないですかみたいなことも聞いたんですけれども、社協のほうからも、実は願ってもないチャンスというか新しくチャレンジできるきっかけになって、いい話だったのでということは聞いておりまして、予算はあまりついてはいないんですけれど、まずは始めてみるというようなニュアンス、すごい目玉事業のところに取って出ししてあるんで大きいことが始まるのかなと思いきや、まずは始めてみるというようなニュアンスでおってもらえるというようなことではありました。

我々は亀山市なんで、市の立場からすると社協というのはボランティア、福祉の部門に特化して

いるわけなんですけれども、市民団体というのは各分野によってもっと幅広くいるわけなんですけれども、今回のパートナーとして社協というのは適当だったのかお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

市におきましても、従来から福祉ボランティア活動を含むあらゆる市民活動を支援しておりますことから、福祉ボランティア活動に特化した活動を支援していただいております社会福祉協議会、こちらの持つノウハウ等につきましては大変有益でもございます。連携するパートナーとして適しているものと認識をしているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

２つ目のまた出ました財政構造改革骨太方針２０２４なんですけれども、これで出してもらった資料の中に市民協働センター管理費が入っていまして、削減された予算の中に、そこが休日とか夜間以外の非常勤職員、いわゆる管理人の報償費、それを削減したというような内容になると思うんですけれども、これは今回骨太の方針が来ることによって何かしらの予算を削減せなあかんと。今のタイミングじゃなかったけど、骨太も来たしもうやらざるを得ない、つまり無理にせかされたようなものではないのか、お伺いします。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

この相談支援機関につきましてはあくまでこれは、深水議員のご質問にも答弁させていただきましたが、後期基本計画の中で重点プロジェクトの一つ、まち紡ぎプロジェクトの取組として中間支援機能の構築や組織化の検討をこれまで重ねてまいりました結果、中間支援機能を有した新たな相談支援機関として、市と社会福祉協議会が連携をして市民協働センター内で一体的に市民活動やボランティア団体の支援を行う相談支援機関を設置することになったものでございます。その中で、平日の日中は職員が常勤いたしますことから従来その時間に勤務をしておりました施設管理人の報酬等の予算が減額となり、財政構造改革骨太方針２０２４の取組にもつながったところでございまして、決して、骨太方針があって早計に取り組んだものではないところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

今回取り組んでいく中で削減できたところが、たまたま骨太のタイミングと合ったというような認識なのかな。

私も、この中間支援に関する中間支援団体の育成だったり、中間支援機能については何度か議会でも質問をしたりしているんですけれども、会議録を探していて、９年前、平成２８年の９月定例会なんかにも、深水議員も言われてたんですけれども、やっぱりもう少し個々の市民団体に踏み込んだ支援をしたほうがいいんじゃないかということで、市よりはどこかの団体に任せる、そういう

団体を育てていくということをしたほうがいいんじゃないかということを質問の中で指摘しておるんですけれども、ちょっと９年前とは社会情勢だったり県内市町の状況も変わってきまして、私が聞いているところによると今まで四日市、津、松阪、伊勢、そういった市で中間支援を担っていた団体というのがかなり、もうどこがどうというのはなかなか言いづらいですけれども運営が厳しいと、これまでのような、市民活動団体に対してサポートをしていくという中間支援機能というのが保てないというか難しくなっているというようなことを聞いております。

実は、隣の市民活動王国名古屋でも中間支援機能を持っている団体の育成はかなり厳しいようで、名古屋でもそんなに苦労しておる中で三重県なんかよっぽどだわなというような言い方ができると思うんですけれども、もちろん市民団体自体も高齢化してきたり疲弊してきている中でサポート、中間支援する機能というのは欲しいなとは思うんですけれども、中間支援すること自体、今社会情勢が変わってきているので早急に急ぐよりも、やっぱり亀山としてはどうしたほうがいいんじゃないかというのを時間をかけてやはり考えていくべきではないかなという視点があって、今回は聞かせてもらいました。今回は社協とパートナーを組んで取りあえず始めてみるということで、亀山に合った、亀山なりの中間支援というので市民団体のほうをサポートしたり、盛り上げていければなというふうには思います。

ちなみに、県内市町でこういった市町村と社協が連携して相談支援機関をつくるという事例というのはあるんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

私ども県内の状況も調査もさせていただく中では、社会福祉協議会とこういうふうな形で連携を取るケースというのはあまりないというふうに聞いてもございますし、そういう認識でございます。

今県内各市町の市民活動センターの運営については、先ほど議員からもご紹介がありましたとおり、中間支援組織が委託や指定管理で運営する公設民営が多いものの、この公設民営から公設公営に変更した市民活動センターもございまして、中間支援組織の人材の確保や継続的な運営面等に課題があるものと分析をした中で、今回は社会福祉協議会と、あまりない例ではございますが、新たな取組としてまず始めてみるというところでこの事業に至ったところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

次の質問にも関連してくるんですけれども、ぜひ等身大のというか身の丈に合ったような中間支援機能というのを維持できればなと。それでそういった足元を固めた上で、大きな夢につなげていければなというふうには思います。

最後は観光プロモーション推進事業についてなんですが、亀山版グリーンツーリズムについて、グリーンツーリズムとは何ですか。亀山市はどういった観光誘致の立ち位置で展開をしていくんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず、グリーンツーリズムとは何かというご質問でございますが、国が推進するグリーンツーリズムにつきましては、緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動とされております。

一方、この国の考え方に、関宿、亀山宿など歴史的資源やカメヤマローソクなど地場産業を生かした体験など、自然資源だけでなく既存の亀山らしい観光資源の有効活用も取り入れた、国のグリーンツーリズムの考え方よりも少し広く捉えたものを亀山版グリーンツーリズムとしております。

次に、本市の観光の立ち位置ということでございますが、県内には伊勢神宮や熊野古道、鈴鹿サーキットなど県内有数の観光地がございますので、三重県や三重県観光連盟、四日市市や鈴鹿市など１０市町で構成する北伊勢広域観光推進協議会、伊賀市・甲賀市とのいこか連携プロジェクトなど、他市町と連携した広域観光も進めてまいりました。

今回の亀山版グリーンツーリズムにつきましても、市内にたくさんの観光資源がございますことからその魅力を積極的に発信してまいりますが、自然体験や環境学習、宿泊など一つの自治体では補えない部分につきましては他市町とタイアップして実施していくことで相乗効果が生まれると考えております。

今後におきましても、観光地間の競争ではなく観光地間の連携により、亀山市に、さらには三重県に誘客できるよう、そういった立ち位置でプロモーションを行っていく考え方でございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

さっき答弁で言われたようなスポット、言い方は正しいか分からないんですけれども、どうしてもやっぱり勝てない観光地というのは三重県内にもあると思いまして、ただ、そういう観光地がある中でも現実的に亀山に来てもらうには、泊まってもらうにはというようなプロモーションというのがやっぱり必要になってくると思います。

教育旅行というところなんですけれども、一番想定をしやすいのは修学旅行だと思うんですが、修学旅行といえば奈良とか京都とか分かりやすい有名スポットに行きたがるものだと思うんですけれども、なぜ亀山市に観光誘致の余地があるのかお答えください。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

京都府や奈良県につきましては、議員がおっしゃられますよう歴史的あるいは文化的な観光資源がたくさんある、国内でも有数の観光地でございます。しかし一方で、人気が集中することで、修学旅行をはじめ、国内個人旅行者や訪日外国人旅行者など一部の地域に来訪者が偏ることでオーバーツーリズムとなっているのが現状でございます。オーバーツーリズムとなっている地域では、路線バスが満員で乗車できない、貸切りバスの予約ができない、計画したコースを回れないといった問題が起きております。

こうした状況において、本市にも学習や体験をしていただく歴史・文化・自然など魅力ある観光資源がたくさんございますことから、他地域での宿泊や体験を検討している学校や企業を本市へ教

育旅行として誘致できないかと考えたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

京都なんかでは観光公害なんかとも呼ばれているオーバーツーリズムですね。

さっきの市民活動のところもそうなんですけれども、他市町だったり周りの地域というのはどうなんだということを把握した上で図太く、亀山市としての政策ややり方をどんどん押し込んでいくというのができていければなというふうには思います。現実的な観光プロモーションを目指していただきたいなと思います。

少し時間を残しましたが、私の質問はここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

７番　今岡翔平議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１５分間休憩いたします。

（午後　２時４３分　休憩）

（午後　２時５７分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１３番　鈴木達夫議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

会派結の鈴木達夫です。

先ほど１４度目の３・１１、２時４６分を迎えました。自然との共存・共生を図らなければいけない我々人間がいまだ戦争、紛争、あるいは自然破壊を繰り返している状態です。時に魔物に化してしまう大自然がそんなことをしていてもいいんだろうかと大きな警鐘を鳴らしていると思います。我々は小さな歯車ですが、この流れを反省し、声を出して大きな歯車となって流れを変えていかなければいけないと思います。

一般質問をさせていただきます。

今日は令和７年度教育行政の一般方針ということで、久しぶりに教育委員会のほうに質問を用意させていただきました。

その中で、１番として、児童・生徒の特性や学習進度、学習の到達度等に応じて指導方針や教材、学習時間等を柔軟に設定することについてという質問を設けました。

令和７年度教育行政一般方針、まずこの一般方針は、教育に関する国の情勢、あるいは県の情勢、それを受けて亀山市の教育委員会としての情勢に対する対応等の報告という形になっています。私の今日の副題として、亀山市の学校の様子を伝えてください、正直に伝えてくださいという副題で質問をさせていただきます。

なお、余談ですが、今回の教育行政一般方針については、以前の報告と違って行事あるいはイベントの報告が少なくて非常にコンパクトにまとまっているな、分かりやすいなという印象を受けました。

ということで、まず読み上げます。

教育行政の各部門にわたり、新年度の取組及び事業計画についてご説明申し上げます。まず、学校教育関係として、子どもたちが達成感を味わい、できた、分かったという実感が得られる授業改善や学習習慣の確立に向けた取組を進めます。さらに、児童・生徒の特性や学習進度、学習の到達度等に応じて指導方法や教材、学習時間等を柔軟に設定するなど、個別最適な学びにも対応してまいりますということであります。

いいですね、すばらしいですねと私は感じました。でも、これが学校現場の中で本当に進んでいるんだろうかなという疑問も持ちました。

確かに、文科省はＧＩＧＡスクール構想の中でＩＣＴを利用して個別最適な学びということで、つまずき、あるいはついていけない子、生徒への対応、あるいは一斉授業でどちらかというと学ばされている感から自ら学習のポイントを探す一つの楽しみみたいな、そういう実現を生むんだということで推奨されていると思いますが、逆にデメリットといいますか、心配しなければいけない、対応し切れないことも多くあるのではないかというふうにも思います。

そこで、ここで質問があります。

児童・生徒の学習進度、到達度に合わせた学びについて、従来と新年度の取組の違いも含め、到達度に合わせた学びについてどんな狙い、あるいはどんな成果を期待して取り組んでいるか、いわゆる目標、狙いについて説明をいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１３番　鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

近年、子どもたち一人一人の学びのスタイルやペースに応じた教育が求められ、個別最適な学びの充実をこれまでも行ってきたところです。

本年度においては、特にタブレット端末やオンライン教材を活用し、子どもたちが自分のペースで学ぶことができる環境を整えてまいりました。これにより、学習の進捗状況をリアルタイムで把握し、必要に応じて個別の指導を行うことができています。

令和７年度においては、より個別最適な学びの充実のために、教育課程等についても柔軟に見直しを行い、子どもたちの多様な学びに対応していく環境を整えていきます。さらに、算数、数学科を中心として習熟度別の学習や、小学校においては教科担任制を取り入れる学校や学年を増やしてまいります。習熟度別学習は、子どもたちの学力や理解度に応じて適切な学習内容が提供されます。また、教科担任制を取り入れることにより、より工夫された授業が提供され、個々の子どもたちに対応した指導を行うことができると考えます。

ここでの小学校の教科担任制のイメージは、これまでの家庭科や音楽や図工などに担任とは違う先生が教室に来られて教えてもらうということが今もよくあるわけですけれども、これだけではなくて、国語や算数、理科、社会においても担任とは違う先生が小学校でも教えるというイメージになります。つまり、中学校のような指導形態を小学校でも取り入れていく形となります。

１つの学級に多くの先生が関わることで、学習だけでなく学級づくりや生徒指導、教育相談などいろいろな先生に、また自分が話しやすいかなと思う先生に相談できる体制が整います。また、教

職員も独りで悩みを抱え込まず、多くの教員と協働して学習の進度や子どもにつけたい力、到達度などを相談できる体制がこれまで以上に整備されることが期待されます。こうしたことを踏まえて、令和７年度学力向上推進計画第４版の最終年度として、個別最適なきめ細やかな教育の充実を図り、子どもの学習状況を見ながら柔軟に、創意工夫を生かした授業を構成していくような取組を進めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

目的、狙いを聞いたんですけれども、実際に教室の中の風景まで答弁していただきました。私、次は教室の中の様子を知りたいんですというような質問をしようとね。

今スタイル、ペースに合ったことは今までもやってきたけれどもさらに進めるんだと、タブレットあるいはオンライン化を進めながら、今まで数学、算数中心、あるいは出会った、あるいは教科の担任制も当てながら、そういうことによって担任以外の多くの先生とも関わりが持てるとかそういうことを言ったんですけど、ちょっと教えてください。

これは教科によっても違うと思うんですけれども、従来の一斉授業と違って授業の中でいわゆる個別進度学習、そんな時間を設けるときもあるんですかということ、それからあるいは帰ってからそれは家庭学習対応をするんですよというものなのか。

それからもう一つ、先ほどもちょっと重複しますけどちょっと教えてください。個別に指導法、教材、時間設定など、どの程度柔軟な対応が進んでいるか、これも含めましていま一度、教室・学校の様子を教えていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

実際の授業でどのようにやっているかというのは、授業参観等の機会がありましたら見ていただくといいとは思うんですけれども、ただ、毎時間そういった個別最適な学びであるとか一斉授業のようなことをやっていない授業をいつもやっているわけではなくて、学年や学級の実態に応じて一斉指導が必要な場合もあるし、また個別に目標をつくって、例えば九九の勉強をするのにある子は２の段からやる、５の段からやるとか弱いところからやるとかそういう子どもたちの実態に応じて先生が手法を変えてやっていくという場合も多くあります。ですので、一概にこの場面を切り取ってというのは言えないのが残念ですけれども、ただ、個別最適な学習というふうなことは、分かりやすく言えば、学習内容を個別化するということと学習方法を多様化するということと学習のペースの調整をするということ、この３つの視点をうまく組み合わせることの学びであるというようなイメージです。

これも低学年と中学年と高学年と中学校ではまたそれぞれ違うんですけれども、例えばグループ学習であるとか、ディスカッションや討論とか自分で調べたことをみんなの前で発表する探究学習とか、また最近でいう、タブレットを活用したＩＣＴを活用した学びなどは、このようなことを組み合わせて個別最適な学びというのを構成していくことになるかなというふうに思います。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

いろいろたくさん答弁いただきました。また授業参観をさせていただきますので見せていただきます。

本当にいい時代が来たなとは思うんですけれども、ＩＣＴを利用しながら理解度別に自分の進度に合わせた学習をチョイスできるとか、いいなあとは思うんですけど、私は今の答弁あるいはいろんな情報の中で私なりの、逆に心配をする、危惧していること、いろいろ出てきたんですけれども２つだけ指摘させてください。

まず、学びが子どもの積極性ややる気に大きく左右される、言ってみれば小学校、中学校というのは非常にバランスの取れた知識の習得が非常に必要だと思うんですけれども、興味のある領域では深く学び、伸ばし、そして興味のない部分が割となおざりになってしまうんじゃないかと。いわゆる自分内学習格差、これは私の造語なんですけれども、自分の中で学習の格差をつくってしまうそういうおそれ。２つ目のおそれは、教材を変えたり、時間を変えたり、あるいは指導法を変えていく、教員一人一人の子どもたちの学習進度の管理や評価が非常に難しくなっていくんじゃないか、いわゆるカバーする教員の役割がますます増加していく、増えていく、荷が重くなるというか、そういう意味で、逆に教員のカバーの差が大きい場合は、個人差があれば、教員の力量があれば大きな影響が出てくるんじゃないかという心配をしています。

その２つ、それも私の心配も含めまして、今この学習進度、到達度に合わせた学習に関して、教育委員会としてデメリットとか、あるいは注意しなければいけないことをどう認識しているか確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

自分自身も振り返ってみると、自分の興味・関心が高いことには一生懸命勉強したり、嫌いなことに対してはついつい後回しにしたりする、これはもう誰しもあることで、学校現場においてはできるだけその子の興味・関心に合わせつつも、議員が言われたように、小・中学校の公教育においては幅広く知識や教養を身につけるという立場から、いろんなことに仕掛けをつくって興味・関心が湧くような手だてを打つということが基本的なことでございます。

ただ、実際問題、勉強を始めたときに興味の関心の低い場合はどうしても学習の進度が遅くなったりする場合があります。分からないということも一つのことだと思います。ですので、そういった場合に担任は配慮をする必要があり、焦りや劣等感を与えないような注意が必要ですし、また困っていたなと思ったら個別のサポートの何か追加の資料や学習の機会を提供して自信をつけさせることが重要かと思います。

逆に、好きなことは早くやってしまいますので、かえってその子が退屈感を持ってしまう、もっと難しい問題はないのということが出てくるかと思います。今、教科書には発展問題といって、やってみようというコーナーがあります。そこには、少しみんながやるよりは高度な学習内容や応用問題というようなものが提供されておりますので、そういうものも使いながら、どの得意な子、苦手な子に対しても満足がいくような授業展開が行われるように今後も努力してまいりたいと思いま

す。

議員が言われたように、先生によってその対応力はどうなんやということなんですが、やはりそれらに対応する、または指導する教職員については力量、対応力は一律ではありません。そこで、どこの仕事でもそうですけれども、経験年数や指導技術の差を解消するために、初めて教壇に立つ先生には初任者研修、６年目、１０年目、様々な機会で県教委の研修が用意されていますし、各学校でも研修の機会がございます。市からも指導主事や指導教員を派遣し、授業のスキルアップや個別最適な学びへの対応力を上げるために、本年度も亀山市教育関係職員研修方針に基づいて引き続き研修のほうを充実させてまいります。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございました。

時間がありませんので、様々なデメリットを克服しながら多くの仕掛けをして、興味を湧かすような授業にしていただきたいと思います。

休日における学校部活動の地域連携についてに進みます。

部活動については、国や県内外の自治体の動向、県のガイドラインを踏まえ、健康福祉部やスポーツ関係団体と連携し、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への具体的な移行に向けた取組を引き続き行ってまいりますというような報告がありました。

まとめて質問をします。

文科省や県のガイドラインとは何か、県内外の自治体の動向はいかがか。

もう一つ、様々な言葉があります。部活動の地域移行、部活動の地域連携、部活動の地域展開、非常に、おのおの意味合いも含めて違っていると思いますが、時間がありませんのでその質問をまとめて簡単にお願いします。

○議長（岡本公秀君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

まず、令和４年６月にスポーツ庁の運動部活動の地域移行の検討委員会から、中学校の部活動については休日の部活動から段階的に地域移行をしていくこと、そして少子化の中や働き方改革の進展を踏まえて早期に実現することが望ましいということが提言されたところでございます。この提言を受けまして、国は中学校における部活動の今後の在り方について、休日の部活動から段階的に地域移行を実施するという方向性を示したところでございます。また、県のほうでは令和５年度から７年度までの３か年を改革推進期間と名づけ、県のガイドラインに沿って新たな地域活動に移行していくような方針が策定されたところでございます。

また、その中で示されております地域移行、地域連携、地域展開というものでございますが、まず地域移行というものにつきましてと地域連携につきましては、地域の子どもを学校を含めた地域で育てる部活動改革のことでございます。

この中の地域移行とは、学校が主体となって行ってきた部活動を、新たに地域が主体となった地域のクラブ活動として子どもたちの学習機会を確保するものでございます。これは、部活動を学校

教育の一環から社会教育、社会体育へ移行するものでございます。

また、地域連携は、学校の部活動において部活動指導員や外部指導員等の地域人材を活用し、複数でまとまり、合同部活動として子どもたちの活動機会を確保し、学校と地域が連携して部活動を実施していく学校の部活動としての活動となるものでございます。

そして、地域展開とは、学校で運営されてきた活動を地域全体で支えるという趣旨を浸透させるということから、地域移行という言葉から地域展開という名称に変更することが示されたというものでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

分かりました。

地域連携、学校との協力の中で、あくまでもイニシアチブは学校が取りながら地域、いわゆる学校体育としての地域連携、そしてそれを社会体育化するのが地域移行と、さらに発展をしてスポーツ競技向上等を含めた社会体育化が展開であるというような理解を私はさせていただきました。

それで、おのおの今の現状とこれからの展開を聞きたいんですけれども、まず教育委員会として今の休日の部活動、地域移行に関してどのような現状であるか、現状認識について聞きたいと思います。簡単にお願いします。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

教育委員会において、現状といたしまして、本年１月に休日の部活動に関するアンケートを小学校４年生から中学校２年生の児童・生徒、そして同じく小学校４年生から６年生の保護者、小・中学校の教職員にアンケートを実施しております。

現在分析をしておりますが、速報的なアンケートの結果からは、「地域クラブ活動に参加したい」と答えた小学生は３６．９％、中学生は４１．３％でした。また、「何も入らずに自分の時間を過ごしたい」と答えた小学生は３７．１％、中学生は３９．２％でした。「子どもに地域クラブに参加してほしい」と答えた保護者は３１．１％で、「子どもの意思に任せる」と答えた保護者が５４．９％でした。また、地域クラブに賛成している教職員は６１．７％で、「どちらともいえない」が３５．５％、反対している教職員が１．６％といった結果となっております。

また、アンケートにおいては、地域クラブ活動を通じてスポーツや文化活動に挑戦する機会が増えるといいと思う、地域全体で子どもたちの活動を支えることが大事であり、できることはお手伝いをしたいといった意見や、活動に必要な費用が金額によっては家庭家計の負担になる、子どもが中学生になるまでに早急に地域移行を進めていってほしいといった意見がありました。

これらの周りの意見を踏まえながら、教育委員会といたしましても関係団体、部署等と話合いを進めていきたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。

今の数字で聞き取れない部分が、またしっかりまとめて公表していただきたいと思います。

今度は逆に、ちょっと変わった視点なんです。

スポーツに関してはスポーツ推進をする健康福祉部がございますが、例えば、第３次亀山市スポーツ推進計画基本施策の１、２には、地域と指導者、学校が連携し、子どもたちが専門的知識を受けられる環境づくりが必要であると、その意味でジュニアスポーツを応援する制度の創設、人材バンクを整備しスポーツ指導者の活躍を広げるというような書き込みもございます。

これらの推進計画に書いてある取組の進捗と合わせて、部活動の地域移行についてスポーツ協会との連携と、今の取組と、今後の進め方についてどのように考えているかお願いします。

○議長（岡本公秀君）

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

まず、亀山市の第３次スポーツ推進計画におきまして、議員ご指摘いただいた２つのジュニア世代に対する支援の取組の状況でございますけれども、まずジュニアスポーツの応援や人材バンクへの登録の促進に向けた活用の周知などを示しております。

これにつきましては、市ホームページなどで亀山市生涯学習人材バンク制度が公開されておりまして、その中でスポーツに関連する団体としましてはレクリエーション・スポーツの分野として分類をされておりまして、軟式野球やサッカー、バレーボール、ソフトボールなど７つの団体が紹介をされております。これらの情報周知も行いながら、市内の関係団体などへの活用促進を図っているというところでございます。

一方で、ジュニアスポーツへの支援という部分につきましては実際の事業化までは至っておりませんが、他市で行われておりますジュニアスポーツに対する支援の取組などについての研究等を行っておりまして、この先事業化に向けても検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、こうした中で休日の中学校の部活動が地域へ移行していくという流れにつきましては、その取組の状況としましては、教育委員会のほうからも少しありましたが、市内のスポーツ関係団体の代表者でありましたり、小・中学校の教職員や市の職員などで構成される亀山市部活動の在り方検討会、こちらのほうと連携して研究を進めさせていただいておるところでございまして、そちらに参加いただいている団体の方などにおいては意見交換や課題の共有も行っているところもありまして一定のご理解がいただけているものというふうに考えておりますが、そこに入っていただいていない団体の方におかれてはそれぞれの上部団体などからの情報提供などを受けているところもあるかとは思いますが、それぞれ認識や理解の度合いについてはまちまちというような状況だというふうに考えております。

そうした状況を踏まえまして、現在、休日の中学校部活動の地域移行、地域連携に対する各団体の意向に関して調査をするということで、亀山市スポーツ協会の加盟団体でありましたり、その各競技団体の下部組織になる所属団体、あるいはスポーツ少年団の単位団の代表者の方など、合計５４の団体等に対しまして、現在の活動の状況であったり、休日の部活動の移行に関しての受入れの意向など、これに関連する項目についてのアンケート調査を実施しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

やっとスタートしたなあという感じはします。

実は令和４年１２月頃から私ども会派結としても、スポーツ指導者あるいは理解者等を含め６名、７名のグループをつくりまして３つの中学校を回ったり、皆さんでディスカッションをしたり、この地域移行について勉強会を重ねてきました。

その中で、ずっとここにあるんで議事録をまとめますと、体系的にはなっていませんが我々の勉強会の共通認識だけ少し紹介をさせていただきます。

１番、休日に限らず、将来的には部活動は地域移行、社会体育化に移行するのではないか。

２番目、亀山市の中学校が３校であるこの現状は、今後この体制を構築するに非常に特典であるのではないか。とはいえ、亀山中、中部中と関中では環境、規模が全く違うため、関中については特色のある移行ができるのではないか。

４番目として、軟式野球、陸上等既に先駆け的に運営をしている団体の協力、これも期待できる。

そして、今もアンケートでありましたけれども、地域移行により部活動への参加の生徒、子どもたちは大きく減るのではないか。

６つ目、運動部だけでなく文化部に対してもしっかりとした受皿は用意すべきである。

それから最後にもう一つ、井田川小学校だと思いますが、もうかなり前に小学校のアンケートを取った報告がありました。８割以上の子が、中学校に行って楽しみなことは何ですかということ、期待していることは何ですか、クラブ活動であるという、僕もアンケートを見ました。

そして、先日の３月７日、中部中の卒業式にも行かせていただきました。３人の子どもさんがコメントを言ってくれたんですけど、私、非常に残っているのは、部活動の時間は日常の当たり前の時間であり宝物の時間であったというメッセージなんです。

そうしてみると部活動というのは児童・生徒にとって大きな居場所の一つであると、これは大きな視点であると思います。

これからの展開についていろいろ質問も用意しましたが、最後の質問をします。

これも我々の勉強会の共通認識です。部活動の地域移行に関しての課題解決のためには、現場の学校、生徒、保護者、あるいは教育委員会、スポーツ協会等様々な組織に横串を刺した形で、部活動の地域移行が推進できるコーディネーター的な人、いいですか、あるいはコーディネートできる組織、あるいはそれに合わせた予算が必要です。

言ってみれば、今はたまたま教育委員会と健康福祉部に答弁を求めましたが、それだけの進め方でなくて、いわゆる亀山市全体の議論にしてもらいたい。ぜひ教育長、総合教育会議でこれを一つの議題に出す、市長にも提案する、そんな働きかけをしていただけませんか、それが大切だと思いますが、所感をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

先ほども子どもたちの声を紹介していただきまして、ありがとうございます。

自分たちも、振り返ってみると中学校において部活動というのは非常に大きな教育活動の一つであり、それが例えば土・日、休日に活動を学校で行わないとなるとどういうイメージなんだろうとか、それはとかいうイメージがあるか分かりませんが、国や少子化、様々な流れの中で今大きくこれが変わろうと、大きく時代が変わろうとしています。その中で、先ほど紹介させていただいたように、休日の活動を希望する生徒もいれば、ちょっと希望をしない生徒もいるというような感じの実態もありますのでいろいろな、今後部活動の地域移行については方向性やこの取組や仕組みをどうするかという様々な団体との合意形成も含め、教育委員会の中だけのみならず市全体で考えていくことが重要ですので、様々な場で議論を行っていくことは非常に大切なことであるというふうに考えます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

やはりこれもマンパワーだと思います。コーディネートできる人材をしっかり確保し、あるいは予算措置もしながら構築をしていくという気持ちにならない限り、なかなかこれは進んでいけないという思いを伝えたいと思います。

３番目に、いじめや虐待、貧困等、複雑化する課題についてという質問を用意しました。

今教育現場では、子育て環境の変化やＳＮＳの利用者増、あるいはその低年齢化、学校に対する保護者の意識変化等により、虐待やいじめ等に関し学校や教育委員会に対して過剰な要求というか突っ込みがあると聞きます。亀山市の様子はいかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

近年社会構造の急速な、かつ大きな変化、価値観の多様化に伴い、学校では生徒指導上の諸課題も複雑化、多様化しています。このような状況の中で、学校現場ではいじめ問題の法的な対応が必要な場合には弁護士、児童・生徒の問題行動に関しては警察や児童相談所、複雑化、複合化した福祉的な課題に関しては市の福祉部局等と連携し、それぞれのケースに応じて迅速にかつ丁寧な対応ができるよう努めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

今度は別の視点で質問をしたいと思います。

学校現場において今言われている虐待、いじめ、あるいは貧困に起因する様々な複雑化、あるいは深刻化が進む事案に対して関わりを持つ、全体で関わっていただいていると思いますが、これは時間的にも精神的にも非常に負担となっていると私は思います。こういう現状はどうなんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

議員ご指摘のように、学校現場で生徒指導上の諸課題が起こったときに、そのときの対応の迅速さであるとか言葉のかけ方によって、スムーズにいく場合や複雑化したりする場合があります。

法による対応が必要となるような案件に関しましては、教育委員会では、学校からの要請に応じて市の顧問弁護士と連携して事案の解決に向けて取り組んだケースがございます。また、いじめ問題に関する学校の対応については、弁護士を講師に教職員向けの研修会を開催したりしながら教職員の対応力の向上にも努めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

市の顧問弁護士にサポートしていきながら勉強会等をやったということは今お聞きしましたが、やはりこれらは複雑化、深刻化する事案に対し、全国ではすぐに学校に駆けつけてくれるスクールロイヤー、いわゆる弁護士さん、あるいは子どもの代弁者であるアドボケイトという制度がございます。まだまだ進んでいませんが、それでもいろんな事案を見ると非常に、利活用といいますか利用して、事の重大さを速やかに解決したという事例もたくさんあります。

今教育長に紹介をしていただいたのはそういうことがあったということで、亀山市教育委員会としては制度としてまだ成り立っていない。ぜひこのスクールロイヤー、あるいは子どもの代弁者アドボケイトの制度に対して積極的に進めるべきだと考えますが、いかがですか。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原　博君登壇）

現在のところ、教育委員会ではスクールロイヤーとして弁護士との契約は行っておりません。

しかしながら、教育委員会といたしましては、必要に応じて県教委の専門家との連携による生徒指導上の諸課題に対する支援事業というのがございます。ここに弁護士等による学校の対応等による助言やアドバイスをいただく機会がございますのでそういうものを活用したり、先ほども申し上げましたけれども市の顧問弁護士による法律相談を開催して引き続き生徒指導上の諸課題に対して学校支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

時間がありませんので、教育行政から今度は一般行政に移ります。

その中にあって２つ、行政経営の最上位計画である総合計画とその附帯計画であります都市マスタープランについて質問をさせていただきます。

私は２月１７日の予算の内示会で大規模施設整備の基本的な考え方の報告を受けたんですけど、何かしっくりしないもやもや感というのがずうっと整理がつかない。

今からの質問も整理がついていませんが、まず都市マスタープラン策定事業、リニア三重県駅位置との関係についてということなんですけれども、今後リニア市内停車駅位置の決定がなされると思いますが、令和８年度末に予定している都市マスタープランの策定事業に影響はありませんか。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

次期都市マスタープランの策定につきましては、立地適正化計画の改定と併せて令和７年度、８年度の２か年での実施を予定しております。

また、リニア中央新幹線市内停車駅につきましては、本市の都市構造に大きな影響があるものと考えており、都市マスタープラン策定に伴う将来都市構造や土地利用方針の策定に反映していく必要があるものと考えております。しかしながら、現段階において停車駅の決定時期につきましては未確定であることから、令和８年度末を目指し策定を予定しておりますスケジュールには影響しないものと考えておりますが、停車駅の決定状況を注視して進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

今の答弁で、大きな影響はあるけれども、現時点でそれが未確定であるから策定事業にはスケジュールには影響しないという答弁なんです。結局、都市マスタープランという計画の冊子をつくり上げることが目的でなくて、亀山市の適切な誘導や規制や姿勢の中でどんな土地利用が最善かと、またこの都市マスタープランを一つの指標に今後のまちのありようを築く、それが本来ですよ。

策定事業にはスケジュールには影響しないというのはこれは全くおかしい。その後もいろいろ質問をして、令和５年度の策定予定であった亀山中央都市機能誘導地域、このエリアプランが新庁舎の位置と併せて令和５年にとてもできないと思うけれども、つくるのかという質問に対して、当時、理事は同じ時期だけれどもつくると言った。いまだにそれを見ていないですよ。なおかつ、亀山中央だけでなく関もそうだし、井田川地区に対してのエリアプランも出てきていない、これが現実であることだけは伝えたいと思います。

それで実は最近私、この「いちからわかる都市計画のキホン」といってもう本当に素人が読みなさいみたいな本を読んだんですけど、ここに重要なことが書いてあったんです。

都市計画における今後の都市マスタープランの在り方について、従来と合わせ、より注視しなければいけない観点としてこう書いてあります。１つは少子高齢化への対応、２つ目は省エネ、低炭素化への対応、もう一つは都市再生特別措置法の改正により立地適正化計画の中に防災指針の記載を書きなさい、最後にこう書いてあるんです。何といっても４番目、公共施設等の再編計画など都市経営との整合の必要性、ここについてと書いてある。なお、ここの部分は従来の都市マスタープランの都市の姿、都市計画の目標を上げるといった観点に加え、あるいは、もしくはこの観点よりさらに重要であるという注釈がついていたんですね。

時間がありませんのであれですけれども、いいですか。

リニア三重県駅の位置が未確定の中、今この４番目の公共施設等の再編計画など、都市経営との整合の重要性が反映された都市マスタープラン、これが策定できるんですか。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

リニア中央新幹線市内停車駅につきましては、現在３つの候補地がありまして、駅位置の決定時

期が未確定な状況となっていることから、現時点における具体的な都市構造への反映は困難であると考えております。

しかしながら、市内停車駅につきましては、本市の３つの都市拠点である亀山中央、関、井田川とは異なり広域的な三重県の拠点となるまちづくりが必要であると考えていることから、上位計画である次期総合計画との整合を図りながら進めてまいりたいと考えております。また、その将来的な一定の方向性につきましては、リニア駅との関係を明確にした上で次期都市マスタープランへの記載も含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

三重県駅が、今の答弁ですと３か所ある中で、どこに位置が来ようともリニア駅との関係性に関してはかなり明確に提示できる、計画の中に反映できるという意味でよろしいですか。もう一度そこだけ。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

リニア駅は３か所候補地がございますので、それぞれに検討を進めますし、もちろんその決定後のスケジュールについても一定のものを示していきたいというふうには考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

同じような質問になるのかもしれませんけれども、最後に、やはり多くのマンパワーや委託料も含めて計画策定にはそれを含めたコストがかかる中で何か、策定義務みたいな捉え方でなくそういう策定義務を乗り越えて実利を取るとか、あるいは実態にしっかりと整合できる政策策定方法の研究はできないんですか。決して令和８年末に出さなくてもいいんだということを言っているんじゃないんですよ。しっかり整合できる、実利が取れる、そんな策定方法みたいな腹案があるのかないのかということ。

○議長（岡本公秀君）

亀渕理事。

○理事（亀渕輝男君登壇）

次期都市マスタープランの策定について、現時点におきましては、本市の中心的都市拠点のまちづくりに関わる新庁舎や、本市の都市構造に大きな影響を与えるリニア中央新幹線市内停車駅の位置が未確定な状況となっておりますが、令和７年、８年度の２か年での計画策定のプロセスにおきまして、柔軟な考え方や対応など可能な限りの準備を行った上で、将来の都市構造の実現に向けた今後の方針について整理を行ってまいりたいと考えております。

また、リニア市内停車駅の位置決定後につきましては、速やかに計画の見直しを実施し、将来の都市構造実現に向け、適切な誘導と規制により土地利用制度の運用を図り、都市マスタープランにおける都市の発展と都市の形成を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

第３次総合計画策定事業ということで、新庁舎整備事業との関係と計画期間が８年であるということについて、これもまとまりませんが、少し私の認識だけ述べて次回、次の予算決算委員会の中で進めるということで納得をしていただきたいと思います。

前段、もやもやがまだ未消化であるという自分なりのもやもやに関して、少し紹介をさせてください。

まず新庁舎の関係ですけれども、これは通告してありませんので答弁は要りません。

第２次総合計画の前期より立ち上げてきた新庁舎整備事業の６年の延伸が追加資料のみの説明で済むのか、あるいは全員協議会、あるいは代表者会議等で速やかに丁寧な説明が必要であったのではないかという視点が１つ。

それからもう一つ、この延伸をしたというのはもう決定なのか、あるいは財政的視点のみの検証というが総合的検証はどこでするのか、これが２番目。

３番目が、事業化やスケジュールを次期総合計画に委ねることの可否について、果たして我々議会は納得しているのかどうか、これが３つ目。

それから４つ目、方向性といい、いわゆる決定ではないものの延伸に対する情報は市民に伝わっているのか、伝えなければいけないのか、伝えないほうがいいのか。特にこの新庁舎の計画に関して、計画に携わっていただいた外部委員の方や、あるいはパブリックコメントを寄せていただいた方にこれは本当に報告していますかということ、総じてこれが開かれた市政ですかというもやもやであります。

時間がありますので、最後に質問をさせていただきたいと思います。

かつて総合計画の審議委員をされた方が、こういう議事録が残っています。

市政全般にわたるということで致し方ないが、総合計画はこれをやります、このように進めますと非常に前向きだがその裏づけの財源はどうなっているのか全く触れられていない。その後、財調が目減りして、今後は枯渇するという脅しがある。ぜひ今後の審議会では財源の担保を前提に議論する場にしてほしい、でないと総合計画は絵に描いたぼた餅に化してしまうというものです。

今議会で市長は、議会にも総合計画審議会の中に何らかの形で携わってくれというような提案もありました。

個人的にも会派的にもそれには一定の評価、賛同をさせていただきますが、いわゆる総合計画審議会の中であっても、財源の裏づけなど実態の財政状況を示した中で施策や事業の重要度、あるいは優先順位までも議論できる場としていただきたいですが、そんな審議会となるんですかという質問を最後にしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

次期総合計画の策定に向けましては、財政構造改革骨太方針２０２４に基づく財政構造改革を積極的に展開している中で、政策推進と財政健全化の両立の実効性を一層高め、持続可能なまちづく

りに資する計画となるよう進めてまいらなければならないと考えております。そうした観点から、今後の亀山市総合計画審議会における審議に当たりましては、本市の財政状況や今後の財政見通し、大規模施設整備事業に対する市の基本的な考え方といった財政的な見地からの市の考え方もご説明申し上げた上で諮問事項の審議を行っていただく予定で考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

１３番　鈴木達夫議員の質問は終わりました。

これにて本日予定しておりました通告による質問は終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。

明日１２日は午前１０時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後　3時５２分　散会）

令和７年３月１２日

亀山市議会定例会会議録（第６号）

●議事日程（第６号）

令和７年３月１２日（水）午前１０時　開議

第　　１　市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１７名）

１番	古田吉昭君	２番	櫻木善仁君
３番	深水隆司君	４番	草川卓也君
５番	中島雅代君	６番	森　英之君
７番	今岡翔平君	８番	髙島　真君
９番	新　秀隆君	１０番	豊田恵理君
１１番	福沢美由紀君	１２番	森　美和子君
１３番	鈴木達夫君	１４番	岡本公秀君
１５番	伊藤彦太郎君	１６番	服部孝規君
１８番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀渕輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼関支所長	北川明美君
健康福祉部長	林　秀臣君	子ども未来部長	高宮綾子君
産業環境部長	富田真左哉君	産業環境部参事	村田　博君
建設部長	高桐美智代君	上下水道部長	杉本良則君
危機管理監	木田博人君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	豊田達也君	消防部長	豊田賢治君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	谷川健次君
地域医療部長	小森達也君	教育長	中原　博君
教育部長	亀山　隆君	代表監査委員	上田寿男君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会事務局長	落合　巧君

●事務局職員

議会事務局長	大泉明彦		書記	新山さおり	
書記	渡邉靖文		書記	西口幸伸	
書記	山北康仁				

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、谷川地域医療統括官は公務のため、午前中は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第６号により取り進めます。

これより日程第１、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

１５番　伊藤彦太郎議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。

今回は、市内の医療空白地の問題について、放課後児童クラブの運営について、新庁舎建設について、この３点を通告させていただいておりまして、順番にやらせていただきます。

まず市内の医療空白地の問題についてということで、関地区で唯一の医院が長期休診となっており住民に不安が広がっているが、このことを市はどう考えるのかについてということで通告をさせていただいております。

これにつきましては、１２月議会で新議員のほうからも質問がありましてその後、３か月でありますけれども、たった現在何らかの状況の変化はあるのか。また、その際にも何らかの対処を考えていかなければならないようなことは言われていましたので、その後市が考えた対処について何か進展があるのか、その点につきまして何か状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１５番　伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

おはようございます。

関地区におきまして、昨年６月に長きにわたって地域の医療を支えていただいた医療機関のほうが休診に入られまして、議員おっしゃられましたとおり、半年以上が経過しているという状況でございます。この間、今休診されている医療機関の先生のほうで後任のほうをお探しいただいているという情報は聞いておりますが、それについての進展については、今のところは耳にはしていないという状況です。

こういった中で、旧医療機関に以前からかかってみえた方につきましては、１２月にも申し上げましたとおりではございますが、市内の他の医療機関などにつながっていただいている状況について確認をさせていただいておりまして、必要な医療については、通院の不便さは増した部分はあるかも分かりませんが、受けていただけているというような状況というふうに考えております。

そのような中で、市のほうで今何ができるのかという中でいろんなことは検討はしておるところですけれども、具体的な部分では、市のほうの事業としてやっておりました検診についてもその医療機関のほうで受けていただいておりましたので、そちらの部分について少しでも環境が整うようにということで、市立医療センターのほうにもご協力をいただきまして、新年度からになりますけれども、新たに胃がん検診の内視鏡の検査についても新しく実施をしていただく方向で現在調整をしているというような状況でございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

今の状況をいろいろ聞かせていただきました。

新議員の質問への答弁でもいろいろとありまして、その際にも対処としまして代替、医療センターとかも話があったんですけれども、やはり関地区に行く、往診なり出張所みたいな形ですかね。あと、新議員のほうからは医療カー・診療カーみたいな提案もありましたね、伊那市でやっておられるそういったもので医師が関地区に出向くようなケースとかですね。あと、逆に医療センターへの送迎とか、乗合タクシーの医療センターに対する割引の話とか、現行バスの増便とかいろいろありましたけれどもそれぞれなかなか難しい部分があって、やはり何よりも一番大事なのは関地区のその医院の方の後継の方が早く見つかることではあるんですけれども、ちょっと後継が見つかったんじゃないかというような、そういううわさもちらっと出てきたりとかしていましたので状況を確認させていただいたんですけれども。

先ほど新議員への答弁の中でも言いましたけれども、その中でまだアイデアとして出ていなかったのは遠隔医療ですね。オンライン診療とかそういった部分の話がまだ出ていなかったなとか思いまして私なりに調べてみましたら結構、やはり僻地医療とかいわゆる今回は医療空白地ということで上げさせてもらいましたけれども、こういったところに対するポイントとしてはＤＸを利用した遠隔地医療とかオンライン診療、こういったものが効果があるんじゃないのかみたいな話になっていましてね。

その辺につきまして、これからちょっとこういったことは、いきなりの導入というのはなかなかという部分はあるんですけれども、市内でこういったことを普及させていくような何かをまた検討していくことは必要じゃないかと思いますけど、その点の見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林　秀臣君登壇）

オンライン診療でありましたり、医療機能を持った車、医療ＭａａＳというような事業をされている自治体が全国には幾つかあるというのは私どもも承知をしておりますし、幾つかベンチマークを持ちながら調査をさせていただいたことなどもございます。本市でそれを例えば本当に実施をし

ようということを考えた場合、どちらを行うにしましてもやはり医師がいないことにはできないという中で、亀山市として実施をするとなりましたら医療センター、あるいは亀山医師会のご協力をいただきながら実施をするということが基本的には想定されるのかなというふうに考えております。

しかしながらどちらも、医療センターにしましても市内の医療機関のお医者さん方につきましても、通常のご自分の診療を抱えておられる状態の中で、本市が例えば実施しようとするオンライン診療のご協力が得られるかというところについては少し難しい部分が現状としてはあるのかなというふうには思っておりますが、将来的に実施をされているところというのは本当の、公共交通機関でのアクセスもなかなか難しいとかいうような、僻地医療の場合ということが多いかというふうには思っておりますが、そういったことも含めまして、将来的な検討の余地はあるのかなとは思うんですが、現時点で具体的な実施についてはそこまでの検討には至っていないという状況でございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

オンライン診療についてもまだそこまではということではあると思います。

もちろん、まだそこまではということやと思います。ただ、今はやはりこのオンライン診療というのが、僻地とかそんなんじゃなくても実際に都市部とかでも出てきています。実際、こういう遠隔医療とか、特に僻地医療に対する話は大きいと思うんですけれども、やはりこれに対して国もホームページをきちっと設けまして、厚生労働省のホームページとかですね。実際に医療ＤＸとかといいまして医療のＤＸ化の補助金のプランもかなり国としても準備している部分がありまして。確かに、言われるように実際に今回話として上げている関地区とかではそれこそタクシーを走らせればすぐ近くに、歩いて行ける範囲ではないけれどもタクシーとかそんなんを使えば行けるというふうな部分ではありますので特に重篤な事態でないような、そういうふうな方々を対象にしている部分がありますので。

ただ、こういう方々の思いとしては、やはり身近に医療があってほしいというのがありまして、最初に部長が言われたように、行政が中に入っていろいろ紹介されたりとかそういった部分ですね。市民の方に寄り添う部分というのは非常に必要やという部分がありますもんで、関支所とかもありますんで、そういったところでの相談体制とかそんなんも含めまして、実際にオンラインを受けられることは受けられるんですね、今でも。オンラインをやっている医療機関もお医者さんも鈴鹿とか四日市、津、割合近隣にもありますんで、こちらにつながればそういった方々も医療を当然今でももうオンラインで受けられるわけです。

ただそれに対する、やはりこのスマホとかでできるんかいなという、私自身もそういったことに対してやはり面と向かって見てもらわなあかんの違うんかなというふうな感覚的な部分もありますんで特にそういった感覚を何かフォローしてあげるにはやはり役所の方が、その辺をフォローしてあげるというふうな体制をちょっと考えていったほうがいいんじゃないのかなというふうに思いますんで、なかなか厳しい部分ではあるんですけれども、そういうふうな検討をするにしても実際どうなのかという、そういった相談体制みたいなんは築いていっていただきたいなというふうには思うんですけどね。

ちょっとその辺を、特に市長は緑の健都というふうなことを言われていまして、健康の基本にあるのはやはりそういった医療とかだと思いますんでそういった、実際にセンターとかも大変ですんで、まず自分のところの医療センターの運営をということになりますんであれですけれどもね。やっぱり、それこそ総合的な形で市民の方の不安を取り除いていくようなそういった市政運営という部分で何か見解があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

関地区で長らく開業医としてご尽力いただいたクリニックが閉院をされたその中での様々な、住民の皆さんのお声とか今の議員のご指摘も含めて、できるだけ早い段階でこれが解消できるようにというふうに考えておりますし、市としてはできることはしっかりさせていただきたいと思っておりますことと、やっぱり通いの、前院長先生もその後継を今お探しいただいて、様々な条件もあろうかと思いますのでそこもご尽力いただいておりますことと、また、その後の患者さんのサポートということでは亀山市内の医師会の先生方が前院長とも連携を取っていただく中で、今日非常に円滑にそれが対応できておることは大変すばらしいチームワークだなというふうに改めて思っておりますことと、医療センターも含め市としてはできるだけ早くそれが解消できるようにというふうに思っております。

その中で、開業医がその市町村に常在していないという、いわゆる無医村という状態では本市はございませんので亀山市全体として、本当に関地区としては長年の開業医さんがなくなられたということでは不安もあろうかというふうに思っておりますが、地区単位でいくとそういう地区はたくさん亀山市内にもあるかと思いますが、無医村という状態ではないので、できるだけ亀山市全体として、市内で全て完結する診療科目だけではありませんが、できるだけ関係機関、それから医師会、そして行政、大学、本当にそこの連携の中でぜひ、おっしゃるように住民の皆さんの健康、それから命、こういうものを平素から守っていく、そういう状況をやっぱりさらに充実していくということは当然、健康都市というかそれ以前の市の政策としても大事な視点だと思っているところであります。

医療センターとか地元にクリニックがなくなったことによって少し遠いところのクリニックまで行っていただくとか、例えば乗合タクシーであるとかそういう患者さんの足につきましても、交通のサポートにつきましても、これも亀山市としてはしっかりさらに充実をさせていこうということで取り組んでいくことが大事かなというふうに思っております。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

そういうふうなすぐに、特効薬はないんですけれども、多面的な部分でいろいろと検討していただきたいと思いますんで、また引き続きよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

放課後児童クラブの運営についてということで通告させていただいていまして、支援員の体制に

ついてということで言わせていただいております。

これにつきましては、国の放課後児童健全育成事業、子ども・子育て支援交付金の運営費、これの拡充に伴いまして実際に資料とかを今回お配りしているんですけれども、ちょっと出していただけますかね。ありがとうございます。

支援員ですね。学童の先生と言われていますけれども、今回交付金でその支援員の体制につきまして、現在、放課後児童支援員、常勤、非常勤を問わず２名以上配置した場合４８６万８，０００円の補助があると。これは国・県・市合わせてとかの話ですけれども、今回新たに常勤の放課後児童支援員、常勤が２名という場合に一気に６５５万２，０００円まで補助基準額が上がるということで、従来に比べて１６８万４，０００円、これは１単位当たり、１つの教室当たりという感じですかね、それが拡充されたということですね。

これにつきまして、昨年度、各児童クラブに対して聞き取りがありまして、新たなこの常勤支援員２名配置についても手を挙げた、関地区のさくらクラブ、すみれクラブなんですけれども、これが手を挙げられてということではあったんですけれども、実際はこれの蓋を開けてみたら適用が見送られたということです。

常勤支援員２名配置を見送った理由は一体何なのか、この補助金の適用、この点につきまして、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

放課後児童クラブの運営に係る費用につきましては、国の子ども・子育て支援交付金並びに三重県の地域子ども・子育て支援事業費補助金及び放課後児童クラブ活動事業費補助金の基準を基本としながら、亀山市の実情に合わせ独自の財政支援を実施するなど、これまでも総合的に判断してまいりました。

令和６年度に改正された基準のうち、国の交付金によるものはクラブの開所日数及び平均児童数に応じて定められている基本額や１日の開所時間、支援が必要な児童を受け入れた際の支援員等の配置、職員の賃金改善の実施等、クラブの状況に応じて加算額が増額となっております。

加えて、先ほど議員がおっしゃいました常勤の放課後児童支援員を２名配置する場合の基準額が創設されたことから、この実施につきまして各クラブの現状を確認し、検討を行ってまいりましたが、対象となるクラブが少数であること、クラブによって職員の配置状況が異なることなど様々な要因を勘案し、現時点におきましては、令和６年度及び令和７年度の実施はしないことと判断したものでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

様々な理由からということではあるんですけれども、まず対象となるようなクラブが少数であったということですよね。

対象である、少数だろうが何だろうが、これは言ってみれば先ほどの表に従いますと１６８万４，０００円アップするんですね基準額ではあるんですけれども。このうちの県３分の１、国３分の１、

市が３分の１の補助ということで、５０万ちょっと市が補助額を上げれば、県・国から１００万強のお金が入ってくるわけですよ、国・県から。これでトータル百五、六十万、こういったお金に、１単位当たりですけどなってくると。

そういう意味では、それこそ市の負担も増えるは増えますけれども、言ってみれば少数であるんやったらそんなに、トータルで考えても市の負担はプラス百何十万の世界じゃないですか。実際、先ほど言いましたさくらクラブ、すみれクラブという関地区の２つの児童クラブについては今定員が４０名のところ、さくらクラブは５８名、すみれクラブは４０名のところ５３名、明らかに定員オーバーをしているようなこんな状況で、実はもう一単位増やすこともできるようなそんな世界なわけですよね。

そんな中で、でもせめてこの体制を維持していくためにはやはりきちっと常勤でおってもらうような支援員を配置する、そのためには当然お金もかかりますわ。そういう意味ではやはりまずここ、少数ではあるけれどもここをまず何とかしようやということで、まず少数やからこそ適用するということ、これをせなあかんと思うんですけどね。

ただこれは明らかに、調査をした以上はやはりそれなりにやる見込みはあったんやと思います。これを見送ったというのはやはり財政的な問題なんでしょうかね。これにつきましては、この話を市長あるいは財務はどれだけ認識していたのか。この点について、ちょっと市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。市長がこの話を止めたのか、現場の判断なのか、どちらでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この放課後児童クラブに対する運営費等の財政支援の在り方でありますが、これは本市としてはこれまでからも国の子ども・子育て支援交付金の対象事業を基本として毎年度見直しを行ってきております。実施について検討して対応してきていると、これは毎年のことなんでございますが、併せて、本市の実情に合わせて指定管理者に対して、例えばこれは三重県内では多分亀山市だけだと思いますが、いわゆる管理費として基準額の１０％の交付をさせていただいたりとか、民間の放課後児童クラブに対しては賃貸借料の補助などを独自の財政支援として行わせていただいております。

したがいまして、今回の常勤の放課後児童支援員を２名配置する場合の基準額の創設につきましても、これまで同様に実施について当然、現場としても様々な検討を行ったところでございますが、現時点としては最終的に実施しないと、この財政組織としても判断をさせていただいたところでございます。

常勤の放課後児童支援員２名を配置する場合の基準額の創設ということについては、当然財政面での検討のみならず、これは市内全ての放課後児童クラブの運営状況を確認して検討を行ったというところでございまして、少数であってもそれを手当てすべきではないかという議員のご所見でございますが、現状におきましては、先ほど答弁ありましたが、対象となるクラブ数が少数であることと、クラブによって職員配置状況が異なるなどの様々な要因を勘案させていただいた上で、総合的に判断をさせていただいたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

その上でもう一度お聞かせ願いたいんですけれども、少数や少数や言われているんですけれども、確かに、現時点で常勤２人を指定しようとしている児童クラブというのはそんなにはなかった。ただいろいろお話を聞いていますと実際常勤２人でいけるよとなったときはいつでもそれに切り替えることができるという児童クラブが幾つかあったという。ということは、やはりお金が来ないから非常勤にせざるを得なかったということなんですよ。だから実際に常勤２名配置を関地区でやってやれば、そうしたらうちもやろうかというのが次から次へと出てくるはずなんです。これは卵が先か鶏が先かの話やと思うんですけれども、ただ、少なくとも確かに財政状況云々の話はありました。

特に私も、本当に財政構造改革骨太方針２０２４、昨日の今岡議員の話では実際にクリアできたのが１５部門中５部門だったかな、そんな話やったんやったらもうクリアできていないところのほうが圧倒的に多い。実際、この辺の話を考えたらですよ。財政構造の骨太方針で、確かにもうお金を増やすというのがなかなかできないようなこの現場の雰囲気の中で蓋を開けてみたら何や、前年並みやねえかじゃないけれども、それをクリアできていないところがほとんどやないかというこの辺の話の中でやったらほんまに必要なお金は払わなあかんわけですよ。

そういう意味で確かに、今回見送ったことは見送りましたということですけれども、お聞きしたらこれは年度の途中からでも行けるんかと言うたら行けるということだったんですね。そういう意味では今年度中でも、令和７年度はやらないということでしたけれども、令和７年度中にもう一度その辺の調査とか聞き取りをされて新たに令和７年度の途中からでも採用すべきやと思いますけれども、この点についてもう一度市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど申し上げましたように放課後児童クラブの運営に対する考え方、サポートの在り方ということは当然国の基準と合わせて、毎年毎年これを見直して対応させていただいておると、それは実情に合わせて対応していくということでございますので当然、これは常時いろんな状況について各放課後児童クラブの運営者の皆さんと当然、私どももお話しさせていただいて、公設以外にも民設も含めてそこはそのように考えているところでございます。

あわせて、関地区においては、さくらクラブ、すみれクラブに大変ご尽力をいただいておることに本当に敬意を表したいというふうに思っております。特にこの本年度から同一学校区内に設置されておる放課後児童クラブとしては定員を超えて受入れをしていただいておる状況というふうに、これも認識をさせていただいておりまして、待機児童を発生させないための措置として定員を超えての受入れについては大変感謝をいたしております。これに対する財政支援も令和６年度から行わせていただいておるところでございまして、そういう全体、全市的な状況、それから放課後児童クラブのそれぞれの状況、これをやっぱり全体として判断をさせていただく、個々のまた対応も当然課題解消に向けて努力させていただくという中で今日までも対応させていただきましたし、今後につきましてもそこらの状況についてはしっかり、年度途中も把握をさせていただいて対応するということは基本的な姿勢でございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

もう一度言います。

７年度中にでももう一度聞き取り、しなくてもいいですわ、とにかく７年度中にもう一度導入したらどうかという判断はどうなんですか。やらない、やる、どちらですか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回、現時点で私どもとしては、６年度、そして７年度については考えていないということでございます。したがいまして、毎年、年度年度で区切りを今対応させていただいて見直してきておるわけでございますので、年度途中で状況を把握せんでもええということなんですが、この年度途中での様々な把握をさせていただくことが当然大事であろうというふうに、これはもう基本でございますので、現時点では６年度、７年度合わせて対応しないという方針で対応していくということで現時点では考えております。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

現時点ではと言われていたんで、実際、この放課後児童クラブは私もここまで利用者が増えるなんて本当に思ってはいなかったんですけれども、この話が放課後児童クラブという存在が出てきたときに。やはり、これについては本当にこの関地区は児童数減少とか言われている中でも利用者はどんどん増えているんですよね。やはりこれが現在の社会の情勢なんやと思います。実際やはりそれが求められているということは、これは市としても重く受け止めなあかんと思います。実際市長が待機児童を増やさない、なくすんだ、これ以上はというふうな部分に対してさくらは先ほど言ったように定員オーバーしてでも受け入れている、こういうのがあるから回っているわけで、やはりその基本となるのがこの支援員の常勤、こういったことの人材の体制やと思いますんで、この辺もほんまに引き続きしっかり考えていただきたいと思います。

１施設単位で５０万ちょっとの市の負担で、また１００万国や県から来るという、こういったことはそれこそ、補助金、有利な起債とかとたまに市長は言われますけれども、この話はやっぱり乗るべきやと私は思いますんでまた引き続き検討をお願いしたいと思います。

それでは、次の新庁舎建設についてに移らせていただきます。

今回は整備手法についてということで聞かせていただいております。

整備手法、今回は先に服部議員とかのほうから集約型とかそういったことも含めてどうなんやということもありましたけど、私はそういったことも含めた整備手法という意味で一応通告はさせていただいていますんで新庁舎建設全般についての質問になると思いますけれども、整備手法は今回予算決算委員会資料で出てきた大規模施設整備事業の基本的な考え方にも出てはおるんですけれども、ちょっとこれについてまずお聞かせ願いたいことがありますので質問をしたいと思います。

まず、この資料の２ページにスケジュールとかがあるんですけれども、新庁舎整備につきましては令和６年、令和７年度に用地の取得とかいう話ではあったと思います。これが整備手法の検討と

いうふうに何か変わっております。枠を切っていないんで、どこをもって何年度に何にするかというのは実際はないんですけれども、まず整備手法の検討というのが頭に来ているということで、まず、この整備手法とは一体何を示すのか行政としては、その点について確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎整備の整備手法の考え方ということでございますが、整備手法につきましては財政負担の軽減、平準化や事業費の抑制といった視点以外にも、技術提案等による民間ノウハウの活用、市内業者等の参画による地域経済の活性化、手続等を踏まえた整備期間などの視点でも比較を行い、検討をする必要があるというふうに考えております。

また、今後亀山駅周辺エリアにおける都市の再生や機能誘導が進むことも想定されますことからそうした面的なまちづくりの状況も踏まえ検討する必要があると考えておりまして、具体的には、設計、建設、維持管理等を行政が分離発注する従来方式に限らず、民間ノウハウの活用や財政負担低減等の観点から、ＰＦＩでありますとか、デザインビルド方式でありますとか、リース方式など多様な事業の手法を検討するというふうなことで考えております。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

先ほど部長おっしゃいました整備手法というても事業手法ですよね。草川さんもちらっと言われましたけど、市街地再開発事業にのせたらどうやという、私もそういう手もあるんやなとは思うんですけれどね。

ただ、その中でちょっと細かい話をいろいろとしていきたいと思うんですけれども一番気になるのが浸水想定区域を含んでいる、駅前というと、これなんですけれども、かさ上げ云々の話がありました。これはかさ上げをするんですかまず、それをまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど整備手法についてご答弁申し上げたところでございますが、この整備手法によりましても、場所がどこというふうなこともございますし、従来方式ですと従来方式で多面的に場所を想定した検討が必要かと存じますので、かさ上げにつきましては現在では、現時点で駅前周辺エリアとしておるだけですので、場所によってかさ上げの度合いも変わってまいると思いますし、場合によっては必要ない場合もあるかも分かりません。ですので、いずれにいたしましても、かさ上げについては整備手法を検討の後、場所が決まってからというふうになると考えております。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

そうしますと、かさ上げをする場合もあるということですよね。かさ上げをした場合、かさ上げ

した土地の水はどこへ行くんですか、ふだんから、その点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

私先ほどもご答弁申し上げましたように、かさ上げが必要であるか、どの程度必要であるかというふうなことも現時点では未定でございますので、それがどこへ流れていくかということも当然、これについては未定というか確定はいたしておりません。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

ちらっと後ろからも聞こえてきますけど、１２月に結構具体的なかさ上げの話が出ていたわけですよ。１２月に出ていた具体的なかさ上げと違うような話ですよね、今は。かさ上げをしないかも分からんと。

でも、する場合はどうするんですかと私は聞いたんですよ。

かさ上げをしたら当然周りに水は行くんですよ。浸水想定区域がというふうに言われていますが、浸水想定区域じゃないところでもほかよりも水がつきやすいことは間違いないんですよ、浸水想定区域が近いんで。そういう意味では浸水想定区域じゃなかったところに、ふだんから水が行く可能性があるわけですよ、高いところから低いところに流れるんで、水って。

だから本来やったら、浸水想定区域を含むようなこういうふうな場所やったら、浸水対策じゃなくて浸水は想定した上で浸水しても大丈夫なように入り口を２階にするとか、低いところは駐車場なり何なりにしておいて、高いところが具体的にどこかというのは別にしてもやはり普通より、低いところよりも高いところ、今おかしな表現ですけれども、そういうところにある道路もあるのでそこから入れるようにするとかそういった手法もあるわけで、そういったことも考えていかなあかんわけですよね。やはり、こういったことも含めてということではあるんですけど、やはりその辺の具体的な話が全然分からない状況でしたものでね。その浸水想定区域云々の話、これは実際そういうところに建てるのはもう無理やと思いますんで、より浸水しない個所、ここを選ばれるんやということでその辺はそうすべきやとは思いますけれども、ただ、それ以上にやはりもう一個。

服部議員が言われたような、私はやはり分散庁舎ですよね、一つ一つの今ある庁舎を利用するそういった形で、駅前に造ってもいいんですけど、やはり最低限のコンパクトなものにしておいてそれであいあいなり関支所なりで、私は状況によっては北東部に東支所を造ってもええと思っているんでそういったところをネットワークで結ぶような、ＤＸ化ＤＸ化と言うておるんやからそういった手法でやったらどうかとは思っておるんですけれども。

服部議員への答弁の中で、分散型庁舎にしない理由が、あいあいとか関支所、こういったところを分散型にしてしまうとそちらの更新時にも費用がかかるということでしたよね。更新時と言うているんですけど、それは裏を返せばもうあいあいとか関支所、これは次の更新時期には更新をしないということでよろしいですか、まずその点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

確かに議員おっしゃいましたとおり、分散型庁舎をした場合にはコスト面に関して当面の整備費用を抑制した場合であってもその複数の、あいあいとか支所とかを維持していくことにより維持管理に係る経費や将来の更新費用がいずれ必要となりますことから結果的に経費は増大することにつながるとご答弁申し上げたところですが、いずれ更新ということですので、あいあいは現時点で、建設が２００１年ですので二十数年たっておるわけですので、比較的新しいわけでございますが、いずれとは、将来永久にというんではなくていずれは更新の時期が来る、そういったときを考慮すると経費の増大につながるという考え方でございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

今あいあいの話を出されましたけれどね。あいあいは新しいんですけど関支所に関しましては、公共施設の白書を見ますと関支所の更新時期は令和１５年になるんですよね。もう令和１５年は８年後かそこらですよね。

その令和１５年の後に令和１８年に新庁舎がスタートするわけですよ、そうすると、次の更新時期令和１５年に更新しないということは、当然使えんことはないでしょうけれども、１８年の時点で新庁舎がスタートするということは、そうすると令和１５年にはもうこれは関支所を廃止する、関支所の機能を廃止するということにどう考えても見えるんですけれども、その点についてもう一回聞かせていただけますか。

○議長（岡本公秀君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

今回、関支所の機能を廃止するとか統合をするというのはあくまでも、関支所をなくすということをずうっと言っておるのではなくて事務的な機能を統合していくということですので、あいあいにつきましても関支所につきましても、それを全てなくしていくというようなことは一度も申しておりません。

あと、更新時期に費用がかかるというのは、例えば今は関支所にしろ、あいあいにしろ、同じものを同じ面積で造り上げれば更新費用というのはおのずとかかりますが、統廃合をして機能を集約したときに必要な部分だけ建て替えるということであれば更新費用というのは縮小できるという、そうした考え方の基でご答弁させていただいておるわけですので、今の段階であいあいや関支所をなくすというような考えというのは持ち合わせていないところでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

それだと集約を基本とする方針と違うんですよ、はっきり言って。だから言うているんです。それは分散型なんですよ。

だから分散型で、駅前にも持っていきますよ、駅前はせやけど９５億もかけやんともうちょっとコンパクトなものにしてそれやったら認められるよなというふうに言うているんですけれども、い

や駅前に９５億かけてでっかいものを造るんやというようなそういうことを何か言われているんで、それで浸水想定区域もあるのに何なんやというふうな話になるわけですよ。

ちょっともう一回話を戻すような形にはなりますけれども、これはもう一つ、現、ここの庁舎ですね。ここは新庁舎がスタートした後の跡地利用はまだ考えていないという、まだ決まっていないと草川議員への答弁で言われていましたけどね。

そもそも、もう駅前に全部持っていってここは残りました、どうするんですかという話、こんなもんは不動産の管理から考えたら解体して平地にして、売却か駐車場かにするかどっちかですよこんなもん、それを何を。

一番更新時期が早いのがここですし、解体かどうかすら話は決まっていないんですか、ちょっとそれをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

当然現庁舎につきましては移転することになりますが、その後の使用方法については現時点で決定はいたしておりません。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

そもそも今回、一旦市長が政策的に凍結された庁舎建設をもう一度スタートさせたのは熊本の地震で、想定しておったような震度ではなかった、だからもうこれにはもう耐えられないかもしれないというので新たに庁舎建設の議論がスタートしたんやと思います。そういう意味ではもうはっきり言ってここの庁舎もどうなるか分からんわけですよ。だから新庁舎を造るという話やったわけでね。ここの庁舎が使えるんやったら使うたらええやないかという話ですよだから。

だから、それを言うのが分散型なんですよ。

先ほど部長言われたように使えるんやったら使うたらええ。確かに維持管理とか、残りの更新にはそれはお金はかかるかもしらんけれども、でも更新とかそこまでいかないまでも最低限の補修とかで何とかなるんやったら、それを今はオンライン、ＤＸ化というふうに言われてネットワークでつなぐと。

前の基本計画をちらっと見直してみましたら、部長とかが一々会議とかで本庁舎に来たりするのに時間も費用もかかるということでしたけれど、何でこれをオンライン会議にしないんですかね、そうしたら。もうちまたではオンラインでやっているわけですよ。うちらの自治会とかでもオンラインでやっていますよ、はっきり言って会議とか。そうやのに、何でこの役所が、ＤＸ化ＤＸ化と言うておるところがそれすらもできていないんかということですよ。

だから、とにかくもう一か所に集めやなあかんというその考え方から脱却せなあかんと思いますよ、私は。

もう一度、この分散型ということの可能性も含めて、市長に、庁舎についての考え方を聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

いわゆる庁舎を集中させるか分散化させるか、これは随分議論もあったところで、議員のご所見としては分散化をご提言をされて、過去から、おられるとそれは承知をいたしております。

行政機能をどうしていくのか、それは直近の状況、それから長期でどのように、都市計画とも大きく関わる話でございますのでそういうスパンでも見ていくということと、その中で分散化、さっきの時間軸をどれぐらいに設定するかという話が、長くなったり短くなったりの話が今ありましたけど、やはり少し長期のスパンでこれを考えていく必要が行政としてはあるんだろうというふうに思っております。

そういう中で、もう一つの視点としてやっぱり、これはどうしても箱物の昭和の時代に造った様々な公共施設の更新時期を迎えておりますので、これが全国自治体の大きな今後の重要施策というか難しい施策の一つ、これはどのように対応していくかは本当にそれぞれのまちの英知を入れていく必要があろうと思っております。

今後、五十数年間で１，１００億の箱物の更新が必要と試算がされております。あと、道路とか水道・下水道を入れると２，６００億、これをどう対応するかというような中での考え方の中に庁舎も、今回は少し今前段でおっしゃられた整備手法も含めて、しっかりコストも踏まえて、そして今後の都市計画の在り方も視野に入れて検討を今からさせていただくということでございますので、そういう中で公共施設全体、それから新庁舎の在り方、分散なのか集中なのか、今分散は考えておりませんが、そういうものはしっかり見極めて対応することが行政として極めて大事だというふうにこれは強く認識をいたしているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○１５番（伊藤彦太郎君登壇）

将来世代の負担という話もありました。

実際に、将来世代にとって一体九十何億もかける庁舎、これが本当に負担にならないのかどうか、そんなこともありますんで、本当に激動のこれから世の中ですんで自治体自体がどうなるか分からん、役所自体もどうなるか分からんという世界ですので、その点をしっかり考えていただきたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１５番　伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午前１０時４９分　休憩）

（午前１０時５９分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、８番　髙島　真議員。

○８番（髙島　真君登壇）

おはようございます。

一般質問をさせていただきます。

簡潔にいただくと簡潔に終わっていきますので、よろしくお願いいたします。

１番目、辺法寺地区の高速道路の防音壁についてというところでお話を、回答を聞きたいと思います。

私、令和５年１２月８日と令和５年の３月議会に、防音壁について中日本高速が全然どんだけ言うてもしてくれないので、相手にも最初はしてくれませんでした。そのことについて質問させていただきました。それで、３年かけてということを当時の建設部長からお答えをいただいていまして、今現在の進捗状況などを聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

８番　髙島　真議員の質問に対する答弁を求めます。

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

東名阪自動車道の辺法寺地区内における騒音の対策としての防音壁設置の進捗状況でございますが、現在、防音壁の設置範囲や高さを検討するための設計業務に着手したと中日本高速道路株式会社から伺っております。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

分かりました。

そうしたら、もう着手していくということをある程度の理解はしましたけれども、今後のスケジュールについてお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

今後のスケジュールにつきましては、設計を進める過程で施工方法などが検討できた段階において関係者にご説明をさせていただき、設計業務をできる限り早期に完了させ、計画どおり令和７年度の工事着手に向け業務を進めているところと中日本高速道路から伺っております。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

令和７年度の着手ということで、それに向けて中日本のほうからも地域住民に対して、こういう感じでこれでどうですかというのをよく聞いてもらって地域住民、関係者に理解できるような形で進めていっていくようにということをＮＥＸＣＯ中日本のほうに伝えておいてください。

次に行きます。

今年２月の大雪による交通事故の件数について、通学中の事故も含む、事故はなかったとは聞いていますけれども、どういう状況やったのかというのを教えてください。

○議長（岡本公秀君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

先月２月８日と１９日、亀山市では強い冬型の気圧配置と上空の寒気の影響で、日本海から雪雲が流れ込むことで大雪に見舞われました。８日には大雪警報が発表され、災害対策本部を設置し一次配備態勢といたしました。１９日には大雪注意報で、降雪が通勤・通学の時間帯に重なることから、防災安全課を中心に準備態勢を取り、情報収集等に当たりました。

市としましては、大雪に関する市民への迅速な情報提供を第一とし、高速道路など情報の提供や降雪や凍結による通勤・通学時の注意喚起などをヤフー防災や市公式ＬＩＮＥ、安心めーるなどで発信いたしておりました。

幸いなことに、亀山市では大雪による救急搬送はございませんでしたが、スリップなどによる交通事故は発生しました。亀山警察署によりますと、大雪による交通事故件数は、８日と９日で物損事故２０件、２０日には人身事故１件、物損事故７件で、小・中学校生徒の交通事故はなかったとお聞きしております。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

大した事故でもないし、土・日だったということも幸いしたのかなと思いますけど、それについて今後、市道は融雪剤をまいたりといろいろやってもらっているんですけれども、通学路とかは雪が降ったで学校は休みと言やあそれまでなんですけれども、どうしたのかということについて教えていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

先般の大雪時の学校対応につきましては、一部の小・中学校におきまして、学校長の判断により授業開始を１時間から２時間程度遅らせ、児童・生徒の安全確保に努めたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

道はすごく、除雪をしても積もっていくという状況もありましたけれども、基本的にはできておるのかなと思っていまして、そこで僕がすごいなと思ったのは融雪剤、ありますよね融雪剤、あれが初日の雪でみんな置いてくれてあるのを使ったわけなんですよ。使って、明くる日にはもうちゃんとあったで、すごいなあ亀山はと思いましてまたそれをまいたんですけれども、亀山はそこら辺はすごいなと僕は感じました。

雪について今後の、そこまでやってくれておるのやで、こっちも頑張ってまこうと思ってまいておったんですけれども、通学路は基本的に除雪というか歩道ですのでできやんというのが本当のところやと思います。それについて、学校の判断で遅らせるなり休むなりというのは考えてもうたらええと思います。

基本、大都会辺法寺でもすごい雪が降っていましたので今回、これはすごいなと思いましてびっくりしたんですけれども、それで市民生活の対策についてはどうしていくのかなと思いまして、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

先ほども申し上げましたとおり、まず市民生活の対策ということで、災害対策本部を含めての対応としましては、大雪に関しては情報提供を第一にして考えていくという形で、先ほど申し上げましたとおり必要な情報、気象予測や実況に応じて情報提供の注意喚起などをヤフー防災とかそういった、市公式ＬＩＮＥなんかを使って周知してまいるという形でやっております。

例えば、中には水道管の凍結とかそういうような問題もありますので、そういったことに関しても事前に注意・啓発をさせていただいたりとか、昨今では予防的通行規制がありますのでその情報をキャッチ次第、情報発信をさせていただいたということでございます。

また、あとはこういった大雪に絡んでイベント関係なんかも中止が今回ありましたんですけれども、そういった情報提供とか、あとコミュニティバス、こういったところの運行なんかについても適宜発信させていただいて、今回の場合については十分できたと思いますので、今後も早め早めの情報提供や注意喚起を行って市民の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

先ほどの建設部長が挙手されましたけれども、建設部長、一緒のことやったらもう一緒のことでいいんですけど、どうしますか。

議長、聞いてもうたらええんですけど。

建設部へ聞きます。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

すみません、私のほうからは市道の雪氷対策について、道路の凍結時・積雪による交通の支障を解消するために交通量の多い市道を市として、降雪が予想される場合は路面状況の確認のために巡回を行うとともに降雪時の融雪剤散布や機械除雪を行っております。また、除雪範囲も広く迅速な対応が必要であることから、エリアを分けて市内３１者と契約して対応しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

確かに迅速に僕らの辺りというか、僕もそこに用事があって走っているんですけれども、すごく迅速にやってもうておるなというのは確かに思います。

それと、基本的にあかんのは雪が降りますよ、大変ですよと言うておるのにノーマルのタイヤで、

夏タイヤというんですか、ああいうので走って、出てきて、止まって渋滞を引き起こしておるという不届き者がおるわけです。僕らは、ハイゼットトラック４ＷＤで走ればどこでも、どんな雪でも走っていけるという状態でしたのでそういうのを徹底的に周知するか、もう出ないかというだけの話なんですけれども、そうやってしていただきたいと思います。

じゃあ、次へ行きます。

国道等の予防的通行止めによる対策について。

先般、この頃、雪とか台風とかそういうのになると中日本高速はすぐに予防的で止めることがあります。止めてもらうのは非常に、県とか国とかで僕が見ていますとプレス発表をしてこれでやりますよと言って勝手なことばっかり言うておるんですけれども、その勝手なことの延長線上に、それが全て市道に来るわけで、フラワーとか１号線とか市道、僕の言うたのは国とか県は置いておいて、まず市道に流れ込んでくる、辺法寺地内であっては日通倉庫の前なんて他所の大型トラックがはまり込んでおったりとかフラワーの坂が登れなくてみんなこっちに迂回したりとか、１号線からこっちに迂回したりとか。

あまりにも中日本高速が勝手なことばっかり言うて、勝手に止めて、自分らの責任を放棄して止めて、こちらに流していって、そういうのってもう市としては僕は抗議するべきだと思うし、そんなところで止まっておるんやったら高速上で止まっておってもろうたほうがよっぽどよろしくて、こっちの生活道路さえ空けてもらえればいいので。何か調子のええときだけ止めて、調子のええときだけ料金でピッと幾らですよと言われてそれは困ったなあと思ってそういうのはどうしたらいいのやと言うたら、やめてくれということしか言えないと思うんですけれども、これって何でこんなことになるんですか予防的って。予防的とは来ても通れませんよと言うておけばいいだけの話と違うのかなと思うんですけれども、これは中日本のせいじゃないよ渋滞するのはという人もおるんですけれども、基本的に中日本が止めたからこっちに降りてくるだけの話であって、状況を見ている人はもう全てお見通しやと思うんですけれども、その点についての見解を聞きたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

大雪による本年２月の国道の予防的通行止めによって市道の交通量が増加したことによる雪氷費が増加したんではないかというような質問と存じますが、交通量に関係なく降雪時には通行の安全を確保するために、主要な市道の巡回や融雪剤の散布を雪氷対策業務委託により対応しているところでございます。今回の大雪は長期にわたったこと、また雪氷対策作業が休日・夜間となったことから雪氷対策業務委託料及び融雪剤の購入費が通常の降雪よりも著しく増加したためであり、交通量に起因したものではないと考えております。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

確かにそうやって言われりゃあそうなんですけれども、基本的には中日本が止めたからこっちに来てそれによってと。まあ、融雪剤をまいたりとか除雪するのは基本で市はすると思うんですけれども、それについて、何じゃこれは※――――――――――とずうっと思っていましてね。こんな

※削除あり。３０７ページに発言の取消し許可あり

に勝手に止めて、勝手に他府県のトラックがみんな１号線に入って、１号線からの枝道でこっちに来られて何だこれは本当に、大したことないなと思っておったんですけれども。

もう市長に聞くしかないんですけれども、これって何とかしてくれということは、雪氷費とかを出せとかそういうことは言わんにしても、ちょっとこっちのことを考えてくれやんか、勝手に止めて勝手にされたら困るとこっちの意見も聞いてくれということはできないんでしょうかね。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の、本市でいくと２月７日の大雪に対して、今の予防的通行止めが実行された、これは初めてのことでございました。

全国的にもこのようなことが本年度、これは中日本というかＮＥＸＣＯだけではなくて、国においてもそういう方針の下に、そしてこれに連動して、今回７日の場合は三重県も連動いただいて、いわゆる国・県それからＮＥＸＣＯ、こういうところが連携をされたというふうに承知をいたしております。

これをどのように評価するのかというのはいろいろ議論があるところですが、もしこれがなかった場合、過去にも亀山市は大混乱がありましたが、やっぱり名阪国道、新名神、それから鈴鹿峠の１号線、これが全部雪で、今までスタックする、あるいはスリップしてということで本当に混乱を何度か経験をしてきておりまして、そのときのことを思うと少し事前にこの予防的な措置を国・県、高速道路が取られたことによって多少、今おっしゃられたそれは一部、３０６や市道に流れたということは現実ございましたけれど、全体としてはこういう判断も一定あるのかなというふうに感じさせていただきました。

ただ、立ち位置によっては土・日というかこれにかかっておりましたので、比較的いろんな、例えば産業活動とかこういう部分からかなりこの措置に対して厳しいお声が出ておるというふうにも聞かせていただいておるんですけれど、いずれにいたしましても、今回初めて取られた予防的通行止め、これが今後どうあるべきなのかというのは国や地方自治体や民間においても様々な検討とか議論がなされていくんだろうと思っているところであります。

いずれにいたしましても、大雪等々では従来あまり本市あるいは三重県が慣れておりません中で今後、気象状況とも関係いたしますけれど、こういうものにどのように備えていくのかというのはしっかりまた見極めていく必要があるんだろうと思っております。国・県の今後のいろんな議論も少し注視をしていきたいというふうに現時点では考えているところであります。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

市長のおっしゃられることはよく分かります。

ただ、それで国・県、中日本とそういう話が出て、それなら市も一丁かみをさせてくれよ、こんなことでは困るんやと。こっちだって生活道路であり、救急も走るやろうし警察も走らなあかんやろうしこういうことを、まあみんなが出やんときはええんですよ基本、だけどそういうわけにもいかんということを分かっていただけたらなあと。

名阪は普通の国道ですのでお金はもらっていない、通らせてもらっておると、税金で賄っておる市道、県道、国道なんです。中日本は立ち位置がもうまるっきり違うんですよ。営利目的の会社のくせして自分がピンチになってきたらやめますわ、ほんま※――――――やなと思って、※――と思っておったんですけどね。頭にきておってねずうっと、それで言うてくることだけは言うてきてね。あの道路の修繕のこととか、これは関係ないんですけど土手のこととかもういろいろ。

高速道路を持っておる市は高速道路を持っています。うちら辺法寺も高速道路が真ん中を抜けております。そこでやっぱり思うところはあるということだけは心に留めておいてください。何かあったら「おまえなあ」と言うてもらってもええと思いますので。いずれにせよ、※――――――やなと僕は思いました。何回でも言いますけど。

次に、融雪剤の在庫について聞きます。

こればっかりは天気都合とかがあって、ここまででええやろう、ここまでであかんやろう、ようけあるやろうとは言えませんけれども、その辺の調整は任すにして、今後３月は終雪に向かってくるとは思うんですけれどもこれはどれぐらいのあれを、在庫についてを聞きたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

本年２月に使用しました融雪剤の数量につきましては約１，３００袋となっており、融雪剤の現在の在庫につきましては６５０袋となっております。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

終雪に向けて、来年も使えるので大事に残してもうたらええと思いますので足りやんということのないようにしてもろうて、それでまく費用とかはいろいろかかると思いますけれども、それは生きていくための経費ということでもうしようがないのかなと思っております。

次、新庁舎の整備についてをお伺いします。

いろいろな議員からそういう、何で延伸したんやという理由についてはある程度聞かせていただきましたけれども、簡潔にこれをちょっと、もう一回だけ聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎の整備を延伸した理由を簡潔にということでございますが、まず新庁舎など４つの大規模施設の整備につきましては財政構造改革の取組の一環として、将来にわたる財政的負担を可能な限り軽減する整備スケジュール等について検討を重ね、先般本議会でも質疑がございましたが、大規模整備事業の基本的な考え方として取りまとめをさせていただいたところでございます。その検討結果として、新庁舎整備の供用開始、開庁を延期したわけでございますが、その理由は市民生活への影響が大きく、早期の整備により現有施設のランニングコスト等で２０億円を超える経費縮減が見込める新ごみ処理施設の整備を最優先することとし、新庁舎の整備については新ごみ処理施設の整備時期と調整を図り、開庁時期を新庁舎整備基本計画等でお示ししたスケジュールから６年程度

※削除あり。３０７ページに発言の取消し許可あり

延伸することとしたものによるものでございます。

それと一方で、庁舎整備を延伸する間に、本年度末での積立ての基金の金額が１５億円となりますが、新庁舎の基金を延伸することによりまして総額で３０億円以上積み立てることが可能と考えておりますので将来負担の軽減を図ることにつながるというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

まあまあ、言われておることはそのとおりなんだろうなとは思います。

それで僕は１２月にもこれはもう早く、延ばすと言わなあかんのかなと聞いたことがあります。それは熟慮して考えてということでそのときの答弁はいただいておりましたけれども、ここで１つ。

文句でも苦言でも何でもないんですけれども、延ばすということを決められたというのは僕は、基本的には２月に市長選挙がありましたので、市民の選択肢としてその前に６年延ばすけど、僕はそうしたら６年延ばしていきます３０億円ためていきますという選択肢を何というの、市民がそういう考えなんやなというのが分かればよかったと思います。

当選されて寝て起きたら６年延ばしますでしたので、いつから考えておったのかなあ、逆にいうたら何か考えるものがあったかなあと。もっと早う言うておけば「ふーん」と言っておったのにとは思いますが、そこはもう意見は求めません。もう今はこういう状態で、結果論で話をしてもしようがないのでしません。ただ市民に周知をすることは、議会も含めてできるだけ早く、何でも言うていってもらえればありがたいかなと思います。

じゃあ、通学路について言います。

三十三銀行のところの歩車分離信号についてを私は、一遍警察に言うてくれないかということを１２月、その前も聞いておりますけれども、その後どうなったかをお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

前回の議会におきましてご答弁させていただきましたとおりでございます。それから状況には変わりはございません。国道３０６号線の川合町地内の歩車分離式信号機の設置の件につきましては、今年度の通学路交通安全プログラムに基づく通学路要望としていただきまして、各関係機関と合同点検も行い、状況把握に努めさせていただいたところでございます。

結果、この信号機設置の管轄でございます亀山警察署から、当該箇所の信号機の歩車分離運用は国道３０６号への影響が大きく、渋滞の原因となり、周辺の信号交差点において国道への車両の流入が困難になることが懸念されることから現時点での歩車分離信号への変更は難しいという回答をいただいております。この旨につきましては、昨年の１０月２２日にＰＴＡにもお伝えをさせていただいたところでございます。

お示しいたしましたように、通学路だけの問題にとどまりませんので、引き続き亀山警察などと連携を図りつつ周辺の交通状況を注視するとともに、子どもたちの安全のために学校の交通安全指導や地域の方々による見守り活動など、ソフト面での対策も継続して行ってまいりたいと考えておるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

警察の言わんとすることは、渋滞して便が悪くなるという。

警察が言うのには子どもの命よりも車の渋滞のほうが大切やという答えなんですかね。僕はそう聞こえたんですけれども、子どもの命よりも車の渋滞や、不便やとは何かお巡りさんにしてはえらい、何を言うておるのかなと、死亡事故ゼロとやっておる割にはあれなんですけれども。

亀山部長、もう一回だけそこを聞きたいんですけれども、本当に警察がそういうことを言ったんですか。

○議長（岡本公秀君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、先ほど申し上げましたことにつきましてはこの通学路交通安全プログラムに基づく合同点検を行った上での、それに対しての回答として頂戴をしたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

回答としていただいたということは警察が公式の見解として、子どもの命より車の渋滞のほうがあれやということですね。

警察って要らんことばっかり言うてくる割にはこういうことはこんなふうに言うなんて、考えられやんのですけどね。

そういう考えなら、そういう考えはちょっとおかしいやろうというのは、一言添えるのがあれかなと思いますけれども、あまりに警察にしては、そうしたらもう死亡事故ゼロやとかそういうことは言わんでおいてくださいねと言うておいてくださいね。お願いします。渋滞のほうが大切やったら渋滞をどうぞ先にして、子どもの命は二の次、三の次ですねと亀山警察に行って言うてきてください、僕はよう行きませんけど。

結局そういうことでしょう、子どもの命より渋滞の云々かんぬんと言われても、渋滞って車の中におって寒くもなく暑くもなくおるのに子どもの命よりも渋滞のほうが大切やという……。

（「そんなことは言うてないよ」の声あり）

○８番（髙島　真君登壇）

言っておるやろう、言うたんと違うのかな。

ちょっと待てよ、議長、ちょっと待ってくれよ、それを言うたんと違うのかな。

○議長（岡本公秀君）

静粛にしてください。

○８番（髙島　真君登壇）

議長、ちょっと今のもう一回この後の答弁。

鈴木議員、ちゃんと聞いておいてくれよ、そうしたら。

もう一回言うてよ。

○議長（岡本公秀君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

警察からのご回答でございますけれども、まず、現在でも信号機はあるということの上でそれを歩車分離に切り替える、要するにそれとして変更するということについての回答でございますが、信号設置につきましては３０６号線への影響が大きいということで、それが渋滞の原因となり周辺の信号交差点において国道の流入において車両の流入が困難になることが懸念されることから、現時点で歩車分離信号への変更は難しいという回答でございます。

したがいまして、私どもといたしましても、警察と連携を図りつつ周辺の交通状況を注視するとともに、学校の交通安全指導や地域の方々による見守り活動などソフト面での対策も継続して行ってまいりたいと考えているものでございます。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

よう皆さん聞いてもらえましたか。鈴木議員、理解をしていただきましたかね。そういう答えなのよ。それを言うてないよと自分の頭の中で完結されても僕は困ります。

今の文章をやったらもうそのとおりやと思いますので引き続き言うてください。そういうことですので、言うておいてください。

それといつものことなんですけれども、辺法寺の舗装を全然やってくれませんけれども、砕石の一つも敷いてもらっていません。そういうことは今後、働きかけてもうておるとは思いますけれどもその進展について教えてください。

○議長（岡本公秀君）

亀山部長。

○教育部長（亀山　隆君登壇）

先ほどの案件と同様に、前回の議会以降、特に状況に変化があったというものではございません。安楽川沿いの河川管理道路の件につきましては、今後の対策として、経年使用による通路状況の悪化が見られた場合は河川管理者と教育委員会にてその対策法について検討するといった、一定程度の結論は出ている案件であるというふうには認識しております。今年度もＰＴＡから要望をいただいたところでございますが、さっきの内容が三重県の鈴鹿建設事務所から回答としていただいておるというところでございます。

今後も引き続き、路面状況の悪化など通行への支障が生じていないか注視するとともに、関係機関と連携を図りながら生徒が安全に通学できるように努めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

髙島議員。

○８番（髙島　真君登壇）

もうこれで質問は終わりますけれども、質問者に対してやじを飛ばすなんて前代未聞やなと私は思っております。答弁者に対して飛ばすようにやったら僕はある程度、やじは議場の華というとこ

ろもありますけれども、こんな議会があるのかなと私は驚愕しております。

以上です。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

８番　髙島　真議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後１時まで休憩します。

（午前１１時３４分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１０番　豊田恵理議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

それでは通告に従い質問いたします。

今議会では大規模施設整備事業の基本的な考え方が示されました。

まず最初に、次期ごみ処理施設について質問いたします。

この質問に関しては、多くの議員が様々な視点で質問されておりますけれども、４つの大規模施設のうち、ごみ処理施設が最優先事項とされております。今まで話し合ってきた新庁舎よりもごみ処理施設を優先すると考えた理由はということで質問をさせていただいたんですけれども、先ほどの答弁、返ってきておりました。市民生活への影響が大きいことや整備を早く行えば経費の縮減が、２０億以上抑えられるということでした。

確かにコークスとか燃料の高騰など読めない部分もあったんですけれども、今回、大規模施設整備事業の基本的な考え方に示されていることはもっと前にも予測できたのではないかとも思います。

現在、とても財政が厳しい状況の中で、どうしてもコストの話が大きく出されるんですけれども、かかっているのはコストばかりではなくて、この間に多くの時間と労力もかかっております。それに割かれた時間や労力もお金と同じぐらい大事なものだと思います。新庁舎については、もう十数年、呪いのように延期が繰り返されているんですけれども、それでも新庁舎というのはまちの拠点になるものですのでこれからも逐一方向性は示していただきたいのと、優先順位や状況などの情報をしっかりと示してほしいと思いますという愚痴を言いまして、次に移りたいと思います。

大規模施設の整備事業の基本的な考え方にある新ごみ処理施設整備に係る検証結果の中で、新ごみ処理施設の総事業費が８４億円とあります。施設の種類によっては費用が大きく違うと思いますが、なぜこのような金額になったのかの積算根拠を教えてください。

○議長（岡本公秀君）

１０番　豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

村田産業環境部参事。

○産業環境部参事（村田　博君登壇）

新ごみ処理施設建設工事費の内容でございますが、令和６年５月に開催されました予算決算委員会に資料として提出しました大規模施設整備に伴う財政負担規模試案の検討についてでお示ししました前提条件としまして、焼却施設、ストーカ炉で１日５０トンの処理能力として試算しておりま

す。また、二軸剪断式破砕機、大型の家具とか布団、枝木、草を破砕する破砕機を整備する場合を想定した事業費でございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

焼却ストーカで１日５０トンで計算されている、破砕機が必要。

今現在、ごみ処理施設というのはじゃあどのようなものがあるのかですが、主なものが先ほど申されたストーカ式の焼却炉、亀山市のような溶融炉もございますが、最近では新しい施設として微生物でごみを分解して処理するトンネルコンポストというのも昨年の産業建設委員会の視察で知りました。まず、選択肢として現在どのようなごみ処理施設が存在するのか、また新施設として採用が想定されるのはどういうものかというので答弁をお願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

村田参事。

○産業環境部参事（村田　博君登壇）

先ほど議員ご紹介いただきました可燃ごみの処理方式には、焼却方式、ストーカ式、流動床式、またガス化溶融方式として本市が採用しておりますシャフト式、または流動床式、好気性発酵乾燥方式、トンネルコンポストと言われるものでございます。あとＲＤＦ方式、固形燃料化する施設でございますが、様々な方式がございます。

現時点で処理方式は決まってございませんが、それぞれメリット・デメリットがございますことから、亀山市のごみ処理に適した処理方式を検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

今幾つか上げていただいたんですけれども、では、それらの施設のごみ処理の工程はどんなものなのか。というのも、今亀山市で使っている溶融炉はごみのほぼ全てを溶かしてしまうので残るのはスラグやメタルなどの物質や溶融飛灰であったりとか、溶融炉でなければ燃え残りが発生し、その処理など最終処分場が必要になったりと工程も様々になると思いますので、そういったそれぞれの施設の処理工程はどのようなものなのかを教えてください。

○議長（岡本公秀君）

村田参事。

○産業環境部参事（村田　博君登壇）

日本の代表的な可燃ごみの処理方式で処理工程を説明させていただきたいと思います。

代表的なのが、本市が採用しておりますシャフト式ガス化溶融炉並びにストーカ式焼却炉がございます。

まずシャフト式ガス化溶融炉でございますが、燃焼体で有機物をガス化して、ガス化できなかったものが溶融体へと下っていきまして最後にスラグ・メタルが生成され、あと排ガス中に含まれますばいじんを集じん機で集められた飛灰が発生します。ごみを溶融炉に投入可能な大きさまで細かくするための前処理設備、本市でいうところの二軸剪断式破砕機、また粗大ごみの破砕処理施設が

処理工程上必要となってまいります。

溶融飛灰の処理につきましては、本市では埋立処理を行うこともなく、山元還元方式による再資源化処理を行っております。

次にストーカ式焼却炉でございますが、ストーカ式焼却炉は階段状の、可動火格子と言われるストーカを移動させながらごみを乾燥、熱分解、燃焼させる方式でございます。ストーカ式焼却炉で処理した場合におきましても焼却残渣として焼却灰・飛灰が発生いたします。また、溶融炉と同様に焼却炉に投入可能な大きさまで細かくするための前処理設備が必要となります。焼却灰・飛灰が発生し、最終処分場に埋立処分をするか、また外部への処分委託などにより処理を行うこととなります。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

今、２つ大きく上げていただきました。最後に、これらの工程も含めたコストというのをそれぞれ比較したいのですが、工程も含めたコストを教えてください。

○議長（岡本公秀君）

村田参事。

○産業環境部参事（村田　博君登壇）

シャフト式ガス化溶融炉とストーカ式焼却炉のイニシャルコスト並びにランニングコストで申し上げますと、ストーカ式焼却炉はシャフト式ガス化溶融炉よりコスト面で優れているものと考えております。

なお、新ごみ処理施設の目指す姿として、安全・安心なごみ処理の実現、循環型社会への貢献、脱炭素など環境負荷の低減、イニシャルコストだけでなくランニングコストを含め経済性に優れたごみ処理の実現などを新ごみ処理施設の基本方針として考えておりまして、リサイクル処理施設、最終処分場の整備も含め、本市にとって最適なごみ処理システムの構築に向け、次期ごみ処理施設整備基本構想の中で検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

具体的な数字では出てこないそうで、また次期計画によってしてくるということですので、そこまででちょっと置いておきたいと思います。

次に進みますけれども市民への啓発、これについては、今溶融炉で亀山市はやっておりますけれども、もしそれが変わった場合とか、今の施設からまた違う溶融炉になる場合もあるかもしれませんけれども、やはりごみの扱いとかごみの啓発というのはとても大事になってくると思います。もう今からそういった啓発をしていかなきゃいけないと思うんですけれども、ごみについては住む自治体で随分とその取組や考え方が違うと思います。

以前東海地区の女性議員で集まったときにごみの話になったんですけれども、ほかの自治体ではごみの出し方に随分苦労しているということを本当に身にしみて私は感じたんです。ごみ袋がまず有料であって、とても高い。ごみをなるべく多くその袋に詰め込むためにふだんから例えばごみの

出ない、トレーとかがなかったり包装がなるべく出ないものを選んだり、あとは生ごみの水分をしっかり絞ってから小さくしたり、ひどいと卵パックも全部１０個分切って小さくして捨てているという話でした。それでも、無理やり詰め込んで破れそうになるから上からまたガムテープで貼ってそれで出すみたいなことを聞いたことがあります。

本当に毎日大変なことをしているということで、亀山市ではごみ袋は指定されていませんし、ごみ処理に多くのコストがかかっているということを実感する機会があまりないのかなと。でも、実際にはごみ処理は多くコストがかかっているはずなので、亀山市でごみ処理に市民１人当たりどのぐらいのコストがかかっているのかということに対して答弁をお願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

村田参事。

○産業環境部参事（村田　博君登壇）

ごみ処理にかかる市民１人当たりのコストにつきましては、令和５年度の実績で申し上げますと１人当たり２万９，５５１円となっており、年々高くなっております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

年間ですよね、かなり高いなという印象です。

じゃあ、ごみ処理コストを抑えるための一番の方法というのはもちろんごみを減らすことなんですけれども、亀山市では広報などでも環境問題に絡めながらごみの減量などいろいろ取り組んでいるとは思いますが、ごみ処理コストを抑えるための手法として、現在どのようなことがあるのでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

村田参事。

○産業環境部参事（村田　博君登壇）

ごみ処理コストを抑えるためには、ごみの排出量を抑制する必要がございます。

本市では４Ｒ、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルをキーワードに、市民や事業者に意識を持ってもらうため、ごみ排出量の抑制、循環型社会の構築に向けて市広報や行政情報番組、行政出前講座、施設見学などの機会を捉えた啓発を行っております。

また、生ごみ処理容器購入補助金の交付や不用品買取り価格査定サービス運営会社との連携によりますリユース事業、食品事業者と消費者をマッチングさせて食品ロス削減を図るというかめやまタベスケなどにも取り組んでいるところでございます。

さらに、ガス化溶融炉の運転では副資材としてコークスを使用しておりますが、エネルギー価格高騰によりその価格が高騰しており、維持管理経費が増加しておりますことから、経費削減を図るため、令和５年度から安価でかつカーボンフリーの木質バイオマスチップとコークスとの混焼や、令和６年度から副資材のコークスを従来のコークスから安価なコークスに変更するなどコスト削減に取り組んでおります。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

ほかの自治体で不用品を簡単に売る仕組みをつくっているというお話を以前、副市長とか市長にお話ししたことがあったんですけれども、今、さっきのリユース、リサイクル、まだ使えるけど捨てなきゃならないものとか、でももったいないなという思いがある場合に、そういう仕組みがつくれないかということを言ったら去年つくってくださったそうで、それをちょっと調べてみたら「おいくら」というものですかね、多分。見ましたけれども、これもリユースの仕組みとしては気軽に誰でも参加しやすい仕組みだというふうに思いますが、例えばこれは今、導入は去年からしていると思うんですけれども、これを導入してから状況としてはどうなんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

村田参事。

○産業環境部参事（村田　博君登壇）

本市では令和５年１２月１日に、株式会社マーケットエンタープライズとリユースプラットフォーム「おいくら」を活用した不用品のリユース事業に関する協定を締結し、令和６年１月２４日から連携を開始しました。

「おいくら」とは同社が展開いたしますリユースプラットフォームであり、不用品を売りたい方がウェブ上で「おいくら」を通して査定依頼をすると全国の加盟リサイクルショップで一括査定され、届いた査定結果を比較して買取店を選択し、不用品を買い取ってもらうというサービスでございます。

出品の実績でございますが、令和５年度、２月から３月にかけまして出品の依頼数が２１件、出品数が５３件、令和６年度、４月から２月でございますが、依頼数が５５件、出品数が１７３件。主な依頼商品としては、家具とか家電、服でございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

何か予想以上に数が多かったのかなという印象です。

ただ、まだ知らない人もいると思いますのでまた広報もお願いしたいかなという思いですが、ごみに関することについては一人一人の取組と意識がやっぱりとても大事だと思っております。市も同じ考えだと思うんですけれども、市民のごみへの意識というのをしっかり高めていただけるようにしていただきたいのと、意識づけとしては子どもの頃からの教育であったり、今後次期計画のほうでも施設を造っていくことに対していろいろ計画がなされると思うんですけれども、そういった教育も含めた施設を同時に造っている自治体も昨年の視察の中でも多くありました。これから施設に関する計画を作成していく中で、ハード面としてだけでなくソフト面や教育面も含めて考えていただくようお願いして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、地域公共交通の充実について。

これは１２月定例会に続き、地域公共交通についての質問をいたします。前回は大きく地域公共交通に対する市の取組や考え方について聞きましたので、今回は具体的な数値も聞きながら、来年度以降亀山市が地域公共交通においてどのような取組を行っていくのか、また、次期地域公共交通計画に対する提言も含めて質問をしたいと思います。

まず、大きく質問を分けたんですけれども、鉄道について。

亀山市は昔から「国鉄のまち」と言われ鉄道を中心に栄えてきたまちですが、まちづくりにおいても、立地適正化計画においては、鉄道駅を中心に都市機能誘導区域として位置づけ、亀山駅を中心に現在まちづくりを進めています。

そこで、駅別のここ数年の鉄道利用者数、その傾向について聞いていきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

市内５つの鉄道駅別の利用状況でございますが、令和７年三重県統計書で公表をされております令和５年度の１日平均乗車人員数とコロナ禍前の平成３０年度との比較増減率をそれぞれ申し上げますと、井田川駅は６９１人で6．８％の増、亀山駅は２，０４０人で２．４％の減、関駅は２０９人で３０．１％の減、加太駅は４１人で３８．８％の減、下庄駅は３１１人で3．４％の減となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいた利用者数は、令和５年度時点では、井田川駅を除いてはコロナ禍前までの回復には至っていない状況であります。このうち、関西本線亀山－加茂間の関駅及び加太駅につきましては３０％を超える減少となっておりますとともに、ＪＲ西日本が公表されております線区別の経営状況では輸送密度が２，０００人未満の線区に亀山－加茂間も含まれ、令和５年度の輸送密度も９４２人と令和３年度から増加傾向にはございますが、まだまだ低調な状況でございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

井田川駅を除いて各駅減少傾向にあるということが分かりました。特に数字を聞いてみると、加太駅もそうですけれども、かなり減っているということを実感したところです。鉄道利用の減少をこのままにしておけば鉄道の持続維持も困難になります。

特に、先ほどもお話がありましたけれども、名古屋と大阪を結ぶ関西本線のうち亀山－加茂間での利用が大きく減少しているということで、令和４年６月２７日に関西本線活性化利用促進三重県会議が設置され、関西本線のうちの西日本旅客鉄道株式会社が三重県内で運行する区間の活性化や利用促進を図っています。その中で、櫻井市長も委員として様々な取組をされていると聞いておりますが、先月、名古屋駅と伊賀上野駅を乗換えなしで結ぶ実証列車の運行が２月１６日、２２日の２日間行われました。ニュースでも話題になりましたが、この取組はどんなものなのか、その内容と目的について教えてください。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

ＪＲ関西本線の実証運行でございますが、先月１６日、２２日に三重県と本市、伊賀市、ＪＲ西日本の４者で構成する関西本線活性化利用促進三重県会議におきまして、沿線地域外からの観光を目的とした潜在需要の取り込みについての検証に加えまして、関西本線亀山－加茂間の認知度向上、

沿線自治体や団体等による観光プロモーションの強化等につなげることを目的に、ＪＲ名古屋駅と伊賀上野駅間を乗換えなしで運行する大都市と沿線を結ぶ列車の実証運行を実施いたしたところでございます。

この実証運行は、ＪＲ名古屋駅から専用臨時列車を運行し、関駅と伊賀上野駅で下車いただき、まち歩きやご当地グルメ等を楽しんでいただく４つの観光プランの旅行商品を販売したところでございまして、加えて、下車いただいた２駅におきまして、亀山市及び伊賀市によるおもてなし等の取組を行ったところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

その２日間で関駅にもこの列車が止まっているということです。この全車両指定の実証列車、実証実験なんですけれども、この結果と亀山市としての取組というのはどのようなものでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

今回の実証運行における本市の取組といたしましては、関駅におきまして観光協会と連携を図り、実証運行列車のお出迎えとお見送りを行いましたほか、下車された方々への記念品配付や、亀山紅茶・亀山茶の呈茶や、観光協会によるクーポン券の配付などによるおもてなしを行ったところであります。また、ガイドが案内する関宿歴史観光プランでは関宿案内ボランティアの会による関宿案内も実施されたところであり、様々な取組により関宿を満喫いただいたところでございます。

こうした取組を通じた今回の実証運行の成果といたしましては、鉄道と観光を連携させた企画によりまして、２００名の募集定員に対して３倍を超える申込みがあるなど大きな反響があったところであり、列車に対する県内外の期待の大きさが表れたものであると考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

申込みが多かったということで確認させていただきました。

今回は２日間のみということなんですけれども、沿線外からの誘客を行ったということで、それを生かして今後どうしていくのか、この辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

今回の実証運行における取組につきましては、今後関西本線活性化利用促進三重県会議におきまして検証を行うこととしておりますので、その結果を踏まえ、一層の利用促進に向けた取組を展開してまいりたいと考えております。

今回の鉄道と観光が連携した取組によりまして、予想を上回る反響がございましたので、今後は名古屋方面からだけではなく関西方面からの観光誘客も検討しながら、沿線自治体や他府県と連携し、さらなる利用促進につなげてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

これからということですね。鉄道利用の促進については、亀山市だけでどうにかなる問題ではありませんけれども、利用促進については考えていかねばならないので、今後もＪＲや県、隣接自治体や様々な団体との連携を強めつつ、利用促進に関してはつなげていただきたいと思います。

続きまして、バスに移りたいと思いますが、亀山市ではコミュニティバスと三重交通の営業路線、廃止代替路線バスがありますが、コミュニティバスについて聞いていきたいと思います。

このコミュニティバスは、さわやか号をはじめ、東部ルート、南部ルート、西部ルート、野登ルート、加太地区福祉バス、白川ルートがございます。うち、白川ルートと野登ルート１２便は亀山交通さんが、それ以外は三重交通さんが運行しているということですが、まずこのコミュニティバスについてもここ数年の乗降者数とその推移、傾向について教えてください。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

さわやか号をはじめとする市内のコミュニティバス７路線の利用者数でございますが、年間の総利用者数を申し上げますと、コロナ禍前の平成３０年度が９万２９６人、令和元年度が８万７，４４３人、令和２年度が７万５０５人、令和３年度が６万３，９３１人、令和４年度が６万９，３４７人、令和５年度が７万２，８６２人となっております。

平成３０年度と令和５年度を比較いたしますと１９．３％の減となっておりまして、コミュニティバス全体といたしましては通勤・通学利用の減少や、昼間帯における買物等を目的とした利用が減少している状況にございますことからコロナ禍前の８割程度までの回復にとどまっているところでございます。路線ごとに見てみますと、東部ルートにおきましては、朝夕便における学生利用の増加や地域での利用促進への取組によりまして、コロナ禍前の水準以上にまで回復をいたしております。また、さわやか号及び野登・白川ルートにつきましては、コロナ禍による落ち込みから回復傾向にございますが、南部ルート、西部ルート、加太地区福祉バスにつきましては、コロナ禍で最も利用者が落ち込んだ時期よりも減少、または横ばいという状況でございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

そうですね、予想どおりなところもございまして、でも東部ルートなど上がっている。回復しているところもあるけれども、やはり落ち込んでいるというところだと思います。

今はコミュニティバスについて聞いているんですけれども、コミュニティバスの運賃というのは中学生を除く１５歳以上が１乗車につき２００円、小・中学生と６５歳以上または乗合タクシーの登録者が１乗車につき１００円、そして小学生未満と障がい者及びその介助者は無料ということです。

比較的安い値段で利用することができるので、とても便利なものだと思います。しかし、利用者の減少が続き、これも持続維持が大変難しくなってきていると思います。その原因としては、鉄道

と同じく車社会の浸透や人口減少もあるでしょうが、やはりバス特有のバス停。バス停から遠いとか、行きたいところに行けないとか、便が少ないとか、様々な声が今までも上がっていました。しかし、これもやはり一番大きな理由は、恐らく車のほうが便利ということではないでしょうか。

私も含めですが、ほとんどの人がバスを利用しようと思う機会が日常で全くといってよいほどないと思います。車のほうが圧倒的に便利であり、バスの必要性がないというところが原因だと思います。しかしながら、利用者数はほとんどの路線で減少傾向であるので、この利用者増のための取組はどういうふうに考えていますか。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

コミュニティバス路線の利用促進につきましては、これまでから地域の利用者ニーズの実情に応じた路線再編でありますとか、交通系ＩＣカードへの対応、あるいはお得な定期券の導入など利便性の向上に加えまして、様々な機会を捉えた利用促進活動や市民周知に努めてまいりました。

本年度の主な取組といたしましても、地域との意見交換をはじめ、路線ごとのチラシ回覧、交通事業者と連携したバスの乗り方教室の開催などの利用促進に努めたところであります。また、新たな取組といたしましても、学生ニーズの把握のため図書館における学生向けアンケート調査のほか、学生の帰宅時間に合わせたバス利用の可能性を検討するため帰宅時刻の鉄道利用状況調査も実施いたしているところでございます。さらには本年１月から、オートステップ機能や車椅子のままご乗車いただけるリフトつきの新型車両も西部ルートにも導入し、利用環境の充実にも取り組んだところでございます。

今後も、若い世代のニーズ把握も努めつつ積極的に地域との意見交換を実施するほか、地域との連携・協働によるバスを活用したイベントの開催、運行事業者と連携した情報発信等の利用促進活動を展開してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

様々な取組をしていただいている、これは１２月定例会の中でも聞いたところではございます。移動困難者である車の免許を持たない人、高齢者、障がい者、あと今もお話がありましたが学生、学生といっても小学、中学、高校とございますけれども、そういった移動困難の方はバスが必須です。

１２月定例会でも述べたんですけれども、中でもやっぱり学生や子どもたちの声を聞く場、これをもっと増やすべきではないでしょうか。つまり、利用者を増やす手段として、高齢者、障がい者は当然のことながら、小・中学生、高校生、こういった子どもに対する公共交通施策というのが亀山市は弱いのではないかということを私は思っております。

なぜかといいますと、最近市内外の地域公共交通会議に傍聴に参加しているんですけれども、他市では子どもに対する働きかけをしているところが意外と多いです。それは過疎地域へのスクールバスなどの取組だけでなく、例えば高校入学前の中学生の保護者に対してバスや鉄道の利用を勧める説明会を開き公共交通の利用を促す取組であったり、小学生に向けた小学校でのバスの乗り方教

室などです。

ある自治体で、夏休みなので皆さん朝から家にいるわけなんですけれども、夏休みに小学生のバス料金を無料にしたそうです。そこで小学生が一番多く行った場所を調べたんですが、どこだと思いますか。コンビニだそうです。ええっーと思いますよね。ちょっと意外だと思うんですけど、でも子どもたちはコンビニに行きたいんですって。やっぱりちゃんと本人からじかに声を聞いてみるというのはすごい大事だなと思ったんですけれども、例えば加太の方とか、コンビニがありませんよね。そういったところは子どもにとってはバスを使ってでもコンビニに行きたい、大冒険、多分行き帰りの時間を調べて友達と一緒に緊張しながら乗ったんじゃないかなと思うんですけれども、そこの地域でね。そういうのは楽しいと思いますし、その経験こそがバスに乗るハードルを下げて将来バスを利用することが苦にならなくなるかもしれません。また、そういう人が増えればバスの利用者も増えるでしょう、利用者増にもつながる。

市長は、亀山市でも公共交通の情報の窓口、こういったものを子どもに向けてもっと広げる必要があると思いませんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

地域公共交通の利用者増加のために今のご提案・ご紹介のような、学生それから子どもたちの世代に対して利用を促進させるような、そういう取組は重要であるというふうに考えております。

その中で、先ほども答弁させていただいたアンケート等によって学生に対してニーズ把握に努めているところでありますが、今後、小・中学生や高校生が通学に当たりましてバスや鉄道をこれまで以上に利用いただけるよう、学校を通じた路線やダイヤ等のさらなる周知を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、これは今ご提案・ご紹介いただきました子どもたちにバスを身近に感じていただく、このことも本当に大事だろうと思いますので、将来の利用促進につなげるために、現在も実施しておりますイベント等でのバスの乗り方教室の実施が有効だと思いますので、さらに継続して実施していくということとか、やり方に工夫を入れていくとかこういうことは考えてまいりたいというふうに思います。加えて、学生ニーズのさらなる把握とその利用ニーズに沿った運行内容等の再構築に向けて、新年度、令和７年度から取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

実はこのような取組のほかにも、私もずっと朝、徒歩で登庁いたしますが本当に、中学生なんかのあるいは小学生なんかの子どもの保護者さんによる通学への送迎等というのは非常に気になっておりまして、かなりの雨の日とか、晴れの日もそうなんですが、保護者の負担もかなりのものだと思っておりましてそういう負担の軽減にもつながるものであろうというふうに、もう一方で、そのようにも感じさせていただいているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

ぜひ、小学校でも乗り方教室なんかしてもらえるといいのかなと思います。

私は小学校のとき、亀山南小学校でしたけれども、友達が安知本とか、田茂とか、楠平尾、上原

のほうの子はバス通学だったんです。今は違うんですけれども、ですので遊びに行くのもやはり私もバスに乗って初めて乗るとき、多分５０円ぐらいだったと思うんですけど、お金を握り締めてそこまで行って、何かすごいことをしたなという思いがあったんです。

だけど、多分ほとんどの子がバスに乗ったことないんじゃないかなと思いまして、１２月定例会で私はこうも言ったんですよ。病院や買物などを必要に駆られるお出かけだけではバスの利用者は増えない、行きたい場所へバスで行ける仕組みというのをつくらないと駄目かなというのを提案といいますか、言いました。例えば、夏休みに私は小学校の頃ほとんど毎日自転車で西野公園のプールに通っていたんですけれども、これがもしバスで行けるんだったら、知っていたらもっと使っているかなというふうに思って、ちょっと時刻表をこの前もらったのでそれで調べてみたんですよ。

そうしたら、行きに天神にバス停がありますけれども、それは廃止代替の三交バスです。１２時１６分発で亀山駅に１２時２５分に着きます。１０分の乗換時間があって、そこからさわやか号に乗って亀山駅から１２時３５分発で西野公園口に１２時５１分、３０分ぐらいでお昼を食べた後１時にはもうプールに着いて、帰りも西野公園口４時５分に乗って、亀山駅１６時２２分着で乗換えに１６時４４分に三交バスに乗って天神バス停に１６時５３分、５時に帰れる、これは大冒険ですけれども、楽しいと思うんですね。

こういった本当に身近なこと、別にプールじゃなくたって図書館であったり、歴博であったり、いろんなイベントを自分でつくることも可能なんですけれども、一度も乗ったことなかったりとかあとは情報を多分知らないと思うので、それだったら気がつきもしない。だけど、そういうことを実際にやってみて、地域でやってみてもらってもいいし、学校でやってもらってもいいし、家庭でやってもらってもいいし、そういうのがいろいろ、小さくでも広がっていけばバスに対する理解が増えるんじゃないかなと思って提案させていただきました。

子ども向けのプールへ行く分かりやすい時刻表を作ってもらって、これはすごい一生懸命考えてもらっていると思うんですけど、物すごい大きいんですね。ちょっと見にくくて仕方ないけど、これはでもすごくよくできていると思います。そんなふうに考えていっていただきたいと思います。

そしてもう一点、他自治体の公共交通会議に参加して気づいた点として、民間企業との連携、協力体制といったほうがいいかもしれませんが、様々行われておりました。どうしても、バスで行く場所というのは病院とかスーパーなど民間施設に行くことが多くなることからも、当然ですが民間との協力・連携が大事になってきます。この辺りは市はどのようにしているのでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

市内バス路線におけます民間企業との連携につきましては、亀山ショッピングセンターと調整を行い、敷地内店舗前にバス停を設置いただいておりまして、バス停には亀山ショッピングセンターのご好意によりましてベンチを置いていただくとともに、店舗内ではコミュニティバスの回数券販売もご協力をいただいているところでございます。

一方、バス交通に係る利用者の利便性向上には、バス停においてバスに乗降しやすい環境を確保することは重要な要素であると考えており、他の自治体では、例えばコンビニエンスストアと連携し、バス停近くの店舗でバスを待つことのできる取組なども行われておりますことから、商業施設

敷地内への乗り入れも含め、利用者サービスの向上や利用拡大に向けた民間企業との連携に向けた検討・研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

今検討してもらっているみたいで、今コンビニの事例を出したんですけど、本当にコンビニは実はバス停候補としては最重要というか、重要なんだそうです。コンビニ、子どもだけでなく大人にとっても大事です。以前天神地区のほうでコンビニがあったんですけど、今なくなっちゃったんです。地域の高齢者の方からコンビニがなくなったのでお金が下ろせない、ＡＴＭがなくなっちゃったという声も聞きました。そういう意味でもバス停としての候補としては重要だと思うので、その辺も配慮いただきたいと思います。

時間がありませんので、次に移りたいと思います。

乗合タクシーのりかめさんについて、こちらも利用者の現状と傾向について教えてください。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

乗合タクシーの利用状況でございますが、平成３０年の制度導入以後の延べ利用者数を申し上げますと、平成３０年度は１０月からの制度開始でございますので半期分でございますが、３５２人、令和元年度が２，１２０人、令和２年度が３，７４１人、令和３年度が４，６８８人、令和４年度が４，５１４人、令和５年度が５，４１８人となっておりまして、延べ利用者数は増加傾向にございます。令和５年度は過去最高の延べ利用者数となったところでございます。また、今年度の昨年１２月末時点の延べ利用者数は４，２０８人となってございまして、昨年度同期と同等の延べ利用者数で推移をしているところでございます。

なお、乗合タクシー利用者数の増加要因といたしましては、新規登録者への無料体験乗車券の配付をはじめといたしまして、運行時間の拡大や当日予約を可能にするなどの利便性の向上、出前講座を通じた制度周知の取組が影響しているものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

順調に伸びていると思います。

乗合タクシーについては、確かに公共交通空白地域の解消という意味ではとても重要な役割を果たしているのですが、コスト面で考えるとこれは乗り合いが起きないと１台で１人を運ぶのはとてもコストがかかり過ぎるという一面もございます。しかも、最近では運転手不足が全国的に深刻化しており、１台と１人の運転手を１人が拘束するということはできるだけ避けなければなりません。

そこで教えてほしいのですが、乗合率について、これはどんな状況なのかお答えください。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

乗合率につきましては、制度導入以来、１便当たり１．１人程度の低調な状況が続いております。これは新型コロナウイルス感染症の感染が広がり始めた令和２年２月から令和４年１２月までの期間は他人同士の接触を避けるために家族や友人などに限定して運行していたこと、これに加えまして、これまでの利用実態から、距離が離れた異なる地域において市内中心部との移動需要が多いことから物理的に乗り合い行為が発生しにくく、乗合率が低調となっているものと分析をいたしているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

確かにコロナは大きな乗合率が低くなる要因だったと思います。だけど、乗合タクシーは今やもうなくてはならない存在だと思います。でも、それは補完的な働きをするべきものであって、例えば好きなところから好きなところへというドア・ツー・ドア、こういった考え方では、維持の意味では公共交通に対してはとても難しいということは、最近私も本当に、以前はそう考えていたんですが、現在改めて考え直しているところです。

乗合タクシーは短い距離をなるべく複数の人を運んで乗り継ぎ地点にあるバス停や鉄道駅、こういった結節点へ運ぶことが乗合タクシーの本来の役割であって、そこへ近づけていくための努力をすることが将来持続可能な地域公共交通をつくっていくことには不可欠だと思います。そこで、今後この乗合タクシーをどのようにしていくのか、これのお考えを聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

乗合タクシー制度は制度導入以来、運行時間の拡大や当日予約を可能にするなど制度拡充を図りますとともに、出前講座の開催や市ホームページ等を通じた制度周知に努め、延べ利用者数は、先ほどご紹介申し上げましたとおり増加傾向となってございます。しかしながら、実利用者数が増加傾向にないことに加えまして乗合率が低調であること、また未利用の停留所が全停留所の３割を超えておりますことから地域によってばらつきがあり、十分な制度定着が図れていない側面もあると考えているところでございます。

そのため、様々な媒体を活用した制度周知はもとより、地道ではございますが地域での出前講座や意見交換を通じ、具体的な乗り方や活用方法などの制度説明が効果的であると考えておりますので、今後も継続した取組によりまして制度の定着を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○１０番（豊田恵理君登壇）

それでは次の項目に移りたいところなんですけれども、時間がもう１分を切ってしまいました。

地域公共交通の活用に向けた取組についてということですが、今までの項目の中でもいろいろ提言なりさせていただきました。いろいろ意見を述べさせてもらったんですけれども、令和７年度はしっかりと市民、利用者の意見を聞く仕組みをつくっていただいて利用者増、増やすための取組に

全面的に力を注いでほしいと思います。

あと、１２月定例会でも申し上げましたけれども、地域公共交通というのはまちづくりには欠かせない、大きな視点で他部署とも、例えば今のイベントをつくったりとか、教育の分野でも連携を組みつつ利用者を増やす取組と持続可能な仕組みづくり、これを進めていただきたいと申し述べて質問を終わりたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

１０番　豊田恵理議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、１０分間休憩いたします。

（午後　１時５０分　休憩）

（午後　１時５８分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１番　古田吉昭議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

無会派の古田でございます。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

まず、東町商店街の活性化についてですが、商店街を最近通ると新しい店舗や店舗内を解体しているところもありましたね。何か入るのかなとも思っていたんですけれども、今現在の店舗数、または新たに店舗が入る予定があるのかについて聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

１番　古田吉昭議員の質問に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

東町商店街の現状でございますが、昭和４９年の設立当時に会員が７０でございましたが、現在、東町商店街振興組合の会員は２３で、そのうち商いをされているのは１７でございます。また、市が把握しております東町商店街振興組合の会員になっていない店舗が１８ございまして、東町商店街全体で商いをされているのは３５でございます。

一方、本年度の東町商店街での創業につきましては、新たに訪問看護、飲食店、学習塾の３店舗が開業し、近日中にはネイルサロン１店舗が開業を予定されております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

新たに訪問看護、飲食、塾とあとネイルサロンということで、新たに商店街で開業があるということはありがたいことですし、いいことだと思います。

そんな中で、今商店街のアーケードを見ているとかなり老朽化が進んでいるように見えます。支柱もさびて根元部分の固定の部分も外れてしもうておるところがありますし、支柱自体も長年の風化で今にも穴が空きそうな部分や、もう穴が空いている部分や穴の補修跡もたくさんあります。何

度も補修した跡が残っていて、全体的に大分危険な状態になっているように感じます。ちょっと浮いておるところとか、穴が空いておるところとか、風化してさびてもうすかすかのところとか、もう限界が来ているように感じます。

聞いたところによると撤去の話も出ているようですが、撤去となるとアーケードと一体になっている歩道の問題も出てくると思います。歩道も同じように劣化でがたがたになっているところが多数あります。そのアーケードと歩道について、今後どのように処置していくのかについて確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

東町商店街のアーケードにつきましては、まちのシンボル的な施設であり、商業空間を築き上げてきました。多様な店舗と人でにぎわうアーケードのある商店街は今日まで市民に親しまれ、買物だけでなく人と人をつなぐ交流の場としても活用されるなど重要な役割を果たしております。また、商店街にある東町ふれあい広場は、近隣市民の憩いの場や買物客の休憩スペース、保育所の園児の遊び場として利用され、商店街のにぎわいの創出につながっております。

一方、アーケードは設置から長い年月が経過しており、平成１４年、平成２５年に塗り替えも含めた整備が行われておりますものの、支柱に泥がたまったり、屋根も補修が必要であるなど老朽化が進んでおり、修繕には多額の費用が見込まれております。また、アーケードの管理につきましては東町商店街振興組合が行っておりますが、会員が年々減少する中、維持管理を行っていくことは財政的な負担も大きいため、今後アーケードをどうしていくのか、撤去も含めた今後の方向性について、アンケートも実施しながら協議を重ねていると同組合より伺っております。

一方、アーケードが設置されております歩道につきましては県道でございますので、今後アーケードを撤去するとなった場合、撤去の方法や撤去後の歩道の整備について県との調整が必要になってくると考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

歩道は県との調整が必要ということなんですが、アーケードと一体になっている以上歩道だけの整備は難しいと思いますし、逆にアーケードを撤去したとなってもインターロッキングで、張りブロックのような形でつくってある歩道に、継ぎ目の問題も出てきます。

今現在、アーケードはあの雰囲気をつくる大事なものでありますが、仮に撤去となっても、歩道の整備と併せて新たなまちの雰囲気づくりを考えてアーケードと歩道の整備をお願いしたいと思います。

次に、商店街の中にある都市公園、東町ふれあい広場についてですが、議員になって初めてのときに、トイレが故障して、老朽化についても直してもらえやんかという質問をしたんですけれども、それもあって早くトイレは直らんかなということで前を通っていてもまだ、令和７年度完成という答弁をもらったんですけれども、今現在は何も変わっていませんし、工事が始まる雰囲気でもありません。一体いつトイレが改修されるかについて聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

東町ふれあい広場は、県道亀山城跡線の街路整備に伴い、美しい町並みを形成するためにふるさとづくり特別対策事業の亀山宿江戸の道整備として平成４年に完成いたしました。公園の利用につきましては、周辺住民や商店街利用者のふれあいの場として、一般利用者のみならず亀山大市や亀山トリエンナーレなどのイベントでもご利用いただいているところでございます。また、園内には遊具は設置されておりませんが休憩施設となる藤棚やベンチ、修景施設の人工滝、便益施設のトイレが整備されております。

このうちトイレにつきましては、平成１６年に建築されてから２０年が経過し、躯体部分の腐食や扉等の老朽化が進んでいるため、亀山市歴史的風致維持向上計画第２期に基づき、社会資本整備総合交付金街なみ環境整備事業を活用して建て替えの計画を進めております。本年度につきましては、トイレの構造や建築規模、外観など地域との協議や意見などを踏まえて設計業務を進めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

ということは今はいろんな地元とのすり合わせ、その先の設計業務ということになっておるということなんですが、それであると令和７年度にトイレは改修できないと考えてよろしいでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

東町ふれあい広場につきましてはトイレ施設のみの改修計画としておりましたが、地域のにぎわいや交流の拠点となり、さらには来訪者の回遊性の向上を図ることを目的として、将来的な公園利用を含めたふれあい広場全体としての改修計画に見直すものでございます。トイレ改修工事の着手時期につきましては令和７年度を予定しておりましたが、全体改修計画の検討をする上で地域のご意見を伺い、また関連部署との調整が必要となることから、計画スケジュールの見直しも併せて検討するものでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

了解しました。

ふれあい広場のトイレ改修だけでなく全体的な改修に変更、見直すということで理解しました。

以前にも、今噴水は現在使うことはもう、使っているところを見たことないし、騒音対策とかは必要ですけれども、下の広場も段差がある公園の高低差を利用したスケートボード場やバスケのスリー・オン・スリーのコートにしてはどうかという提案をさせてもらい、公園全体の改修にしてはどうかという提案もさせてもらいました。その全体の改修についてはかなうことになりますが、トイレも古くなっていますし、計画・設計、早急にお願いしたいと思います。

最後に、アーケードと歩道を整備して公園も全体改修ということできれいになりますが、もっと人が集まる商店街の今後の活性化対策をどのようにしていくのか聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

東町商店街のアーケードが撤去された仮定の話でございますが、たとえそのような状況になった場合でも、ＪＲ亀山駅前の再開発と連動した商業施設の集積や大型商業施設であるショッピングセンターエコーとの回遊性の向上などにぎわいの創出や商業活性化、まちの魅力向上を図っていく上でも重要な商業拠点であると考えております。今後も、１３０年以上続く伝統行事亀山大市や、現代アートの祭典亀山トリエンナーレなどの開催によりにぎわいの創出を図るとともに、亀山商工会議所と連携しながら、空き店舗の把握や補助事業の活用により、にぎわいのある商業地域の形成を進めてまいります。

また、東町商店街振興組合の会員の皆様をはじめ、関係者の皆様方とは今後の商店街の在り方について官民協働で活性化策を検討してまいりたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

アーケードがあることで商店街の雰囲気が出ておるというのはそうなんですけど、アーケードが老朽化しておるのはもう事実ですので、商店街の新しい雰囲気づくり、どういった形で、歩道も古い歩道でありますので、整備をするときは商店街の全体的な整備・まちづくりをお願いして、人が集まり楽しく亀山駅から周遊できる場になることを期待して、次の質問に移ります。

次に、企業誘致についてですが、亀山・関テクノヒルズの現在の状況について聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本市では、平成１５年５月に亀山・関テクノヒルズ第１期工事を終えて以降、シャープ株式会社や凸版印刷株式会社、ユーテック株式会社をはじめ、これまで約２０年間で２５社、令和になってから６年間で１２社が創業するなど、多種多様な産業の集積に努めてまいりました。中でも、平成３０年３月に完成しました第５期の１０区画につきましては、本市の地理的優位性や産業振興奨励制度を積極的にＰＲしながら企業誘致に努めてまいりました結果、竣工後僅か４年での早期完売となり、９区画で６事業者が操業されております。

現在、亀山・関テクノヒルズに残る区画は約３万平方メートルと約５万８，０００平方メートルの２区画と残り僅かとなっている状況でございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

亀山インターチェンジ付近で物流の便もいいことですし、全体的にも残り２区画、順調に企業誘

致につながっていることを確認しました。

前にも質問しましたけれども、コストコの創業についてはその後何かしらの進展があったのかどうか、これについて答弁をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

仮称コストコ亀山倉庫店の誘致状況でございますが、継続してコストコ担当者と連絡を取り合いながら、本市でのオープンに向け協議を重ねているところでございます。今後も、交通対策を含め県と連携を密にしながら、立地協定に基づき、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えており、引き続き早期に計画が進むよう、コストコ側に申入れを行ってまいります。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

コストコ側も物価高騰により採算が取れなくなったという企業側の理由もあると思いますが、仮に、今すぐ協議がまとまったとしても令和８年度創業は不可能だと思いますので、早期に、協議の中で計画をまとめていただいて工事着工時期、創業時期を明らかに示せるようにお願いしたいと思います。

次に新たな産業団地の確保についてですが、先日、森議員、草川議員からも産業団地の確保について質問がありましたが、答弁を聞いていると開発の規模にもよるということですが、その新たな産業団地を確保するのにかなりの時間がかかるという印象を受けました。それまでの期間、誘致する産業団地を確保するまでの期間、企業誘致についてどのように考えているのかについてお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

新産業団地につきましては新年度からこれまでの検討を１段階引き上げて事前調査を実施してまいりますが、産業団地の完成までの期限につきましては相応の期間がかかるものでございます。

その間の企業誘致でございますが、当面は菅内町や下庄町など民間事業者が開発する産業団地への誘致を進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

新たな開発が進んでいく間は菅内町、下庄町での民間事業者が開発する産業団地への誘致を進めてもらうということですが、そういったところの亀山・関テクノヒルズ以外での企業誘致であっても産業振興奨励制度が活用できるのかどうか、これについて聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

現行の産業振興奨励制度につきましては、都市計画法に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域などに立地する工業系の施設を対象としております。今後、企業誘致を行っていく場所につきましては、先ほど答弁申し上げました菅内町や下庄町などの民間産業団地のように、本奨励制度の対象でない場所が多くなることが想定されます。今後の対策といたしましては、現行制度の期限が令和７年度末であることを踏まえ、昨今の物価高騰など社会経済情勢が今後の進出に影響を及ぼしている状況もございますことから、他自治体の制度も参考にしながら本市の現状に合うような制度の改正に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

現行の制度が令和７年度末に期限を迎えるということですので、市として民間企業が開発する産業団地、そういったところでも産業振興奨励制度が活用できるよう市内全域から広い範囲で使えるように現在の企業誘致の状況に合わせた制度改正をお願いして、次の質問に移ります。

次に、地域防犯カメラ設置支援事業についてですが、令和６年は２００万の予算で事業を進めていくとのことでしたが、現在の設置実績や取組の進捗状況について聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

防犯カメラは、犯罪発生時に録画情報を警察関係者などに提供することで事件の早期解決に役立つものとともに、設置場所周辺の犯罪発生を未然に防止する効果が期待できます。このことから、自治会が設置する防犯カメラの設置を支援することによりさらなる地域の体感治安の向上につなげていくため、令和６年度より自治会の設置する防犯カメラの設置費用に対する補助金交付を行っております。事業の周知につきましては、市ホームページ上での掲載のほか、広報４月１日号の配付に併せて各自治会長へ補助金事業の案内チラシを配付し、周知を行いました。現時点での補助金交付実績見込みにつきましては、５自治会で合計８台に６９万６，０００円の補助金を交付予定で、設置目的はごみ集積所の不法投棄対策や町内の進入路に設置する防犯対策という状況になっております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

この防犯カメラ設置支援についてはもっと申込みが殺到するのかなと僕なりに思っておったんですけれども、２００万の予算、この防犯カメラの質問したときに２００万で足りるのかなという質問もしたんですが、現在合計８台で６９万６，０００円の交付ということです。

これだけ申込みが少ないのは何か原因があるのか、設置希望や問合せの件数も併せてお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

設置に関する相談や問合せ件数につきましては、今回設置されました自治会を含めまして約２０件ほど相談を受けております。実績が少なかった要因としましては、この補助事業は令和６年度から開始した補助事業でございますことから、各自治会においても令和６年度の自治会予算から防犯カメラの設置費用を準備できなかったということもあるかと考えております。

また、防犯カメラの設置に当たっては、カメラの撮影範囲内に居住する方のプライバシーの保護のため、撮影同意の取得や撮影データの管理方法、データの外部提供に関する取決めなど自治会内で慎重な意思形成を行う必要がございます。これらの手順には相当の期間を要すると考えられるため、実績が少なくなっていると考えられているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

少なくなった要因は、設置の段取りに入る前にまずは自治会の予算の問題、あと自治会内での理解を取り付けないといけないというプロセスが加わって申込みに時間がかかることや、プライバシーの保護等があるのは分かりますが、やはり少ないようには感じます。地域防犯のためにも、積極的に設置につなげるために今後の対策について答弁をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

今後の取組といたしましては、地域防犯カメラ設置支援事業補助金制度の浸透を図ることを第一と考え、先ほどのとおりホームページでの発信とか、広報に合わせた各自治会長宛ての補助金事業の案内チラシ配付を行って周知を行ってまいりたいと考えております。

また、それに伴い、個別の相談も寄せられることになると想定されます。そのため、先ほどご説明いたしました、事前に撮影範囲内の関係者の同意や自治会全体の合意形成などの注意すべきポイントなど手続の内容を丁寧に説明を行うことによって、窓口での防犯相談などの中で様々な機会を捉えて事業周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

そうですよね、時間がかかるのは理解しました。

それと今回は三重県も、市町に対して自治会が設置する防犯カメラの設置費用補助を開始しました。どういった、その三重県の補助の内容の中身の説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

三重県は昨年１２月２４日に、いわゆる闇バイトなどの匿名流動型犯罪グループによる強盗事件などが多発している昨今の状況を踏まえまして、地域における犯罪を防止または抑止し、県民の安全・安心を確保するため防犯対策を強化することを目的に、防犯カメラ設置事業補助金交付要領を策定し、同日補助事業を開始されました。

この県補助金の概要は、県内の市町が防犯カメラの購入及び設置を行う自治会などに対して設置に要する経費を助成する場合に、当該経費の一部を市町に対して補助するものでございます。補助額は市が自治会に対して交付した交付額の２分の１以内の額で、防犯カメラ１台当たり２０万円を上限とする事業の内容でございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

市が自治会に対して交付した金額の２分の１の額で１台当たり２０万円とのことですが、現在市でやっている事業との整合というのをどう図るのか、市の事業にこれは上乗せされるのか、これについても聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

この三重県の補助金交付によって、本市の防犯カメラの補助事業における一般財源は減少いたします。本市の現行の補助事業の内容につきましては、これまで様々なご意見やご議論をいただきながら自治会負担、設置効果、財政状況などを総合的に勘案し、市として最適な水準と判断して本年度から補助事業を開始した経緯もございますことから、現時点におきましては、市の補助金を増額するなどの制度内容の変更は考えていないところでございます。

まずは、本年度から開始しました地域防犯カメラ設置支援事業補助金制度の浸透化を図り、申請動向や補助実績を鑑みながら、より精度の高い事業となるよう研究してまいります。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

いわゆる別物ということで、またこれから考えてもらうということですが、現在は全国的にも、凶悪犯罪のニュースが昨日も流れておったんですけれども、どんどん増えているようにも思います。加えて、悪質セールスや計画的な強盗、あとうちの近所にもこの前空き巣被害が出てしまいました。市民の安全・安心に対する意識も高まっている中、防犯カメラ設置は犯罪抑止・犯罪の早期解決が期待される重要なものだと思っています。亀山市においても、令和６年度より亀山市地域防犯カメラ設置支援事業補助金制度が開始されましたが、現在は予算額に、答弁にもあったように達していない状況です。私ももっとこの事業を活用してもらいたいと思っていますので、補助金制度の周知やホームページや広報紙での情報発信はもちろんですけれども、制度の内容、メリット、注意点などを説明会なんかを開いて丁寧に説明して、地域住民に啓蒙活動を強化してもらうことをお願いして、次の質問に移ります。

次に、リニア中央新幹線と在来線についてですが、まずはリニア中央新幹線についてですが、服部議員の代表質問で状況やスケジュールについては質問されましたが、重複するとは思うんですが、一番最初と一番最後ということで、簡単に再度質問していきたいと思います。

全国的に見たリニアの取組内容と整備進捗状況を聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

リニア中央新幹線の整備状況でございますが、現在、建設主体であるＪＲ東海によりまして、先行開業区間である品川－名古屋間におきまして、トンネル工事やターミナル駅、中間駅の工事が沿線各地で鋭意進められているところでございます。

こうした中、未着工区間となっております南アルプストンネル静岡工区につきましては、昨年に山梨県と静岡県の県境にて実施されました高速長尺先進ボーリング調査の結果を踏まえまして、静岡県了承の下、本年１月より先進坑掘削工事が再開をされております。また、国のリニア中央新幹線静岡工区モニタリング会議において、リニア中央新幹線静岡工区の水資源環境保全に関する対策について科学的・客観的観点から継続的に確認が行われる中で、静岡県とＪＲ東海との３分野２８項目にわたる主な対話項目につきましても、スピード感を持って進められているところでもございます。

一方で、名古屋以西の整備状況でございますが、令和５年１２月にＪＲ東海が、三重県及び奈良県において概略ルートの絞り込みや概略駅位置の選定に必要なボーリング調査を開始し、環境影響評価に着手されておりますことから、今後におきまして、環境影響評価の法的手続となる計画段階環境配慮書の作成段階において、名古屋以西のリニア中央新幹線の概略ルート及び概略駅位置が示されてくるものと見込んでいるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

名古屋以西のところも説明をいただきましたので、これも重複していますけれども、今後のスケジュールについてですが、ずばり亀山市内の駅候補地が決定するのはいつになりますか。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

リニア中央新幹線三重県駅の設置に向けましては、現在、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会の決議を経て要望が行われました亀山市内の３つの候補地について、建設主体であるＪＲ東海において検討が行われている段階にございます。また、ＪＲ東海は、名古屋以西の整備は品川－名古屋間の先行開業後、速やかに工事着手するとされております。

こうした中で、先行開業区間の事例から名古屋以西の整備も、まずは工事着工の４年前頃に環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書により概略駅位置の公表がされ、その後、環境影響評価準備書により具体的な駅位置が示されながら段階的に建設工事へ進んでいくことが見込まれるところであります。

しかしながら、現時点におきまして、先行開業区間における名古屋開業の時期が明確に示されておりませんので、名古屋以西の概略ルート及び概略駅位置の公表時期を想定することが難しい状況でございます。本市といたしましては、沿線１０都府県のリニア建設促進期成同盟会と同じく東京－大阪間の全線開業時期は最速２０３７年を見込んでおりますので、先行開業区間の遅れを名古屋以西の整備に影響させない方向でこの国家的プロジェクトが進められていくことを期待するととも

に、三重県をはじめ、関係団体との連携を強めつつ、早期全線開業とリニア三重県駅の実現に向けた取組を積極的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

次の関西本線について、これは耐えておるなあと思っておったんですけど、先ほど豊田議員が質問されましたので、特別実証列車「関西本線の旅！」として、２日間運行されましたけれども、ここからは手応えというか今後の効果について聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

先ほど豊田議員にご答弁申し上げましたとおり、先月１６日、２２日の両日に、かつて奈良方面へと運行していた急行かすがや草津線を経由して京都方面へと運行していた急行平安、この復活が期待される取組として、ＪＲ東海、ＪＲ西日本の両管轄をまたぐ名古屋駅と伊賀上野間を乗換えなしで結ぶ実証運行を実施いたしました。

この実証運行は、利用が低調な関西本線亀山－加茂間の課題解決に向けまして、関西本線活性化利用促進三重県会議により取り組んだものでございまして、ＪＲ東海とＪＲ西日本の管轄エリアを超えて運行が実現したことは、技術的な面も含めまして他に例を見ないような画期的な取組であったと考えております。

また、今回の取組につきましては、報道機関等により広く紹介がされ、またＳＮＳを通じて多くの鉄道ファンが本市を訪れていただくなど地域への波及効果も含め成果があったものと認識をいたしておりますし、当日プレスツアーとして参加をいただいた旅行編集者等が今後広く情報を発信いただけるものと期待もいたしているところでございます。

なお、今回の取組の検証につきましては、今後、関西本線活性化利用促進三重県会議においてそれを行うことといたしておりますので、その検証結果を踏まえ一層の利用促進、さらなる取組の展開を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございました。

もう説明も概要も全部、実証列車については答弁をいただきましたのでもう最後にして、鉄道を生かしたまちづくりについて、市長に聞きたいと思います。

この先、リニア駅の位置が決定すると急速に地域が活性化していくことが予想されると思います。関西本線の複線電化などが進めば、この地域での鉄道の利便性が上がると思います。リニアと在来線交通ネットワークを生かした未来に向けた、鉄道を生かしたまちづくりを市長としてどのように行っていくかを聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本市がちょうど、明治２３年の関西鉄道の開通から本年１３５年という節目を迎えましたが、今日まで鉄道による人流やにぎわいがまちの発展を支えてきた鉄道のまちとしての歴史背景がございます。本市に存する鉄道遺産等を地域資源と捉えながら、これまでから沿線自治体とも連携をし、鉄道の利用促進と併せたまちづくりや取組を行ってまいりました。

一方で、リニア中央新幹線におきましては、建設主体でありますＪＲ東海によりまして公表されます駅位置にもよりますけれど、実現によって高速交通ネットワークへ接続する既存の在来線等の交通インフラを最大限活用することで新たなにぎわいの場の創出や関係人口の拡大、そして新たな暮らし方、働き方モデルの創出に大きく寄与するものと考えているところでございます。

これまでも本市では、市の玄関口であります亀山駅周辺における新図書館等の整備に加えて駅前広場等の交通インフラの整備に取り組むことで亀山駅の利便性向上と駅を核としたまちづくりを進めるとともに、平成２３年度の井田川駅前の整備や平成２７年度の下庄駅前の駐輪場等の舗装整備、令和３年度の加太駅舎の整備などによってさらなる在来線の利用促進につなげているところでございます。

さらに、ご案内の鉄道ＯＢ会さんによって例えばますみ公園あるいは関観音山公園等に設置されましたＳＬの保存管理を継続して実施いただくなど鉄道のまちの継承への取組を様々な場面で、様々なレベルで行ってきていただいているところでございます。

さらに、今回ご質問にもございました、先ほど豊田議員のご質問にもございましたが、関西本線、それこそ名古屋、亀山、そしてかつての奈良、あるいは柘植から京都へ動きます急行かすが・平安の復活に向けた本当に、第一歩が動き始めたということは次へしっかりつなげてまいりたいと考えているところであります。

このようなことから、引き続き、鉄道駅を中心としたコンパクトプラスネットワークの都市形成を図りつつ、リニア中央新幹線の実現を見据えながら、これらを本市の魅力発信、集客交流の絶好の好機と捉えて、引き続きまして、リニア中央新幹線と鉄道を生かした地域活性化の取組を今後も積極的に展開いたしてまいりたいと考えているところでございます。本市の都市政策の非常に根幹にある一つでもあろうかというふうに認識をいたしております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○１番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございました。

子どもや孫の代、県外にすっと出てすぐに帰ってこられる。それには同時にまちづくりをやって、帰ってきたいと思えるまちづくり推進を期待して私の質問を終わります。

○議長（岡本公秀君）

１番　古田吉昭議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による質問は終わりました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので関連質問を終わります。

これにて、日程第１に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

以上で本日の日程は終了しました。

次に、皆様方にお諮りします。

明日１３日から２６日までの１４日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

明日１３日から２６日までの１４日間は休会することに決定しました。

休会明けの２７日は午前１０時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後　２時４３分　散会）

令和７年３月２７日

亀山市議会定例会会議録（第７号）

●議事日程（第７号）

令和７年３月２７日（木）午前１０時　開議

第　１　議案第　９号　亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

第　２　議案第１０号　亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

第　３　議案第１１号　亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第　４　議案第１２号　亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

第　５　議案第１３号　亀山市職員給与条例の一部改正について

第　６　議案第１４号　亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について

第　７　議案第１５号　亀山市税条例の一部改正について

第　８　議案第１６号　亀山市手数料条例の一部改正について

第　９　議案第１７号　亀山市運動施設等条例の一部改正について

第　１０　議案第１８号　亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

第　１１　議案第１９号　亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第　１２　議案第２０号　亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第　１３　議案第２１号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

第　１４　議案第２２号　亀山市営住宅条例の一部改正について

第　１５　議案第２３号　亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

第　１６　議案第２４号　亀山市消防団条例の一部改正について

第　１７　議案第２５号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第　１８　議案第２６号　亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

第　１９　議案第２７号　亀山市子どもの出生祝金条例の廃止について

第　２０　議案第２８号　令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１０号）について

第　２１　議案第２９号　令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について

第　２２　議案第３０号　令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

第　２３　議案第３１号　令和６年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について

第　２４　議案第３２号　令和６年度亀山市下水道事業会計補正予算（第４号）について

第　２５　議案第３３号　令和７年度亀山市一般会計予算について

第　２６　議案第３４号　令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

第　２７　議案第３５号　令和７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

第　２８　議案第３６号　令和７年度亀山市水道事業会計予算について

第　２９　議案第３７号　令和７年度亀山市工業用水道事業会計予算について
第　３０　議案第３８号　令和７年度亀山市下水道事業会計予算について
第　３１　議案第３９号　令和７年度亀山市病院事業会計予算について
第　３２　議案第４０号　市道路線の認定について
第　３３　議案第４１号　市道路線の認定について
第　３４　議案第４２号　人権擁護委員の候補者の推薦同意について
第　３５　議案第４３号　人権擁護委員の候補者の推薦同意について
第　３６　委員会提出議案第２号　亀山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（１７名）

１番	古田吉昭君	２番	櫻木善仁君
３番	深水隆司君	４番	草川卓也君
５番	中島雅代君	６番	森　英之君
７番	今岡翔平君	８番	髙島　真君
９番	新　秀隆君	１０番	豊田恵理君
１１番	福沢美由紀君	１２番	森　美和子君
１３番	鈴木達夫君	１４番	岡本公秀君
１５番	伊藤彦太郎君	１６番	服部孝規君
１８番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀渕輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼関支所長	北川明美君
健康福祉部長	林　秀臣君	子ども未来部長	高宮綾子君
産業環境部長	富田真左哉君	産業環境部参事	村田　博君
建設部長	高桐美智代君	上下水道部長	杉本良則君
危機管理監	木田博人君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	豊田達也君	消防部長	豊田賢治君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	谷川健次君

地域医療部長	小森達也君	教育長	中原博君
教育部長	亀山隆君	代表監査委員	上田寿男君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会事務局長	落合巧君

●事務局職員

議会事務局長	大泉明彦	書記	渡邉靖文
書記	山北康仁		

●会議の次第

（午前１０時００分　開議）

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第７号により取り進めます。

日程に先立ち、この際お諮りします。

８番　髙島　真議員から、３月１２日の一般質問において不適切な発言があったとの理由により、その一部を取り消したいとの申出がありましたので、会議規則第６３条の規定により取消しの申出を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

髙島　真議員からの発言の取消しの申出を許可することに決定いたしました。

それでは、去る１０日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第１、議案第９号から日程第３３、議案第４１号までの３３件を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第　９号　亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について　原案可決

議案第１０号　亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について　原案可決
議案第１１号　亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について　原案可決
議案第１２号　亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について　原案可決
議案第１３号　亀山市職員給与条例の一部改正について　原案可決
議案第１４号　亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について　原案可決
議案第１５号　亀山市税条例の一部改正について　原案可決
議案第１６号　亀山市手数料条例の一部改正について　原案可決
議案第２４号　亀山市消防団条例の一部改正について　原案可決
議案第２５号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について　原案可決
議案第２６号　亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について　原案可決

令和７年３月１７日

教育民生委員会委員長　今　岡　翔　平

亀山市議会議長　岡　本　公　秀　様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第１７号　亀山市運動施設等条例の一部改正について　原案可決
議案第１８号　亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について　原案可決
議案第１９号　亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について　原案可決
議案第２０号　亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について　原案可決
議案第２１号　亀山市国民健康保険税条例の一部改正について　原案可決
議案第２３号　亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について　原案可決
議案第２７号　亀山市子どもの出生祝金条例の廃止について　原案可決

令和７年３月１４日

教育民生委員会委員長　鈴　木　達　夫

亀山市議会議長　岡　本　公　秀　様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第２２号	亀山市営住宅条例の一部改正について	原案可決
議案第４０号	市道路線の認定について	原案可決
議案第４１号	市道路線の認定について	原案可決

令和７年３月１３日

産業建設委員会委員長　草　川　卓　也

亀山市議会議長　岡　本　公　秀　様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第１０４条の規定により報告します。

記

議案第２８号	令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１０号）について	原案可決
議案第２９号	令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について	原案可決
議案第３０号	令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について	原案可決
議案第３１号	令和６年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について	原案可決

議案第３２号　令和６年度亀山市下水道事業会計補正予算（第４号）について　原案可決
議案第３３号　令和７年度亀山市一般会計予算について　原案可決
議案第３４号　令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について　原案可決
議案第３５号　令和７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について　原案可決
議案第３６号　令和７年度亀山市水道事業会計予算について　原案可決
議案第３７号　令和７年度亀山市工業用水道事業会計予算について　原案可決
議案第３８号　令和７年度亀山市下水道事業会計予算について　原案可決
議案第３９号　令和７年度亀山市病院事業会計予算について　原案可決

令和７年３月２４日

予算決算委員会委員長　森　　美和子

亀山市議会議長　岡　本　公　秀　様

○議長（岡本公秀君）

まず初めに、今岡翔平総務委員会委員長。

○７番（今岡翔平君登壇）

ただいまから総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る１０日の本会議で、当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、１７日に委員会を開催いたしました。

まず担当部長から説明を受けた後、質疑に入り審査を行いました。

初めに、議案第９号亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第１０号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、令和６年人事院勧告に鑑みた国の一般職の任期付職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の任期付職員の勤勉手当の支給等について所要の改正を行うものです。

審査の過程では、特定任期付職員に該当する職員に関する質疑があり、これについては、都市政策担当の理事を１名任用しているとの答弁でありました。

次に、今回の改正で特定任期付職員業績手当が廃止されるが、これまで支給したことはあるのかとの質疑があり、これについては、業績手当は成績優秀者に限るとなっているが、これまでに支給したことはないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第１１号亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亀山市職員の育児休業等に

関する条例の一部改正については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、仕事と育児、介護の両立を支援するため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等が図られたことを踏まえ、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、時間外勤務等の制限の対象となる子の範囲が拡充されるが、これまでの対応に関する質疑があり、これについては、以前からも所属長は育児を行っている職員の時間外勤務に関する意向をあらかじめ確認して配慮しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第１２号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正については、現在の厳しい市の財政状況等を総合的に勘案し、令和７年４月１日から令和１１年２月５日までの間に支給する市長の給料、期末手当及び退職手当の額を引き続き減額するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第１３号亀山市職員給与条例の一部改正については、令和６年人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職に属する職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものです。また、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから所要の改正を行うものです。

審査の過程では、地域手当の支給割合の引下げによる総支給額に関する質疑があり、これについては、既に人事院勧告により特に若年層の給料月額が上がっており、期末・勤勉手当の支給月数も引き上げられていることから、年収ベースでは影響はないと考えているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第１４号亀山市職員退職手当支給条例の一部改正については、国家公務員退職手当法の一部が改正されたことから、市の職員についても国家公務員に準じた取扱いとするため、所要の改正を行うものです。また、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、改正内容に関する質疑があり、これについては、今回の条例改正は雇用保険法の改正に伴うもので、就業促進手当には就業手当、再就職手当、就業促進定着手当があるが、今回そのうちの就業手当が廃止されることから規定の整理を行うものであるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第１５号亀山市税条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。また、道路交通法の一部が改正され、運転免許証と個人番号カードの一体化が図られることから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、マイナンバーカードを持っていない方への対応に関する質疑があり、これについては、マイナンバーカードと運転免許証の一体化であり、マイナンバーカードを取得されていない方は従来の免許証で手続ができるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第１６号亀山市手数料条例の一部改正については、建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部が改正され、原則全ての新築住宅及び非住宅が建築物エネ

ルギー消費性能基準への適合義務の対象となることに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、大規模修繕や模様替え、リフォーム等の取扱いに関する質疑があり、これについては、いずれも建築確認申請が必要となることから、手数料を改正するものであるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第２４号亀山市消防団条例の一部改正については、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第２５号亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正され、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額が改定されることから、政令で定める基準に従い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、損害補償に係る補償基礎額等の近隣市との比較に関する質疑があり、これについては、国家公務員の公安職給料表をベースに設定されており、特に大きな差はないと考えているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第２６号亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、消防団員等公務災害補償等共済基金に関する法律施行令の一部が改正され、非常勤消防団員に対する退職報償金の勤務年数区分が追加されることに伴い、所要の改正を行うものです。また、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、新たに３５年以上の区分が加えられたが、何を基準に設定したのかとの質疑があり、これについては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律に基づき額を設定しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

次に、鈴木達夫教育民生委員会委員長。

○１３番（鈴木達夫君登壇）

おはようございます。

ただいまから教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る１０日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、１４日に委員会を開催いたしました。

まず担当部長から説明を受けた後、質疑に入り審査を行いました。

まず初めに、議案第１７号亀山市運動施設等条例の一部改正については、令和６年度において、東野公園体育館空調設備工事が完了することに伴い、当該空調設備の利用料金の額の範囲を新たに定めるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、体育館アリーナの半面を利用した場合の料金に関する質疑があり、これについては料金単価を半額とし、利用申請者に請求するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第１８号亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、罹災者に対する災害弔慰金等の適切かつ迅速な支給を行うためには、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく合議制の機関において、災害弔慰金等の支給に関する事項の調査審議を行う必要があることから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、亀山市災害弔慰金等支給審査委員会に関する質疑があり、これについては、審査委員会は、医師、弁護士等有識者５名を予定しているとの答弁でありました。

次に、審査期間に関する質疑があり、これについては、災害と関連性が不明確な場合は時間を要する可能性があるが、災害との因果関係が明確な場合は、約一、二か月で支給できるものと想定しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第１９号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、府令基準において、特定地域型保育事業者の特定教育・保育施設等との連携に係る規定及び連携施設に関する経過措置が改正されたことから、市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について所要の改正を行うものです。

審査の過程では、連携施設の現状に関する質疑があり、これについては、特定地域型保育事業の対象施設として、かめ愛こどもの家、ちびっこかめやま園の２園があり、それぞれ亀山愛児園、和田保育園が連携施設となっているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第２０号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、省令基準において、家庭的保育事業者等の保育所等との連携に係る規定及び食事の提供の特例に関する規定並びに連携施設に関する経過措置が改正されたことから、市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について所要の改正を行うものです。

審査の過程では、市内の家庭的保育事業者等に関する質疑があり、これについては、かめ愛こどもの家とちびっこかめやま園が該当するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第２１号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、三重県の示す標準保険税率に則して保険税率を改正することにより、国民健康保険財政の健全化を図るため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、今回の改正による国民健康保険税の応能・応益割合の変動に関する質疑があり、これについては、改正後の割合は応能割が４９．５％、応益割が５０．５％となり、５０対５０に近づくとの答弁でありました。

次に、税率を変更しない場合の影響に関する質疑があり、これについては、現行税率では令和７年度に１億９，０００万円の不足が生じる。一般会計から法定外繰入れができない場合、三重県から貸付けを受け、国民健康保険事業特別会計から償還していくこととなるため、償還分を上乗せした税率改正を行わざるを得ないと想定しているとの答弁でありました。

次に、被保険者の所得階層の状況に関する質疑があり、これについては、４３万円以下から３００万円以下の世帯の比率が全体の８８％を占めている状況であるとの答弁でありました。

次に、今回の改正について、保険制度は維持できても被保険者の健康と生活を守ることのできない非常に厳しい値上げであるとの理由から反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第２３号亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、令和６年人事院勧告に鑑み、国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、改正内容に関する質疑があり、これについては、亀山市職員給与条例の改正と同様に、扶養手当の廃止及び管理職特別手当の支給対象時間を拡大するもので、子に係る扶養手当については、亀山市病院事業企業職員の給与に関する規程及び亀山市病院事業企業職員就業規程を３月中に改正し、亀山市職員給与条例に準じた改正を行うものであるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第２７号亀山市子どもの出生祝金条例の廃止については、子ども・子育て施策の強化及び若い世代の所得向上に向けた取組が進められていることから、市の限られた財源の配分を見直し、より質の高い効果的な子育て支援等の施策を推進するため、本条例を廃止するものです。

審査の過程では、出生祝金の支給状況に関する質疑があり、これについては、令和５年度の支給件数は５８件１７４万円であり、最大の支給件数は平成２７年度の８０件２４０万円であるとの答弁でありました。

次に、経過措置に関する質疑があり、これについては、支給対象は令和７年４月１日までに出生された子どもとし、令和７年度中の支払いができるよう経過措置を設けているとの答弁でありました。

次に、出生祝金は本市の特徴ある独自の子ども施策として長年継続してきた事業であり、事業の削減や廃止など、選択と集中により十分確保できる予算であるとの理由から反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告とします。

○議長（岡本公秀君）

次に、草川卓也産業建設委員会委員長。

○４番（草川卓也君登壇）

ただいまから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る１０日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、１３日に委員会を開催いたしました。

まず担当部長から説明を受けた後、質疑に入り審査を行いました。

初めに、議案第２２号亀山市営住宅条例の一部改正については、亀山市民間活用市営住宅事業により、平成２７年４月１日から借り上げていた賃貸共同住宅５戸について、令和７年３月３１日をもって賃貸借契約が終了することから所要の改正を行うものです。

審査の過程では、契約期間は１０年間延長することができるが、延長しなかった理由に関する質疑があり、これについては、相手方の自己都合ではあるが、修繕料や借り上げ料の金額が上がって

いることなどの影響もあると推測しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第４０号及び議案第４１号の市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である能褒野５２号線及び５３号線の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、私有地を市道に認定する場合の基準に関する質疑があり、これについては、開発行為による市道認定は、道路用地を市に帰属した上で、工事完了から３年経過し、または建物が８割以上建築されるといった要件を満たした場合に認定しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

次に、森　美和子予算決算委員会委員長。

○１２番（森　美和子君登壇）

おはようございます。

ただいまから予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る１０日の本会議で当委員会に付託のありました議案第２８号から議案第３２号までの令和６年度各会計補正予算５議案、議案第３３号から議案第３９号までの令和７年度各会計予算７議案、合わせて１２議案の審査に当たるため、２１日及び２４日の２日間にわたり委員会を開催いたしました。

初めに、議案第３３号令和７年度亀山市一般会計予算について、議案第３４号令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について、議案第３５号令和７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について、議案第３６号令和７年度亀山市水道事業会計予算について、議案第３７号令和７年度亀山市工業用水道事業会計予算について、議案第３８号令和７年度亀山市下水道事業会計予算について、議案第３９号令和７年度亀山市病院事業会計予算についての７議案の審査を行いました。

その結果、議案第３３号令和７年度亀山市一般会計予算については、第３子以降の出生祝金の廃止や教育施設の修繕料の減額など、事業が廃止、縮小されている予算には賛成できない。また、本来各部署で計上すべき修繕料については、財政部局がコントロールできるように予備費を増額するなど、問題のある予算が幾つも含まれているなどの理由から反対討論がありました。

そして、この議案については、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第３４号令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算については、市民の負担増となる国民健康保険税の大幅な値上げが含まれており、物価高騰に苦しむ市民の切実な要求に十分応えていないなどの理由から反対討論がありました。

そして、この議案については、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

また、議案第３５号から議案第３９号までの５議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

なお、委員会として、１つ、財政構造改革骨太方針２０２４については、取組方針の一つである枠配分方式を改めて精査するとともに、改訂された亀山市基金活用指針に基づき基金の有効活用を図るなど、徹底した歳出削減と歳入確保に取り組まれたい。

１つ、予備費は、あらかじめ予見できない予算超過の支出に対する予算であり、本来の趣旨に合わせて計上すべきものであることから、予見できる修繕料等については当初予算に計上されたい。

１つ、次期総合計画の策定に当たっては、市民ニーズを十分に把握し、的確に施策の優先度を見極めるとともに、財政健全化と政策推進が両立するよう考慮して取り組まれたい。

１つ、今後大規模施設整備事業や次期総合計画に基づく新たな事業の実施により公債費の増加が見込まれることから、事業の優先度や規模等を十分精査して将来の財政負担を縮減するなど、健全な財政運営に努められたい。

以上４点の意見を申し添えたところであります。

次に、議案第２８号令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１０号）について、議案第２９号令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について、議案第３０号令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について、議案第３１号令和６年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について、議案第３２号令和６年度亀山市下水道事業会計補正予算（第４号）についての５議案は、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会にそれぞれの審査を分担したことから、審査の経過内容について各分科会長から報告を受けました。

各分科会長の報告に対する質疑及び議案に対する討論はなく、議案第２８号から議案第３２号までの５議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第９号から議案第４１号までの３３件について討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

１８番　櫻井清蔵議員。

○１８番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、議案第１３号と議案第２７号について、反対の立場で討論させていただきます。

討論させていただきます前に、先般、私の長いこと同僚でありました小坂直親議員が逝去されました。小坂さんは町役場職員から議員を経て、市議会議員になって、私と共に地域住民のために頑張ったことについては本当に心から感謝を申し上げ、哀悼の意を申し上げて反対討論に移らせてい

ただきたい。お時間いただきましてえらい申し訳ないけど、述べさせていただきます。

それでは、議案第１３号亀山市職員給与条例の一部改正について及び議案第２７号亀山市子どもの出生祝金条例の廃止についての２議案について反対の立場で討論をさせていただきます。

初めに、議案第１３号亀山市職員給与条例の一部改正についてであります。

この議案は、主に令和６年度人事院勧告に鑑み、国の一般職の給与改定の取扱いに準じ、市の職員の給与を改正するため、所要の改正を行うものであります。この中で特に私が反対するのは、地域手当の支給割合を現行の６％から、令和７年度に１％、令和８年度に１％と段階的に２年間で４％に引き下げる改正であります。人事院勧告によると、地域手当について、その支給地域が見直され、隣接する市町村との関係で不均衡が生じている現状も踏まえて、設定する地域の単位を広域化するもので、亀山市は４％の区分に組み入れられ、その勧告に準拠しようとするものであります。

ところで、そもそも本市の地域手当は、平成１８年に当時の田中亮太前市長の英断により、市単独で年１％ずつ、４年間で４％の支給を決定し、その後、平成２８年度に６％に引き上げたものであります。私は、この地域手当というのは、優秀な人材を確保するために必要な制度であると思っております。そして、何よりも市の発展と市民サービスに日々頑張っている職員の努力に報いるためにも、人事院勧告に準拠することなく、市長の判断で独自に現在の６％支給を堅持すべきであるものと思っております。

また、総務省は、これまでは国基準を上回る地域手当を支給する自治体に対して、財政に余裕があるとみなし、超過相当分に対する特別交付税の減額をしてきましたが、国家公務員における地域手当の都道府県単位の見直しと合わせ、人材確保のことからその減額措置を廃止しております。６％支給の堅持を求める理由の一つであります。

さらに質疑で既に給与制度のアップグレードと期末・勤勉手当も０．１か月引き上げていることから職員に不利になっていると言えないと答弁がありましたが、これは明らかに不利になっていると言わざるを得ず、到底納得できるものではありません。

私の思いは、市長と職員、これも人です。人というのは、通常このように書きます。これが人です。これがこのようになると思うんです。市長が気張っても職員が、減額されたら仕事を気張らんという職員は見えんとは思いますけれども、やはり市長と職員が一体になってこそ人は歩いていけるものと思っています。人は決して１人で生きていけるものではないと思います。共に手をつなぎ、歩いていくのが人であると思っています。人が人を動かす。そのためは、人にはそれ相応の報酬をいただいてもらうのが私は当然やと思いますので、この討論に立たせていただいております。

よって、この地域手当の支給割合の引下げについては反対をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

次に、議案第２７号亀山市子どもの出生祝金条例の廃止についてであります。

この議案は、前田中亮太市長さんが平成１９年から子ども祝金として制定をされました。だけど、現櫻井義之市長になってから、平成２４年に子ども祝金を全廃するという議案が提出されました。その際、議会は第１子、第２子においてはやむを得んだろうと。だけど、今後のことを思って、第３子以降については祝い金を支給すべきであるということでこの議案は否決されて、現在までこの出生祝金が存続しております。

だけど、今回の提案において、出生祝金は第３子以降に支給することで子育ての支援策として、

また少子化対策として、さらに定住化にも寄与するものであり、市単独の施策として支給されてきました。国の施策が充実されたことによって廃止するとの理由でありましたけれども、確かに出生祝金の支給を始めた頃と比較しますと大幅に国の施策は充実してきておりますが、これは本市の特徴ある独自の施策として長年続けてこられたもので、ぜひとも継続していただきたい。

出生祝金の対象者は月に５人程度です。年間１８０万ほどの予算が必要でありますが、他の事業の削減や廃止など、選択と集中により十分に確保できる額であります。少子高齢化社会の中、亀山市を担う子どもたちのために、また亀山市にみんなが住んでいただくために、国は国、市は市としてぜひとも単独事業を継続していただきたい。

以上のことから、この２議案について反対するものであります。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

１８番　櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

次に、１１番　福沢美由紀議員。

○１１番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党議員団を代表し、議案第２１号、亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に対し、反対の立場で討論します。

本議案は、国保税の大幅な引上げの議案です。もともと国保税が高過ぎると引下げを求めてきた我々議員団としては到底認められるものではありません。市が示した資料によると、国民健康保険被保険者の世帯構成人数の割合は、１人世帯が一番多く、全体の６２．７％、２人世帯と合わせると９２％を占めます。所得階層で見ると、年間所得４３万円以下の世帯が一番多く、全体の３８．４％を占めており、年間所得２００万円以下の世帯を合わせますと７６％となります。被保険者の半分は前期高齢者であり、特に医療アクセスを途切れさせてはならない世代です。そのような中、長引く物価高騰で深刻な生活苦に陥っている市民は多くなっていると考えられます。

保険税の引上げの影響を様々なモデルケースで確認しましたが、年間所得４３万円以下で７割軽減がかかっていても、８．２％から１２．３％の値上げです。特に現役世代も大変です。４０代夫婦と６歳以上の子ども２人の４人世帯ですと、年間所得３００万円以下で９万５，１００円の値上げ、年間所得４００万円以下となりますと１２万１，１００円の値上げです。現在短期保険証が発行されなくなり、無保険状態の方が増えているのではないかと推察するのですが、仮にこれほどの税率が掛けられた結果、保険税を払えずに医療にアクセスできない人がさらに増えるのではないかと心配です。治療が遅くなり重症化させてしまうと、かえって医療費がかかります。

保険者としても保険税収入が不足し、県への納付金が支払えなくなるおそれがあります。市は、令和７年度以降、現行の保険税の税率では三重県への納付金のための財源不足が見込まれると言います。なぜ財源が不足するのかというと、国からの激変緩和措置が令和５年度をもって廃止されたこと、被保険者の減少に伴う国民健康保険税の減収が言われています。また、令和８年に子ども・子育て支援金制度が創設され、現在の保険税に子ども・子育て支援金が加わること、また三重県の高い標準保険税率への統一に向けて、徐々に上げていかなくては急な引上げとなることも懸念材料のようです。

しかし、これらはいずれも被保険者に瑕疵はありませんし、県には納付金が払えないときのため

に基金が創設されています。一般会計からの繰入れも、地方自治として市民の命、暮らしを守るためには選択肢に入れるべきと考えます。財政が県に統一された唯一のメリットは急な医療費の増大に市町が備える必要がなくなったことです。幾ら保険制度が持続可能となっても、保険税率の引上げで市民の生命や健康を危険にさらしていては本末転倒です。

以上の理由でこの議案に反対するものです。今こそ、全国知事会や市長会が求めている国庫負担の引上げを大きな運動にしていきましょうと呼びかけ、議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（岡本公秀君）

１１番　福沢美由紀議員の討論は終わりました。

次に、１２番　森　美和子議員。

○１２番（森　美和子君登壇）

公明党を代表いたしまして、議案第２１号亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第２７号亀山市子どもの出生祝金条例の廃止について、賛成の立場で討論します。

まず、国民健康保険税条例についてです。

今回の改正は、国保運営が三重県単位化された中で行われてきた納付金に対する激変緩和措置が廃止されたことと、併せて被保険者数が減少してきたことによる財源不足から保険税の税率を改正するものです。提出された資料では、国保の運営基金を投入しない場合と、する場合のパターンが示されましたが、少しでも上げ幅を抑えるために基金の５０％を投入することになったと説明を受けました。

質疑の中で明らかになったのは、今ある基金を全額投入しない理由として、令和８年度には国の子ども・子育て支援金を各保険者が負担するなど、今後も一定程度基金を確保しておく必要があること、また一般会計から法定外繰入れを行った場合は、ペナルティーとして亀山市が行う保険事業に対する交付金が減少すること、さらにこの条例を否決して現行の保険税にとどめた場合、財源不足を国の財政安定基金から貸付けを受けなければならず、今後償還金は被保険者が負担することになり、かえって保険税に跳ね返ってくることが明らかになりました。以上のような理由から、やむを得ない改正だと考えます。

しかしながら、国保制度は課題も多く、市は市長会等を通じて国に申入れをしていただくとともに、被保険者の多くが高齢世帯や所得の低い方であることから、約６割の方が軽減措置の対象であるとはいえ、税率改正は全ての被保険者の生活に影響を与えかねないことから、丁寧な周知を求めておきます。

次に、子どもの出生祝金の廃止についてです。

まず、過去にこの条例が制定された時期については平成１９年に遡り、第３子以降の誕生日祝い金と合わせて制定されたものでした。当時亀山市は不交付団体となり、非常に税収も豊かでありました。その後、議会の議論も経て、平成２３年から子どもの出生祝金条例として制定されたものが今回廃止される条例です。

この約１５年間で、産前産後対策を含め、子どもに対する環境は劇的に変化しています。出産育児一時金は４２万円から５０万円に引き上げられ、出産・子育て応援交付金１０万円が全ての妊産婦に支給され、今年度から児童手当が拡充される中で、第３子以降は年間３６万円が１８歳になる

まで支給となりました。さらに、妊産婦に対しては、お金だけでなく、産後ケアも含めた相談体制の充実も非常に大事です。特に、この産後ケアに対しては今後さらに充実していくことがこの議会でも明らかになりました。以上のような理由から、亀山市の現状を鑑み、やむを得ない廃止であると考えます。ただし、周知期間については、４月２日以降に出産を控えておられる方や、今後第３子以降の妊娠を考えておられる方に対して配慮されたとは言い難いため、特に丁寧な周知を求めておきます。

以上のような理由から、２つの条例に対して賛成します。議員各位の賛同を求め、討論といたします。

○議長（岡本公秀君）

１２番　森　美和子議員の討論は終わりました。

次に、７番　今岡翔平議員。

○７番（今岡翔平君登壇）

議案第３３号令和７年度亀山市一般会計予算について、反対の立場で討論します。

予算編成に当たり、財政構造改革骨太方針２０２４を打ち出し、財政改革に取り組まれましたが、目標に対し約３億円オーバー、達成できたのは１５部局中５という結果は明らかな失敗です。また、財政改革に取り組んだ部署、職員間に不平等感が残り、これ以降の改革に大きな支障が出ることも懸念しております。そして、失敗の要因が市民サービスの維持という理由なのに、内容を見ると、第３子以降の出生祝金の廃止や教育施設の修繕費の減額、自分でできない方への害虫駆除支援の廃止など、金額も内容も理解に苦しむ事業が廃止、縮小されているアンバランスな予算には賛成ができません。

以上、議員各位の賛同を求め、討論といたします。

○議長（岡本公秀君）

７番　今岡翔平議員の討論は終わりました。

次に、４番　草川卓也議員。

○４番（草川卓也君登壇）

議案第３３号令和７年度亀山市一般会計予算につきまして、会派結を代表し、賛成の立場で討論を申し上げます。

令和７年度は、第２次亀山市総合計画の最終年度に当たり、その総仕上げの年であり、市政の方向性と施策の集大成を体現する予算案であります。予算規模は、歳入歳出ともに２３６億２，０００万円に達し、前年度比１４億１，０００万円、率にして６．３％の増加となっております。この増加は、扶助費や義務的経費の増加並びに防災情報伝達システムや中学校全員喫食制給食の整備等の将来投資によるものであり、財政構造改革骨太方針２０２４の取組を反映させながら、必要な分野には果敢に予算配分された構成となっております。この６．３％という予算規模の伸び率は、昨年度の本市予算伸長率３．８％及び県の予算伸び率３．９％と比較しても相対的に高く、喫緊の課題に対しては前向きに対応しようとする意思が示されたものと評価いたします。

一方で、財政構造改革の観点からは、標準的経費における一般財源約５億４，０００万円の削減、政策的経費における一般財源１億４，０００万円の削減が図られた結果、一般財源総額は前年度比２億６，４７９万７，０００円の削減、率にして１．６％の削減となりました。歳出規模は拡大しな

がらも、一般財源の圧縮を図ることで財政構造改革に努めた姿勢が表れております。

注目すべきは、財政調整基金の繰入額が前年度比４億２，０００万円減の５億２，０００万円に抑制されたことであります。これは、少なくとも平成２３年度以降で初の５億円台という低水準であり、最も繰入額が多かった平成２８年度の１５億１，１００万円、あるいは過去１０億円を超える繰入れが常態化していた時期と比較すれば、財政調整基金への依存からの脱却に向けた着実な前進であり、財政構造の持続可能性を高める一歩として高く評価いたします。

もっとも、当初見込まれていた一般財源の１０％削減、すなわち９０％配分枠に対し、実際の削減率が１．６％にとどまったことは、現行の削減手法に限界があることを示唆するものであり、令和８年度の第３次総合計画初年度、また集中改革期間の最終年度に向けては、より実効性ある改革手法への転換が求められます。

次に、歳入の内訳を見ると、自主財源は１２４億１，６１６万９，０００円で、構成比５２．６％、依存財源は構成比４７．４％、おおむねバランスの取れた内容を維持しております。中でも、市税収入は、１０５億８，３７０万円と前年度比８億６，２７０万円、率にして８．９％の大幅な増加となっており、個人市民税、法人市民税いずれも堅調に推移したことに加え、経済活動の正常化や企業業績の回復が背景にあると見受けられます。

一方、依存財源については、子育て支援、障がい者自立支援等の分野で国・県の支出金を的確に引き出し、さらに市債発行については、予算全体の５．５％に相当する１２億９，３７０万円に上りますが、防災、教育関連施設整備といった将来を見据えた必要な投資として活用されており、今後も公債費比率への十分な配慮と、大規模施設整備事業など後年度負担の抑制に留意しながら、責任ある運営がされるものと受け止めております。

歳出の面では、民生費が構成比３７．８％と最大を占めており、これまでの積み重ねを充実させる重層的支援体制整備事業、障がい者の自立支援、高齢者の保健事業と介護予防の一体的推進など、健康で生きがいのあるまちづくりに貢献する予算として熱意を感じるものとなっております。

また、未来への投資としての子育て、教育施策においても、物価高騰に対する学校給食費等の保護者負担軽減の継続、病児保育を開始する民間保育所への支援、不登校児童・生徒に対する校内教育支援センター支援員の配置などが着実に進められており、子どもを安心して育てられるまちづくり、そして若年層の定住促進につながる内容となっております。

さらに、持続可能な地域公共交通の再構築に向けて地域生活交通再編事業が推進され、市民参加型のワークショップを通じた実態把握や南部、西部、加太、白川ルート等の再編に向けた検討が進められております。単なる効率化にとどまらず、共創に基づく地域交通の在り方が模索されている点では、今後の持続可能な都市運営にとって極めて重要であります。

また、企業誘致、産業政策の分野では、代表質問にて、市長より新たな産業団地の整備は喫緊の課題との力強い言葉が示されました。令和７年度には、亀山インターチェンジ周辺における概略設計や地権者意向調査が進められ、民間のノウハウの活用を視野に入れた事業化が図られます。産業振興奨励制度の見直しも含め、雇用税収の安定化、地域活性化を目指す戦略的誘致が一層推進されることを期待いたします。

これら全般にわたっての負担支出として、市民１人当たりの負担は、昨年より３万８７１円アップの４８万１，７２６円と高い水準を示しつつも、市政の限りない発展へと移行しております。人

口減少が進む地域にも目を配りながら、地域の実情に応じたバランスある予算執行へとつながっていくことを期待いたします。

以上を総括いたしますと、長期的経費が１７４億６，７９３万４，０００円、構成比７４％と大きな割合を占めておりますが、扶助費は４億２，０４１万円増加し、義務的経費等の圧迫が強まっている状況にあります。高齢化の進行、介護、障がい福祉、子育て支援など社会保障の多様化、複雑化が進む中において、これらの支出は避け難い側面を持ち合わせており、持続可能な制度運営と予算配分の両立が今後ますます重要となってまいります。

その一方で、人件費８，４６５万４，０００円の減、維持補修費１億１，７２８万５，０００円の削減、補助費等を３，４５２万３，０００円の削減が行われ、結果として長期的経費全体の構成比は前年度比で３．１ポイント縮小しており、各所管における財政改革への懸命の努力が確実に数字に表れております。ただし、道路維持修繕関連など大きく減額されている予算もあり、施設の維持管理については事後的な修繕に偏るのではなく、予防保全の観点から計画的な補修、保全が図られるよう代表質問で求めました。その推移に関しては、今後の予算編成にも注視してまいります。

他方、投資的経費は１８億６，９１０万２，０００円で構成比８％、前年度比で３．７ポイントの増加となっており、公共インフラ及び防災、教育分野に対し……。

○議長（岡本公秀君）

申し上げます。簡潔にお願いいたします。

○４番（草川卓也君登壇）

はい、もう終わります。

教育分野に対し前向きな姿勢で重点的投資がなされた点は高く評価されるものであります。

以上、財政構造改革と将来投資のバランスを取りながら、限られた財源の中で果敢に構成された適切な予算であると確信し、賛成の意を表明して私の討論を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

４番　草川卓也議員の討論は終わりました。

次に、１６番　服部孝規議員。

○１６番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、議案第３３号令和７年度亀山市一般会計予算及び議案第３４号令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算の２議案について、反対の立場で討論します。

まず一般会計予算です。

令和７年度の予算編成に当たり、令和６年度当初予算一般財源額の１０％減とする予算枠を各部署に示し、予算編成に入りましたが、新規の事業等を考慮したため、市全体で３．５％減にしかならない予算枠の提示になってしまいました。その上、最終的にはこの予算枠すら守れず、僅か１．６％削減しただけの予算編成となりました。前年度の５％削減は削減どころか増加し、そして今回も１０％の削減を掲げながら、１．６％の削減しかできませんでした。私たちは当初から一律の削減目標では無理があることを指摘し、市長が力を入れている事業を含め、事業名を上げて検討するよう求めてきました。結局、予算決算委員会で、今後は手法の見直しをすることを表明せざるを得ませんでした。

こうした取組の結果として編成されたのが令和７年度予算案です。私たちは予算編成の前提として、財調残高１５億円維持があり、そこに収まるように歳出を抑え編成した予算案であり、そのため多くの市民要望が盛り込まれなかったと考えています。異常とも言える物価高騰と物価上昇に見合わない賃金、年金の中で苦しい生活を余儀なくされている市民生活を守る予算案とは到底言えないものになりました。

また、代表質問でただしたように、市の重点施策である新庁舎建設では、候補地である亀山駅周辺は最大３メートルの浸水が想定され、また市有地がなく、市内で最も時価が高い地域であるため、浸水対策や用地購入費、移転補償費などが高くなり、総事業費が高くなる最も経済性の低い候補地です。また、事業費が高くなる低層３階建ての集約型としています。財政が厳しい中での新庁舎建設である以上、６年延期をするのであれば、この計画は抜本的に見直すべきです。また、代表質問で、ごみ処理施設、新庁舎、学校施設、し尿処理施設の４つの大規模施設整備事業を重ねてしまったのは、櫻井市政の計画性のなさであることも明らかになりました。

さらに、リニア中央新幹線事業の推進も問題です。代表質問で示したように、東京－名古屋間の全ての沿線圏で工事の遅れが出ており、開業が２０年先になるのか、開通そのものが実現できるのかも見通せない状況になっています。また、見通しが全く立たない事業のためのリニア基金２０億円は廃止し、公共施設整備基金を創設すべきです。このようにリニアは市が推進すべき事業でないことは明らかではないでしょうか。

また、老朽化が進み、多くの公立保育園が築４０年以上であるのに、全面改築の計画すらなく、建物が古いだけでなく、施設面でも問題を抱えています。特に子どもたちに排せつの自立を身につけさせる上で重要な役割を果たすトイレのドライ化も６割弱にとどまっています。

その他、個別の予算にも問題があります。市民の暮らしを守る最前線で仕事をする職員体制ですが、正規と非正規の会計年度任用職員の割合が相変わらず半々であり、定員適正化計画でうたった真に必要な職種には正規職員を配置するということができておらず、会計年度任用職員の待遇改善も遅れています。

また、本来市が施設をつくり実施すべき中学校給食を民間企業に丸投げして実施することや市民のプライバシーを守る保障がないまま推進されるマイナンバーカード事業、他市と比べ遅れている産後ケア事業、社会福祉協議会の職員を配置することなど、手法やその効果が十分検討されていない。市民協働センターみらいへの中間支援機能の構築、本来各部署で計上すべき修繕費を財政当局がコントロールできるようにした予備費の増額など、問題のある予算が幾つも含まれております。こうした予算案には到底賛成できません。

次に、国民健康保険事業特別会計予算です。

令和７年度の予算案には、国保加入世帯のモデルケースとして、４０歳代の夫婦と子ども２人の４人世帯、世帯所得３００万円の場合、年間９万５，１００円もの負担増となる国保税の大幅値上げが含まれています。この値上げは、５年後の令和１１年度末までに標準保険税率へ統一を行うための第一歩であり、今後もさらなる値上げが計画されています。代表質問で、これほどの値上げが所得２００万円以下が８割を占める被保険者が十分に支払える額かどうかとただしましたが、市はまともに答弁ができませんでした。このような値上げを含む予算案には到底賛成できません。

以上のとおり、物価高騰に苦しむ市民の切実な要求に十分応えない問題のあるこの２議案には反

対するものです。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（岡本公秀君）

１６番　服部孝規議員の討論は終わりました。

次に、８番　髙島　真議員。

○８番（髙島　真君登壇）

議案第３３号令和７年度亀山市一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

この市議会３月定例会では、財政構造改革について様々な議論がされました。私としては、各部がそれぞれ工夫して事業費の削減をしていただき、大変苦労して出した予算編成の結果だということを感じました。また、削減困難な人件費や公債費、それに新規事業の増加分がある中、努力をされた結果、これまでの財政調整基金の取崩し基調に歯止めをかけることができたと思っております。様々な取組を行っても、いきなり経費削減ということは難しいことから、令和７年度はまた財政調整基金が減少すると思っていたのですが、これが下げ止まるということであれば大変大きな意味があると思います。

さらに、基金についても、リニア中央新幹線基金として１，０００万円、庁舎建設基金として１億円を計上されております。私としてはめっちゃ少ないと思いますけれども、大きな意味があると思います。そして、積んだほうがいいと思いますが、財政状況が厳しい中しっかり将来を見据え、先の負担を少しでも軽くするため、最大限の積立てをする努力があることを私は感じました。

財政構造改革はまだ道半ばと思いますが、将来の亀山として、そして改革の最大の目的である持続可能な財政構造改革へつながるための令和７年度亀山市一般会計予算に賛成するとともに、来年度もしっかり構造改革を進めていきたいと強く思うところでございます。議員各位の賛同を求め、討論といたします。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

８番　髙島　真議員の討論は終わりました。

次に、２番　櫻木善仁議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

議案第３３号令和７年度亀山市一般会計予算に対し、新和会を代表し、賛成の立場から討論をいたします。

令和６年５月に財政構造改革骨太方針２０２４が打ち出され、持続可能な財政運営に向けた取組が進められました。令和７年度予算では、前年度比９０％の枠配分方式とした削減方針が掲げられました。９０％には届きませんでしたが、しかし重要なのは、単なる削減を目的とするのではなく、持続可能な財政運営に向けた着実な一歩を踏み出した点です。９０％に達しなかったことを一概に否定するのではなく、今後の見通しとして具体的な改善策を評価するべきです。目標はあくまで財政調整基金残高を令和１１年度末に２５億円以上とするものであり、令和７年度予算の９０％減は手法にすぎないものです。

令和１１年度末までに財政調整基金残高を２５億円以上にする目標を掲げ、段階的に収支の均衡を図る方針も示されております。令和６年度から８年度を集中改革期間とし、中長期的な視点で改善を進める姿勢は、将来の市民福祉の維持向上に寄与するものです。令和７年度予算は、昨年策定された財政構造改革骨太方針２０２４の初年度として、持続可能な財政運営を目指す中で編成され、

一般会計は過去最大の２３６億２，０００万円となりましたが、交付金などを活用し、一般財源ベースでは１．６％減と堅実な予算編成となっております。さらに、財政調整基金の残高は下げ止まる見込みとされております。

防災関連の取組として、３市共同の防災指令センター整備事業に４億２，９７７万円が計上されています。これは、広域的な防災対応力を高め、防災時に迅速かつ的確な指令を行うために重要な事業です。また、防災時に孤立のおそれがある地域へのデジタルスピーカー設置や防災アプリ開発など、防犯情報伝達システムの整備に２億４，８００万円を充て、市民の安全確保に資するものと考えます。

環境では、現行のごみ処理施設延命のための大規模整備事業に１億３，５９０万円が計上されています。現行施設を延命させる一方で、４つの大規模施設整備計画を見直し、市民生活への影響が大きいことや早期に整備を行うことで経費の縮減が見込めると判断し、ごみ処理施設の整備を最優先しています。特に、新庁舎の建設を６年間遅らせることで財政負担を調整しつつ、改修コストがかかり続けるごみ処理の前倒し整備や学校施設関係の改修を優先する判断は、柔軟かつ現実的な対応であり、財政面での健全化と市民生活の向上に寄与するものだと評価できます。

また、地域経済の活性化にも重点が置かれています。教育旅行誘致のためのモニターツアーを実施し、市の観光資源を活用して交流人口の増加を図る取組は、長期的な経済効果が期待できます。

一方、市税収入は８．９％の増、１０５億８，３７０万円と見込まれ、特に個人市民税や法人市民税、固定資産税の増収がコロナ禍前の水準に回復したことは市の経済回復を示すものであり、引き続き地域経済の成長を後押しする必要があります。

また、歳入確保の取組として、公有財産の売却による収入などを積極的に計上しております。特に、亀田住宅跡地の売却によって２，１００万円増の２，６００万円を見込み、さらにふるさと納税では１億円の歳入を目指すなど、持続可能な財政運営に向けた施策を取り入れた積極的な予算となっております。

義務的経費の増加としては、児童手当の給付や障がい者支援などがあり、これらは前年度当初比で３億９，６１７万円、３．７％の増加となっています。

○議長（岡本公秀君）

申し上げます。簡潔にお願いいたします。

○２番（櫻木善仁君登壇）

はい。

また、和賀白川線等に投資的経費として９７．７％の増加が見込まれます。これらはインフラ整備の必要性を考慮した結果であり、最終的には市民生活の利便性向上に直結するものです。

以上の理由から、私は、議案第３３号令和７年度亀山市一般会計予算に賛成し、議員各位にご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（岡本公秀君）

２番　櫻木善仁議員の討論は終わりました。

以上で通告による討論を終結し、議案第９号から議案第４１号までの３３件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすことといたします。

それではまず、討論のありました議案第１３号亀山市職員給与条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第１３号亀山市職員給与条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、同じく討論のありました議案第２１号亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第２１号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、同じく討論のありました議案第２７号亀山市子どもの出生祝金条例の廃止について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第２７号亀山市子どもの出生祝金条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、同じく討論のありました議案第３３号令和７年度亀山市一般会計予算について、起立によ

り採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

起立多数であります。

したがって、議案第３３号令和７年度亀山市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、同じく討論のありました議案第３４号令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第３４号令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、討論のありました議案以外のうち、議案第２３号亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第２３号亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、同じく討論のありました議案以外の議案第９号から議案第１２号まで、議案第１４号から議案第２０号まで、議案第２２号、議案第２４号から議案第２６号まで、議案第２８号から議案第３２号まで及び議案第３５号から議案第４１号までの２７件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、

議案第　９号　亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第１０号　亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

議案第１１号　亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第１２号　亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

議案第１４号　亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について

議案第１５号　亀山市税条例の一部改正について

議案第１６号　亀山市手数料条例の一部改正について

議案第１７号　亀山市運動施設等条例の一部改正について

議案第１８号　亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第１９号　亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第２０号　亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第２２号　亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第２４号　亀山市消防団条例の一部改正について

議案第２５号　亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第２６号　亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

議案第２８号　令和６年度亀山市一般会計補正予算（第１０号）について

議案第２９号　令和６年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について

議案第３０号　令和６年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）について

議案第３１号　令和６年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について

議案第３２号　令和６年度亀山市下水道事業会計補正予算（第４号）について

議案第３５号　令和７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第３６号　令和７年度亀山市水道事業会計予算について

議案第３７号　令和７年度亀山市工業用水道事業会計予算について

議案第３８号　令和７年度亀山市下水道事業会計予算について

議案第３９号　令和７年度亀山市病院事業会計予算について

議案第４０号　市道路線の認定について

議案第４１号　市道路線の認定について

は、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

会議の途中ですが、１０分間休憩します。

（午前１１時２６分　休憩）

（午前１１時３４分　再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第３４、議案第４２号及び日程第３５、議案第４３号の２件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程をいただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず議案第４２号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の尾﨑末廣氏は、令和７年６月３０日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は、令和７年７月１日から３年間でございます。

次に、議案第４３号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の服部洋子氏は、令和７年６月３０日をもって任期満了となりますので、新たに亀山市辺法寺町にお住まいの川戸ゆり氏を同委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は、令和７年７月１日から３年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第４２号及び議案第４３号の２件について質疑を行いますが、通告はありませんので質疑を終結いたします。

続いてお諮りします。

ただいま議題となっております議案第４２号及び議案第４３号の２件については、会議規則第３６条第３項の規定により常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

議案第４２号及び議案第４３号の２件については、常任委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案第４２号及び議案第４３号の２件について討論を行いますが、通告はありませんので、討論を終結し、議案第４２号及び議案第４３号の２件について、起立により採決を行います。

まず議案第４２号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第４２号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第４３号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第４３号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第３６、委員会提出議案第２号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

深水隆司議会運営委員会委員長。

○３番（深水隆司君登壇）

ただいま上程いただきました委員会提出議案第２号亀山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正につきましては、議会運営委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。また、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、所要の改正を行うものです。

改正内容は、１つ目といたしまして、本条例で引用している番号利用法第２条第８項及び第９項が繰り下げられることに伴う規定の整理を行います。

次に、２つ目といたしまして、本条例中に規定されている「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

次に、３つ目といたしまして、その他規定の整理を行います。

なお、施行日は、令和７年４月１日とします。

ただし、懲役を拘禁刑に改める規定の施行日は、令和７年６月１日とします。

また、第５２条から第５４条までの改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより委員会提出議案第２号について質疑を行いますが、通告はありませんので質疑を終結します。

なお、委員会提出議案第２号については、会議規則第３６条第２項の規定により常任委員会への付託はしないこととします。

次に、委員会提出議案第２号について討論を行いますが、通告はありませんので討論を終結し、

委員会提出議案第２号について起立により採決を行います。

それでは、委員会提出議案第２号亀山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第２号亀山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次にお諮りします。

以上で、今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

したがって、令和７年３月亀山市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

（午前１１時４３分　閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

令和７年３月２７日

議　　長　　岡　本　公　秀

２　　番　　櫻　木　善　仁

１１　番　　福　沢　美由紀